令 和 6 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（2月28日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……3

開　　会……4

議長報告事項……4

会議録署名議員の指名……4

会期の決定……5

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙……5

東総衛生組合議会議員の選挙……7

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……8

議案上程……9

議案第　1号　令和６年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　2号　令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第　3号　令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　4号　令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第　5号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　6号　令和６年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　7号　令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第　8号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第　9号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１７号　旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号　旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２１号　旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号　旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２３号　旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２４号　旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２５号　旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について

議案第２７号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて

議案第２８号　市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第２９号　市道路線の認定及び変更について

議案第３０号　専決処分の承認について（令和５年度旭市一般会計補正予算）

議案第３１号　専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
施政方針並びに提案理由の説明……１０
議案の補足説明……２４
議案第１５号直接審議（先議）……７５
散　　会……７８

第　２　号　（３月４日）

議事日程……７９
本日の会議に付した事件……７９
出席議員……７９
欠席議員……７９
説明のため出席した者……７９
説明のため出席した参考人……８０
事務局職員出席者……８０
開　　議……８１
参考人の出席要求に関する件……８１
議案質疑……８２
常任委員会議案付託……２１４
常任委員会陳情付託……２１５
散　　会……２１５

第　３　号　（３月６日）

議事日程……２１７
本日の会議に付した事件……２１７
出席議員……２１７
欠席議員……２１７
説明のため出席した者……２１７
事務局職員出席者……２１８
開　　議……２１９
一般質問……２１９

８番　井　田　　孝……２１９
１３番　宮　内　　保……２２８
１番　常世田　正　樹……２４２
９番　島　田　　恒……２６１
６番　﨑　山　華　英……２７５
散　　会……２８９

第　４　号　（３月７日）

議事日程……２９１
本日の会議に付した事件……２９１
出席議員……２９１
欠席議員……２９１
説明のため出席した者……２９１
事務局職員出席者……２９２
開　　議……２９３
一般質問……２９３
７番　永　井　孝　佳……２９３
１２番　林　　晴　道……３０２
１９番　木　内　欽　市……３１４
１０番　片　桐　文　夫……３３２
４番　戸　村　ひとみ……３４２
散　　会……３５９

第　５　号　（３月８日）

議事日程……３６１
本日の会議に付した事件……３６１
出席議員……３６１
欠席議員……３６１
説明のため出席した者……３６１
事務局職員出席者……３６２

開　　議……３６３
一般質問……３６３
　１５番　宮　澤　芳　雄……３６３
　１６番　伊　藤　房　代……３７７
　２０番　松　木　源太郎……３８８
　　２番　伊　藤　春　美……４０７
　　５番　伊　場　哲　也……４１６
議案上程……４４３
議案第３２号　財産の処分について
提案理由の説明……４４３
議案の補足説明……４４４
議案質疑……４４５
会議時間の延長……４５２
常任委員会議案付託……４６１
散　　会……４６２

第　６　号　（3月１９日）

議事日程……４６３
本日の会議に付した事件……４６３
出席議員……４６３
欠席議員……４６４
説明のため出席した者……４６４
事務局職員出席者……４６４
開　　議……４６５
常任委員長報告……４６５
質疑、討論、採決……４７２
常任委員長請願報告……４９１
質疑、討論、採決……４９２
常任委員長陳情報告……４９３
質疑、討論、採決……４９３

発議案上程……４９５
発議第　１号　「特定商取引法平成２８年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について
発議第　２号　年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について
提案理由の説明……４９５
質疑、討論、採決……４９８
事務報告……４９９
閉　　会……４９９

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和６年２月２８日（水曜日）午前１０時２分開会

第　１　開　　会

第　２　議長報告事項

第　３　会議録署名議員の指名

第　４　会期の決定

第　５　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第　６　東総衛生組合議会議員の選挙

第　７　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第　８　議案上程

第　９　施政方針並びに提案理由の説明

第１０　議案の補足説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会

日程第　２　議長報告事項

日程第　３　会議録署名議員の指名

日程第　４　会期の決定

日程第　５　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

日程第　６　東総衛生組合議会議員の選挙

日程第　７　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第　８　議案上程

日程第　９　施政方針並びに提案理由の説明

日程第１０　議案の補足説明

追加日程　議案第１５号直接審議（先議）

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成
税　務　課　長	向　後　秀　敬	市民生活課長	江波戸　政　和
環　境　課　長	髙　根　浩　司	保険年金課長	髙　野　　久
健康づくり課長	飯　島　正　寛	社会福祉課長	向　後　利　胤
子育て支援課長	多　田　英　子	高齢者福祉課長	椎　名　　隆
商工観光課長	大八木　利　武	農水産課長	池　田　勝　紀
建　設　課　長	齊　藤　孝　一	都市整備課長	飯　島　和　則
会計管理者	小　澤　　隆	消　防　長	伊　東　秀　貴
上下水道課長	多　田　一　徳	教育総務課長	向　後　　稔
生涯学習課長	伊　藤　弘　行	体育振興課長	金　杉　高　春
監査委員事務局長	杉　本　芳　正	農業委員会事務局長	戸　葉　正　和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開会　午前１０時　２分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（飯嶋正利）　ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和６年旭市議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（飯嶋正利）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

なお、本年１月19日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

５番、伊場哲也議員、６番、﨑山華英議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（飯嶋正利）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

◎日程第５　東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利）　日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　席から質問いたしますけれども、12月議会の中で全員協議会でもって、各団体の議員の推薦がされました。

しかし、12月は本会議でもって選挙しておりません。ところが、３月議会では、本来であれば旭の議員は交代しているべきなのに、従前の方が出るという不規則な状態というのはどういうことなんでしょうか。執行部並びに議会当局からご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時　５分

再開　午前１０時４５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松木議員の発言につきましては、私のほうで善処させていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に宮澤芳雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました宮澤芳雄議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、宮澤芳雄議員が当選されました。

ただいま当選されました宮澤芳雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第６　東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利）　日程第６、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合規約第５条第３項の規定による議員に井田孝議員を、同条第４項の規定による議員に永井孝佳議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました井田孝議員を同組合規約第５条第３項の規定による議員の当選人に、永井孝佳議員を同条第４項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、井田孝議員を同組合規約第５条第３項の規定による議員に、永井孝佳議員を同条第４項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました井田孝議員と永井孝佳議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第７　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利）　日程第７、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に島田恒議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました島田恒議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、島田恒議員が当選されました。

ただいま当選されました島田恒議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選を告知いたします。

○議長（飯嶋正利）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第31号までの31議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第８　議案上程

○議長（飯嶋正利）　日程第８、議案上程。

議案第１号から議案第31号までの31議案を一括上程いたします。

議案第　１号　令和６年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　２号　令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第　３号　令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　４号　令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第　５号　令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　６号　令和６年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　７号　令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第　８号　令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第　９号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい

て

議案第１７号　旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号　旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２０号　旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２１号　旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２２号　旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２３号　旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２４号　旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２５号　旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について

議案第２７号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて

議案第２８号　市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第２９号　市道路線の認定及び変更について

議案第３０号　専決処分の承認について（令和５年度旭市一般会計補正予算）

議案第３１号　専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

◎日程第９　施政方針並びに提案理由の説明

○議長（飯嶋正利）　日程第９、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

米本市長。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和６年旭市議会第１回定例会を招集し、令和６年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げさせていただきます前に、本年１月１日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、けがや被害に遭われた方、避難を余儀なくされている方、ご家族・関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは初めに、総合戦略・国土強靭化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、令和６年度が現計画の最終年度となることから、次期総合戦略の策定を進めてまいります。

策定に当たっては、国や県の動向を踏まえ、本市が重点的に取り組むべき施策を再確認するとともに、ＳＤＧｓの推進やまちづくりへのデジタル技術の活用を含め、幅広く市民などの意見を取り入れてまいります。

国土強靭化については、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してまいりました。

本年は、令和６年能登半島地震による災害を教訓に諸情勢の変化等に対応するため、プログラムや指標の見直しなど必要な改定を行い、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地方創生と国土強靭化を２本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してまいります。

次に、重点戦略のうち、令和６年度に取り組む重点施策と生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

重点施策の一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、農業経営基盤と生産力の強化について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和３年市町村別農業産出額は448億1,000万円で、全国第11位となっております。

引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、労働力の確保、農業経営の安定化、生産性の向上を目指し、関係機関と連携して取り組んでまいります。

新規就農総合支援事業については、国の補助制度に加え、市単独による補助事業を実施し、親元での就農者への支援や、市外からの新規就農者を積極的に受け入れるなど、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、生産施設の整備やスマート農業に対する千葉県の補助制度に上乗せし、産地力の強化や農業の高収益化に取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市は、四季を通じて様々な観光イベントを開催し、例年多くの観光客に訪れていただいております。

本年もいいおかＹＯＵ・遊フェスティバルや七夕市民まつりなど地域の特性を生かしたイベントを中心に、元気な旭市をＰＲしてまいります。

観光資源創出プロモーション事業については、本市の魅力を広く全国へ発信するため、インスタグラムやユーチューブなどのＳＮＳを積極的に活用するほか、マスコミや旅行関連企業と連携して、地元産品や景勝地などを利用した観光資源の創出、旅行商品化に取り組んでまいります。

次に、雇用の推進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、創業、起業を目指す方のために、商工会や関係機関などと連携し、創業セミナーを開催するほか、経営支援セミナーなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

雇用対策については、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会などの活動を支援し、地元企業と本市の未来を担う高校生とのマッチング機会の提供など、若者の雇用促進に取り組んでまいります。

企業誘致等支援事業については、事業所の新設又は増設など、一定の設備投資を行った企業に対して、税制の優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、結婚出会いの場づくりについて申し上げます。

出会いの場創出事業については、若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、魅力ある様々な婚活イベントを開催し、結婚を希望する男女の出会いの場の提供に取り組んでまいります。

次に、子どもの育ちを支える教育環境づくりについて申し上げます。

地域学校協働活動推進事業については、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が連携・協働して様々な活動を推進しています。令和６年度は、市内全小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入に合わせて、地域学校協働活動との一体的な推進に取り組んでまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、シティセールスの推進について申し上げます。

ふるさと応援寄附推進事業については、昨年、返礼品であるハマグリがテレビ番組で紹介されたことにより、大きな反響を得て、当初の見込額を大幅に上回る寄附を頂いております。

今後も、ハマグリに続く第２、第３の人気返礼品の創出、改良及びＰＲに努め、本市の知名度向上を目指してまいります。

次に、移住定住促進策の拡充について申し上げます。

移住定住促進策については、定住促進奨励金や移住サポートセンターの設置など、多様な支援策に取り組んでおります。特に、移住サポートセンターは、相談業務やＳＮＳを利用した情報発信だけでなく、移住希望者に対して市内を案内するツアーの実施、移住された方同士の交流会の開催など、積極的な活動を展開しております。

今後も、本市の魅力のＰＲに努め、住みたい、住み続けたいと思える効果的な取り組みを進めてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供するための、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

また、高齢者人口の増加による、多様化・複雑化する各種相談に対しては、市内３か所の地域包括支援センターと市直営の基幹型地域包括支援センターが連携し、きめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、安心して暮らせる地域づくりについて申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業のうち飯岡地域の横根三川線については、関係機関と協議を進めながら、県道飯岡片貝線との交差点改良工事を実施し、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、引き続き事業を進めてまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

まちの交流機能の中核を担うおひさまテラスは、趣向を凝らした講座やイベントを開催することで、継続的に利用するリピーターが増えるなど、１月末現在で約15万人の来場者がありました。

「みらいあさひ」の全体計画の中で、市内介護事業者による特別養護老人ホームの建設が昨年６月に着工し、現在、建設が進められております。

今後も、あらゆる世代が地域と共に楽しく健康に、ひと・まち・くらしが充足する生涯活躍の拠点となるまちづくりを支援してまいります。

次に、令和６年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

一つ目は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

水田農業構造改革推進事業については、主食用米の需要が減少傾向にある中、畜産業が盛んな本市の特性を生かして、飼料用米を中心とした戦略作物への転換を支援し、水田農業の経営安定化に取り組んでまいります。

家畜防疫対策事業については、昨年の12月、県内においてカモ類のふん便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているため、各農場における飼養衛生管理の徹底を働きかけるとともに、各種防疫対策への支援を行ってまいります。

畜産環境フレッシュ事業については、臭気問題意識の向上と畜産農家が自主的に取り組む畜産臭気軽減対策を支援するなど、畜産環境の改善に取り組んでまいります。

農業水利施設改修事業については、老朽化した市内の農業用用排水路施設の長寿命化や施設改修に取り組む団体に対し支援してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、鳥獣による農作物への被害を防止し、農村環境を保全するため、補助事業の活用を促すなど取り組みを強化してまいります。

水産業については、漁業共済掛金の一部助成や貝類の種苗放流などを支援し、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復に取り組んでまいります。

水産基盤整備事業については、飯岡漁港内の施設改修や航路しゅんせつなど、水産基盤の整備を支援してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、市内の空き店舗等の利活用に対する支援をはじめ、共通商品券発行事業に係る運営費の支援や各商店街が実施するイベントなど、地域商業の活性化に

向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤強化のため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備に取り組んでまいります。

二つ目は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

感染症予防対策事業については、50歳以上の方を対象として、帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を新たに開始し、発症の予防と経済的負担を軽減してまいります。

また、昨年から学校を中心にインフルエンザが猛威を振るっていることに鑑み、現在、小学校２年生まで助成している任意インフルエンザワクチン接種費用の助成対象を、高校３年生まで拡大いたします。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、令和６年度から65歳以上の方などを対象に定期接種となるため、必要な準備を進めてまいります。

がん検診事業については、令和６年度から24時間予約可能となるインターネット予約システムを導入します。利便性が向上することで、受診率の向上とともに若い世代の受診者の増加が期待でき、がんの早期発見、早期治療につながるものと期待しております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

千葉県東部五市体育大会については、５月19日に本市を会場に開催されます。近隣から多くの選手が参加し、市内の各会場で様々な競技で熱戦が繰り広げられますので応援をお願いいたします。

あさひスポーツフェスティバルについては、10月に市内複数のスポーツ施設を会場として開催いたします。お子さんから高齢の方まで、あるいは家族や友人と共に楽しむことができる、ニュースポーツなどの体験型メニューを数多く予定しております。

パラ卓球ナショナルチームの合宿については、11月に本市を会場に受入れを予定しております。世界トップクラスのパラアスリートを間近に見ることでスポーツへの関心が高まり、スポーツを始めるきっかけとなることを期待しております。

社会体育施設については、指定管理者と共に老朽化した施設の点検改修を進め、安全で安心にスポーツが楽しめるよう、施設の維持管理に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

学校給食費については、物価高騰による食材費の上昇を踏まえて見直しを行った上で、第１子、第２子については半額免除、第３子以降は無償化を継続することとし、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいります。

ファミリー・サポート・センター事業については、子育ての援助を受けたい会員と援助したい会員が、子どもを預けたり、子どもを預かったりする育児の相互援助活動でありまして、サポート・センターは会員間の調整や連絡を行い、橋渡しの役割を担います。

今後、さらなる子育て支援の充実のため、事業開始に向け、鋭意取り組んでまいります。

妊婦・乳幼児健康診査事業については、産後２週間及び産後１か月の産婦健康診査と生後１か月の乳児健康診査の費用の一部助成を新たに開始し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備してまいります。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の建設については、既に工事に着手しており、令和７年４月の開所に向けて、適切な進捗管理に取り組んでまいります。

また、日の出保育所ととみうら保育所の再編整備については、保護者説明会やアンケート調査を実施いたしました。再編後の場所の選定については、旭市立日の出保育所・とみうら保育所再編整備検討会議の中で意見をいただき、日の出保育所を活用した方がよいという意見が多く出たところであります。

今後も、地域や保護者の理解を得ながら適切に事業を進めてまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、個々の状況に応じた在宅生活や日中活動サービス、地域生活支援などの障害者福祉施策を引き続き推進してまいります。

次に、小・中学校の再編について申し上げます。

干潟地域の小学校統合については、本年１月に旭市学校再編代表者会議を設置し、学校再編の可否のほか、統合校の位置、開校時期、名称などについて調査審議を進める予定であります。

今後も、児童数の推移を見据えつつ、旭市学校再編基本方針に基づいて、保護者や地域の皆様との合意形成に取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

部活動の地域移行については、旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、本市にとって望

ましい休日の部活動の在り方について協議してまいります。

また、先行して部活動の地域移行に取り組む団体に対し、モデル事業補助金を交付し、学校の教育課程外におけるスポーツ・文化芸術活動を支援してまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

大原幽学遺跡史跡公園については、昨年度に引き続き、防災設備更新工事を実施するほか、雨水排水対策として排水設備や公園北側駐車場等の整備を進めてまいります。

三つ目は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

初めに、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を都市住民との米づくり体験・交流の場として活用し、農作物を作る喜び、食べる喜びを感じていただくことで、農業の魅力発信と本市の豊富な農水産物のＰＲに取り組んでまいります。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球の世界ユース日本代表選考会やぽるぽろを通じて、本市の知名度アップや交流を深めてまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善に向けて、道路改良、排水施設整備及び維持補修工事など、計画的に取り組んでまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、ＪＲ東日本千葉支社へ委託しました鉄道横断工事が完了し、鉄道横断部前後の道路改良工事に着手したところであります。

南堀之内バイパス整備事業については、令和６年度末の供用開始を目指して、起点部及び終点部における交差点改良工事などを実施してまいります。

千葉県が進めております銚子連絡道路の整備については、横芝光町から匝瑳市までの延長５キロメートルの２期区間が、３月31日に開通することとなりました。

また、これに続く匝瑳市から旭市までの延長13キロメートルの３期区間につきましては、現在、関係機関と協議を行いながら、道路設計等を進めていると伺っております。

本市にとりまして重要な路線でありますので、引き続き事業が円滑に進むよう協力してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、安全・安心な水道水を供給するため旭市水道事業ビジョンに基づき、旭配水場の配水ポンプ施設や基幹管路など、耐震化を推進するとともに、配水区域の適正化

に取り組んでまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然と触れ合い、潤いと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

計画的な土地利用が行われ、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、市全域を視野に入れた都市計画の見直しに着手しており、本年度は素案の作成と住民説明会を実施いたしました。

今後は、国や県との協議を進め、令和８年度の都市計画決定を目指してまいります。

冠水対策排水整備事業については、従前より排水整備を進めている旭地域イ地区に加え、本年度から着工した旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の３地区について、計画的に整備を進めてまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、令和６年度末の事業完了を目指し、排水整備を進め、当地区の生活環境の向上に取り組んでまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の適正な維持管理を通じて、公共水域の水質保全や生活環境の向上に取り組んでまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上や個人住宅のリフォームに対する補助を通じた地域経済の活性化など、波及効果を含めて引き続き取り組んでまいります。

空き家等対策推進事業については、国が掲げる、活用の拡大・管理の確保・特定空家等の除却等に対応するため、旭市空家等対策計画を改訂し、より一層の効果的な取り組みを実施してまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

ごみの減量化推進事業については、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、今後も市民や事業者の皆様によるごみの減量化や３Ｒの取り組みを支援してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

きれいなまちづくりへの取り組みについては、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援するとともに、今後も市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全に取り組んでまいります。

四つ目は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」

であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢者に対する介護予防の普及啓発や、高齢になっても住み慣れた地域で自立した暮らしが続けられるよう、身近な地域で生活機能の低下を予防するための「通いの場」の立ち上げを支援してまいります。また、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者などの見守り体制の構築を強化してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、令和６年度中の業務開始に向けて、適切な進捗管理に取り組んでまいります。

消防施設整備事業については、後草地区の後草区民館敷地内へ地上型耐震性貯水槽を設置し、火災発生時の迅速な消火体制を確保します。

消防車両整備事業については、老朽化し、機能低下した干潟分署配備の水槽付消防ポンプ自動車並びに干潟地域の消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新し、消防・防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、公共交通網の整備について申し上げます。

デマンド交通運行事業については、令和６年度から医療機関を乗降場所とする場合の区域外運行を可能とし、そのための区域外運行車両１台を増車し、サービスの拡充に取り組んでまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者の保護については、成年年齢の引下げや、いわゆる霊感商法など、多様化する消費者トラブル等に対応するため、充実した相談体制を確保するとともに、未然防止の啓発活動を行い、豊かな消費生活の実現に取り組んでまいります。

多重債務者の救済支援については、庁内関係各課や関係機関との連携体制を強化してまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した本市独自の支援策について申し上げます。

物価高騰対策として、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金を受けた世帯を除く世帯を対象に、家計応援のため商品券の配付を予定しております。

次に、ストップ少子化大作戦について申し上げます。

本事業については、喫緊の課題である少子化に歯止めをかけるため、結婚・出産・子育て・定住を一連のものとして捉え、分野横断的な切れ目ない支援として市が実施している数

多くの少子化対策関連事業の中から、婚活支援事業や、移住支援制度の充実のほか、地域学校協働活動の推進など、九つの事業を特に取り上げて実施しております。

今後も、チーム旭市役所としてこれらの取り組みを継続し、少子化問題の解消に取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、全庁的に取り組む中で、市税等の収納率の向上と滞納額の縮減、経費の削減、組織・機構の見直し、職員数の適正化など、一定の成果を挙げているところであります。

なお、令和６年度は、第４次アクションプランの最終年度となるため、目標の達成に向けて一層の行政改革に取り組むとともに、行政改革推進委員会のご意見をいただきながら、次期計画となる第５次アクションプランの策定に取り組んでまいります。

デジタル技術を活用して行政サービスの改善や効率化を進める、いわゆる自治体ＤＸについては、デジタル戦略室を設置するとともに、国の制度を利用して民間企業からデジタル専門人材を受け入れ、自治体ＤＸを推進してまいります。

全ての公共施設の在り方や具体的な運用については、旭市公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握しながら、資産コストの縮減と公共施設の最適な配置を進めてまいります。

また、未利用地で処分が可能な土地については、積極的に売却を進めてまいります。

次に、令和６年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和５年度も引き続き健全な財政状況を維持しております。

令和６年度の歳入は、市税収入などは引き続き堅調に推移しているものの、長引く物価高騰の影響などにより、景気を下押しするリスクがあることから、依然として予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、人口減少・少子高齢化対策及び市民が安全・安心に暮らせるまちづくり等を積極的に推進する中、社会保障関係費や公共施設等の維持更新費用の増加、さらには、エネルギー価格など物価高騰による経常経費の上昇が引き続き懸念されることから、財政の負担増が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえた中でも、令和６年度の予算編成に当たっては、「チーム旭でまちづくり」の理念の下、最終年度を迎える第２期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標を実

現するために関連する諸施策をより強力に推進してまいります。

将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来　ず～っと大好きなまち　旭」を実現させ、本市のさらなる発展と、将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、一般会計の予算を324億8,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で、176億6,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で、32億9,218万3,000円となり、市全体の当初予算の規模を534億3,718万3,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第１号は、令和６年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ324億8,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、１款市税に74億4,816万4,000円、10款地方交付税に92億円、14款国庫支出金に34億8,170万9,000円、15款県支出金に19億9,964万4,000円、21款市債に40億5,920万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、２款総務費に35億3,046万6,000円、３款民生費に111億2,932万6,000円、４款衛生費に42億1,976万円、８款土木費に32億2,002万2,000円、９款消防費に25億5,443万4,000円、10款教育費に27億966万6,000円、12款公債費に33億5,136万円を計上したところであります。

議案第２号は、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模を歳入歳出それぞれ32億4,600万円とするものであります。

議案第３号は、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ事業勘定で79億7,900万円、施設勘定で8,400万円とするものであります。

議案第４号は、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ８億6,200万円とするものであります。

議案第５号は、令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ54億9,400万円とするものであります。

議案第６号は、令和６年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を16億7,594万1,000円と予定いたしました。

議案第７号は、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、事

業収益を５億9,067万1,000円と予定いたしました。

議案第８号は、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を8,959万8,000円と予定いたしました。

議案第９号は、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５億2,400万円を追加し、予算の総額を336億5,600万円とするものであります。

議案第10号は、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億6,624万6,000円を追加し、予算の総額を58億8,400万円とするものであります。

議案第11号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が定める基準府令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行令等の一部改正及び第９期介護保険事業計画に基づいた介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第19号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、奨励措置の対象業種に小売業、産科及び小児科を追加するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな国の指針に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市立公園において指定管理者制度の導入を進めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてでありまして、養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園及びぴあハウスの事業の終了に伴い、同病院定款の一部を変更する必要が生じたことから、地方独立行政法人法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについてでありまして、令和５年第４回定例会で議決をいただきました第３期中期目標を達成するための中期計画を定めることについて、地方独立行政法人法第83条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業、飯岡西部地区の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、経営体育成基盤整備事業

万才Ⅱ期地区の管理委託による１路線、主要地方道銚子海上線のバイパス整備による４路線、道路整備による３路線を認定、主要地方道銚子海上線、主要地方道旭小見川線のバイパス整備による６路線、道路整備による２路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、専決処分の承認についてでありまして、閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえて、国が実施する低所得者支援について、速やかに行う必要があることから専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第31号は、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◎日程第１０　議案の補足説明

○議長（飯嶋正利）　日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、ご登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

タブレットの４ページをお願いいたします。予算書は１ページになります。

第１条は、歳入歳出予算の総額を324億8,000万円と定めるもので、対前年度19億8,000万円、6.5％の増となりました。

第２条の債務負担行為、第３条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。

第４条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第５条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

タブレットの12ページをお願いいたします。予算書は９ページになります。

第２表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から、一番下の道路補修委託料まで、10項目ございまして、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

タブレットの13ページをお願いいたします。予算書は10ページになります。

第３表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として40億5,920万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明をいたします。

タブレットの17ページをお願いいたします。予算書は13ページになります。

１款市税のうち、１項１目個人市民税は28億6,270万9,000円、対前年度比7.1％の減を見込みました。これは、個人市民税の定額減税の影響によるものです。

２目法人市民税は３億5,511万6,000円、対前年度比6.1％の増を見込みました。

２項１目固定資産税は31億3,520万2,000円、対前年度比0.2％の増を見込みました。

次に、タブレットの18ページをお願いいたします。予算書は14ページになります。

３項軽自動車税のうち、１目環境性能割は1,119万円、対前年度比5.4％の減を見込みました。

２目種別割は２億4,402万2,000円、対前年度比4.9％の増を見込みました。

４項１目市たばこ税は５億6,623万6,000円、対前年度比6.5％の増を見込みました。

タブレットの19ページをお願いいたします。予算書は15ページになります。下のほうになります。

２款地方譲与税です。この２款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して、予算額を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

２款２項１目自動車重量譲与税は２億6,900万円、対前年度比13.0％の増を見込みました。

タブレットの21ページをお願いいたします。予算書は17ページになります。中段、やや下になります。

７款地方消費税交付金は14億9,400万円、対前年度比8.9％の減を見込みました。

タブレット22ページをお願いいたします。予算書は18ページになります。

９款１項１目地方特例交付金は３億800万円、対前年度比460.0％の大幅な増を見込みました。これは、定額減税による減収分を国が地方特例交付金で補填するためです。

10款地方交付税は92億円、対前年度比2.1％の増を見込みました。内訳については、説明欄１、普通交付税は、地方財政計画の伸びなどから81億5,000万円、対前年度１億5,000万円の増を見込み、説明欄２、特別交付税につきましても10億5,000万円、対前年度4,000万円の増を見込みました。

タブレット23ページをお願いいたします。予算書は19ページになります。

12款分担金及び負担金です。中段よりやや上になります。

１項３目教育費負担金は、対前年度比31.6％の減となっております。これは、主に３節保健体育費負担金の説明欄１、学校給食費負担金の減によるもので、令和６年度からこれまでの第３子以降の学校給食費全額無償化に加え、第１子、第２子の学校給食費を半額免除するためです。

タブレット26ページをお願いいたします。予算書は22ページになります。

14款国庫支出金です。

１項１目民生費国庫負担金は、対前年度比15.8％の増となっております。次のページをお願いいたします。上のほうになります。これは、主に４節生活保護費国庫負担金の増などによるものです。

２項１目総務費国庫補助金は、対前年度比35.4％の減となっております。これは、主に説明欄５、個人番号カード交付事務費補助金の減などによるものです。

２目民生費国庫補助金は、対前年度比3.6％の増となっております。これは、主に２節児童福祉費国庫補助金の説明欄３、子ども・子育て支援交付金の増などによるものです。

タブレット28ページをお願いいたします。予算書は24ページになります。下のほうになります。

４目土木費国庫補助金は、対前年度比51.4％の減となっております。これは、主に１節道路橋梁費国庫補助金の説明欄１、社会資本整備総合交付金の減などによるものです。

タブレット30ページをお願いいたします。予算書は26ページになります。

15款県支出金です。

１項１目民生費県負担金は、対前年度比6.0％の増となっております。下のほうになりま

す。これは、主に３節児童福祉費県負担金の説明欄２、児童手当負担金の増などによるものです。

タブレット31ページをお願いいたします。予算書は27ページになります。下のほうになります。

２項２目民生費県補助金は、対前年度比17.4％の増となっております。次のページをお願いいたします。中段、やや上になります。これは、主に３節児童福祉費県補助金の説明欄１、子ども・子育て支援交付金の増などによるものです。

タブレット33ページをお願いいたします。予算書は29ページになります。

４目農林水産業費県補助金は、対前年度比49.1％の減となっております。これは、主に１節農業費県補助金のうち、説明欄10、経営体育成基盤整備事業促進費補助金の減などによるものです。

タブレットの34ページをお願いいたします。予算書は30ページになります。中段になります。

６目土木費県補助金は、対前年度比94.3％の減となっております。これは、１節住宅費県補助金におきまして、令和５年度にありました東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金がなくなったことなどによるものです。

８目教育費県補助金は、対前年度比21.5％の減となっております。これは、主に２節社会教育費県補助金のうち、説明欄３、文化財保存整備事業費補助金の減などによるものです。

タブレット35ページをお願いいたします。予算書は31ページになります。

３項１目総務費委託金は、対前年度比18.5％の増となっております。これは、主に４節選挙費委託金の増などによるものです。

タブレットの37ページをお願いいたします。予算書は33ページになります。

16款財産収入です。

２項１目不動産売払収入は、対前年度比24.7％の減となっております。これは、１節土地売払収入の減によるものです。

その下になります。

17款寄附金です。

１項１目総務費寄附金は、対前年度比30.0％の増となっております。これは、説明欄１、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

タブレット38ページをお願いいたします。予算書は34ページになります。

18款繰入金です。

基金からの繰入金について、主なものを申し上げます。

２項１目財政調整基金繰入金は７億4,200万円、対前年度２億3,600万円の増で計上しております。

２目公共施設等整備基金繰入金は１億600万円、令和６年度、新規に計上しております。

３目災害復興基金繰入金は１億1,157万3,000円、対前年度9,879万3,000円の増で計上しております。

４目地域振興基金繰入金は１億3,577万8,000円、対前年度695万1,000円の減で計上しております。

５目ふるさと応援基金繰入金は２億円、対前年度5,000万円の増で計上しております。

タブレットの42ページをお願いいたします。予算書は38ページになります。

21款市債です。

１項２目民生債は６億5,440万円で、対前年度比が1,000％を超える大幅な増であることから、「増」のみの記載となっておりまして、予算額では対前年度６億5,250万円の増となっております。これは、２節児童福祉債、説明欄１、児童福祉施設整備事業債の増によるものです。

３目衛生債は１億8,740万円で、対前年度比が73.7％の増となっております。これは、２節清掃債、説明欄１、広域ごみ処理施設整備事業債の増によるものです。

一番下になります。

６目土木債は15億1,770万円で、１節道路橋梁債、説明欄１、道路維持補修事業債など、９本を計上しております。対前年度比14.8％の減となっておりますが、次のページをお願いいたします、これは主に説明欄８、震災復興・津波避難道路整備事業債の減によるものです。

７目消防債は13億9,000万円で、説明欄１、消防施設建設事業債など、６本を計上しております。対前年度比160.7％の増となっておりますが、これは主に説明欄１、消防施設建設事業債と説明欄６、防災基盤整備事業債（防災無線）の増によるものです。

８目教育債は１億7,790万円で、１節小学校債から３節社会教育債まで、説明欄に記載の３本を計上しております。対前年度比184.2％の増となっておりますが、これは主に３節社会教育債の増によるものです。

９目臨時財政対策債は5,000万円で、国の地方財政計画の伸び率などから、対前年度比64.3％の減を見込んでおります。

市債の合計は40億5,920万円で、対前年度13億1,650万円、48.0％の増となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　議案の補足説明は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、続きまして、歳出について、また前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

タブレットの45ページをお願いいたします。予算書は42ページになります。

１款１項１目議会費は、対前年度比0.3％の減で、２億2,042万2,000円を計上しました。

タブレット49ページをお願いいたします。予算書は46ページになります。

次に、２款総務費です。

２款１項１目一般管理費は、対前年度比3.1％の減となっております。

タブレット52ページをお願いいたします。予算書は49ページになります。下のほうになります。

減の主な要因は、説明欄７、庁舎管理費の減によるもので、これは昨年度計上していた駐車場整備工事が減となったことなどによるものです。

タブレット63ページをお願いいたします。予算書は60ページになります。中段になります。

７目企画費は、対前年度比14.8％の増となっております。

タブレット65ページをお願いいたします。予算書は62ページになります。

増の主な要因は、中段になります、説明欄４、ふるさと応援寄附推進事業と、タブレット68ページをお願いいたします。予算書は65ページになります。こちらも中段、説明欄８、ふるさと応援基金積立金の増などによるものです。

次に、３款民生費です。

大きく飛びまして、タブレットの99ページをお願いいたします。予算書は97ページになります。

３款１項２目障害者福祉費は、対前年度比6.4％の増となっております。

タブレット103ページをお願いいたします。予算書は101ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄10、自立支援給付事業の増などによるものです。

タブレット106ページをお願いいたします。予算書は104ページになります。

２項１目老人福祉総務費は、対前年度比16.9％の減となっております。減の主な要因は、下のほうになります、説明欄３、老人保護扶助費の減などによるものです。

タブレット113ページをお願いいたします。予算書は111ページになります。

３項１目児童福祉総務費は、対前年度比13.6％の増となっております。

タブレット120ページをお願いいたします。予算書は118ページになります。

増の主な要因は、説明欄16、放課後児童クラブ運営事業の増や、次のページをお願いいたします。中段になります。説明欄17、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業の増などによるものです。

タブレット123ページをお願いいたします。予算書は121ページになります。

中段やや下、３目児童措置費は、対前年度比13.2％の増となっております。増の主な要因は、説明欄１、児童手当給付事業の増によるもので、令和６年10月支給分から所得制限の撤廃など、制度が拡充されることに伴う増です。

タブレット124ページをお願いいたします。予算書は122ページになります。一番下になります。

５目障害児福祉費は、対前年度比28.6％の増となっております。増の主な要因は、説明欄１、障害児通所支援事業の増によるものです。

タブレット125ページをお願いいたします。予算書は123ページになります。

６目保育所費は、対前年度比43.4％の増となっております。

タブレット129ページをお願いいたします。予算書は127ページになります。

増の主な要因は、中段になります、説明欄７、保育所統合整備事業の増によるものです。

タブレット131ページをお願いいたします。予算書は129ページになります。

４項２目扶助費は、対前年度比38.1％の増となっております。増の主な要因は、説明欄１、生活保護扶助費における19節扶助費のうち、上から四つ目、医療扶助費の増によるものです。

次に、４款衛生費です。

タブレット139ページをお願いいたします。予算書は137ページになります。中段になります。

４款１項２目予防費は、対前年度比16.1％の増となっております。

タブレット141ページをお願いいたします。予算書は139ページになります。

増の主な要因は、説明欄４、後期高齢者健康診査事業が後期高齢者医療特別会計から一般会計に移行したことなどによるものです。

タブレット149ページをお願いいたします。予算書は147ページになります。

４目環境衛生費は、対前年度比17.3％の増で、増の主な要因は、説明欄２、環境衛生事務費の増などによるものです。

次のページをお願いいたします。上のほうになります。

環境衛生事務費の増は、18節負担金補助及び交付金の一番下、東総地区広域市町村圏事務組合負担金において、広域ごみ処理に係る匝瑳中継施設整備に係る分の増があったことなどによるものです。

次に、５款労働費です。

タブレット160ページをお願いいたします。予算書は158ページになります。

５款１項１目労働諸費については、対前年度比29.4％の増で、増の主な要因は、説明欄２、職業相談室運営支援事業において、人件費が増となったことによるものです。

次に、６款農林水産業費です。

タブレット171ページをお願いいたします。予算書は170ページになります。中段になります。

６款１項４目畜産振興費は、対前年度比26.2％の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番上、説明欄２、家畜防疫対策事業の減や昨年度、県の補助事業として実施しました、さわやか畜産総合展開事業が令和６年度は実施がないことなどによるものです。

一番下、５目農地費は、対前年度比50.3％の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番下、説明欄４、農業基盤整備事業において、豊和地区と飯岡西部の土地改良事業が事業進捗に伴い減したことや、次のページをお願いいたします。説明欄５、農業水利施設改修事業が事業進捗により減したことなどによるものです。

次に、７款商工費です。

タブレット183ページをお願いいたします。予算書も183ページになります。中段になりま

す。

７款１項２目商工振興費は、対前年度比29.4％の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、中段やや下になります、説明欄４、商業活性化推進事業のうち、18節負担金補助及び交付金の三つ目、商店街振興事業補助金において、プレミアム商品券発行事業分が減となったことなどによるものです。

次に、８款土木費です。

タブレット196ページをお願いいたします。予算書も196ページになります。中段になります。

８款２項２目道路維持費は、対前年度比20.7％の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番下、説明欄２、道路維持補修事業の減などによるものです。

タブレット198ページをお願いいたします。予算書も198ページになります。

一番下、３目道路新設改良費は、対前年度比17.0％の減となっております。

タブレット200ページをお願いいたします。予算書も200ページになります。

減の主な要因は、一番下、説明欄５、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業で、鉄道横断工事が完了したことに伴い、事業費が大幅に減したことなどによるものです。

タブレット202ページをお願いいたします。予算書も202ページになります。

４目橋梁維持費は、対前年度比90.8％の増となっております。増の主な要因は、説明欄１、橋梁長寿命化修繕事業の増によるものです。

タブレット207ページをお願いいたします。予算書も207ページになります。下のほうになります。

４項１目住宅管理費は、対前年度比59.5％の増となっております。

タブレット209ページをお願いいたします。予算書も209ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄４、市営住宅改修事業において、双葉団地Ａの改修工事を計上したことなどによる増などです。

次に、９款消防費です。

タブレット214ページをお願いいたします。予算書も214ページになります。

９款１項１目常備消防費は、対前年度比20.0％の増となっております。

タブレット216ページをお願いいたします。予算書も216ページになります。

増の主な要因は、説明欄３、消防庁舎整備事業の増や、次のページをお願いいたします。一番上、説明欄５、消防車両整備事業の増、説明欄６、消防広域化・共同化基盤整備事業の増などによるものです。

２目非常備消防費は、対前年度比22.3％の増となっております。

タブレットの220ページをお願いいたします。予算書も220ページになります。

増の主な要因は、中段やや上、説明欄５、消防団車両整備事業の増などによるものです。

３目災害対策費は、対前年度比579.1％の大幅な増となっております。

タブレット222ページをお願いします。予算書も222ページになります。上のほうになります。

増の主な要因は、説明欄３、防災行政無線等整備事業の増などによるものです。

次に、10款教育費です。

タブレット236ページをお願いいたします。予算書は237ページになります。

中段やや上、10款２項２目教育振興費は、対前年度比22.2％の増となっております。増の主な要因は、説明欄１、小学校教育振興費における４年に１度の教員用の指導書や教科書の購入に伴う増などによるものです。

少し飛びまして、タブレット263ページをお願いいたします。予算書は264ページになります。下のほうになります。

４項８目ユートピアセンター費は、対前年度比79.7％の増となっております。

次のページをお願いいたします。

増の主な要因は、説明欄２、いいおかユートピアセンター管理費のうち、さらに次のページをお願いいたします。中段やや下になります。14節工事請負費における施設の長寿命化に係る空調設備の改修工事の増などによるものです。

タブレットの266ページをお願いいたします。予算書は267ページになります。

９目大原幽学記念館費は、対前年度比28.4％の増となっております。

タブレット269ページをお願いいたします。予算書は270ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄５、大原幽学遺跡史跡公園整備事業の新規計上による増などによるものです。

次に、12款公債費です。

タブレットの283ページをお願いいたします。予算書は286ページになります。

12款１項１目元金は、対前年度比2.3％の増、２目利子は、対前年度比19.3％の増となっております。

次に、13款諸支出金です。

タブレット285ページをお願いいたします。予算書は288ページになります。中段になります。

13款２項１目水道事業公営企業費は、対前年度比19.6％の減で、減の主な要因は、説明欄１、水道事業会計繰出金における23節の投資及び出資金の水道事業会計出資金の減によるものです。

次に、14款の予備費です。

タブレット287ページをお願いいたします。予算書は290ページになります。

予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

タブレット288ページをお願いいたします。予算書は291ページになります。

ここから予算書の298ページまでは給与費明細書となっております。

１、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

一番下の比較の欄になります。職員数は、前年度と比べて、その他の特別職が68人の増となり、合計金額は一番右下、339万9,000円の増となっております。

タブレットの289ページをお願いいたします。予算書は292ページになります。

２、一般職のうち（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表でございます。

タブレット290ページをお願いいたします。予算書は293ページになります。

こちらは、一般職のうち会計年度任用職員以外の職員の表でございます。職員数の括弧内は、再任用短時間勤務職員の外書きとなります。

会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側、45億3,593万8,000円で、前年度と比べて１億1,777万円の増となっております。

タブレットの291ページをお願いいたします。予算書は294ページになります。

こちらは、会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとなります。

会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側、10億2,285万6,000円で、前年度と比べて１億8,105万円の増となっております。

なお、その他の内容については、次のページ、予算書295ページ以降に記載のとおりでございます。

タブレットの296ページをお願いいたします。予算書は299ページになります。

ここから予算書の301ページまでは債務負担行為に関する調書で、前年度までに設定したものも含め、令和６年度以降の支出予定額等を記載したものです。

タブレット299ページをお願いいたします。予算書は302ページになります。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和４年度末の現在高が284億5,467万7,000円、その右が令和５年度末の現在高見込額で286億4,158万1,000円、その右が令和６年度中の起債見込額で、こちらは令和６年度の市債の予算額となりまして40億5,920万円、その右が令和６年度中の元金償還見込額で32億4,263万7,000円、一番右が令和６年度末の現在高見込額で294億5,814万4,000円です。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、ご登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの301ページ、予算書の303ページをお願いいたします。

第１条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億4,600万円といたしました。

少し飛びます。タブレットの308ページ、予算書の309ページをお願いいたします。

歳入、１款諸収入として、貸付金元利収入17億8,850万円を計上しました。これは病院事業債の元利償還金分として、旭中央病院からのものになります。

２款市債として、病院債14億5,750万円を計上しました。これは旭中央病院が行う医師宿舎の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出、１款事業費ですが、貸付金として14億5,750万円を計上しました。これは歳入で計上しました病院債をそのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

２款公債費は、１目元金15億2,695万円及び２目利子２億6,155万円、合わせて17億8,850万円を計上しました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

次のページをお願いいたします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和６年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、173億1,301万円と見込んでおります。

以上で、議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、ご登壇ください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　保険年金課からは、議案第３号及び議案第４号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの312ページをお願いいたします。予算書は313ページになっております。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ事業勘定79億7,900万円、施設勘定8,400万円と定めるものです。

第２条は、一時借入金の限度額を事業勘定１億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第３条は、歳出予算中、款内において、流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

タブレットの313ページから321ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、322ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

タブレットの322ページをお願いいたします。予算書は323ページになります。

１款国民健康保険税は、計の欄で15億2,761万6,000円、前年度と比較して8.9％の減を見込みました。被保険者数の減少により、大幅な税収減を見込んでおります。

なお、計の一つ上の段に戻りまして、退職被保険者等国民健康保険税につきましては廃目となります。同様に、他の科目におきましても、退職者医療制度の廃止により、退職被保険

者に係る予算科目は全て廃止となっております。

タブレットの324ページをお願いいたします。予算書は325ページになります。

５款県支出金は、55億7,030万3,000円、5.5％の減を見込みました。内訳は、説明欄の１、保険給付費等普通交付金54億2,545万6,000円、及び説明欄の２、保険給付費等特別交付金１億4,484万7,000円となります。減の要因としましては、保険給付費等普通交付金の減によるもので、歳出の保険給付費の減と連動しており、金額については県で算定されております。

７款１項１目一般会計繰入金は、全て法定の繰入金でありまして、次のページに移りまして、タブレットの325ページの計の欄、４億8,421万1,000円、1.4％の減を見込みました。減の要因は、１ページ戻りまして、タブレットは324ページ、予算書は325ページになりますが、１節の保険基盤安定繰入金が減少したことによるものでございます。

タブレットの325ページをお願いいたします。予算書は326ページになります。

続いて、２項１目財政調整基金繰入金は、税の減収を補填するため、３億7,500万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの327ページをお願いいたします。予算書は328ページになります。

１款１項１目一般管理費は、3,356万8,000円、前年度と比較して27.8％の増を見込みました。増の要因は、職員手当や保険証廃止等によるシステム改修費の増加によるものです。

タブレットの329ページをお願いいたします。予算書は330ページになります。

下段の２款１項療養諸費は、次のページに移りまして、計の欄で46億9,202万2,000円、6.0％の減を見込みました。減の要因は、被保険者の高齢者割合が高いため、１人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者の減少が大きいため、総額で減となりました。

その下、２項高額療養費は、こちらも次のページに移りまして、計の欄で７億3,728万2,000円、4.4％の減を見込みました。

その二つ下、４項１目出産育児一時金は、2,751万2,000円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの332ページをお願いいたします。予算書は333ページになります。

中段、３款保険事業費納付金は、次のページに移りまして、計の欄で23億1,107万5,000円、4.7％の減を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。

４款１項１目保健事業費は、8,633万2,000円、8.2％の減を見込みました。主なものは、説明欄の１、特定健康診査等事業5,394万8,000円、及び次のページに移りまして、説明欄の

３、短期人間ドック事業2,343万6,000円などです。減の主な要因は、令和５年度に計上しました国民健康保険保健事業実施計画策定の委託料の減や特定健康診査等の対象者の減少によるものでございます。

タブレットの337ページをお願いいたします。予算書は338ページになります。

中段、７款３項１目直営診療施設補助金は、2,070万円、前年度と同額を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し、県から交付され、支出するものでございます。

４項１目施設勘定繰出金は、30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し、県から交付され、支出するものでございます。

タブレットの338ページをお願いいたします。予算書は339ページになります。

８款予備費は、3,000万円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの339ページをお願いいたします。予算書は340ページになります。

タブレットの339ページから340ページは、給与費明細書となっております。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

タブレットの344ページをお願いいたします。予算書は345ページとなります。

まず、歳入になります。

１款１項外来収入は、計の欄で4,958万円、前年度と比較して5.9％の増を見込みました。増の要因は、引き続き原則予約診療による人数制限を行うものの、インフルエンザなどの発熱外来の増加等により、患者数は増加すると見込んでおります。

続いて、２項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで463万7,000円、1.6％の増を見込みました。

タブレットの346ページをお願いいたします。予算書は347ページになります。

４款１項１目他会計繰入金は、740万円、前年度と同額を見込みました。

２項基金繰入金は、診療収入の不足分を補填するため、1,800万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの348ページをお願いいたします。予算書は349ページになります。

１款１項１目一般管理費は、5,119万8,000円、前年度と比較して7.8％の増を見込みました。増の要因は、説明欄の２、診療所総務事務費の職員手当と、次のページに移りまして、タブレットは349ページになります、説明欄の３、診療所施設管理費の増加によるものでございます。

タブレットの351ページをお願いいたします。予算書は352ページになります。

中段、２款１項医業費は、次のページに移りまして、計の欄で3,066万円、1.0％の増を見込みました。医業費については、主に医薬品衛生材料費で、その他に医療用の機械器具費を見込んでおります。

タブレットの353ページをお願いいたします。予算書は354ページになります。

６款予備費は、200万円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの354ページをお願いいたします。予算書は355ページになります。

タブレットの354ページから359ページは、給与費明細書となります。

以上で、議案第３号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの361ページ、予算書も同様に361ページになりますが、お願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億6,200万円と定めるものです。

次の362ページから366ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては367ページ以降でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

タブレットの367ページをお願いいたします。予算書も同様に367ページでございます。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は、６億3,241万3,000円、前年度と比較して11.1％の増を見込みました。増の要因は、被保険者の増加と保険料率の改定によるものでございます。

２款１項１目一般会計繰入金は、２億2,187万9,000円、前年度と比較して10.1％の増を見込みました。内訳は、事務費分1,990万円と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金２億197万9,000円です。この保険基盤安定繰入金につきましては、全額、千葉県広域連合へ納付するものでございます。

タブレットの368ページをお願いいたします。予算書も同様の368ページでございます。

下段、４款３項１目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、157万3,000円、95.1％の減を見込みました。減の要因は、歳出の健康診査事業を一般会計に移行したことに伴い、その財源となります千葉県広域連合からの健康診査受託収入も一般会計に移行したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの370ページ、予算書も同様に370ページでございますが、お願いいたします。

１款１項１目一般管理費は、1,802万6,000円、4.2％の減を見込みました。減の要因は、事務機器賃借料の減で、後期高齢者医療システム機器の再リースによりまして、月額の単価が減額となったことによるものでございます。

タブレットの371ページをお願いいたします。

２款１項１目広域連合納付金は、８億3,439万2,000円、11.2％の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を合わせて千葉県広域連合へ納付するものでございます。増の要因は、被保険者の増による保険料などの増加によるものでございます。

タブレットの372ページ、予算書も372ページをお願いいたします。

中段、４款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

その下、保健事業費は、健康診査事業を一般会計へ移行したため廃款となりました。

タブレットの373ページをお願いいたします。

タブレットの373ページ、予算書も同じく373ページは、給与費明細書となります。

なお、令和６年度は、健康診査事業を一般会計へ移行したことにより、任用する会計年度任用職員分についての記載がございません。

以上で、議案第４号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレット375ページ、予算書375ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の額を54億9,400万円と定めるものです。

第２条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の376ページから379ページは歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、381ページから382ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、タブレット383ページ、予算書383ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、タブレット383ページ、予算書383ページをお願いいたします。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料は、12億6,400万4,000円で、保険料基準額は年額６万6,000円、納付義務者数を２万304人と見込み、対前年度比2.9％の増で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.0％に当たる１節現年度分特別徴収保険料は、収納率100％で11億4,541万8,000円を見込み、２節現年度分普通徴収保険料は１億1,365万円、３節過年度分普通徴収保険料は493万6,000円を見込みました。

２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は９億3,085万1,000円、対前年度比0.1％の減で、２項１目調整交付金は１億7,229万2,000円、対前年度比22.2％の減で、２目地域支援事業交付金は7,064万7,000円、対前年度比10.3％の減でそれぞれ計上いたしました。

タブレット384ページ、予算書384ページをお願いいたします。

３目保険者機能強化推進交付金は、460万1,000円、対前年度比37.3％の減で、４目介護保険保険者努力支援交付金は992万4,000円、対前年度比9.7％の減でそれぞれ計上いたしました。

３款支払基金交付金の計は、14億1,501万1,000円、対前年度比2.3％の減で計上いたしました。

４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は、７億5,356万1,000円、対前年度比2.9％の減で計上いたしました。

タブレット385ページ、予算書385ページをお願いいたします。

同じく４款県支出金、２項１目地域支援事業交付金は、3,532万4,000円、対前年度比10.3％の減で計上いたしました。

６款繰入金、１項一般会計繰入金ですが、タブレット386ページ、予算書386ページをお願いいたします。

計になりますが、８億3,055万5,000円、対前年度比2.7％の減で計上いたしました。

８款諸収入ですが、タブレット387ページ、予算書387ページをお願いいたします。

２項２目雑入の計になりますが、721万3,000円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、タブレット388ページ、予算書388ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

１款総務費、１項１目一般管理費は、1,866万2,000円、対前年度比21.3％の減で計上いたしました。

タブレット389ページ、予算書389ページ、下の欄をご覧ください。

３項１目介護認定審査会費は、3,046万3,000円、対前年度比6.0％の増で計上いたしました。増となった主な要因は、デジタル化による介護認定業務の効率化とペーパーレス化を図ることを目的として、介護認定審査会にタブレット端末を導入するための経費を見込んだことによるものです。

タブレット392ページ、予算書392ページをお願いいたします。

２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費は、16億536万7,000円、対前年度比5.2％の増で、２目地域密着型介護サービス給付費は、９億7,360万4,000円、対前年度比11.6％の増でそれぞれ計上いたしました。増となった主な要因は、介護報酬の改定に伴う給付費の増と、利用増を見込んだことによるものです。

３目施設介護サービス給付費は、18億8,091万7,000円、対前年度比13.0％の減で計上いたしました。減となった主な要因は、令和５年度に開設予定であった特別養護老人ホームの完成時期の延期による給付費の減などによるものです。

続いて、タブレット393ページ、予算書393ページをお願いいたします。

６目居宅介護サービス計画給付費は、３億29万8,000円、対前年度比12.1％の増で計上いたしました。増となった主な要因は、利用増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、タブレット399ページ、予算書399ページをお願いいたします。

５款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は、4,800万3,000円、対前年度比50.4％の減で計上いたしました。減となった主な要因は、自立支援の取り組みにより、介護予防・生活支援サービス事業の利用減を見込んだことによるものです。

タブレット402ページ、予算書402ページをお願いいたします。

３項１目包括的支援事業費は、１億2,926万8,000円、対前年度比10.7％の増で計上いたしました。増となった主な要因は、地域包括支援センター委託料等の増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、タブレット409ページ、予算書409ページをお願いいたします。

６款諸支出金となりますが、計については、次の410ページをお願いいたします。178万2,000円を計上いたしました。主なものは、第１号被保険者保険料還付金となります。

７款の予備費は、前年度同様、1,000万円を計上いたしました。

タブレット411ページから417ページ、予算書411ページから417ページまでは、給与費明細書となっております。

最後のページ、タブレット418ページ、予算書418ページは、債務負担行為の令和５年度末までの支出額及び令和６年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第６号から議案第８号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　上下水道課からは、議案第６号から議案第８号までの補足説明を申し上げます。

初めに、議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の１ページ、タブレットの４ページをお願いいたします。

第１条は、総則となります。

第２条は業務の予定量で、（１）給水件数を２万1,775件、（２）年間給水量を645万1,620立方メートルとし、（３）１日平均給水量を１万7,676立方メートルと予定いたしました。（４）主な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事１億4,300万円及び配水管布設替工事２億6,048万円を予定いたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

予算書の２ページ、タブレットの５ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額３億3,544万8,000円につきましては、建設改良積立金等で補填いたします。

第５条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業でございます。総額８億870万円、令和６年度から13年度までの継続事

業で、年割額は表のとおりでございます。

続きまして、予算書３ページ、タブレットの６ページをお願いいたします。

第６条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第７条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第８条は、予定支出の各項で、流用ができる場合を定めるものでございます。

第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

続いて、予算書４ページ、タブレットの７ページをお願いいたします。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として、8,000万円を高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を390万4,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書５ページ、タブレットの９ページをお願いいたします。

令和６年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、１款水道事業収益を対前年度比2.2％の減で、16億7,594万1,000円と見込んでおります。

１項の営業収益は14億5,456万9,000円で、このうち主なものは、１目給水収益の14億4,348万5,000円で、水道料金収入でございます。

２項の営業外収益は２億2,137万2,000円で、主なものは、１目他会計補助金8,000万円で、高料金対策に要する経費として、一般会計からの補助金でございます。

２目補助金7,585万8,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

５目消費税及び地方消費税還付金1,051万3,000円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

１款水道事業費用は対前年度比0.5％減で、15億3,924万1,000円を予定いたしました。

１項の営業費用は15億75万1,000円で、この主なものは、１目原水及び浄水費８億9,936万

6,000円で、東総広域水道企業団からの受水費です。

２目配水及び給水費２億6,857万9,000円は、配水及び給水設備等の維持管理に要する費用でございます。

次の予算書６ページ、タブレットの10ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は対前年度比18.6％の減で、３億665万1,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、１項１目企業債の１億620万円は、旭配水場ポンプ施設更新工事に関するものでございます。

２項１目出資金の6,230万円は、配水池等の基幹水道構築物や配水管路の耐震化に係る出資金を見込んでおります。

３項１目補助金の4,451万8,000円は、旭配水場ポンプ施設及び基幹管路等の更新に係る国庫補助金を見込んでおります。

４項１目負担金の7,053万2,000円は、消火栓の設置や配水管の切り回し工事に係る一般会計からの負担金を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は対前年度比32.3％の減で、６億4,209万9,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、１項建設改良費５億9,407万1,000円のうち、２目改良工事費は、旭配水場ポンプ施設更新工事、基幹管路更新事業及び重要給水管路更新事業等に係る配水管布設替工事等で５億3,330万5,000円、３目固定資産取得費は、旭配水場の電気計装設備及び海上配水場の次亜塩素用タンクの更新などで、5,559万6,000円を予定しております。

次の予算書７ページ、タブレットの11ページは、令和６年度旭市水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の８ページから10ページ、タブレットの12ページから14ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

予算書の11ページ、タブレットの15ページは、継続費に関わる調書となっております。

予算書の12ページから13ページ、タブレットの16ページから17ページまでにつきましては、令和６年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の14ページから16ページ、タブレットの18ページから20ページにつきましては、令和５年度の予定損益計算書及び令和５年度末の予定貸借対照表となっております。

次の予算書の17ページから18ページ、タブレットの21ページから22ページは、注記で、会

計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の19ページ、タブレットの24ページをお願いいたします。

第１条は、総則となります。

第２条は業務の予定量で、（１）接続件数を2,211件、（２）年間有収水量を64万4,351立方メートルとし、（３）１日平均有収水量を1,765立方メートルと予定いたしました。（４）主要な建設改良事業は、公共下水道管移設工事3,648万7,000円、処理場設備更新工事3,144万4,000円及びポンプ場設備更新工事1,521万3,000円を予定いたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

予算書の20ページ、タブレットの25ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額１億913万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補塡いたします。

第５条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、予算書の21ページ、タブレットの26ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を１億4,500万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第９条は、他会計からの補助金について、一般会計から公共下水道事業会計へ、運営のための補助金として２億3,397万8,000円を受けることを記載したものでございます。

第10条は、繰越利益剰余金のうち7,325万7,000円について、企業債償還のための減債積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書の22ページ、タブレットの28ページをお願いいたします。

令和６年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、１款下水道事業収益を対前年度比0.6％の増で５億9,067万1,000円と見込んでおります。

１項の営業収益は１億2,221万5,000円で、このうち主なものは、１目下水道使用料で１億2,190万3,000円を見込んでおります。

２項の営業外収益は４億6,845万6,000円で、主なものは、１目他会計負担金１億1,236万5,000円で、高資本費対策経費など、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。

３目他会計補助金１億6,698万5,000円で、減価償却費や支払い利息など、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

１款下水道事業費用は対前年度比2.7％増で、５億8,214万9,000円を予定いたしました。

１項の営業費用は５億3,165万2,000円で、このうち主なものは、２目処理場費の２億768万2,000円を予定いたしました。

２項の営業外費用は4,740万9,000円で、このうち主なものは、１目支払利息及び企業債取扱諸費の3,759万4,000円を予定しました。

次の予算書23ページ、タブレットの29ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は対前年度比39.4％の増で、２億7,005万7,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、１項１目企業債の１億1,260万円は、資本費の平準化や設備更新のために借り入れるものでございます。

２項１目他会計負担金の5,365万7,000円は、総務省の定めた基準にのっとった一般会計からの繰入金でございます。

３項１目他会計補助金の6,699万3,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

５項１目工事負担金の3,648万7,000円は、排水路整備工事に係る公共下水道管の移設に伴う工事費用を一般会計が負担するものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は対前年度比23.4％の増で、３億7,919万円を予定いたしました。主な内訳としまして、１項建設改良費8,845万3,000円のうち、２目改良工事費は、排水整備工事に

係る公共下水道管の移設に伴う工事費用で3,648万7,000円、３目固定資産取得費は、旭市浄化センターの放流流量計及び旭中央汚水ポンプ場の破砕機の更新などで4,665万7,000円を予定しました。

次の予算書24ページ、タブレットの30ページは、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の25ページから27ページ、タブレットの31ページから33ページまでは、職員給与関係の明細書となっております。

予算書の28ページから29ページ、タブレットの34ページから35ページまでにつきましては、令和６年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の30ページから32ページ、タブレットの36ページから38ページにつきましては、令和５年度の予定損益計算書及び令和５年度末の予定貸借対照表となります。

次の予算書33ページから34ページ、タブレットの39ページから40ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の35ページ、タブレットの42ページをお願いいたします。

第１条は、総則となります。

第２条は業務の予定量で、（１）接続件数を423件、（２）年間有収水量を13万2,649立方メートルとし、（３）１日平均有収水量を363立方メートルと予定いたしました。（４）主要な建設改良事業は、処理場設備更新工事2,411万6,000円及びポンプ場設備更新工事1,903万円を予定いたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

予算書の36ページ、タブレットの43ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額2,087万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第５条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございま

す。

続きまして、予算書37ページ、タブレットの44ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第９条は、他会計からの補助金について、一般会計から農業集落排水事業会計へ、運営のための補助金として3,280万9,000円を受けることを記載したものでございます。

第10条は、繰越利益剰余金のうち1,078万3,000円について、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書の38ページ、タブレットの46ページをお願いいたします。

令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、１款下水道事業収益を対前年度比6.5％の増で、8,959万8,000円と見込んでおります。

１項の営業収益は1,719万円で、全て下水道使用料でございます。

２項の営業外収益は7,240万8,000円で、主なものは、１目他会計負担金1,106万9,000円で、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。２目他会計補助金3,026万6,000円で、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

１款下水道事業費用は対前年度比1.6％の増で、8,454万1,000円を予定いたしました。

１項の営業費用は7,993万円で、このうち主なものは、２目処理場費の2,375万2,000円を予定いたしました。

２項の営業外費用は361万1,000円で、このうち主なものは、１目支払利息及び企業債取扱諸費の247万6,000円を予定いたしました。

次に、予算書の39ページ、タブレットの47ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は対前年度比75.6％の増で、4,408万5,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、１項１目企業債は3,000万円で、設備更新のために借り入れるものでご

ざいます。

２項１目他会計負担金の1,112万2,000円は、総務省の定めた基準にのっとった一般会計からの繰入金でございます。

３項１目他会計補助金の254万3,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は対前年度比64.5％の増で、6,496万3,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、１項建設改良費4,314万6,000円のうち、２目改良工事費は琴田地区及び江ヶ崎地区のマンホールポンプ場のポンプ等更新費用で1,903万円。３目固定資産取得費は、江ケ崎クリーンセンター内の回分槽ばっ気攪拌装置等の更新などで2,411万6,000円を予定いたしました。

次の予算書40ページ、タブレットの48ページは、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の41ページから43ページ、タブレットの49ページから51ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

予算書の44ページから45ページ、タブレットの52ページから53ページまでにつきましては、令和６年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の46ページから48ページ、タブレットの54ページから56ページにつきましては、令和５年度の予定損益計算書及び令和５年度末の予定貸借対照表となっております。

次に、予算書の49ページから50ページ、タブレットの57ページから58ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの３ページをお願いいたします。補正予算書は１ページになります。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ５億2,400万円を追加し、予算の総額を336億5,600万円とするものです。

第２条は、繰越明許費の追加及び変更を行うもので、第３条は、地方債の追加及び変更を行うものです。

タブレットの６ページをお願いいたします。補正予算書は４ページになります。

第２表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、13事業について繰越明許費の追加を行い、１事業で繰越明許費設定額の増額変更を行うものです。

事業ごとに内容を申し上げます。まず、追加の事業です。

２款１項総務管理費、電算システム運用事業909万7,000円は、今回補正計上しました定額減税対応と、12月に補正しましたマイナンバーに係る振り仮名法改正対応のシステム改修について、事業実施は令和６年度となりますが、国の補助金が令和５年度で措置されますため、令和５年度で予算化して次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、物価高騰対策家計応援商品券配付事業２億2,742万2,000円は、今回補正計上しました事業ですが、事業の実施は令和６年度であるものの、国の補助金が令和５年度で措置されますため、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、４款１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業165万円は、本年３月31日まで接種を実施するため、ワクチンの廃棄等、一部年度内に事業実施できないものがあるため、繰越明許費を設定するものです。

次の事業、６款１項農業費、農業水利施設改修事業5,685万1,000円は、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明したことから、その対応に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、８款２項道路橋梁費、道路維持補修事業2,808万1,000円は、萩園地域の道路舗装打替工事につきまして、周辺地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、道路新設改良事業3,795万4,000円は、清滝バイパスから海上キャンプ場に抜ける道路拡幅工事などで、千葉県など関係機関との協議等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業です。蛇園南地区排水路整備事業１億2,050万3,000円は、排水路整備工事におい

て、隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業２億4,463万4,000円は、今回補正計上しました社会資本整備総合交付金の追加決定に伴い増額した工事など、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、南堀之内バイパス整備事業１億1,334万2,000円は、関係地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業１億7,180万円は、横根三川線の整備について、電柱移設に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、冠水対策排水整備事業8,500万円は、ガス管や電気工作物の移設と家屋事前調査の日程調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業433万7,000円は、令和５年度の国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和６年度実施予定の橋梁点検を前倒しして執行するものですが、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、９款１項消防費、防災行政無線等整備事業1,025万7,000円は、千葉県の防災行政無線の再整備に係る負担金について、県からの請求が令和６年度となったため、次年度へ繰り越すものになります。

続きまして、変更の事業です。

２款３項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務費は、繰越明許費設定額を323万4,000円から220万円増額し、543万4,000円とするものです。こちらは今回補正計上しました戸籍の附票システムに振り仮名を反映させるために必要なシステム改修経費について、事業実施は令和６年度となりますが、国の補助金が令和５年度で措置されるため、令和５年度で予算化して次年度へ繰り越すものになります。

タブレットの７ページをお願いいたします。補正予算書は５ページになります。

第３表、地方債補正です。今回の補正は、地方債の追加と変更です。

まず、追加の防災基盤整備事業は、防災行政無線等整備事業における千葉県への防災行政無線再整備負担金に係る起債を追加するもので、限度額は1,020万円でございます。

続きまして、変更は２事業ございまして、一つ目の道路整備事業は、先ほど繰越明許費で

説明しました飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に係る起債で、限度額を12億3,500万円から450万円増額し、12億3,950万円とするものです。

二つ目の社会教育施設改修事業は、いいおかユートピアセンター管理費における外壁改修工事に係る起債440万円と、大原幽学史跡遺跡公園管理費における防災設備更新工事に係る起債2,150万円で、限度額を4,070万円から2,590万円増額し、6,660万円とするものです。

タブレットの11ページをお願いいたします。補正予算書は９ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明をさせていただきます。

10款１項１目地方交付税１億1,001万7,000円の増は、右側、説明欄１、普通交付税9,457万5,000円と、説明欄２、特別交付税1,544万2,000円によるものです。普通交付税は追加交付がございましたのでその分を、特別交付税は、算定項目で予算見積りから増額した分を今回の補正財源として計上するものです。

14款１項１目民生費国庫負担金5,939万3,000円の増は、説明欄１、生活保護費負担金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護扶助費に対する国の負担金となります。

２項１目総務費国庫補助金１億2,204万9,000円の増は、説明欄１、社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万円と、説明欄２、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億1,588万9,000円、説明欄３、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の（給付金・定額減税分）396万円によるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、先ほど繰越明許費の変更で説明しました戸籍の附票システム改修に対する国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、家計応援商品券配付事業に係る国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の（給付金・定額減税分）は、電算システム運用事業における定額減税対応のシステム改修に対する国の補助金となります。

２目民生費国庫補助金435万4,000円の増は、説明欄１、子どものための教育・保育給付交付金によるもので、今回の補正で増額を予定しております認定こども園施設型給付事業に係る国の補助金になります。

４目土木費国庫補助金550万円の増は、説明欄１、社会資本整備総合交付金によるもので、国の経済対策の補正により追加交付されたものになります。今回の補正で増額を予定しております飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に係る国の補助金になります。

タブレットの12ページをお願いいたします。補正予算書は10ページになります。

５目教育費国庫補助金1,441万3,000円の減は、説明欄１、文化財保存事業費補助金によるもので、当初予算見込額より減額となる見込みとなったため、減額補正をするものです。今回の補正で財源内訳の変更を予定しております大原幽学史跡遺跡公園管理費に係る国の補助金になります。

15款１項１目民生費県負担金438万7,000円の増は、説明欄１、子どものための教育・保育給付費負担金によるもので、今回の補正で増額を予定しております認定こども園施設型給付事業に係る県の負担金になります。

２項８目教育費県補助金710万円の減は、説明欄１、文化財保存整備事業費補助金によるもので、国の補助金と同様に、当初予算見込額より減額となる見込みとなったため、減額補正をするものであります。

16款１項２目利子及び配当金503万2,000円の増は、説明欄１、財政調整基金利子73万2,000円、その下、減債基金利子339万5,000円、次のページをお願いいたします。公共施設等整備基金利子90万5,000円によるもので、基金の運用益が見込まれるため増額するものでございます。

17款１項１目総務費寄附金2,600万円の増は、説明欄１、ふるさと応援寄附金によるもので、寄附額の増加が見込まれるため増額するものです。

18款１項１目介護保険事業特別会計繰入金5,664万8,000円の増は、令和４年度の一般会計から介護会計への繰出金について、令和４年度分の精算により返還となったことから繰入れするものです。

２項３目地域振興基金繰入金１億1,153万3,000円の増は、今回補正計上している家計応援商品券配付事業について、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用した残りの事業費に地域振興基金を活用するものです。

タブレットの14ページをお願いいたします。補正予算書は12ページになります。

21款市債については、先ほど、第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

タブレットの15ページをお願いいたします。補正予算書は13ページになります。

２款１項１目一般管理費90万5,000円の増は、説明欄１、公共施設等整備基金積立金によるもので、基金の運用に伴い増となった利子を積み立てるものです。

６目財産管理費8,734万7,000円の増は、説明欄１、財政調整基金積立金73万2,000円と、

説明欄２、減債基金積立金8,661万5,000円によるものです。財政調整基金積立金は、基金の運用に伴い増となった利子を積み立てるもので、減債基金積立金は、普通交付税の追加交付分の積立てと、基金の運用に伴い増となった利子及び県債の売却益を積み立てるものです。

７目企画費3,704万7,000円の増は、説明欄１、ふるさと応援寄附推進事業1,104万7,000円と、説明欄２、ふるさと応援基金積立金2,600万円によるもので、ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、ふるさと応援寄附推進事業では返礼品等に係る経費について、ふるさと応援基金積立金では、基金に積み立てる寄附金の額についてそれぞれ増額をするものです。

タブレットの16ページをお願いいたします。補正予算書は14ページになります。

８目電子計算費396万円の増は、説明欄１、電算システム運用事業によるもので、国が令和６年度に実施する個人住民税の定額減税への対応に必要な電算システムの改修費用です。

10目地域振興費261万1,000円の増は、説明欄１、コミュニティバス等運行事業によるもので、国庫補助金の減や経常経費の増加などに伴い、バス運行会社への助成金を増額するものです。

11目諸費２億2,742万2,000円の増は、説明欄１、物価高騰対策家計応援商品券配付事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、低所得者に対する物価高騰対策の給付金を受けた世帯を除いた世帯に対しまして、１世帯当たり１万円の商品券を配付するものです。

タブレットの17ページをお願いいたします。補正予算書は15ページになります。

３項１目戸籍住民基本台帳費220万円の増は、説明欄１、住民基本台帳事務費によるもので、戸籍の附票システムに振り仮名を反映させるために必要なシステムの改修費用です。

３款３項１目児童福祉総務費1,449万7,000円の増は、説明欄１、認定こども園施設型給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が当初の見込みより大幅に増額改定となったことから、給付費の増額を行うものです。

タブレット18ページをお願いいたします。補正予算書は16ページになります。

４項２目扶助費7,919万1,000円の増は、説明欄１、生活保護扶助費によるもので、医療扶助費が見込みより増加することから、事業費を増額するものでございます。

４款１項１目保健衛生総務費1,544万2,000円の増は、説明欄１、旭中央病院負担金によるもので、特別交付税のうち、旭中央病院分として算定される項目で増額があったため、旭中央病院への負担金について増額するものです。

６款１項５目農地費2,071万3,000円の増は、説明欄１、農業水利施設改修事業によるもので、繰越明許費の設定でも説明しましたが、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明し、水道管の切り回し工事が追加で必要となったことから、工事費を増加するものです。

タブレットの19ページをお願いいたします。補正予算書は17ページになります。

８款２項３目道路新設改良費1,000万円の増は、説明欄１、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業によるもので、繰越明許費の設定でも説明しましたが、国の経済対策の補正により、社会資本整備総合交付金が追加交付されたことから、対象事業である本事業の事業費を増額するものです。

９款１項３目災害対策費は、財源の変更となりまして、左右中ほど、補正額の財源内訳の欄をご覧ください。財源内訳を一般財源から1,020万円、地方債へ財源変更するもので、防災行政無線等整備事業における千葉県の防災行政無線の再整備に係る負担金について、交付税措置のある緊急防災・減災事業債が活用できることが判明しましたので、一般財源を地方債に振り替えるものです。

10款４項８目ユートピアセンター費は、こちらも財源の変更となりまして、財源内訳を一般財源から440万円、地方債へ財源変更するものです。こちらはいいおかユートピアセンター管理費で実施している外壁改修工事につきまして、工事開始後、新たに追加工事が必要となったことから、その財源については、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債が充てられるため、一般財源を地方債に振り替えるものです。

９目大原幽学記念館費は、こちらも財源の変更となりまして、国庫支出金1,441万3,000円と県支出金710万円を地方債2,150万円と一般財源１万3,000円に財源変更をするものです。こちらは歳入のところで説明しましたが、大原幽学史跡遺跡公園管理費で実施しています防災設備更新工事につきまして、当初、国、補助率２分の１、県、補助率４分の１で見込んでいた国・県の補助金が減額となる見込みとなりましたので、国・県の補助の減する分に交付税措置のある過疎対策事業債を追加で充てることとするものです。

タブレットの20ページをお願いいたします。補正予算書は18ページになります。

５項２目体育施設費654万7,000円の増は、説明欄１、スポーツ施設管理運営費によるもので、スポーツ施設の指定管理料について、電気料金の高騰により精算対象となっている光熱水費に不足が生じるため、指定管理料を増額するものです。

３目学校給食費1,611万8,000円の増は、説明欄１、第一学校給食センター運営費916万

1,000円と、説明欄２、第二学校給食センター運営費695万7,000円によるもので、食材費の値上がりに伴い不足する賄材料費を増額するものです。

歳出の説明は以上となります。

タブレットの21ページをお願いいたします。補正予算書は19ページになります。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から２列目、５年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は4,060万円の増で、内容につきましては、先ほど第３表、地方債補正で説明したとおりでございます。表の一番右下、今回の補正額を含めた令和５年度末の現在高見込額は286億8,287万9,000円となります。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、３時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　４分

再開　午後　３時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第10号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレット３ページ、補正予算書１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億6,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,400万円とするものです。

タブレット４ページと５ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、７ページと８ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、タブレット９ページ、補正予算書７ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、タブレット９ページ、補正予算書７ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

２款国庫支出金、２項２目地域支援事業交付金54万7,000円は、令和４年度分の追加交付金となります。概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

４款県支出金、２項１目地域支援事業交付金24万6,000円は、令和４年度分の追加交付金となります。概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

７款の繰越金ですが、令和４年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として２億6,522万4,000円を計上するものであります。

８款の諸収入ですが、２項１目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金22万9,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

タブレット11ページ、補正予算書９ページをお願いいたします。

４款１項１目介護保険給付費準備基金積立金は、１億6,009万8,000円を追加し、１億6,013万6,000円とするものです。これは基金運用利息と令和４年度の剰余金を積み立てるものでございます。

６款１項２目償還金は、１億614万8,000円を追加し、１億2,090万6,000円とするもので、令和４年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第26号、議案第27号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第11号、議案第26号及び議案第27号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案の２ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容としましては、引用条項のず

れの整理、字句の追加及び文言の変更になります。

なお、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとなります。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について補足説明を申し上げます。

議案の２ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の附属施設である養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園及びぴあハウスにつきましては、施設の老朽化、同事業への民間事業者の参入等を考慮し、事業を継続しない方針としておりました。いずれの施設も事業終了の手続き等の調整ができましたので、定款第15条に規定する施設から削除し、第18条第２項別表２の建物に規定する施設名を改めるため、地方独立行政法人法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、本定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行することとなります。

以上で議案第26号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて補足説明を申し上げます。

公営企業型地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第83条第３項の規定により議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回提案するものです。内容としましては、地方独立行政法人法第26条の規定に沿って、中期目標を達成するためにとるべき措置について、項目ごとに記載しております。

第２期中期計画から変更した内容を中心に説明いたします。

タブレットの３ページ、中期計画の１ページをお願いいたします。

前文になります。旭中央病院が地域の基幹病院として、「すべては患者さんのために」の理念の下、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けながらも、急性期を主体とした高度専門医療や救急医療の提供を行ってきたこと、今後は医療と経営の質の向上に努めるとともに、持続可能な医療提供体制の構築に向け取り組むことを記載しております。

大きな項目、第１、中期計画の期間ですが、中期目標と同じ令和６年４月１日から令和10年３月31日までの４年間としております。

次に、大きな項目、第２、地域住民に提供するサービスの質の向上に関する目標を達成す

るためとるべき措置になります。

ページ下段、１、広域基幹型急性期病院としての機能の充実のうち、（１）地域連携と機能分担の更なる推進では、機能の異なる病院、近隣医療機関等との連携強化などを記載しております。

次のページをお願いします。

（２）救急医療体制の充実では、救命救急センターの効果的な運用と近隣医療機関、院内多職種との連携を記載しております。

（３）高度医療への取組では、目標として掲げる手術項目を増やし、目標値も２期を大きく上回る目標を掲げております。

ページ下段から、タブレットは６ページ、中期計画は４ページにかけて、５疾病に対する取り組みについて記載しております。

（４）５疾病に対する取組では、目標の追加等はありますが、第２期の計画をおおむね踏襲しております。

タブレット６ページ、中期計画４ページをお願いいたします。

（５）災害時医療、感染症医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）等への取組のイ、新興感染症等への取組では、昨今の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、千葉県、地域医療機関との連携をより強固にする取り組みを記載しております。

ウ、周産期医療では、極低出生体重児等への理学療法の数値目標を記載しております。

次のページをお願いいたします。

（６）高齢者医療への取組では、新たな治療の提供を行える認知症治療の拠点病院を目指す取り組みを記載しております。

次のページをお願いいたします。

２、患者等のサービスの向上では、ＱＩ分析、医療ＤＸ等を用いて医療の質、患者の利便性を向上させること、第三者評価の継続によりＰＤＣＡサイクルを行うことを記載しております。

下段になります。

３、市の施策推進における役割の発揮では、引き続き医療情報の発信、健康増進への啓発活動、介護・福祉の提供等を実施することとしております。

次のページをお願いします。

大きな項目、第３、業務運営の改善及び効率化に関する措置になります。

１、人材確保と働き方改革では、医師労働時間短縮計画を作成すること、医師確保の取り組みとして医師宿舎の整備等を行うことなどを新たに盛り込んでおります。

次のページをお願いいたします。

下段、２、ガバナンスの強化では、業務執行体制の堅持、業務の適正化・効率化、情報セキュリティの強化について記載しております。

次のページをお願いいたします。

３、安定的な経営基盤の構築については、人口動態等の社会環境の変化に応じた施設・設備等の最適化を実施するとともに、可能な限り費用の削減に努め、計画期間中に経常収支比率等を改善させることを目標としております。

次のページをお願いいたします。

大きな項目、第４、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画につきましては、最初に１の予算について説明いたします。

タブレットの14ページ、中期計画の12ページをお願いいたします。

令和６年度から令和９年度までの４年間の予算として、収入1,906億4,200万円、支出1,885億9,100万円を見込んでおります。

運営費負担金の算出等については、現在と同様の考え方になります。

次のページをお願いいたします。収支計画になります。

表の下段、純利益の欄をご覧ください。

４年間の利益として、マイナス18億8,300万円を見込んでおります。こちらは新型コロナウイルス感染症流行後の患者の受診行動等の変化、物価、人件費の高騰等を勘案しております。

次のページをお願いいたします。資金計画になります。

表の下段、次期中期目標期間への繰越金欄をご覧ください。

次期期間への繰越金として、119億7,500万円を見込んでおります。

すみません、ページ戻ります。タブレットの12ページ、中期計画の10ページをお願いいたします。

中段、大きな項目、第５、短期借入金の限度額については、人件費の増加等、不測の事態に備え60億円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

下段、大きな項目、第10、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項のうち、

１、施設及び設備に関する計画では、施設整備及び医療機器等の購入に要する費用として92億1,700万円を見込み、財源については市からの長期借入金等で賄うこととしております。

２、積立金の処分に関する計画では、前期中期目標期間後の繰越積立金については、病院施設・医療機器の購入、人材育成及び能力開発等に充てるとしております。

なお、巻末には本計画に記載のある専門的な用語等の解説を添えてあります。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第28号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　議案第12号、第13号、第28号の３議案につきまして補足説明を申し上げます。

議案第12号及び議案第13号は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたことから所要の改正を行うものでありまして、関連しておりますので、一括して補足説明いたします。

まず、議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表をお願いしたいと思います。新旧対照表の３ページをお願いいたします。

現条例第７条第２項の改正は、育児休業をしている会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるようにするため、会計年度任用職員に関する条項を追加するものであります。

なお、条例の施行期日は、令和６年４月１日とするものです。

続きまして、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の４ページをお願いいたします。

初めに、現行条例第２条をご覧ください。

会計年度任用職員に支給する給与について規定しており、新たに支給の対象に勤勉手当を加えるものです。

続いて、現行条例第13条におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当と、第22条におけるパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、常勤職員との均衡を図る観点から、別に定めていた支給率を削除し、常勤職員と同一の支給率に改正するものです。

続いて、改正案の第13条の２をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当に関し規定するもので、任期の定めが原則６か月以上の職員に対し支給することとしております。

続いて、第22条の２をご覧ください。

パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当に関し規定するもので、フルタイム会計年度任用職員と同様に、任期の定めが原則６か月以上の職員に対し支給することとしております。

なお、条例の施行期日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第12号、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明を申し上げます。

県営土地改良事業である飯岡西部地区土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に伴い、字の区域及び名称を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続きが進められ、換地処分の公告に合わせて字の変更告示を行う予定です。

以上で議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第31号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長　向後秀敬　登壇）

○税務課長（向後秀敬）　初めに、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の５ページをお願いいたします。

昨年３月の税制改正において地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた第２条及び第23条を改正するものです。

なお、参考までに申し上げますと、現在、県内市町村の課税限度額は、54団体中８割を超える45団体が昨年の税制改正に合わせて、既に同様の引上げを行っております。

本市におきましても、１年遅れとなりますが、令和６年度課税分から課税限度額を引き上げるものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和６年２月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要が生じたことから、２月22日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

議案の３ページをお願いいたします。

改正の概要は、令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を追加するものです。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、本来は令和６年中の損失として令和７年度分の個人住民税に反映されますが、本特例は臨時・異例の対応として、１年前倒しの令和６年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするものです。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第30号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　初めに、議案第15号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

タブレットの２ページをお願いいたします。議案書も２ページです。

条例第１条の改正につきましては、道路占用料に関し引用している道路法施行令の改正があり、号のずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

第２条及び第３条は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うもので、第２条は戸籍法の一部改正に伴う文言の表記と、戸籍や除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行事務等が追加されることにより、手数料を新たに定めるものです。

タブレットの３ページをお願いいたします。議案書も３ページです。

中段、第３条は、同じく政令の改正に伴い、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所関係８件の設置許可の申請に係る審査手数料の額を政令で定められた額と同額とするものでございます。

なお、今回の改正で対象となる危険物施設等は、旭市にはございません。

施行期日につきましては、下段の附則になります。第１条については公布の日、次のペー

ジになりますが、第２条は令和６年３月１日、第３条は令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和５年度旭市一般会計補正予算（第７号）です。

この補正予算は、国の地方創生臨時交付金で実施する低所得者支援としての給付金給付事業について、国から２月、３月をめどに早期に開始することが要請されており、低所得者への支援として早急に対応する必要があったことから、２月２日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

タブレットの４ページをお願いいたします。補正予算書は１ページになります。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ２億1,100万円を追加し、予算の総額を331億3,200万円としたものであります。

第２条は、繰越明許費の追加を行うものであります。

タブレットの７ページをお願いいたします。補正予算書は４ページになります。

第２表、繰越明許費補正です。

３款１項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業２億1,100万円は、今回の補正予算で計上した事業でございます。こちらは給付スケジュールにおいて、申請受付から給付金給付までの手続きを全て年度内に完了することが困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

タブレットの11ページをお願いいたします。補正予算書は７ページになります。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款２項１目総務費国庫補助金２億1,100万円の増は、右側、説明欄１、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。こちらは物価高騰対応重点支援給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの12ページをお願いいたします。補正予算書は８ページになります。

３款１項１目社会福祉総務費２億1,100万円の増は、説明欄１、物価高騰対応重点支援給付金給付事業の増で、住民税均等割のみ課税世帯に対し、１世帯当たり10万円、また住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子

ども１人当たり５万円の給付金を給付する費用になります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長　多田英子　登壇）

○子育て支援課長（多田英子）　議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が本条例で施設等の運営基準を定める際に、従うべき基準として国が定める内閣府令について改正があったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の対象となる施設のうち、特定地域型保育事業とは、市の認可・確認を受けた家庭的保育や小規模保育などで、現在、旭市にはありません。

特定教育・保育施設とは、施設の運営体制が基準を満たしていることを市が確認した認定こども園、保育所で、市内には21施設ございます。

特定子ども・子育て支援施設等とは、市が従うべき基準を満たしていることを確認した預かり保育や一時保育、病児保育などを実施する施設です。

これらの市内施設で影響のある主な改正部分についてご説明いたします。

議案の２ページ、中段をご覧ください。

第23条は、施設の運営規程や職員体制といった重要事項について、従来は書面により掲示することが義務づけられていましたが、書面での掲示に加えてインターネットでも閲覧できるようにすることを新たに義務づけるものです。

続いて、議案の５ページ、中段をお願いいたします。

第62条は、特定教育・保育施設等が作成、保存を行う文書や、保護者との手続きに使用する文書において、従来書面によることが規定されていたものについては、電子データにより対応できるようにするものです。

そのほかに、関係法令の改正による条文削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は公布の日からとし、第23条の書面掲示の見直しに関する改正規定は、令和６年４月１日から施行とするものです。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第17号から議案第21号までについて、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号の５議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、３年ごとに見直すことになっている第１号被保険者の介護保険料について、基準となる介護保険法施行令等の一部改正に伴う改正及び令和６年度から令和８年度までの介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の第１号保険料負担の見直しは、国が示す介護保険制度の持続可能性を確保する趣旨により、低所得者の保険料上昇を抑制するため、低所得者の保険料率を引き下げ、その引下げ分に充てるため、高所得者の保険料率の引上げを行っております。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の２ページ、上段をご覧ください。

第３条は、保険料の改定について定めております。令和６年度から３か年間の保険料は、令和６年度から令和８年度までの市全体の介護給付費等を試算し設定しています。

基準額となる第５段階は、ページ中段の第３条第１項第５号でありまして、年額６万4,800円を６万6,000円に改めるものです。

保険料の所得段階につきましては、国が示す基準所得金額と標準区分に倣い、現行の11段階から13段階に改め、各段階の保険料は基準額に各保険料率を乗じて算出したものとなっております。

２ページ、下段の第３条第２項から第４項では、市民税非課税世帯に係る軽減強化分として、国が定める公費軽減割合に合わせて、第１段階から第３段階までの保険料額を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する厚生労働省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の議案第18号から第21号までの共通の改正の趣旨としましては、良質なサービスを確保しつつ、介護サービス提供者の業務を効率化し、負担を減らすとともに処遇の改善を行うものです。

なお、本条例の対象となる指定居宅介護支援事業者とは、介護支援専門員が所属し、在宅の要介護者の居宅サービス計画書の作成やサービスを管理する事業者のことであります。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の２ページ、上段をご覧ください。

第５条では、介護支援専門員１人当たりの要介護者などの取扱い件数を35人から原則44人と改めるものです。

同じく議案２ページ、下段の第６条では、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えない旨を明確化するものであります。

議案３ページ、中段をお願いいたします。

第16条では、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものです。

同じく議案３ページの下段は、ケアマネジメントの質の向上を目的とし、要件を設けた上で、少なくとも２か月に１回、利用者の居宅を訪問することを可能とし、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用することを可能とするものです。

そのほかに、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の対象となる指定介護予防支援事業者とは、在宅の要支援者の方への介護予防ケアマネジメントを行う事業者のことであります。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の２ページ、上段をご覧ください。

第５条では、居宅介護事業所ごとに１人以上の介護支援専門員の配置、同じく２ページ中段の第６条では、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者の配置、そのほか管理者の兼務の範囲等について定めるものです。

次に、議案３ページの下段をお願いいたします。

第24条は、書面掲示規制を見直しし、運営規程の重要事項について事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトへの掲載を義務化するものです。

議案４ページの上段をお願いいたします。

第33条では、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものです。

同じく議案４ページの中段では、ケアマネジメントの質の向上を目的として、要件を設けた上で、少なくとも６か月に１回、利用者の居宅を訪問することを可能とし、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用することを可能とするものです。

そのほかに、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、指定地域密着型サービス事業者とは、要介護１から５の方に対し、市町村が指定する介護サービスを提供する小規模な事業者となります。

対象事業としては10種類ありますが、うち旭市にあるサービスは、小規模なデイサービスの指定地域密着型通所介護、高齢者グループホームの認知症対応型共同生活介護、小規模な特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の３種類となります。これら３種類のサービスの主な改正点についてご説明いたします。

初めに、指定地域密着型通所介護となります。

議案の３ページ、下段をご覧ください。

第59条は、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えな

い旨を明確化するものです。

続いてその下は、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束を行う場合の記録を義務化するものです。

次に、認知症対応型共同生活介護となります。

議案７ページ、上段をお願いいたします。

第125条は、医療機関との連携体制の構築を目的とするもので、利用者の病状が急変した場合等に、医師または看護職員が相談対応や診療を行う体制の常時確保と、１年に１回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が医療機関に入院した後、退院が可能となった場合に、再び速やかに入居させることができるよう努めなければならないとするものです。

三つ目は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護となります。

議案10ページ、上段をお願いいたします。

第172条は、医療機関との連携体制構築を目的とするもので、医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、利用者の病状に応じ診療体制の常時確保と、１年に１回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が入院した後に退院が可能となった場合に、再び速やかに入所させることができるよう努めなければならないとするものです。

そのほかに、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

次に、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、指定地域密着型介護予防サービス事業者とは、要支援の方に対し市町村が指定する小規模な介護予防サービスを提供する事業者となります。

対象事業としては３種類の事業となりますが、うち旭市にある高齢者グループホームの指定介護予防認知症対応型共同生活介護の主な改正点についてご説明いたします。

議案の５ページ、上段をお願いいたします。

第72条は、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

その下の第83条は、議案第20号と同じ内容になりますが、医療機関との連携体制構築を目的とするもので、利用者の病状が急変した場合に、医師または看護職員が相談対応や診療を行う体制の常時確保と、１年に１回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が医療機関に入院した後に退院が可能となった場合、再び速やかに入居させることができるよう努めなければならないとするものです。

そのほかに、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和６年４月１日とするものです。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長　大八木利武　登壇）

○商工観光課長（大八木利武）　議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、市内において一定規模の事業所の新設または増設を行った者に対して奨励措置を講じ、もって市の産業振興及び雇用の促進に寄与することを目的とするもので、今般、その奨励措置の対象となる業種について、新たに小売業並びに産科、小児科を追加すべく、所要の改正を行うものです。

議案の２ページ、中段をご覧ください。

条例の別表において、本条例における奨励措置の対象となる業種を記載しております。その中で、卸売業・小売業の内訳として、各種商品卸売業をはじめとする各種卸売事業を奨励措置対象として記載しているため、現状は卸売業のみが奨励措置対象となっておりましたが、その部分を削除することで、産業分類上の小売業も奨励措置の対象とするものです。

また、別表中の大分類に医療・福祉、中分類に医療業、小分類に一般診療所を加え、備考欄において産科、小児科に限ると加えることで、産科、小児科を新たに奨励措置の対象に加えるものです。

同じページの上段をご覧ください。

第４条において、本条例における奨励措置適用の要件を定めておりますが、新たに奨励措置の対象とする産科、小児科については、同条第１号で定める新設を行う事業者の投下固定資産額5,000万円以上、同条第２号で定める常用雇用者が５人以上であることとの規定を適用しない旨を定めるものです。

なお、施行期日については公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和６年１月１日以後の新設または増設に係る奨励措置について適用するものです。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後４時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　７分

再開　午後　４時２０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第23号、議案第24号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長　飯島和則　登壇）

○都市整備課長（飯島和則）　初めに、議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の施行に伴い、国から指針が示されたため改正をするものです。

新旧対照表の41ページをお開きください。

第２条は、定義について管理不全空家等を加えるものでございます。

第３条は、所有者等の責務について、特措法により所有者等が施策に協力するよう加えられたことから改めるものでございます。

第５条は、情報提供について、特定空家等に該当すると認められる空家等を対象としておりますが、管理不全空家等についても加えるものでございます。

第７条は、旭市空家等対策協議会での協議事項について、現行では特定空家等に関することとしておりますが、管理不全空家等についても加えるものでございます。

条例の施行期日は、公布の日からとなります。

以上で議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

現在、旭市においては、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の有効活用に向け、指定管理者制度の導入を計画しております。

飯岡刑部岬展望館は、設置及び管理に関する条例において指定管理者の規定がございますが、上永井公園について規定している旭市立公園条例においては、指定管理者の規定がございません。そのため、本条例に指定管理者についての規定を追加するものです。

主な改正点についてご説明いたします。

議案の２ページをお願いいたします。

条例第16条から第19条に、指定管理者に関することを新たに追加しております。

第16条の指定管理者については、市立公園の管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定でございます。

第17条の指定管理者が行う業務の範囲については、指定管理者の管理業務の範囲の規定でございます。

具体的に、第１号は施設の維持管理に関すること、第２号は条例第６条に規定する公園内行為の許可に関すること、第３号は第２号の許可に係る監督処分に関すること、第４号は市長が認める事項となります。

第18条の指定管理者が行う管理の基準は、指定管理者による適正管理についての規定でございます。

第19条は、指定管理者による使用料の収受で、第１項は公園の使用料を指定管理者の収入として収受させる規定であり、第２項は条例の定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が利用料金を定めるものとする規定でございます。

附則は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

地方自治法の改正により本条例第７条で準用している同法第243条の２の２が、第243条の２の８に繰り下がるため、引用条文を改正するものです。

施行期日は、同法を改正する法律の施行期日である令和６年４月１日となります。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長　齊藤孝一　登壇）

○建設課長（齊藤孝一）　議案第29号、市道路線の認定及び変更について補足説明を申し上げます。

議案の２ページをお願いいたします。

認定については、認定路線調書の８路線です。

初めに、整理番号１番、１－070号線です。

認定箇所は、３ページに記載のとおりです。

経営体育成基盤整備事業万才Ⅱ期地区により管理委託された１路線を認定するものであります。

続いて、整理番号２番、１－071号線、それと整理番号が飛びますが、５番、Ｕ－2097号線、６番、Ｕ－2098号線、７番、Ｕ－2099号線の４路線です。

認定箇所は、４ページに記載のとおりです。

この４路線は、県事業の主要地方道銚子海上線、清滝バイパス供用開始に伴い認定するもので、整理番号２番は清滝バイパス供用開始に伴い県道だったものが、市へ移管されるものです。

また、整理番号５番、６番、７番についても、清滝バイパス供用開始に伴い認定するものであります。

戻りまして、整理番号３番、Ａ－3236号線、整理番号４番、Ａ－3237号線です。

認定箇所は、５ページに記載のとおりです。

この２路線は、宅地造成により帰属された路線を認定するものであります。

最後に、整理番号８番、Ｉ－2097号線は、道路整備による認定で、認定箇所は議案６ページに記載のとおりです。

次に、議案の７ページをお願いします。

変更については、変更路線調書の８路線です。

初めに、整理番号１番、１－029号線、２番、１－069号線です。

変更箇所は、８ページ、９ページに記載のとおりです。

県事業の主要地方道銚子海上線、清滝バイパス供用開始に伴い、路線の組替えにより変更するものです。

次に、整理番号３番、Ａ－3207号線、４番、Ａ－3209号線です。

変更箇所は、10ページに記載のとおりです。

先ほどの認定路線調書の整理番号３番、４番の宅地造成により帰属された路線と重複するため、組替えにより変更するものです。

次に、整理番号５番、Ｕ－2040号線です。

変更箇所は、11ページに記載のとおりです。

これにつきましても、清滝バイパス供用開始に伴い変更するものであります。

最後に、整理番号６番、Ｈ－2039号線、７番、Ｈ－2043号線、８番、Ｈ－2046号線の３路線です。

変更箇所は、12ページに記載のとおりです。

この３路線については、県事業の主要地方道旭小見川線のバイパス供用開始に伴い、それぞれ変更するものです。

以上で議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　建設課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程　議案第１５号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利）　ここでおはかりいたします。議案第15号は、戸籍法の改正に伴い、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するもので、第２条の規定の施行日が３月１日とされているため、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議する

ことに決しました。

これより議案第15号について、質疑、討論、採決を行います。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松木議員の発言を許可いたします。

松木議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　この件についても、事前にいろんな施行日の関係でもって、こういう日にち、初日に議決するという連絡はなかったんですけれども、私も３月１日から施行ということになると、普通の議案審議ではできないと思いました。

それでもって、なぜこういう形になったのか、簡単でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

それで、特に２条の関係の400円、700円というのと、それから従前の非常にお金のかかる形のものがありますけれども、その違いについても教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　それでは、なぜ３月１日になったかというところでありますけれども、戸籍法の国の改正が令和元年５月24日にありまして、おおむね５年以内に施行というような話になっておりました。３月１日施行というのが、すみません、11月か12月頃にそういう日程で国から示されたものですから、今回の提案となったというところになります。

それとあと、電子証明書提供用識別符号の通知書が400円、除籍の電子証明書識別符号通知書が700円ということですが、こちらは主に、まだ国から具体的な内容というのは示されてはいないんですが、他の行政機関へ手続きをする際に、これまで添付している戸籍謄本に代わる戸籍電子証明書の提供を可能とすることができます。そのために識別符号ということで、今回16桁の符号を通知することになりまして、こちらを用いてオンライン申請等に利用するというような形になります。

あと、現状にあります戸籍謄本が450円、除籍謄本が750円ですが、これは今後も併用して

利用することになるかと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木議員。

○２０番（松木源太郎）　中身の事情はよく分かりました。

しかし、私たちに書類が届いて、そのときに３月議会でもって議論する、審議するものだったのに、その中でもって３月１日から施行するという情報があれば、当然それに気づいて早めにどうするかということが、予算説明会を１日やりましたよね、皆さんね。そういう中ででも、こういうことをちゃんとやっていくのが執行部の建前ではないんですか。議会だって分からないわけだから、議長だって分からないし、我々だって分からない。今後こういうことのないようにするためにはどうしたらいいか、ぜひ執行部で考えておいていただきたいと思います。

私は以上です。意見を言って終わります。

○議長（飯嶋正利）　答弁はよろしいですか。

○２０番（松木源太郎）　ええ、よろしいです。

○議長（飯嶋正利）　松木議員の質疑を終わります。

松木議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　議案第15号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第15号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより採決）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は３月４日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　４時３８分

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和６年３月４日（月曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

第　３　常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

追加日程　参考人の出席要求に関する件

日程第　１　議案質疑

日程第　２　常任委員会議案付託

日程第　３　常任委員会陳情付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

説明のため出席した参考人

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長	菅谷敏之史	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長	高埜正人
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長	松浦豊		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　本日は、議案質疑を行いますが、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院関連の議案第26号及び第27号について、質疑の通告がございました。

おはかりいたします。議案審査のため、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程　参考人の出席要求に関する件

○議長（飯嶋正利）　参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第26号、議案第27号に関しまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、高埜正人経営企画室長、松浦豊経理課長を参考人として出席を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、高埜正人経営企画室長、松浦豊経理課長を参考人として出席を求めることに決しました。

○議長（飯嶋正利）　ここで議員の皆様に申し上げます。

議案質疑については、旭市議会会議規則第55条第３項の規定により、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」とされておりますので、あくまで議案の内容に対する不明確な点について質疑を行い、議事運営にご協力いただきたいと思います。

◎日程第１　議案質疑

○議長（飯嶋正利）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第14号までと議案第16号から議案第31号までの30議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、伊場哲也議員、質問席に移動をお願いいたします。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　おはようございます。

それでは、議案第１号につきまして、質疑を７点させていただきます。

１点目、令和６年度旭市一般会計予算の議決に関してでございます。

（１）令和６年度旭市一般会計予算が議案上程されましたけれども、本予算編成の過程で、旭市を取り巻く社会状況と社会課題をどう捉えて編成されたのか、お伺いいたします。

２点目、同じく令和６年度旭市一般会計予算に基づく財政の見通しをどのように考えているのか、お伺いいたします。

３点目、本予算編成に伴って、令和６年度末の財政調整基金残高と地方債残高についての見込額、これをお伺いいたします。

４点目ですけれども、予算編成資料を克明に見させていただきました。それに伴って、全庁・全課で依頼している委託料、相当の金額がございました。委託料の総額をお伺いいたします。

５点目、予算書の52ページにございます２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の

９、自治体ＤＸ推進事業について、デジタル専門人材派遣負担金の根拠、900万円予算措置を取られていたかと思いますけれども、その根拠と併せて、デジタル戦略室についてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

６点目、予算書53ページ、２款総務費、１項総務管理費、２目人事管理費の12、委託料でございます。採用試験業務委託料43万3,000円と昇任試験委託料37万5,000円はどこの業者に委託しているのか。あるいは2024年度、どこの業者に委託される予定なのか、お伺いいたします。

７点目、予算書54ページ、２款総務費、１項総務管理費、２目人事管理費の２、職員研修費376万9,000円の計上がございます。その理由についてお伺いいたします。

以上、７点につき分かりやすい簡潔明瞭なるご答弁をお願い申し上げ、第１回目の質疑とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから、（１）から（４）について順次回答させていただきます。

まず、令和６年度旭市一般会計予算につきまして、予算編成の過程で旭市を取り巻く社会状況と社会課題をどう捉えたかにつきましてお答えいたします。

まず、旭市を取り巻く社会状況につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に分類されたことなどから、社会全体において、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進んでいるものと捉え、令和６年度の予算編成についても、社会全体の流れに合わせて、コロナ禍から平時の状況に戻すようにとしたところでございます。

また、昨今の物価高につきましては、現在の世界的な社会情勢を鑑み、物価高の影響は当面続くものと想定し、予算編成に当たったところです。

それと、あと社会課題につきましては、国が少子化対策・こども政策の抜本強化を重要政策課題と位置づけしたように、旭市においても、子育て支援策の充実は、将来の旭市のために優先して実施すべきものとして考えております。

また、少子化・人口減少という社会課題への対応として、将来の旭市にとって、施設の統廃合が重要になると考えております。

続きまして、（２）番です。令和６年度旭市一般会計予算に基づく財政の見通しをどのように考えているかということでございますが、本市の財政見通しにつきましては、歳入は、

市税が定額減税の影響で減するものの、その減収分は、国により全額補塡されるなど、国の地方財政計画においても、地方の一般財源総額については、令和５年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示されているように、現状では引き続き堅調に推移するものとしているものの、世界的な金融引締めに伴う影響など、景気を下押しするリスクもあることから、先の見通しは不透明であり、依然として予断を許さない状況であると考えております。

一方、歳出は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化の進むインフラ、公共施設等の維持更新に係る経費の増加が避けられない中、人件費の増加や、物価高による経常経費の上昇が当面続くものとして、今後も財政負担が増えていくことが想定されるところでございます。

続きまして、（３）です。令和６年度の一般会計予算における６年度末の財政調整基金の残高と地方債の残高の見込額ということでございます。

こちらのほう、本会議で併せて提案しております令和５年度補正予算を含めた額でお答えいたします。

まず、財政調整基金の令和６年度末残高見込みは、73億7,714万2,000円です。

地方債の令和６年度末残高見込額は、294億9,874万4,000円です。

（４）になります。６年度一般会計予算における全庁・全課で依頼している委託料の総額ということでございますが、こちらは、委託料の総額につきましては、総額31億5,408万7,000円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　それでは、大きな５点目になります。52ページの自治体ＤＸ推進事業について、行政改革推進課からは、デジタル専門人材派遣負担金の根拠についてお答えいたします。

このデジタル専門人材派遣負担金の根拠でございますが、民間からの人材の受入れに当たり、本市では、自治体への派遣実績があること、常勤で勤務が可能であることを前提としまして、既に常勤でこのデジタル専門人材の受入れを行っている他の自治体の状況を参考に、予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは（６）（７）について回答いたします。

まず、（６）の53ページ、委託料の関係ですけれども、採用試験業務委託料43万3,000円と昇任試験委託料37万5,000円はどこの業者に委託するのかということですけれども、こちらの予算、現在審議中の令和６年度予算であります。したがいまして、まだ受託者は決定しておらない状況でございます。

それと、（７）、54ページの職員研修費376万……

（「どこの業者に委託する予定なのかという予定を質疑させていただいたんです」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　通っていない予算ですので、予定も今のところは通ってからということになるかと思うんですが。

（「通ってから考えるということですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ちょっと。

（「結構です、結構です」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　それでは、（７）の54ページ、職員研修費376万9,000円の計上の理由ですけれども、職員による適切な業務遂行や、より高度な市民サービスを提供するためには、自己啓発が必要不可欠となります。

これを後押しするために、様々な研修の開催費用や千葉県自治研修センターなどといった他の団体が開催する研修へ参加するための負担金などを計上いたしております。

また、より住みやすいまちづくりを行うため、他自治体等における先進事例などを学ぶことができるよう、視察に要する費用なども計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それぞれ（１）から（７）の質疑につきまして、２回目の質疑をさせていただきます。

まず、（１）でございますけれども、社会状況と社会課題、旭市についてということでご説明いただき、現況把握、確認をさせていただきました。それを受けて当然予算編成の方針のほうを決定づけられたということでございますけれども、再度、前後の文言は省略して、簡単に具体的に絞って、二つの社会状況と社会課題について再度ご答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

（２）でございますけれども、令和６年度の経常収支比率の目標数値、この比率につきま

しては何％程度に設定をしたのか、お伺いいたします。

（３）につきましては、令和４年度の財務４表の公表に関することでもございます。ホームページにアップロードされた箇所が階層が深くて見逃してしまったんですけれども、バランスシートの資産合計と負債、純資産合計額は幾らぐらいになったのか、お伺いいたします。意見ではございませんけれども、15億円程度ぐらいに設定をしたのかなと。

毎年11月１日の広報には、健全な財政運営を維持していますと、旭市には、赤字や資金不足は一切ありませんと、令和５年度の上半期につきましても、予算の執行状況が広報にきちっと示されております。しかしながら、令和４年度の財務４表につきましては、広報あさひのほうには11月、記載されておりませんでしたね。

そこで、財政課のほうにお伺いして、この財務４表はどこにあるのかということで、かなり階層が深いんだというご説明をいただきましたけれども、その点も踏まえて今質疑させていただきました２点目の数値目標、この比率、何％程度に設定をされたのか、お伺いいたします。

（３）について……

○議長（飯嶋正利）　（４）ではないですか。

○５番（伊場哲也）　（４）、議長、ありがとうございます。

（４）貴重な税金、限られた貴重な予算、決して無駄にはできない、これは皆さん周知のとおりです。無駄を省く意味での予算編成上、一番大幅にコストカット、行政運営改革と申しましょうか。あるいは行政改革と申しましょうか。一番大幅にコストカットを行ったのは何かという点をお伺いいたします。

５点目ですけれども、（５）の地方におけるデジタルＤＸ推進に関してでございますけれども、課長から、恐らくＣＩＯ補佐官としての外部人材の任用等、特別職非常勤職員ではなくて常勤職員というお言葉がございましたけれども、それを行うための経費、また募集に要する経費について所要の財政措置を講ずるということでした。

ＣＩＯ補佐官として外部人材の任用をすることは考えていらっしゃらないんですか。行政視察をする予定はないんでしょうかということをお伺いいたします。

よろしいですか。市長、何かございますか。議案質疑です。議案に関してです。２回目の質疑でございます。

（６）昇任試験については市で行うことも考えましたけれども、昇任試験についても業者に委託しないとできないものかという根拠をお伺いいたします。

（７）職員研修についての質疑２回目でございます。

具体的にどのような研修計画を予定しているのか、お伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

（１）でございます。社会課題に対して、旭市として具体的にどのように対応してきたかということでございますが、少子化や人口減少が進む中におきまして、将来の旭市のために優先すべきものとして、子育て支援や公共施設の統廃合などに対しまして取り組んできたところでございますが、その子育て支援策の充実といたしましては、学校給食費の半額免除やファミリー・サポート・センター事業などを予算化したところでありまして、また施設の統廃合につきましては、保育所統合整備事業や消防庁舎整備事業を着実に進めるとともに、また学校再編推進事業なども継続して進めるなど、そのような予算を編成したところでございます。

続きまして、経常収支比率の目標ということでございますが、経常収支比率につきましては、決算の結果で出す数値ではございますが、現在取り組んでおります第４次旭市行政改革アクションプランにおいて目標のほうがありますので、そちらのほうでお答えさせていただきますと、90.0％以内と目標を立てております。

（「90.0％以内ですね」の声あり）

○財政課長（山崎剛成）　以内です。

続きまして、貸借対照表のほう、こちらも令和４年度の決算のお話になりますが、資産合計と負債と純資産の合計ということでございますが、こちらバランスシートでございますので、一応同じ数値になりますが、額のほうが1,524億7,874万3,000円ということになります。

続きまして、委託料のほうで一番大幅にカットしたというものは何かということでございますけれども、特に大幅にカットといったものというのはないのでございますが、いずれにしましても厳しい旭市の財政状況の中におきまして、限られた予算の中で必要最低限の予算を組まさせていただいているところでございます。ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私のほうからは、（５）から（７）までの再質疑に対し

てお答えいたします。

まず、（５）ですけれども、派遣人材を常勤の特別職というふうな雇用形態で雇うつもりはあるのかというご質疑だったと思います。

それにつきましては、こちらは人材派遣元の会社と委託契約を結びまして、その社員のまま、こちらへ常勤で派遣していただくということになりますので、雇用ということではなく、会社との委託契約の中でのお話ですので、特別職に任命するというようなことはございません。

それと、（６）のどのような研修の計画かということでしたけれども、主なものとしまして、ハラスメント防止研修ですとか新規採用職員のレジリエンス研修、また新規採用サポーターコーチング研修、人事考課研修などがこちらに計上されておるところでございます。

（７）番が今のお話です。すみません。

（「レジリエンス研修というのは」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　レジリエンスです、レジリエンス。

（「レジリエンスでいいですね」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　レジリエンスです。恐れ入ります。今、７番の回答をしてしまいました。

６番のほうですけれども、昇任試験、市だけでできないものかというご質疑でした。

こちらですけれども、こちら市だけではなく、昇任試験は論文の採点になります。採用試験の業務委託は、こちらは面接の委託になります。当然、面接のほうは市の職員も入るんですが、より客観的な目ということで、外部委託で２名入っていただいております、例年ですと。昇任試験の論文のほうも同様でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　（１）から（７）につきまして、第３回目の質疑をさせていただきます。

まず（１）でございますけれども、今お話を編成方針、課題等々の課長の答弁をお聞きいたしました。

簡単なことではないのかもしれませんけれども、２点お伺いいたします。

まず、三百数十億円の一般会計予算を編成するに当たって、１点目、一番苦労された点は何なのかということでございます。

２点目、予算編成をする上で一番工夫された点は何か、お伺いいたします。

（２）の３回目の質疑でございますけれども、財政運営の健康チェックとして、財政状況を明らかにしなくてはならない。健全化判断比率、資金不足比率、算定並びに公表というものが義務づけられておりますよね。ですので、広報あさひ等で公表しているわけですけれども、早期健全化基準の３点について、令和６年度予算について、まず１点目、実質赤字比率、恐らく12.6％ぐらいかなというふうに想像されます。

２点目、実質公債費比率、最後ですけれども、将来負担比率、それぞれどのような状況を想定されているのか、お伺いいたします。

（３）につきましては、令和４年度の基礎的財政収支、つまりプライマリーバランスにつきましては先ほど課長から答弁ございました。最終的な額は幾らになったのかということで、1,524億円でございますが、ご答弁がございましたので、これにつきましては省略をさせていただきます。

（４）ほかの自治体、自治体のサイズによってもこれは違うということが参考までに分かるのですけれども、委託料の総額というものが先ほど三十数億円ですか。旭市予算の約１割に該当するようになろうかと思いますけれども、これは課長ご自身、あるいは行政改革推進課長ご自身のお二方のうちのどちらでも結構ですけれども、委託料の総額というのはこれぐらいが望ましいのではないかなという、もしお立場の上からのご見解があればお伺いしたいというふうに思います。

（５）でございますけれども、総務省の令和４年度の、昨年度の自治体ＤＸ情報化推進概要では、ＤＸ化を推進するための全体方針の策定状況、これが示されておりますよね。示されているんですね、課長。

都道府県では、93.6％の44団体が、しかしながら、市区町村におきましては32.5％というデータで、565団体にとどまっていると。全体方針を作成しているという現状ですね。

旭市においては、現段階でどのような全体方針策定状況、これから業者に委託して、ＤＸ推進のために来ていただくわけですね。そのための市としての策定状況、これがどういう状況になっているのか。

できれば先ほど言いましたＣＩＯ、それから総務省のほうではＣＩＳＯ、お分かりになりますかね。申し訳ない。失礼な言い方になってしまいますけれども、いわゆるサイバーセキュリティーオフィサーのことなんですけれども、ＣＩＳＯについてもしお考えがあれば、策定方針全体の方針策定状況と併せて、ＣＩＳＯについてのお考えをお聞かせください。

（６）の３回目の質疑でございますけれども、毎年の昇任試験というのは、12月頃実施で

よろしいのでしょうか。３点お伺いいたします。

昨年度の実施時期、受験者数、男女比。１点目が実施時期、２点目が受験者数、３点目が男女比についてです。人事に関わることということで捉えて、控えさせていただきますということであれば、質疑させていただいておりますけれども、伊場哲也はそれでも結構です。そういうふうに考えております。

（７）の３回目の質疑ですけれども、この職員研修費376万9,000円で十分足りるというお考えでしょうか。その点をお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、まず（１）のほうでございますが、予算編成の中での苦労された点とか工夫された点ということでございますが、そのことにつきましては先ほども申し上げましたが、現在の市の厳しい財政状況の中で、歳入につきましては、国・県の交付金、補助金はもちろんのこと、交付税措置の有利な起債の活用など、財源確保に向けた一層の努力を行ったところでございます。

一方の歳出につきましては、施策、事業の優先順位の明確化とそれに基づく選択と集中を進め、徹底した効率化、事務改善などによる支出の抑制に取り組むことで、厳しい財政状況の見通しにおいても健全で持続可能な財政運営を行っていけるよう予算編成をしたところでございます。

続きまして、（２）のほうでございますが、（２）のほうの健全化判断比率のお話でございますが、こちら健全化判断比率も決算に基づいて算出する比率ということでございます。想定としては、予算のほうから想定というのは難しいところでございますけれども、令和４年度の決算の状況でお答えしますと、実質赤字比率は、赤字がありませんのでなしということで、実質公債費比率につきましては9.5％、将来負担比率につきましては、こちらも負担比率がなしということで、そのようになっております。

続きまして、（４）のほうの委託料のお話でございます。こちらのほうでございますけれども、委託料の総額につきましては、先ほど議員からもありましたように、それぞれの自治体などの予算規模の状況などによって違いがあります。そのようなことでありますので、一概に具体的な割合というのは言えないところでございます。

予算を編成する際に当たりましては、担当課より業務内容等をヒアリングした上で、委託

せざるを得ない業務、また委託したほうがよりよく効果的かつ効率的であるか、また国や県からの支援などはあるかなど、総合的に勘案しております。

繰り返しになりますが、限られた財源の中で持続可能な財政運営を行っていかなくてはなりませんので、委託料のみならず、市で行う事業につきましては、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう全庁的に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　それでは、自治体のＤＸ化に向けての市の方針ということでございますが、市では、これまでも企画政策課の情報管理班を中心に、事務の効率化等を目的とした情報化の推進を進めてまいりましたが、近年のマイナンバーカードの普及とか、それから国が掲げておりますＤＸの推進ということで、これまで以上に体制を整えて対応していく必要性が生じてきたということで、将来に向けての現在、方針というのが定まっておりませんので、将来に向けてそれらの方針、それから計画的に推進を図るため、今回、本事業を新規の事業として提案させていただいたわけでございますので、民間の人材を活用しまして、これから具体的な方針や計画等を定めていきたいと、このように考えております。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、ＣＩＯ、ＣＩＳＯ補佐官の任用ということでお話がございましたが、現時点では、採用の予定はございません。ただ、来年度以降、この委託業務の中で今後、全体計画を策定していく予定でおります。その中で検討をしていくということになろうかと思います。

それと、（６）の昇任試験の関係ですけれども、試験をいつ頃やっているか、時期的なお話ですけれども、これは昨年の例で申し上げます。８月30日、31日両日で行っております。

それと、あと受験者数と男女の比率ということでございましたけれども、これにつきましては、昇任試験を受けるための資格を得た人が何人いるかで毎年変わってきます。すごく女性が多いときもあれば、男性が多いときもあったり、あるいは全体にたくさんの方が受験したり、また受験者数が少ない年もございます。

昨年の例で申しますと、男性31名、女性10名が受験しております。全員合格しております。これはあくまでも昇任資格試験ですので、これに通らないとまずまないたにのらないといいますか、そういった形の試験でございます。

それと、７点目の職員研修費ですけれども、こちら、十分な経費が取れているのかということですけれども、現在のところこの376万9,000円ということで足りておるものと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　手を挙げてください。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ポスト職任用昇任試験というような文言なんでしょうか。文言の確認です。昇任試験は昇任試験で。特に文言はないですか。ポスト職というのがあるんですよ。ねえ。課長、ねえ。すみません、それについてちょっと確認をお願いします。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市では、２級の職員、いわゆる主事職ですね。そこから上に上がるときにステップアップ試験というものがあります。それから上がっても管理職ではございません。いわゆるポスト職ではございません。

それと、３級から４級に上がるときに、いわゆる昇任資格試験というのを行います。それがいわゆる今、昇任試験、昇任試験と言っているような試験であります。その二つになります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、永井孝佳議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　よろしくお願いします。

９点質疑させていただきます。

（１）番、２ページの市民税が減少した要因をまずお伺いしたいと思います。

34億円から32億円に市民税が減ったということで、その要因を教えてください。

（２）番、51ページ、ＬＥＤ照明借上料の詳細についてお伺いいたします。

こちら、庁舎のＬＥＤ照明をリースで行っているのかなと思うんですけれども、その辺をちょっと教えてください。

（３）番、52ページのデジタル専門人材派遣負担金の詳細についてなんですけれども、こちら、先ほど伊場議員のほうから質疑があってだいたい分かったんですけれども、どうやって選ぶのかについてなんですけれども、委託先から勝手に送られてくるのかな。そういうイ

メージなのかと思うんですけれども、こちらが選ぶわけではないのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

（４）番、71ページの地域おこし協力隊支援業務委託料が昨年より増加した理由をお伺いいたします。

（５）番、87ページの農林業センサス調査費の詳細についてお伺いいたします。

こちら、どのような調査でどのような目的があるのかを教えてください。

（６）番、119ページのファミリー・サポート・センター事業の委託先が決まっていたら教えてください。まだ決まっていない場合は、どういうふうに選ぶのかをちょっと教えていただきたいと思います。

（７）番、129ページの生活保護扶助費が増えた要因をお伺いいたします。

（８）番、220ページの消防団車両整備事業の車両購入費について、こちらの詳細を教えてください。

（９）番、270ページ、海上キャンプ場運営事業についてなんですけれども、こちら、民間で利益を出して営業しているキャンプ場が結構多い中で、予算をかけてキャンプ場を運営する理由というか、目的を教えてください。

以上、９点よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、（１）の２ページ、市民税が減少した要因につきましてお答えいたします。

市民税の主なものですけれども、個人市民税につきましては、現年課税分で28億2,965万6,000円、前年対比で予算対比でございますけれども、7.2％、２億2,006万2,000円の減を見込んでおります。

この要因でございますが、デフレ完全脱却のための総合経済対策におきまして、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置としまして、令和６年度分所得税及び令和６年度分個人住民税の定額減税を実施するということとされました。これに基づいた影響額でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　51ページのＬＥＤ照明借上料の詳細でございますが、本事

業は、公共施設の既存照明をリースによりましてＬＥＤ照明に交換するものでございます。

この事業は10年の長期継続契約でございまして、既に令和４年度、５年度で17か所のほうをスタートさせているんですが、令和６年度は保健センターほか７か所のＬＥＤ化を予定しております。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは（３）の質疑にお答えいたします。

恐れ入ります、52ページのデジタル専門人材派遣負担金の関係ですけれども、こちら業者から勝手にといいますか、人材が送られてくるのかどうかということですが、これにつきましては、まず総務省のほうにこれを受けてくれる業者の紹介を受けます。業者に関しましては数社ありまして、そこにまず提案をしていただきます。その提案を見てここならいいだろうという会社がありまして、それが決まったときには、こういう人材を派遣したいという候補をその会社が送ってくれます。その方と面接をしたり実績を見たりして、送っていただける人材を決定することとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、（４）（５）についてお答えいたします。

まず、（４）になります。地域おこし支援業務委託料の増加の理由ですが、現在採用している地域おこし協力隊１名に加え、来年度もう１名、移住サポートセンターを拠点に移住サポート情報発信等を行ってもらえる方を採用する予定でおります。

続きまして、（５）になります。農林業センサスですが、これは国の基幹統計調査になります。農林業の生産構造や就業構造の実態を調査し、各種農林業施策に必要な資料の作成を目的として５年に１度行うものです。令和６年度は、その５年に１度の年でありまして、基準日、調査基準日ですが、令和７年２月１日となっております。

なお、事業費のほとんどを占める報償金536万5,000円ですが、こちらは調査員と指導員に支払う報酬と旅費でありまして、財源は国からの委託料となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　私からは、（６）ファミリー・サポート・センター事業の委託先についてお答えいたします。

この事業は、令和６年度事業のため、議会の議決を経まして、４月以降に業者選定の手続

きを進めてまいりますので、委託先は決定しておりません。

また、公募型のプロポーザル方式による委託を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私のほうからは、（７）、129ページ、生活保護扶助費が増えた要因ということでお答えさせていただきます。

全国的な傾向と同様、本市も、生活保護の相談・申請は増加傾向にございます。

本市の被保護世帯は、高齢や傷病、それから障害により保護を受給している世帯が多く、多くの方が医療機関での治療を受けております。今回の生活保護扶助費が増えた主な要因は、長期入院や高額な治療を必要とする方が増え、医療扶助費の増額を見込んだためとなります。

なお、生活保護制度の医療扶助は、３割自己負担などの保険診療と異なり、原則、けがや病気の治療に要した費用の10割を扶助費として現物給付する制度となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、（８）消防団車両整備事業の車両購入費の詳細についてお答えします。

消防団車両整備事業、車両購入費につきましては、老朽化した小型動力ポンプ付積載車２台、こちらの更新整備でございます。１台当たり1,008万7,000円、２台で合計2,017万4,000円を計上しました。

配置場所につきましては、第５中隊第１分団第１部、管轄地区は干潟地域、東２区、東３区の萬歳及び、第５中隊第３分団第３部、管轄地区は同じく干潟地域、西13区から西18区の萬力でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、（９）の海上キャンプ場運営事業について、予算をかけて運営する理由についてお答えいたします。

海上キャンプ場は、民間キャンプ場と違い、野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的として設置しております。青少年相談員による夏と秋の宿泊体験、子ども会や小・中学校によるデイキャンプなど、多くの青少年にご利用をいただいております。

自然環境の中で様々な体験を通じて、青少年の自己成長と自己肯定感の向上に大きく貢献

している施設であると思っております。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、順番に再質疑させていただきます。

（１）番の定額減税が主な減少の要因ということですけれども、国からの補填などございましたら教えてください。

（２）番、ＬＥＤ照明の借上料についてなんですけれども、この……、すてきな声があちらからも聞こえますけれども。

失礼しました。ＬＥＤの借上料について、一般的には何か借り上げより買上げというか、そちらのほうが効率的なイメージがあるんですけれども、リースにする理由というかメリットがありましたら教えてください。

（３）番、こちらは、このデジタル専門人材はどのような仕事をするのか、もし把握している部分があれば教えてください。

４番目、地域おこし協力隊が１人増員ということなんですけれども、こちらはいつ頃どのように選ぶのかを教えてください。

（５）番、農林業センサス、こちらの調査のほうは先ほどの説明でよく分かりました。ありがとうございます。

（６）番のファミリー・サポート・センターなんですけれども、プロポーザルになった場合の参加条件というか、必要な条件などありましたら教えてください。

（７）番、生活保護ですけれども、医療扶助が増えているということなんですけれども、当市ではないですけれども、ほかの自治体で生活保護の不正受給とか過剰な医療を受けているとか、そういう話を聞きますので、そういうものを防ぐ取り組みというか仕組みがありましたら教えてください。

８番の消防団車両についてなんですけれども、こちらは２台を干潟に配備するということなんですけれども、消防団全部で何台今保有していて、更新のタイミングというか、年数とか、どういうきっかけで更新するかを教えていただきたいと思います。

９番の海上キャンプ場についてなんですけれども、青少年の健全育成ということなんですけれども、青少年の利用状況とか、そういう実績などございましたら教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、市税のほう、定額減税の分が補塡されるかとかというお話ですけれども、こちらにつきましては歳入のほうで、地方特例交付金として国より定額減税分全額が補塡されることになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　それでは、ＬＥＤ照明をリースで行うメリットということでございますが、まず工事で行った場合の事業費を試算しておりまして、今年度実施予定の８施設の場合ですと、想定工事費が9,900万円ぐらい。これをリースで行った場合、仮に10年間のリース料ですと4,700万円ぐらいとなります。ですので、費用的にもちょっとリースのほうがいいのかなというところ、メリットがあるというところです。

それから、実際工事で行った後の故障とかの対応につきましては、その都度、やはり修繕ということで費用が発生します。リースの場合ですと、これは無償で対応していただける点がございますので、こういったところがメリットかなと思います。

それから、デジタル専門人材の具体的な業務内容、どういったことを行うのかということでございますが、この業務内容につきまして、実際に派遣される会社、それから派遣される人とのこれからの調整にはなりますけれども、現在予定しているところであれば、本市のＤＸ推進に係る全体総括、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化の推進、またセキュリティー対策、ＤＸの人材の育成、情報システム、それからＩＣＴ機器等に関する相談対応、指導助言等を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（４）の再質疑、いつ頃どのように募集するかとい

うことでありました。

募集につきましては、予算成立後になりまして、今のところ５月あたりを予定しております。募集の方法ですが、こちらは市のホームページ等の活用になります。あと、採用の時期なんですが、一応６年10月１日からの採用を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　条件はというご質疑でした。

ファミリー・サポート・センター事業のほうは、先ほども申し上げましたように、公募によるプロポーザル方式による業者選定を予定しておりますので、その際に公表いたします仕様書、委託業務内容や実施体制、そのほか適正な業務実施に関する事項を定めますので、この基準を満たす者を選択することになると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、（７）の再質疑ということで、適正な医療扶助の運営、不正防止の仕組みについてということでお答えさせていただきます。

医療扶助の適正な運営のため、ケースワーカーなどが被保護者の病状をレセプトや主治医訪問等により的確に把握し、重複受診の対応や頻回受診者の適正受診指導、後発医薬品、ジェネリック医薬品ですね、後発医薬品の使用促進などを行っております。

また、医療扶助の要否につきましては、基本的には主治医の治療方針によりますが、市においては嘱託医を配置いたしまして、定期的に専門的な見地から客観的なご判断をしていただいておるところです。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防団車両の配備状況ですが、水槽付消防ポンプ自動車６台、消防ポンプ自動車13台、今回更新予定の小型動力ポンプ付積載車、こちらは28台、合計で47台の配備の状況でございます。

更新の時期につきましては、消防団車両整備計画により、使用期間20年から25年、これを目安に更新を行っております。しかしながら、配置環境、車両の状況に違いがございますため、更新時期が前後する場合がございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　キャンプ場と体育館の令和４年度と直近の利用状況についてお答えをいたします。

キャンプ場の令和４年度の実績は、総利用者数3,081人、うち市内1,047人、市外2,034人となっております。直近の令和５年４月から令和６年２月までの実績は、総利用者数3,038人、うち市内1,207人、市外1,831人となっております。

次に、体育館の令和４年度の実績は、総利用者数7,986人、うち市内5,444人、市外2,542人となっております。令和５年４月から令和６年２月末までの実績は、総利用者数6,814人、うち市内4,721人、市外2,093人となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　永井議員、（５）番についての再質疑はありましたよね。

○７番（永井孝佳）　なかったです。

○議長（飯嶋正利）　いいですか。

では、永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、２点だけ再々質疑させていただきたいと思います。

（３）のデジタル専門人材なんですけれども、こちらは１人を雇って、課を横断して全体を見るというか活動してもらう感じになるのか、その辺をお伺いいたします。

あと、８番、消防車両なんですけれども、今回購入したのはポンプは別ということですかね。ポンプは別で、車両だけの予算でしょうか。そこだけお願いします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　議員のおっしゃるとおり、市全体を見ていただく予定となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　今回導入予定の車両は、小型動力ポンプ付積載車、両方導入予定ということでございます。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　2024年、令和６年第１回定例会に当たりまして、一般会計に係ることについて質疑を申し上げます。

まず１番目、９ページの債務負担行為についてであります。

令和６年度以降に増加する債務負担行為は、９ページの10件で、令和６年度に増額予定分はどのぐらいか。令和４年度決算では債務負担行為支出予定額は22億円余ですが、令和５年度はどの程度ですかということね。

２番目、予算書10ページの地方債についてであります。その推移を伺います。

地方債現在高は、令和５年度末でどのぐらいか。令和３年から４年度の決算においてはだいたい330億円程度で推移していますが、今後５年から６年度でどのように変化・推移するか、予定をお聞かせいただきたいと思います。

次に、歳入について３点であります。

まず、13ページの市民税について、その積算根拠を具体的に、概略をお聞かせいただきたいと思います。

次に、15ページの都市計画税についてでありますけれども、これもその積算根拠をお伺いいたすと同時に、都市計画税補塡によって実施している事業は令和６年度、どのような事業であるかをお聞かせいただきたいと思います。

５点目であります。34ページの基金繰入金について、その積算根拠をお伺いいたします。

次は歳出であります。

６点目です。52ページの公共施設等整備基金積立金についてであります。

公共施設等整備基金積立金というのは、条例ができて何年かたちますけれども、今回積み立てて初めて補塡というか支出金があるわけですけれども、各基金の令和５年度末の予定残高と使い道をお聞かせいただきたいと思います。

７番目、65ページの電子計算費のうち光ファイバーケーブル敷設工事というのは、どういう理由でもって行うことになったのかお聞かせいただきたいと思います。

８番目、72ページ、デマンド交通運行事業について、令和６年度から変更がありますけれども、その内容を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

９点目、73ページ、市バス運営事業について、その内容、委託事業にしている状況についてお聞かせいただきたいと思います。

10点目、77から78ページにかけて、賦課徴収費の調査賦課事務費及び収税事務費について、誰に手当てするのか、支払い先をお伺いしたいと思います。

11番目、171ページの農地費の大幅減額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

12点目、195ページ、道路橋梁総務費の大幅増額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

13番、196ページ、道路維持費の大幅減額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

14番、198から202ページまでの七つの事業について、新設改良の理由をお聞かせいただきたいと思います。

15番、202ページ、橋梁維持費の大幅増額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

16番、ページ209、住宅管理費の市営住宅改修事業と市営住宅及び雇用促進住宅の現在の状況はどうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

17番、ページ217から220、非常備消防費について、その内容をお聞かせいただきたいと思います。特に、私が昨年12月議会でご質問申し上げた自治体に対する寄附という形のものが出ておりますけれども、その対策についてお聞かせいただきたいと思います。

18番、220ページ、災害対策費について、その内容をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　最初の債務負担行為についてということでございますが、こちらは５年度分の差ということでよろしいでしょうか……、令和５年度分の。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　ちょっと今手元に資料がございませんので、そちらは後ほどということで、失礼いたします。

地方債についてということで、こちらは推移でよろしかったでしょうか。直近の推移でお答えさせていただきます。

まず、令和３年度が35億210万円、令和４年度が21億2,890万円、令和５年度が27億4,270万円という推移になってございます。

続いて（５）になりますが、基金の繰入れの精算根拠ということで、こちらはこの予算書の全ての根拠ということで。それでは説明させていただきます。

まず、財政調整基金ですが、こちらは歳入歳出の不足分の一般財源の分、その分を繰り入

れたものでございます。

公共施設等整備基金につきましては、保育所統合整備事業に7,000万円、消防庁舎整備事業に3,600万円ということになっております。

災害復興基金繰入金につきましては、こちらの主なものを申し上げますと、双葉団地Ａの改修事業、また冠水対策排水整備事業への繰入れが1,900万円ほど、県の防災行政無線の再整備の負担金に1,800万円ほどでございます。

続きまして、地域振興基金のほうですが、主な繰入れの根拠ですが、こちらは主に移住・定住促進事業に繰り入れておりまして、そのほか地域振興に関わる事業に、例えばスポーツ振興事業など、あと観光イベント事業などに繰り入れているものでございます。

ふるさと応援基金繰入金につきましては、こちらは寄附していただいた方への返礼品とかの、ふるさと応援推進事業のほうへ繰り入れているものでございます。

森林環境整備基金繰入金につきましては、主に保安林の植栽事業などに繰り入れているものでございます。こちらは790万円ぐらいです。

あと、育英基金繰入金につきましては、育英資金の給付事業のほうに約1,800万円、こちらは同額を繰り入れているものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは税務課のほうから、（３）（４）（10）につきましてお答えいたします。

（３）、13ページ、市民税についての積算根拠をお答えいたします。

まず、個人市民税につきましては、現年課税分で28億2,965万6,000円、対前年比としまして7.2％、２億2,006万2,000円の減を見込んでおります。

まず、均等割につきましては、令和２年度以降より納税義務者数の実績値が減少に転じていることから、直近の減少率を乗じまして３万2,895人とし、9,868万5,000円の調定額を見込みました。そこに収納見込率を乗じまして、9,690万8,000円といたしました。

次に、所得割につきましては、令和５年度当初課税時においては、個人市民税所得割の８割以上を占めます給与所得に関しまして前年比で2.8％の増となったこと、農業所得に関しましては、前年比で4.42％の増となっておるものの、市内の各企業のアンケートや、商工会や農協等への聞き取りによりますと、資源価格の上昇と急速な円安による物価高騰などによりまして、給与・賞与は横ばいと回答がありました。

そのような状況を踏まえまして、令和５年度の課税状況とほぼ同額を令和６年度予算と算出し、その額から定額減税分２億6,248万1,000円を控除し収納見込率を乗じまして、27億3,274万8,000円としたものでございます。

続いて、法人市民税は、法人の業績などに応じまして課税する法人税割については、令和５年度の調定見込額を参考に令和６年度の当初予算額を算出したわけでございますけれども、令和５年度予算額の算定時における調定見込額は１億8,484万4,000円に対し、５年度末の調定見込額は２億3,457万1,000円となります。

本市課税法人は、中小企業が大部分を占めるため、関東財務局千葉財務事務所が公表します法人企業景気予測調査を参考に、マイナス11.9％の減益見込みとしております。このため、令和６年度調定見込額を令和５年度末の調定見込額の11.9％減としまして２億665万7,000円とし、収納見込率99.30％を乗じまして２億521万円と見込んでおります。

法人の規模に応じて課税する均等割は、令和５年10月末の均等割額の１億5,031万円を令和６年調定見込額とし、収納見込率99.3％を乗じまして１億4,925万7,000円と見込んだものでございます。

続きまして、（４）の15ページ、都市計画税についての積算根拠をご回答いたします。

都市計画税につきましては、現年課税分としまして２億5,867万6,000円、対前年比0.1％、29万3,000円の減を見込んでおります。積算根拠ですけれども、令和５年度の実績を元に令和５年中の土地・家屋の異動を見込み、算出しております。

土地につきましては１億844万1,000円、対前年比0.4％、43万8,000円の増、家屋は１億5,023万5,000円、対前年比0.5％、73万1,000円の減となっております。

土地の増の主な要因は、畑や山林の宅地等への地目変更によるものです。家屋の減の主な要因は、評価替えに伴う経年補正による評価額減少によるものです。

続きまして（10）、77ページから78ページの賦課徴収費の調査賦課事務費及び収税事務費についての、誰に手当てするのか、支出先ということでございますけれども、予算書77ページの調査賦課事務費と78ページの収税事務費の職員手当等につきましては、いずれも税務課で任用しております会計年度任用職員に係る期末手当と勤勉手当でありまして、調査賦課事務費で５名分、収税事務費で２名分を計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　それでは、６点目の公共施設等整備基金についてです。

こちらのほうの目的は、今後進めていきます公共施設の再整備に係る費用として、将来整備に必要な財源として基金を積み立てているものでございます。令和５年度末の予定残高でございますが、27億5,786万4,790円の見込みでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは私からは、（７）（８）についてお答えいたします。

まず、（７）になります。

市内の公共施設ですが、これは広域情報ネットワークという光ファイバー網で結ばれております。このネットワークから、新設される（仮称）海上・飯岡統合消防分署と（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の２か所に通信用の光ファイバーケーブルを引き込むための工事となります。

続いて、（８）になります。

デマンド交通運行事業は、バス停までの移動が困難な方の移動手段の確保や、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図るため、市内を三つの区域に分けて、基本それぞれの区域内を１台ずつのタクシーにより運行しております。

令和６年４月１日からは、新たに医療機関を乗降場所とする場合の区域外運行を可能とし、そのための専用車両として１台増車することから、４台分の委託料を計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　市民生活課からは、（９）の市バスの運営委託状況についてというところでご回答させていただきます。

市バス運営事業としまして、バス２台を所有し、適正な管理及び効率的な運用を図るため、市主催の式典や行事・視察等の送迎や関係団体が行う視察研修等の送迎について、貸付受付事務と運行管理業務を実施しております。

委託の状況ですが、長期継続契約としまして、令和４年７月１日から令和７年６月30日までで市内の業者に委託をしている状況であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは農水産課からは、（11）番、農地費の大幅減の事由ということでお答えいたします。

農地費の大幅な減の主な理由は、農業基盤整備事業で、土地改良事業、豊和地区の中心経営体農地集積促進事業の促進費補助金が１億4,562万5,000円の減となっております。同じく、豊和地区の広域農業基盤緊急整備促進事業負担金が3,104万3,000円の減となっております。

それから、もう一つ大きな要因としては、農業水利施設改修事業では、玉浦川地区の排水路整備補修工事が令和５年度事業で終了する……。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀）　玉浦川地区、飯岡の玉浦川地区ですね、が一応５年度の事業で終了するため、その分の5,532万1,000円の減となっている、そういったことが大きな要因ということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、（12）番から（15）番についてお答えいたします。

初めに（12）番、195ページ、道路橋梁総務費の大幅な増額の事由についてですが、主な理由につきましては、予算書196ページ、12節委託料、道路台帳補正業務委託料1,309万円につきまして、前年度と比較して約600万円の増額となっております。

増額の理由といたしましては、県営豊和地区土地改良事業により道路の譲与が予定されており、当該地区の道路について組替えが多くなるため、道路台帳の補正業務委託料が増額するものでございます。

続きまして（13）番、196ページ、道路維持費の大幅減額の事由です。

主な減額の事由は、令和５年度で事業を完了した河川等浚渫工事が2,074万6,000円の減額となりました。また、予算書198ページ、説明欄上段の14節工事請負費、道路舗装改修工事の施工延長が約1,100メートル減少し、8,494万6,000円の減額となることによるものです。

次に、198ページから202ページ、七つの事業についての新設改良の事由です。

198ページ、説明欄１、道路新設改良事務費は、主に事務用消耗品と原材料費です。予算額は142万7,000円です。

199ページ、説明欄２、道路新設改良事業は、道路及び歩道部の拡幅等の工事を実施し、利用者の利便性の向上を図るものです。予算額は３億8,257万6,000円です。

事業内容は、14節工事請負費の道路改良工事として、旭農業高校南側の道路拡幅工事を含む７路線分２億3,753万8,000円、道路排水工事として、排水不良箇所に排水施設を整備する５路線分8,454万8,000円、道路舗装工事として1,118万円です。

説明欄一番下の３、冠水対策排水整備事業は、道路冠水が多発する地域において排水整備を実施し、集中豪雨や台風等による浸水の解消や緩和を図るものです。予算額は３億8,397万7,000円です。

主な事業内容は、14節工事請負費の地域排水工事として、イ、ハ及び後草の３地区分で２億9,755万円を計上しております。イ地区は令和７年度、ハ地区は令和10年度、後草地区は令和９年度の完了を目指しております。

200ページ、説明欄４、蛇園南地区排水路整備事業は、蛇園南地区内における排水路の整備をするものです。予算額は１億7,746万円です。

主な事業内容は、道路排水工事として、ボックスカルバート設置等で１億4,960万円を計上し、令和６年度の完了を目指しております。

説明欄一番下の５、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、産業振興や地域間交流を図るため、国道126号線から主要地方道銚子旭線を結ぶ道路を整備するものです。予算額は３億7,586万5,000円です。

主な事業内容は、道路改良工事として３億1,900万円を計上しております。一部未取得の用地がございますが、令和６年度の完成を目指しております。

201ページ、説明欄６、南堀之内バイパス整備事業は、地域の産業振興と生活基盤の充実を図るため、国道126号から主要地方道大栄栗源干潟線を結ぶ道路を整備するものです。予算額は３億3,364万5,000円です。

主な事業内容は、道路改良工事として３億3,220万円を計上し、令和６年度の完了を目指しております。

その下の説明欄７、震災復興・津波避難道路整備事業は、東日本大震災により津波被害を受けた地域における避難道路及び被災地域の復興のための路線を整備するものです。津波避難道路横根三川線の予算額は、1,447万1,000円です。

事業内容は、調査測量委託料として895万4,000円、道路用地購入費109万9,000円及び補償金は441万8,000円を計上しております。

県道飯岡片貝線から国道126号までの区間については、令和６年度の完了を目指しております。なお、津波避難道路椎名内西足洗線は、令和５年度に銚子連絡道路と重複する地点まで工事が完了しております。

続きまして（15）番です。202ページになります。橋梁維持費の大幅増額の事由について。

主な増額の事由は、今回の修繕工事対象である３橋のうち１橋が新川に架かるもので、橋

長が46メートルと長く、作業用足場等の仮設設置費用等がかさむことなどから、工事費が4,600万円程度となることによるものです。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは（16）、209ページ、市営住宅改修事業と市営住宅及び雇用促進住宅の現在の状況について回答いたします。

まず、市営住宅改修事業ですが、こちらはしおさいスタジアムの北側にある双葉団地Ａの改修工事でございます。双葉団地Ａにつきましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後も維持管理を継続する施設となっております。

工事内容につきましては、老朽化に伴う屋上・外壁の補修、それと給水管と排水管の改修、こちらを予定しております。

続きまして、市営住宅の状況でございます。

市営住宅につきましては、11か所持っておりまして、管理戸数が374戸でございます。現在の入居状況としては、292戸の入居となっております。

続いて、雇用促進住宅の状況でございます。

雇用促進住宅は、管理戸数79戸でございまして、現在の入居は35戸となっております。

この市営住宅につきましては、今後も適正な維持管理に努めていくつもりでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、非常備消防費について、その内容をということで、前回一般質問をいただきました消防団活動費の出動手当、これについての回答ということでよろしいですか。

218ページ下段、２、消防団活動費、８節旅費、616万円の算出根拠、こちらについてご説明します。火災の出動件数につきましては、出動した車両の台数ということで数えます。

平成30年から令和４年までの平均出動台数264台、これに１台当たり6,000円として158万4,000円、続きまして訓練及び警戒活動につきましては、コロナ禍を除いた平成30年、平成31年、令和４年の平均で4,576人で、１人当たり1,000円として457万6,000円を計上いたしました。

対策についてということでございますが、現在団員報酬、出動手当、こちらの改定も含めて協議検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは私からは、（18）、220ページ、災害対策費についてお答えいたします。

まず、説明欄１の防災体制強化事業につきましては、防災対策に関するソフト事業が主なもので、防災資料館に係る人件費、防災訓練の会場設営費、地域防災計画修正に係る業務委託料などになります。

次のページ、221ページの説明欄２の防災対策整備事業につきましては、防災対策に関するハード事業が主なもので、食料や飲料水などの備蓄品の更新費用、東電柱に設置している海抜表示板の更新費用などになります。

次の222ページ、説明欄３の防災行政無線等整備事業につきましては、定期的な保守点検などのほか、令和５年度から開始しました防災行政無線改修工事の２年目を実施します。

令和６年度の工事概要ですが、屋外子局の一部を更新するほか、新方式に対応した戸別受信機の配布などを行ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは財政課のほうから、答弁漏れ２件につきましてお答えさせていただきます。

まず、（１）の９ページ、債務負担行為の昨年度との比較のお話でございますが、件数的には２件減でございまして、金額的……。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　２件ですね、まず件数的には２件減っておりまして、金額では令和５年度と比較しましてマイナス20億5,337万1,000円、こちらは限度額が判明したもののみでございますが、額が大きいものに関しましては、防災行政無線の債務負担行為の額が大きかったということでございます。

２点目でございますが、（４）の15ページ、都市計画税の関係で、令和６年度の充当事業はということでございます。

こちらにつきましては、都市計画税につきましては都市計画事業に主に充当しております。充当事業といたしましては、下水道事業の繰出金であったり、あと都市計画区域内の施設等の整備に係る起債の償還費ということで、街路事業だったり公園事業だったりの起債の償還

費に充当しているところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　松木議員、手を挙げて。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　最初の出だしだったので、ちょっと私、ゼロだったのが皆増になっているやつが一つあるでしょう。基金の繰り出しで。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、18点のうち７点について再度ご質疑申し上げます。

私の４番目の15ページの都市計画税なんですけれども、約２億五、六千万円、毎年徴収するわけですが、その徴収した税の充て方ですよね。使い方、これをよく知りたいと思って聞いたらば、下水道の繰入金だとか、それから先ほどもお話がありましたけれども、いろんな都市計画事業の起債の返済に充てて、実際に２億五、六千万円が事業に使われているものは全くないような状態ですね。これについては、大変驚きました。都市計画道路の整備率がまだ半分までいっていないというような状態であるのに、都市計画税を住民から取っておきながら、その効果が見られるような事業をやっていないということになるわけですけれども、これについてはどのように市当局が考えているのか、都市計画税、そんなこといったら住民からこの事実が知れたらば、都市計画税なんか払わなくていいんじゃないのって話になってしまいますよね。

私、一つだけちょっとまだ、後で一般質問を６月か９月にやるときにも発言したいんですけれども、旧海上町の地域での都市計画事業の、いわゆる旧３町を計画区域に入れる話があって、私も傍聴しましたらば、そこでもって大変水害で困っている方が、これをやってくれ

るんだったら都市計画税を払ってもいいって発言があった、この発言、私は非常に響いたんです。だから、そのことについて、ひとつぜひご回答いただきたいと思います。

それから、基金の問題ですけれども、これは２点にまたがっているんですけれども、34ページと52ページのところにある、公共施設等整備基金、私が今この条例のコピーを持っておりますけれども、平成29年３月に承認を得た基金です。これは、第１条でもって、市内公共施設を整備するときに使ってよろしい基金というんです。

この予算書を見ていただければ分かりますけれども、予算書の34ページになりますかね、基金繰入金のところを見ると、財政調整基金というのはもうこれは皆さんご存じのように、どこの自治体にもある財政調整基金ですね。その２番目に、この基金が出ている、その後に災害復興基金繰入金とかいろいろあって、漁業振興基金繰入金は廃目にしてなくなるということになっているんですけれどもね。基金トータルでもって本年度は13億2,159万8,000円、基金が繰入れられるわけです。

だから、何に使うんですかということを私は気になったわけですね。ですから、２ページにまたがりますけれども、この状態について伺ったわけですけれども。これは、いつから基金を積んでいて、現在どのぐらいあって、将来はどういうふうに使うんだということを簡単にご説明いただきたいと思うんです。

次に……

○議長（飯嶋正利）　松木議員、これは５番でよろしいですか。５番で、６番も兼ねますか。

○２０番（松木源太郎）　５番と６番一緒です、これは。

○議長（飯嶋正利）　分かりました。

○２０番（松木源太郎）　関係しています。

次は、７にいきます。

７で、私、いわゆる光ケーブルを引くという、大変な事業をどうしてここで光ケーブルを引かなければいけないのかということだけ、簡単に聞いておきたいと思うんです。

これは、電子計算機でもって確かにそうなんでしょうけれども、大変、2,300万円というべらぼうな金額かかるわけですね。なぜ、これが必要なのかということです。

次に、全体のあれで10番目ですから、賦課徴収費のところですね。これは分かりました。

そうすると、この予算書において会計年度任用職員の方々の人件費については別枠でもって、こういう形でもってきちっと分けてやっているのかということですね。そのことを含めて、お聞きいたしたいと思います。

次に、16番で住宅の問題ですね。

双葉団地Ａの修理というのは分かりましたけれども、現在の市営住宅、雇用促進住宅なんかは、非常に使われ方が少ないわけですね。それは一つは、これからもう入居をすることを募集することなくて、朽ちるまで、つまり人が全然いなくなるまでほっとくという住宅がありますね。

最近、ちょっと私ユーチューブをたまに見ることがあるんですけれども、旭市で市営住宅が空き家になって放置されているというのが何回も出てくるんですよ。西野住宅です。あれが、ほとんどはもう住んでいなくて、ここだけ住んでいますねとかというのは、こんなのがユーチューブに載っていてびっくりしたんです。

神西住宅については、ご存じのように１戸でまだ残っていて、それを取り壊して、今回競売にかけましたよね。それはそれでやむを得ないのかもしれないけれども、だから市営住宅を使わないでもって放置して、そのままそこに入居している人が出るまで放置しておくという政策が本当にいいことなのかどうかという問題があるわけ。もう一つ、入っている人にとっては、昔から入っている住宅の入居料でもってずっといられるから、いつまでも入っていたいということになるんだ、そういう公共住宅をどうするかという在り方が、今旭市では問われていると思うんですけれども、それについてのきちっとした政策、私は持つべきだと思うんですけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

最後が消防団の問題です。

５年ほどの活動の経過のトータルの平均でもって出して、454万円ほどの出動費と、それから１日1,000円なりの活動費が出るということですけれども、私は昨年12月議会でもって質問して、これをもっと倍ぐらいにして、昔のままではないかって言ったんですけれども、こういうことを少しはできませんかね。ということは、それが少し上がってくれば、それなりになっていけば、住民から、なんだ区を通してまた消防費かというようなことがなくなってくると思うんですね。そういうことを考えて、今の予算では従来どおりやってきましたけれども、ぜひ途中でも変えられないか、このことをお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは（５）番の基金の繰入れの関係でございます。

今後の基金の使い方についてはどのように考えているのかということでございますけれど

も、今後の基金ですが、今現在財政調整基金を含めまして一般会計で持っている基金、全部で12本ございますが、財政調整基金のほうが６年度末の予定で73億8,000万円ほど、あと残り11本のトータルで77億4,000万円ほどございますが、それぞれの基金、財政調整基金を除いてそれぞれの目的がある基金でございますので、それぞれの基金の目的に沿って、今後も貴重な財源として活用させていただきたいと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　松木議員、手を挙げて。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　条例で言ったのはどういう目的だか簡単に言ってください、平成29年３月につくった条例。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　公共施設等整備基金条例、この目的ですけれども、この条例の第１条にありますとおり、市が所有している建築物及びその他の施設、公共施設ですね、これの整備保全に必要な財源を確保する、また将来にわたってこういった適切に維持管理していくために必要な経費、これを事前に基金として積立てていくことを目的としております。

この基金を処分する場合には、この第６条に「公共施設等の整備及び保全に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」としておりますので、来年度、統合消防分署庁舎、あるいは統合保育所等を整備する予定でございますが、こういった施設を整備する際に、不足する財源についてこの基金を活用していくということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、（７）の再質疑についてお答えいたします。

光ケーブルを引く理由はという質疑でありました。

先ほどもちょっとお答えしましたが、市内の公共施設については、光ファイバーケーブルを使ったネットワーク、これを使ってデータのやり取り、業務を行っております。

新たに整備されます二つの施設、（仮称）海上・飯岡統合消防分署と（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所につきましては、まだこのネットワークにつながっておりませんので、これにつなげるため、これにつなげて業務を行うということで、この工事が必要になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　（10）の会計年度の関係でございますけれども、議員おっしゃられましたように、会計年度任用職員の手当等につきましては別枠で予算化をしております。その報酬や手当につきましては、旭市のほうで条例化されております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、まず（16）です。

市営住宅の関係なんですけれども、政策空き家、今お話あった西野住宅、こちらのほうは政策空き家として、おっしゃるとおり新たな入居者を入れないで最終的には廃止という形で、今行っております。

市全体見ますと、雇用促進住宅を含めまして、市内には12棟住宅がございます。その中のに453戸あるんですけれども、その住宅については計画的に補修なりを行っている状態でございますが、全体を見まして、他の自治体より床面積という、戸数が多いということもあって、公共施設等総合管理計画で35％の削減を今計画しています。その中に入っている35％が政策空き家、ほぼそれでございます。

西野住宅、特に西野住宅のお話が出ましたので申し上げますと、確かに６戸で１戸の建物になっているんで、１人が出るまで壊さないという方針で今残っている状態です。

そういった方には、事あるごとにほかの住宅への移転、こちらのほうがいいんじゃないですかということでお勧めはしているんですが、先ほどおっしゃられましたように、やっぱり住み慣れているということもあって、引っ越しはちょっとしたくないなとか、現状があまりよくなくてもこれでいいんだよと言っている方がいるので、それ以上ちょっと踏み込んではいっていない状況でございます。

そちらにつきましても、定期的な修繕、必要があれば維持管理を行っております。ただ、今後政策空き家という空き家を含めまして、やはり築年数が40年以上経過している事例がほとんどでございますので、整理していかなければならないのかな。その中で残すべき住宅、今回双葉団地Ａ、大規模改修を行いますけれども、そういった住宅は継続して、市営住宅地として存在させていきたいかなと考えております。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　議員、一般質問の際にご提言いただきました件につきましては、今回

予算計上はございませんが、団員報酬を含めまして出動手当、こちらについても改定について協議、検討をしているところでございます。さらに、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、答弁漏れだという（４）について、都市計画税の充当の流れから都市計画道路の整備ということでご質疑ございました。

確かに、都市計画道路、全部整備されるわけではございません。議員、今回の見直しの説明会のほう出席されたと思いますが、新たな都市計画拡大によって、新たな都市施設の設置は今考えていないということはご理解いただけたと思います。

既存の都市計画道路についても旭市合併以来、新市建設計画で様々な道路整備、これ都市計画道路にかかわらず旧３町のほうの道路の整備を進めてまいりまして、新たな都市計画道路が急に必要かなという時代ではないと判断しております。新たな道路を造りますと、やはり都市計画税以外にも都市計画道路であっても相当な財源が必要となりますので、そういうところを考えますと、都市計画道路としての整備は、今後当面の間実施しない方向ではございます。

公園についても同じでございます。様々な公園を合併以来造りましたので、その維持管理に努めてまいりたいと思います。

都市計画道路、公園の整備状況については以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　最後の質疑になりますけれども、まとめて何点かだけお聞きいたしますけれども、私が４番に掲げた15ページの都市計画で今、都市整備課長からご答弁があったんですけれども、住民に見えるような都市計画事業がないのに都市計画税を取られているという矛盾が今出ているわけですね。ですから、旭市が例えば令和７年に今の旧３町を都市計画区域に入れて、その後税の問題を議論するという言い方を説明会ではしていました。

しかし、私はそれにすごく疑問を持ったのでいろいろと聞いたり調べてみると、２億五、六千万円も毎年都市計画税を払っているのに何をやっている、何、都市計画事業って何だっていうことを言われてしまうわけですよね。今のお話で、充当するところがなくて従前のものを補塡したり、支払いに充てたりということであると、ちょっと考えざるを得ないなと思ってしまうんですけれどもね。

ここら辺のところは市長どう思いますか。

大変、この予算を組むときに苦労すると思うんですけれども、そこんところをひとつ市長からちょっと聞きたいですね。

それから、ケーブルの問題は分かりました。

そうすると、今新しくこれからいろんな建て替えたりする学校も合併したりしていく、そういうふうな形になると、そのたびに今回2,300万円ですか、ケーブル代ということになっているでしょう。そういうようなことで、それで結ぶということになるわけですか。もっと合理的に何かいい方法はないんですか。それは、ちょっと担当者どこだか分かりませんけれども、お聞きしたいと思います。

それから、税務課長から話があった、あれは分かりました。

ただ、別枠でやっているということですけれども、税の徴収だけですか。それともほかの事業も会計年度任用職員の方、それもやっている給与費、その他については別枠なんですか。それとも、この事業だけなんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、住宅の問題ですけれども、例えば古い住宅ですと数千円という家賃でいっぱいありますよね。そうすると、そういうのを維持したまま、維持したままというのは語弊があるけれども、今一番新しいところはどのぐらいか私ちょっと分かりませんけれども、雇用促進住宅も含めて、そういうところから移動できるような形でもって援助して、もし例えば双葉でも南のほうのところは一戸建てが残っていますよね、幾つかね。そこのところの方の相談に乗ったことがあるんですけれども、その問題ではないんですけれどもね。そういうようなところをきちっと市としては整理していかなければいけないんじゃないかなという、そういう時代に来ているのではないかと思うんですけれども、そこら辺ところの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、非常備消防については分かりました。ぜひ、検討していただきたいと思います。

以上、何点かお答えください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは、都市計画税についてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、都市計画税は目的税でございます。都市計画税を頂くために、あえて事業を起こすのか、あるいは見える化できるように事業を起こすのか、そういったことも踏まえまして今後の都市計画の区域拡大について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは（７）の再々質疑にお答えします。

新たな施設ができるたびに工事が必要になってくるのかというお話でした。

当然、ネットワークにつながっていない施設ができましたら、それにつなげる必要は出てまいります。ただ、既存の施設を用途変更した場合であれば、それはもうネットワークにつながっていますので、そういうところは新たに工事をする必要はありません。

また、その引込み工事ですけれども、引き込む長さによって金額は変わってきますので、その長さによって工事は変わってくるというような状況になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　10項目のお話でございます。

賦課徴収費だけが会計年度任用職員の手当と計上してあるのかということですが、現在様々な課、ほぼ全課になると思います、会計年度任用職員というのがおります。ですから、その相当する科目において、人件費を計上しておるものでございます。

以上です。

（「分かるようになっているんですか」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　分かるようにといいますと。

（「人件費はこういうことで区別できるようになっているんですか」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　はい。区別というか、科目が違いますので。

（「分かりました」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、古い住宅を維持したまま新しい住宅に移転できるように、家賃の補助とか、そんなのはないのかということでございます。

まず最初に、古い住宅に住んでいらっしゃる方、当然家賃今おっしゃられたように数千円でございます。当然ほかのところに行くと、今一番新しい住宅、飯岡の、萩園のやっぱり３万円とか２万円とか、収入等で世帯構成とかそういったのによって変わるんですが、それなりの負担になります。

現在、ちょっとここで言うのもなんなんですが、ごく僅かな年金でやっている以上、今ほ

ど上げたくないという意思がございまして、長く住んでいらっしゃる方もやっぱりいらっしゃいます。

双葉団地については、やっぱり戸建てであれだけの家賃とか、もうほかに物件がございませんので、戸建てに慣れてしまうと長屋形式がちょっと嫌だなとかという思いもあって、そんなことから、なかなか市の望むような移動はしてくれないのかなというところがございます。

家賃補助なんですけれども、家賃の関係、公営住宅法でいろいろ定められておりまして、市で自由にできない部分ですね、そういったことから援助というお話が出たと思いますけれども、今のところ援助までは考えておらず、現在住んでいるところを不備というか、問題があれば修繕して、できるだけそこで住んでいただくと、本人がご希望すれば引っ越しは当然、市営住宅間の移動も本当はやらないんですが、そういったものを考えておりますので、そういったことでできるだけ早く古いものは改定していきたいなというふうな考えでございます。

長期的には、長期に使える市営住宅、そういったものを残して、それでうまく低所得者に配慮できるようなことができればと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それではお願いします。

第１号議案、令和６年度の予算ですね、一般会計の予算について22点ほど質疑をしたいと思います。

予算が私は一番大事だと思っていますので、ちょっときっちり聞いていきたいんですが、予算立てをするときに、会社でも家計でもそうだと思うんですけれども、「入るを量りて出ずるを制す」この考え方の下にやらないと、会社だったら赤字、倒産、そして家計だったら本当に火の車ということになっていくんだと思います。ですから、この「入るを量りて出ずるを制す」という、こういう考えの下に予算が組み立てられているかどうかという観点からお伺いしたいと思います。

まず、１番、11ページ、予算額ですね。324億8,000万円、対前年度比の19億8,000万円ほど、パーセンテージにして6.5％の増になっております。この増に対して前者のほうからも

ございましたが、ちょっと総括的に見解をお伺いしたいと思います。

２番、13ページです。法人市民税増の理由と今後の推計ですね。

お願いします。

それから、３番です、14ページ。たばこ税５億6,623万6,000円、対前年度比6.5％増、たばこがこれだけ売れる、6.5％も増で売れるという、こういう予算立てについての根拠、お願いいたします。

次、15ページです。入湯税1,000万3,000円、これも前年度比で18％増です。この根拠をお願いいたします。

16ページです。森林環境譲与税、これは28.6％増の900万円ですね。この理由をお願いいたします。

17ページ。株式等譲渡所得割交付金4,000万円、これは14.9％減になっております。この根拠をお願いいたします。

19ページ。教育費負担金１億4,146万5,000円。これ前年比31.6％減です。これは、給食費の負担金なんですけれども、内訳ですね、お願いいたします。

19ページ。学校給食費負担金の先ほどの負担金の集金事務に係る費用、こちらをお願いいたします。

19ページです。使用料が軒並み増になっております。具体的には総務使用料23.9％、民生使用料3.5％、衛生は減なんですけれども、あとは全部、多いもので教育使用料11.9％増、全て合わせると３％増の534万円が増になっております。

片や手数料ですね、総務手数料から始めて、土木は17.1％減でトータルでは8.8％減の1,244万8,000円の減になっております。これの理由をお願いいたします。

23ページ、民生費国庫補助金3.6％増の理由と、これが増の理由としては、子ども・子育て支援交付金の増によるものですというような説明があったように、私ちょっとここで殴り書きで書いているものですから、本会議でご説明があったときに、なのでそこのところを詳しくお願いいたします。

32ページ、利子及び配当金22.5％増の根拠をお願いいたします。

33ページ、不動産売払収入24.7％減になっているんですけれども、こちら、この根拠ですね、売り払うものがまだあるとは思うんですけれども、なぜ減なのか、この根拠をお願いいたします。

33ページです。総務費寄附金、ふるさと応援寄附金、２億800万円、30％増、この根拠で

すね。

それから、34ページ、繰入金、大幅増ですね。この理由をお願いいたします。

先ほど、前者のほうからもございましたが、基金繰入れが軒並み増なんですね。結構大幅な増がございます。それの理由、前者のご答弁でもありましたけれども、ちょっと公共施設整備とかそのあたりのところは分かりましたが、育英基金のこと、ちょっと聞き逃してしまったもので、ちょっともう１回さらっとお願いいたします。そのご答弁で、次の質疑をしたいと思います。

39ページ、市債、対前年度比48％の増。これも前者のほうございました。これ、私からは年度末のほうと年度末の総額というんですか、それとあと端的に言うと、返さなくていいものという、返さなくていいのではなくて借りるんだけれども、それに手当てされるものが国から来るというもので、いわゆる市民の税金からは最終的にはそこを食い込まないというようなものというのがどれぐらいの割合で年度末あるのかということをお願いいたします。

62ページです。ふるさと応援寄附推進事業9,835万8,000円、これの根拠ですね。

前者のほうの質疑に対して、返礼品とかそういうのはあったと思うんですけれども、もう１回答弁をお願いします。

70ページです。移住・定住促進事業7,229万2,000円のこの内容をお願いいたします。

119ページです。民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業の１億1,145万8,000円、この内容と、これ拡充ということになっているんですけれども、その拡充した部分の内容をお願いいたします。

同じく119ページのファミリー・サポート・センター事業ですね、866万円、これ前者お二人の中の質疑にもございましたが、私のほうからは、答弁でプロポーザル方式でやるということで、まだその内容自体は決まっていないということで、ちょっと私のほうからはこの金額の設定根拠というんですかね、内訳と設定根拠、お願いいたします。

あと、この事業自体は先進市では20年以上も前からやっている事業だと思います。なぜ、今これを予算に上げられたのか、その理由と、あとどこをモデルにしてこの事業を始めようと思われたかということをお伺いします。

171ページです。畜産環境フレッシュ事業914万3,000円、これ事業内容と事業評価って書いているんですけれども、ちょっとさらっと説明があったので、さわやか何ちゃらがなしでというような話があって、私ちょっと「さわやか」と「フレッシュ」というのを同じものだと思っていたんです。ですから、ちょっとそこのところの「さわやか」がなくなったという

のは、手を挙げる人が令和５年度事業ですか、手を挙げる人がいなかったから令和６年度は当然のことながら予算がとっていないということだったんですけれども、この「さわやか」と「フレッシュ」の違いと、違いというのか関連性というのか、それとあと、市としてはどういう方向で進めたくてこの予算計上していらっしゃるのかお願いいたします。

211ページです。空き家等対策推進事業1,043万2,000円、この事業内容と事業目標ですね、この金額を立てられたということは、令和５年度の事業、令和５年度で達成したというのか、やったというのか、それをどういうふうに評価して令和６年度予算をこのように立てられたかというのをお願いいたします。

249ページ、地域学校協働活動推進事業311万2,000円、これの内容をお願いいたします。

地域学校協働活動推進事業って、いわゆるコミュニティスクールというふうに、ではない、これ全校にやられる事業だって伺ったんですけれども、311万2,000円の予算の根拠と統廃合とかが見込まれているとか、市のほうで計画しているところも同じように予算立てをしているのかどうか、そこのところをお願いいたします。

１回目です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから順に、まず（１）と（５）（６）（９）（14）（15）ということで、順を追って回答させていただきます。

まず、当初予算、令和６年度の当初予算の増ということで、その総括と傾向分析、対策ということでお答えいたします。

まず、総括といたしましては、令和６年度予算の324億8,000万円の規模につきましては、こちら合併以降２番目に大きな規模となっております。

前年度からの増加理由の大きなものといたしましては、保育所統合事業、こちら７億1,823万8,000円や消防庁舎整備事業７億3,856万9,000円などの大型事業や、人事院勧告等に基づく職員給与費の給与改定や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始に伴う人件費の増、また児童手当の拡充や生活保護扶助費の増などに伴う民生費関連の扶助費の大幅な増があったことによるものでございます。

今後は、こちらは令和６年度で大型事業が完了となる見込みから、予算総額については一旦落ち着いてくるのかなというふうに考えております。

今後の傾向といたしましては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化の進むイ

ンフラ、公共施設等の維持更新に係る経費の増加は避けられないものと考えております。しかしながら、住民サービスが低下することのないよう、今後も行財政改革を進めるとともに自主財源の確保を図るなど、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

続いて、（５）番になります。16ページの森林環境譲与税900万円、こちら28.6％の増の理由ということで、こちらにつきましては、まず国の森林環境税の収入見込額が増加しました。また、それに加えまして市町村配分基準につきまして、私有林人工林、その面積の割合を50％から55％、人口割合が30％から25％に変更されたことによる基準の影響によりまして、県による配分試算額が示された結果、対前年度200万円、28.6％の増となったところでございます。

続きまして、17ページの株式等譲渡所得割交付金4,000万円、対前年度比14.9％の減の根拠はということでございますが、こちらにつきましては、こちら株式等譲渡所得割交付金は県からの交付によるものでございまして、積算については決算見込みの額に県推計による対前年度の伸び率、こちらがマイナス44.6％ほどでございますので、こちらを乗じて算出したところでございます。

続きまして、使用料と手数料の増と減ということのお話でございました。

こちら、それぞれ使用料、手数料もありますが、それぞれの項目ごとにその増減理由というのがあるところでございますが、主なものを申し上げますと、こちらは使用料のほうですが、主なものにつきましては、先ほど議員おっしゃっておりましたが、総務管理使用料57万8,000円、こちらが23.9％の増や、土木使用料157万3,000円、2.0％の増となっております。

主な理由につきましては、こちらは行政財産使用料の駐車場使用料や住宅使用料の市営住宅や雇用促進住宅の使用料の増ということになっております。

次に、その手数料ですが、こちら1,244万8,000円、8.8％の減となっておりますが、主なものにつきましては、衛生手数料1,117万4,000円、10.1％の減となっております。主な理由につきましては、清掃手数料の塵芥処理手数料が減となっているところでございます。

続きまして、（14）の繰入金の増の理由ということでございますが、こちら18款の繰入金につきましては、13億2,159万8,000円、対前年度比４億7,715万4,000円、56.5％の増となっておりますが、増となった主なものといたしましては、財政調整基金が予算額７億4,200万円、対前年度２億3,600万円の増と、公共施設等整備基金繰入金が１億600万円、こちら対前年度ありませんでしたので、こちらは皆増ということで、それとあと災害復興基金繰入金が１億1,157万3,000円、対前年度9,879万3,000円の増、あと、ふるさと応援基金繰入金が予算

額２億円のところ対前年度5,000万円の増などがございます。

理由ですが、最初、財政調整基金につきましては、こちら先ほども申し上げましたが、人事院勧告等に伴う人件費の増、また生活保護扶助費や児童手当給付金などの民生費関連の扶助費の増などによりまして、一般財源の不足が大きくなったことが主な要因でございます。

それとあとは、災害復興基金の繰入金の増でございますけれども、こちらは市営住宅改修事業で予定しております、市営住宅の双葉団地Ａの改修工事につきまして、国庫補助金と市営住宅使用料を充当した残りの事業費に、こちらは双葉団地Ａが一時避難場所に指定されておりますことから、この災害復興基金を活用したことによる増でございます。

ふるさと応援基金繰入金の増につきましては、近年のふるさと応援寄附の増加を踏まえて増額としたところでございます。

あと育英基金ということでございましたが、こちらも13.7％の増となっておりますが、こちらは育英資金の交付対象者の増ということで繰入れのほうが増えております。

続きまして、市債の（15）番の市債対前年度比48％の増と、その評価、傾向ということでございますが、市債につきましては40億5,920万円と対前年度13億1,650万円の増となっておりまして、増となった主な要因につきましては、臨時財政対策債の対前年度9,000万円の減などがあったものの、保育所統合整備事業や消防庁舎整備事業、防災行政無線等整備事業など建設事業の進捗に伴う事業費の増に伴い、借入額が増となったことによるものでございます。ですので、市民の皆さんの負担がない形のものを金額でということでございましたが、こちら各市債の中に、それぞれ交付税措置、普通交付税の交付税措置というものがありますので、その普通交付税で算定される基準財政需要額に算定されている額、この起債の中で基準財政需要額に算定されている額を申し上げさせていただきますと、こちらの率、交付税の算定される額が、だいたいパーセンテージで言わせていただきますと75％程度が交付税算入のほうに、全体的に、約ですけれども約75％が交付税の基準財政需要額に算定されているということで市民の負担が起債を借りても懸念されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　税務課からは、（２）（３）（４）につきましてご回答させていただきます。

初めに、（２）の13ページ、法人市民税の増の理由と今後の推計はということでございます。法人市民税の増の理由ですけれども、コロナ禍で落ち込んでいた経済の回復の兆しが一

因と考えております。また、今後の推計につきましても、直近の実績等を勘案しますと微増傾向に推移していくのかなという考えを持っております。

次に、（３）、14ページ、たばこ税５億6,623万6,000円、対前年度比6.5％増の根拠ということでございますけれども、たばこ税の算出根拠につきましては、令和５年度末の見込み本数に４年度と５年度の増減率を参考に本数の算出をしております。令和６年度の見込み本数につきましては約8,642万2,000本といたしました。税率の1,000本当たりの6,552円を乗じまして５億6,623万6,000円といたしました。

対前年比6.5％増の根拠ですけれども、令和４年度10月の税制改正によりまして、加熱式たばこの本数換算が１本当たり0.8本から１本換算ということに変更になりました。それを受けまして、買い控え等を考慮し、令和５年度の予算を過少に積算したことから、本年度予算見込みとの差が6.5％増となったということでございます。

次に、（４）の入湯税でございますけれども、1,000万3,000円、対前年度比18％増の根拠ということでございますけれども、令和５年度予算額につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮しまして積算したものの、令和５年度決算見込額は令和５年度予算額を上回る見込みでございます。令和６年度につきましては、新型コロナウイルスの影響が回復傾向にありますけれども、今後の推移が不透明であることから、令和５年度の決算見込額と同額としたものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、（７）と（８）についてお答えいたします。

まず、（７）、予算書19ページ、教育費負担金の減の主な理由といたしましては、３節の保健体育費負担金の説明欄の１、学校給食費負担金の減で給食費の物価高騰による食材費の上昇分を踏まえた上で、第１子、第２子の児童・生徒の学校給食費を半額免除することにより、対前年度比で給食費で6,478万7,000円の減となるものでございます。

続きまして（８）、学校給食費負担金の収納に係る費用ですが、学校給食費の収納は給食センターのほうで口座振替により収納しております。収納に係る費用は合計で約222万円となります。内訳を申し上げますと、予算書276ページ、こちらのほうの第一学校給食センター管理費のうち口座振替手数料が59万4,000円、伝送システム処理料が35万6,000円、システム用データ作成委託料が27万7,000円、収納管理システムのリース料が99万5,000円となります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　私からは（10）（18）（19）について、お答えいたします。

初めに、（10）子ども・子育て支援交付金の内容につきまして回答いたします。

本交付金は、子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従いまして同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付されるもので、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的としているものでございます。

本交付金は、子育て支援課所管以外の事業も含めまして９事業に対する国からの交付金を見込んでおります。国の対象事業といたしましては、利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、そして新規事業の子育て援助活動支援事業となります。

交付割合は、利用者支援事業が３分の２で、その他の事業につきましては３分の１となっております。

次に、（18）事業費の内容と拡充の内容という質疑でございました。

民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業は、市内の民間教育・保育施設が実施する延長保育事業や一時預かり事業などの経費を助成する事業でございます。

事業費の内訳といたしましては、認定時間を超えて子どもを預かる延長保育事業が７施設で864万円、保育所等に入所していない子どもを一時的に預かる一時預かり事業が４施設で1,146万9,000円、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う、地域子育て支援拠点事業が５施設で4,130万2,000円、病気の子どもを家庭に代わって保育する病児保育事業が４施設で5,004万7,000円を見込んでいるところでございます。

今回拡充となった事業につきましては、地域子育て支援拠点事業と病児保育事業で、地域子育て支援拠点事業につきましては、新規開設分といたしまして１施設944万5,000円を見込みました。病児保育事業につきましては、これまでの病児対応型、体調不良児対応型に加え、新たに病児・病後児対応型を開設する分として１施設3,586万8,000円を見込んでおります。

本事業は、子ども・子育て支援交付金の対象となり、その補助率は国が３分の１、県が３分の１でございます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業、こちらにつきましては、まず、なぜ今始め

るのかというご質疑であったかと思います。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の中で示されている事業でございまして、第２期子ども・子育て支援事業計画の中で令和６年度開始というふうになっております。

また、この設定根拠につきましては、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づきまして積算をしているところでございます。

866万円の具体的な内訳は、事業を実施するためのアドバイザーの人件費などを含む運営費として466万円及び施設改修やシステム導入に係る費用の開設準備費用といたしまして400万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　会計課からは、（11）予算書32ページの利子及び配当金22.5％増の根拠についてお答えいたします。

増加の根拠といたしましては、令和５年度に新規購入した債券18億円分の利子によるものであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　私からは（12）、33ページ、不動産売払収入24.7％減の根拠、理由ということでございます。

こちらにつきましては、令和５年度、今年度ですけれども、旧神西住宅跡地の売却ということで、ちょっと大きな案件が含まれていましたので、５年度の当初予算が約１億500万円としていたため、令和６年度は24.7％の減となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは私からは、（13）（16）（17）についてお答えいたします。

まず、（13）ふるさと応援寄附金２億800万円の根拠になりますが、ふるさと応援寄附金の個人寄附金ですが、令和元年から４年度の平均増加率が126％でありました。令和６年度予算は５年度の当初見込額１億4,500万円にこの126％を掛けまして１億8,300万円、それに６年度新たにふるさと納税ポータルサイトを一つ増やすことによりまして、それの寄附額を1,000万円と見込みました。そこに企業版ふるさと納税1,500万円を見込み、この金額を算出

しております。

続いて（16）になります。ふるさと応援寄附推進事業の根拠と推移ということになります。

ふるさと応援寄附推進事業9,835万8,000円の算出根拠になりますけれども、まずワンストップ特例申請書の郵送料が33万4,000円、それとシステム利用手数料等が900万円、それと業務代行委託料ということで返礼品や送料などが8,902万4,000円になっております。

事業費の推移ですが、これは５年ほどでよろしいでしょうか。

それでは事業費ということで、令和元年から令和５年までの予算額、令和元年から４年度については最終予算額、令和５年度につきましては３月補正前の予算額でお答えいたします。

令和元年度につきましては、業務代行委託料が2,695万4,000円、システム利用手数料等が44万円、その他が３万円、合わせて2,742万4,000円。令和２年度ですが、業務代行委託料3,192万2,000円、システム利用手数料等308万5,000円、合計3,500万7,000円。令和３年度ですが、業務代行委託料4,901万9,000円、システム利用手数料等325万3,000円、その他9,000円、合計5,228万1,000円。令和４年度ですが、業務代行委託料5,779万3,000円、システム利用手数料等515万6,000円、その他７万9,000円、合計6,302万8,000円。令和５年度、業務代行委託料8,486万5,000円、システム利用手数料等707万4,000円、その他21万円、合計9,214万9,000円となっております。

続きまして、（17）移住・定住促進事業の事業内容になります。

この事業は、本市への移住・定住者の誘引を促進するための事業で、主な事業内容としましては、移住サポートセンターの運営、地域おこし協力隊の支援、移住定住者に対する各種支援金や奨励金の支給、お試し居住の実施、移住ポータルサイト「あったか！旭」の運営、首都圏で行われる移住セミナーへの参加などになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から（20）番で、畜産フレッシュ事業の内容と評価と、さわやか畜産との違いというところでお答えします。

本事業は、家畜排せつ物の消臭軽減効果のある飼料等への添加剤や臭気の拡散を防ぐ効果のある資材の導入を支援し、畜産経営の継続、安定を図りながら農場周辺環境の向上に寄与するものです。

補助率は、飼料添加剤等を導入する場合は３分の２で30万円を上限とし、臭気の拡散を防ぐ資材を導入する場合も同じく３分の２で、こちらは上限が150万円としています。

取り組み数は飼料添加剤等の導入に20件、臭気拡散防止資材の導入２件で、計22件を見込んでおります。

事業評価というところなんですが、令和５年度の本事業の成果指標として補助金交付件数の目標を13件としていましたが、現時点での補助金交付件数の見込みは17件と、それは達成していると。そういうところにより、周辺環境の改善への取り組みは進んでいるのかなというところです。

あと、このフレッシュ事業とさわやか畜産の違いなんですけれども、このフレッシュ事業は市の単独事業でありまして、要は臭気の低減というところでこれはもう去年もいろいろ説明しているところなんですけれども、今年は予算計上ないんですが、さわやか畜産総合展開事業、これは５年度はありましたが、今年は事業者のほうで手を挙げる方がいなかったので、今年度は事業としては持っていません。

違いは何かというと、こちらさわやか畜産総合展開事業というのは、もともとの汚泥装置だとか、機械を更新したりとかする結構大きなものです。なので、金額のほうも結構張る事業ではあるんですけれども、これは似たようなところで臭気の低減にもこの県の事業は少しは効果があるというところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、（21）空き家等対策推進事業の事業内容と目標ということでございます。

まず、全体的な事業目標について回答いたします。

空き家は全国的な問題になっておりまして、どの自治体も対応に苦慮している状態でございます。

空き家の管理につきましては、基本的に所有者が自らの責任で行うことが前提となっているんですが、市といたしましては、所有者の支援のために様々な補助事業、幾らかの補助事業ございますので、そちらを利用していただいて、空き家が管理不全な空き家、周りに迷惑をかけるような空き家にならないように問題解決を図っていくことを全体的な目標としております。

令和６年度の事業といたしまして、大きなものとして、旭市空家等対策計画の改定がございます。こちらは、現在、令和５年度に実施中の空き家等実態調査、こちらの結果を基に現状分析、課題、基本方針の、もちろん改定もあるんですが、特別措置法の改定で行政手続き

がちょっと変わってまいりまして、それの再検討、いわゆる代執行とか、そういったものの手続きが今回の改正により以前とはちょっと違うやり方になってまいりまして、そういったことの手続きの再検討としての見直し作業を行っていくものでございます。

それ以外のものにつきましては、補助事業については三つほど種類がございまして、空き家の活用、解体、空き家バンク登録物件の改修、そういったのは例年と一緒なんですが、これについては、特に空き家の解体等については、お話をいただいてから実際に至るまでが１年ではなかなか終わらないケースが多いもので、当初予算的には今相談受けているのはあるんですが、予算の範囲は例年並みとしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、（22）の地域学校協働活動推進事業の内容と、学校の統廃合を計画しているところも同じように行うのかということについて、お答えをいたします。

内容ですが、市内全小・中学校の地域コーディネーター20名の謝金と、地域コーディネーター間の連絡調整や指導、助言をする統括コーディネーター１名の謝金として211万7,000円、名札や軍手等の活動用消耗品や啓発用リーフレットの印刷製本費として51万円、全学校の地域学校協働活動として行う参加者への保険料として48万5,000円になります。

したがいまして、学校の統廃合を計画しているところも地域学校協働活動を行うことになります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　ちょっと回答に間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。すみません。

回答のほう（15）番のこちら、市債の関係です。

市債の関係で、交付税算入率のお話をさせていただきましたが、こちらのほうが令和６年度の40億5,920万円の交付税算入の見込みの率でございますが、こちらが先ほど75％程度と申し上げましたが、63.1％ということで、金額にいたしまして算入見込額でございますが、25億6,000万円弱ということで、訂正をさせていただいたと思います。

失礼しました。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　先ほどの19番、ファミリー・サポート・センターのところで、回答漏れがございましたのでお答えさせていただきます。

どこをモデルにされたのかというご質疑だったかと思います。

何か所か視察のほうには行ったんですけれども、モデルにしたという市はございません。視察をいたしまして、実施するに当たり参考とさせていただいたものでございます。

それと、18番のところで１か所訂正をさせていただきます。

先ほど、病児保育事業について、「これまでの病児対応型」と申し上げてしまいましたが、「これまでの病後児対応型」に改めさせていただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、午後２時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございました。といっても物すごく速くて、数字のところが、意図的ではないと思うんですけれども、すごく何か分かりにくい感じの、ささっと言われるので、書き取りがうまくできていないんで、ちょっと２回目の質疑の中でもう１回聞くかもしれません。もうちょっとはっきり、数字のところは特にはっきり言っていただけます。お願いいたします。

予算総額のところですね。総括、課長のほうからしてもらいましたが、その中で、私冒頭申し上げました「入るを量りて出ずるを制す」という、まさにそこで、答弁の中に自主財源の確保に向けてという。要するに、出るものがもう仕方ない。保育所をつくらなければいけない、消防で出る、民生費で出る、民生費のほうも増、どんどん増になっていくという、ここで、この出るほうは本当にどんどん増えていくんだって、これはしょうがない的な、そんな答弁ではないんですけれども、これはしょうがないんです。

そこで、出るものが多くなるんだから、そのまま出ちゃうね、しょうがないねでは終わらないことなんですよ。課長の答弁の中に、自主財源の確保を図りながらということがあったんですけれども、この「入りを量る」というところですよ。これはどういうことを考えていらっしゃるか。常に考えていらっしゃるとは思うんですけれども、この自主財源の確保というところを詳しく、令和６年度ではどのように自主財源を確保していこうとしているのか、お願いします。

それから、法人市民税増の理由と、今後の推計なんですけれども、景気がよくなっていくだろうというような見込みなんですね。ぜひそのように、市内がなりますように微増をしながら、法人市民税のほうは今後も増えていくのではないかというご答弁でした。私もそれは願います。こちらのほうも、自主財源の確保ということで力を入れていかなければいけないことだと思います。

14ページです。たばこ税なんですけれども、私も本当たばこ税に関しましては、市としての考え方というんですかね。市税なんで……

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、２番目の再質疑はありますか。

○４番（戸村ひとみ）　２番なし。

○議長（飯嶋正利）　ない。

○４番（戸村ひとみ）　はい。どこでしたっけ、たばこ税ね。で、税収が増えるというのはいいことだとは思います。ただ、私、市民の健康との兼ね合いというものを、市としては大きな役割として、市民の健康、命と財産を守るというのが、市として大きな役割としてありますんで、その中で、たばこがこの数字、8,642万2,000本も売れるだろうという、こういう、これはでも予算立てしなければいけないんで、しょうがないんですけれども、令和５年度を過小に評価していたんで、令和４年度ぐらいに戻した的なご答弁だったんですけれどもね。市民の健康を守るというところとの兼ね合いというので、このたばこ税についてどのようにお考えかということをちょっとお聞きしたいんです。

片や、市としては歳出のほうで予防費のほうもすごく増額しているんですよ。２億9,581万3,000円から、令和５年度ね。３億4,332万4,000円まで予防費って上がっているんです。16.1％増の4,751万1,000円。予防費、歳出のほう、予算増額しているんです。市としては、糖尿病予防ですか、それを中央病院と一緒になってやったりとか、こういうふうに予防費を増額したりとかして、市民の健康を守ろうとしている一方で、たばこ税については、市に入ってくる大切な自主財源の元なので、これは、私としては市の考え方、こういったふうに、

たばこ税みたいなものって変なんですけれども、それを何か目的税としての使うような、そういう方法があるのかどうかということをお伺いいたします。考え方とね。

入湯税に関しましては、分かりました。令和６年度、コロナ前に戻した感じというか、令和５年度の決算見込額と同額のものということで、18％の増になっていましたんで、私は質疑のここに、通告の中に書かせていただきました。何かの戦略があるのではないかなと思って。「ラジウム鉱泉が出るまち旭市」とかというね。今、市内で温泉持っていらっしゃるところは物すごく頑張っていらっしゃるので、ふるさと納税とかというところで、自主財源の確保の中に、そういう戦略を持たれているのかなと思って、それを聞きたくて聞きました。

森林環境譲与税です。これ基準割合が変わったということで、面積割合が50％から55％になって人口割合が30％から25％になって減った、人口割合のほうは減って、面積のほうが増えて、なので結果増えたということなんでしょうか。それはその理由は、もし、理由が分かっていらしたら、この基準の設定の仕方の理由が分かっていたら教えてください。

６番です。株式等譲渡所得割、これ県からの交付金なんで、県のほうがこういうふうに計算しなさいよというので来ているんですね。で、その中で、県のほうは令和４年度実績に何かを、ちょっと聞き取れなかったけれども何かを掛けて、そうすると何かがマイナス44.6％になって、結果、前年度比が14.9％減になったということで、ただ、市民の皆さんとか、これをぱっと見られたときに、何で株がこんなに高騰して、今日なんか４万円になったとか何とかってニュースもございましたけれども、これが減になっているんだというのを、市民の皆さんというより、私はちょっと率直な疑問で持ちました。

そこのところもう１回、つまり、県のほうは推計、計算するやり方自体が１年ぐらい間をおいての前の分の実績で計算しなさいよということで来ているのかどうか、そこのところをお願いします。それ自体は、もう市のほうで、こう、こうだからこうしてくださいみたいなことは言えないことなんですね。そこもちょっと確認します。

７番です。教育費負担金です。給食費を第１子、第２子、食材の値上がり分を増額して、それを割る２にして半分助成しますというふうに言っているわけですけれども、そこが実際に予算額で見ると、31.6％減ってことなんですよ。これが２億685万7,000円が１億4,146万5,000円になっているんですけれども、これが31.6％減で、この中の学校給食費がほとんどを占めていまして、１億3,818万7,000円。この31.6％減、予算の減というのが果たして半額補助というふうに言えるのかどうかということを私は非常に疑問に思うんです。ちょっとそこのところ、お願いいたします。

次です。８番、学校給食費負担金の集金事務にかかる費用です。222万円かかるということで、これは一番最初の予算全体の総額324億8,000万円、これに対する総括の中で、人口減少、それはもうどうしようもないことで、でもそこで子育て支援とかを一生懸命やっていかなければいけないみたいな話があったように思うんですけれども、そんな中でのここの222万円、集金事務にかかるお金、これまで全部この金額まで考慮されての今度、上にかかってくるんですけれども、給食費を半分にするんだったのか。この集金手数料自体は、これはゼロにはなりませんよね。半分にしても、ゼロにしないと給食費の負担金をゼロにしないと、この集金事務というのはゼロにならない。そこのところご理解いただけているかどうか分からないんですけれども、つまり、これを給食費を増額して半分にするというふうに決められた中に、こういう食材以外の事務経費とか、そんなものまで全部考えて半額、増額して半額にするというのを決定されたのかどうか、そこをお願いいたします。

それと９番です。私、使用料が軒並み増、手数料が軒並み減、この理由を聞いたんです。どれが何%減というのは、それは私も予算書を見れば分かります。ではなくて、例えば答弁中にありました民生費の中、民生費の使用料で上がったというのは駐車場の使用料の増を見込んでいるってことだったんですけれども、その理由なんですよ。何で駐車場の使用料が増になるのか。それを聞きたいんです。片や手数料が軒並み減、この理由が例に出してご答弁があったのが衛生手数料、塵芥処理手数料が10.1%減、主な減の理由は塵芥処理手数料ですと言われたんですけれども、では、何でその塵芥処理手数料が減になるんだということを、それが理由です。その理由が知りたいです。お願いいたします。

10番です。子育て支援事業、国のほうから９事業に関してが3.6%増ということで、子ども・子育て支援交付金ということだと思うんですけれども、そうすると、国のほうから、割合として３分の２が出てくるのが９事業全部で489万7,000円ということなんですか。そこのところをお願いいたします。非常に金額が少ないなと思いまして、聞きます。

11番です。利子及び配当金、債券を18億円購入したということでした。なので、利子が令和６年度にこれだけ、22.5%の増で入ってくるということですが、これは債券購入計画というのはどうなっていますか。基準あるいは規則、そのあたりを教えてください。運用ですね、運用の仕方ですよね。

12番です。不動産売払収入、これは旧神西住宅を令和５年度に１億幾らで売ったという、これが令和５年度で多かったので、６年度では24.7%の減ということですが、全体のこれから売り払う、売り払わなくてはならない市の土地の面積、建物はほんの少ししか予算計上が

なかったので、ほぼ土地だと思います。それの全体ですね。全体の面積、それから、今までどれぐらい売れていて、割合でいいです。これから先、どれぐらい売らなければいけないか。それをお願いします。

13番です。総務費、ふるさと納税のです。ここに戦略を入れたほうがよかったかなという感じで聞いてみたんですが、要するに数字ですね。掛け算して126％ということでの計算ということでした。この決め方というんですかね。もう少し何か議論があったような、もっと多くてもいいのではないかとか、そういう議論があったかどうかという、そこをちょっと教えてください。ふるさと納税に関しましては、数多くの議員のほうからも、もっと果敢にとかというような一般質問等でもあったように思いますので、この数字の中には、そういう戦略的なものとかも検討された結果なのかどうかという、そこをお願いいたします。

14番繰入金、大幅増です。こちらなんですが、前者の答弁と同じものをいただいて、育英基金に関しましては育英人数が増える見込みという、予算ですので、増えるということなんでしょうけれども、これは人数が増えるというのは枠を広げて増えるんでしょうか。その人数が増える理由、教えてください。

それと、あと繰入金の中の皆増の公共施設等整備、もともと基金というのは、ご答弁にもありましたが、目的があって、それに対して積んでいるお金をその事業をやるときに崩していくという、そういうものだと思うんですけれども、その中で公共施設整備、これが初めて使われるということで、１億600万円で、これはいわゆるファシリティマネジメント、公共施設長寿命化計画と呼応しているものでなければいけないと思うんですが、ここのところ、どうなっているのか教えてください。ファシリティマネジメント計画の中にあるものに対して、こういうふうに、来年度、６年度は基金をこれだけ崩してこういうふうにしましょう。その次の年からは、こっちの施設のマネジメントをやらなければいけないから幾ら崩さなければいけないですねとかって、そういう計画と呼応しているものだと思うんですが、そこのところをお願いいたします。

それぞれの基金の積立て予定ですね。先ほど申しましたように、この基金というのは目的があるものですから、例えば災害復興基金ですか、何とか基金になっていますよね。それを、今回773％増で繰入れしてしまうということは、当然のことながら、基金がそんなに残っていないと思うんですけれども、そうしたときに、今後どういうふうに基金を積み立てていくのか。その計画、今回の令和６年度の中で、どういうふうな計画があるのか教えてください。

15番です。分かりました。市民の負担にならないというか、基準財政需要額というんです

か。それが75％ってちょっと喜んじゃったんですけれども、63.1％という、25億円ということで、分かりました。そのあたりのところ、実は、財政調整基金が繰り入れてかなり減っている。そこのところで、また起債が随分あってみたいに、それをぱっと見て二つを並べてみると、どれだけ借金を積み重ねるのこの市みたいに見えると思うんですけれども、その内訳をしっかり理解して、かけるべきところにはかけなければいけないということで起債、そういうことも必要なんではないかと思って、ちょっとここのところ聞きました。

16番です。ふるさと納税ですね。業務代行委託料というのが令和元年度から令和５年の今までですか。物すごい推移をしているんです。そんな中で、返礼品の推移というのはどんな感じですかね。ちょっと返礼品自体に充てる金額というのかな。そういうものの推移をちょっと教えてください。

17番です。移住・定住促進事業、これ移住サポートセンター、地域おこし、お試し居住、それぞれの金額を教えてください。

18番、民間地域子ども、これなんですけれども、拡充というのが地域拠点のほうと病児保育のほうということで、9,537万円ぐらいになるんですかね。拠点のほうは１施設900万円というふうにおっしゃったと思うんですけれども、そうすると、想定している拠点自体は何拠点になるのか。病児保育なんですか。病児保育、これは5,004万円のうち１施設に3,586万円かかるというふうに、ちょっと聞き取れなかった、そうだと思うんですけれども、そうすると１施設ってことなんですかね。そこのところをお答えください。

19番です。ファミリー・サポート、これ視察に何か所か行きましたっておっしゃいました。それを教えてください。といいますのも、本当に20年前ぐらいからやっているところがあるので、どういうところに行ってこの予算になったのかなというところを、この予算ではないですね。この予算自体はアドバイザーに466万円、準備金として400万円ということでしたので、アドバイザーに相当期待するところですけれども、どこに行かれたのか、教えてください。

畜産フレッシュです。20番、この畜産環境フレッシュ事業、私ここ聞き取れなかったんですよ。30万円上限、３分の２の補助の30万円上限が10件で、３分の２の150万円上限が２件で、私22件になってしまったんですけれども、どっちかが20件でどっちかが２件なの。どっちかが12件なんですね。22件って最後言われましたよね。私12件しか聞き取れなかったんで、それもう１回聞きたいのと、これ事業対象数、市内で手を挙げなかった方も含めて、何事業者ありますか。何事業者のうちの22件と言われたのかな、22件なのか、お願いいたします。

21番、空き家対策です。ちょっとご答弁よく分からなかったんですけれども、計画改定で代執行のほうの何か見直しがどうのこうのって言われて、それで、そういうことで1,000万円超えの予算がかかるものなんですかね。違いましたっけ、1,043万2,000円。この1,043万2,000円の内訳、お願いいたします。

22番です。地域学校協働は分かりました。またちょっとほかで聞きたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、４番の入湯税については再質疑なしでいいですか。

○４番（戸村ひとみ）　いいです。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、順に回答させていただきます。

（１）の当初予算の関係で、自主財源の確保についてどのように取り組んでいるかということにつきましては、確かに自主財源の確保が本当に非常に重要な課題である中で、歳入面ということで、まず公平で適正な課税と収納体制の整備によります市税収等の確保がまず第１に挙げられまして、次に市税収も含めました徴収対策の強化、こちら収納率を向上をしたりということですけれども、そちらと、あと市が保有しています未利用地等のこちら売却ですね。未利用地の売却による自主財源の確保、また、ふるさと応援寄附金の推進とか、あと各種基金ございますので、その基金の計画的な運用での運用益とかを出しながら自主財源の確保をしていくということで、あと自主財源だけではないですが、財源の確保が大事ということで、そちら財源の確保の努力ということで、自主財源とはちょっと違いますけれども、各種補助金や有利な起債の活用などで、財源の確保についてもしっかり対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、２個目が森林環境譲与税の件でございます。こちら算定のほうが、何でこのような算定、変更につきましてですが、こちらまず国の森林環境税の収入見込み、先ほど申し上げましたが、こちらが令和５年度500億円から641億円ということで、この税が増えたということが主にありまして、あとその配分のほうなんですが、こちら市有林人工林の面積の割合を50％から55％で、あと人口割合が30％から25％に減らしたということでございますが、こちらは、森林環境譲与税の使い方ということで、やはりこちらの森林、こちらの緑のほうの保全だったり、そういう話ですので、50％から55％ということは都市よりも地方のほうへ重くということでの対応かと思われます。人口のほうも30％から25％、こちら都市のほうが

やはり多いと、森林がそんなにない都市のほうにもちょっと多めに配分になっていたところを、そちら人口割をちょっと減らして、やはり森林面積のほうを増やして地方へのお金の流れをつくっているというふうに今言われているところでございます。

続きまして、株式のほうなんですが、株式等譲渡のほうの交付金につきましては、こちら県の推計を使わせてもらいますが、こちらの請求のほうは株式市況の動向というのがやはり不透明ということがありますので、この株式等譲渡所得割のこちら県税、県の収入になりますが、県税収入のこちら過去５年間の平均から県のほうは推計しているということで、今回のマイナス44.6％ぐらいの減になっていまして、市のほうでは、株式等の交付金の推計というのは、ちょっと難しくなっておりますので、県の推計のほうを毎年活用させていただいているということでございます。

続きまして、繰入金の関係ですが、こちらは公共施設等整備基金の関係ですが、こちらは今回統合保育所と、あと消防分署のほうの建設費のほうの一部に充てておりますが、今回から繰入れさせてもらっているというところでございますけれども、こちらのほう、やはり計画というか個別計画ですか、公共施設等の個別計画が作成してありますので、それに沿った形で、そちらのほう工事のほうが予算化されるときとか、そういうときにはこの基金は使われていくという見込みでございます。

災害復興基金のほうの話ですが、こちらにつきましては、今後積み立てるのかということですけれども、災害復興基金のほうは今後積み増しをするというか、積立てに関しては利子のみと、今のところ利子のみを積み立てる予定で、今はそのように計画をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、（３）のたばこ税のところで、市民の健康保守の考えもということがありました。高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まりや喫煙をめぐる規制の強化などもありますけれども、増税や価格の改定等も考えられることから、本数的には減少傾向にありますが、税額的には現状維持していくのかなと、それと目的税的な話もございました。たばこ税につきましては、今後も制度に沿いまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、（７）給食費のほうですが、予算額において31.6％

の減、これで半額免除と言えるのかというご質疑でございます。

まず、この給食費のほうは児童・生徒のみならず、教職員及び給食センターの調理員も給食費を支払っております。今回、物価高騰分を見据えて増額して半額ということなんですが、半額になるのは児童・生徒の保護者の負担のみで、教職員と給食センター調理員は増額になります。

内訳を申し上げますと約１億3,800万円のうち児童・生徒が約１億700万円で、教職員、調理員が約3,100万円です。これ前年度比較しますと児童・生徒のほうで約４割ほど減となっておりまして、教職員のほうは約18％増となっておりました。合計で見ると31.9％の減となっているものでございます。

それと（８）増額して半分ということは、集金費用を全部考えてのことなのかというご質疑でございます。収納に係る費用につきましては、先ほど申し上げましたように教職員の分もありますので、教職員の分が残れば児童・生徒が全額免除になりましても、教職員の分が残ればシステムのリース料やデータ作成委託料などは当然そのままかかることになります。ただ、口座振替手数料のほうは１件10円とか、データ電送料のほうは１件６円とかということですので、件数が減れば、その分は金額が減るということでございます。

続いて（14）の基金のところでございますが、このうちの育英基金でございます。育英基金のほうで金額が増えたということは、その人数、枠が増えたのかというご質疑でございますが、育英基金のほうは原則としまして支給要件に合えば給付をしているところでございます。ですので、以前は枠があったんですが、枠は令和４年度からなくなっておりまして、要件に合えば支給対象としているというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　初めに（10）全ての事業で見込んでいますかという質疑でございました。先ほど議員がおっしゃいました489万7,000円は補助金のほうでございまして、ご質疑の交付金のほうが8,957万3,000円でございます。こちらが議員おっしゃったように９事業全てに対する国からの交付金となっております。

次に18番、地域子育て支援拠点の施設数なんですが、こちらは５施設となっております。病児・病後児対応型は、一つの施設を新規にと考えております。具体的に申し上げますと、新規の地域子育て支援拠点事業につきましては、運営費として基本分の544万5,000円、こちらと開設準備経費としまして400万円で合わせまして944万5,000円を見込んでいるところで

ございます。

もう一つの病児・病後児対応型の事業につきましては、運営費として年間延べ利用児童を300人以上400人未満で見込みまして2,007万1,000円、そのほか、やはり開設準備経費ということで460万円、合わせまして2,467万1,000円を見込んでおります。また病後児対応型につきましては、運営費といたしまして年間延べ利用児童を100人から150人未満と見込みまして、659万7,000円、そのほか開設準備経費460万円で、合わせまして1,119万7,000円で新規の病児・病後児対応型といたしまして3,586万8,000円を見込んでおります。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいて積算しているところでございます。

もう一つ、19番、ファミリー・サポート・センターの関係で、視察に行ったということで、視察先なんですが君津市、大網白里市、茂原市、銚子市でございます。だいたい同じぐらいの市の規模の自治体を選んで視察を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　（11）の再質疑についてお答えいたします。債券購入計画はございませんが、旭市資金管理及び運用基準及び旭市債券運用基準により運用を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　行政改革推進課からは、ちょっと回答が前後して申し訳ございませんが、（９）使用料が増になったところで、総務管理使用料、行政財産使用料が23.9％増になった、この理由について申し上げます。

これにつきましては、今年度整備いたしました駐車場につきまして、整備できたことによって職員が全員とめられるようになったと、それに伴いまして駐車場の使用料を徴収することといたしたものでございます。そのものが増の主な要因でございます。

（12）不動産売払収入、この減の根拠というところで、土地の売払いの計画はどうなっているのかというご質疑でございますが、この土地の売払収入につきましては、市で保有している普通財産を売却するものでございます。ただ、議員おっしゃられるように計画的に土地を売却できるようなものではございませんので、その年度年度ごとに売却できそうな土地があった場合に予算計上していくものでございます。

先ほど回答させていただきましたが、令和５年度は旧神西住宅の跡地が売却できるように

なったというところで、令和５年度に予算計上させていただきました。その金額が面積も大きいということもありまして、売却益が大きかったというところで令和６年度と比較すると減になっていると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　すみません。回答が前後してしまいまして、（９）の関係で塵芥処理手数料が何で減になるのか、その理由はというご質疑にお答えします。

予算書の21ページになりますが、塵芥処理手数料9,745万円につきましては、指定ごみ袋の販売代金の見込みになりまして、令和６年度の歳入額を積算するに当たり、前年度、これは令和４年10月から令和５年９月の指定ごみ袋の販売枚数の実績に合わせまして、令和６年度の販売枚数を見込んだためでございます。

なお、販売枚数の減、手数料の減につきましては、理由といたしまして、旧指定ごみ袋、こちらがまだ使用できること、また大型スーパー等で資源ごみの店頭回収が増えたことが要因として考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（13）（16）（17）の再質疑に対してお答えいたします。

まず、（13）になります。歳入予算の決め方でもっとふるさと納税応援寄附金、多くてもよかったんではないかという、その辺の議論はあったのかということでありました。歳入予算につきましては、先ほど私、元年から４年までの平均増加率ということでお答えしました。実際４年から５年の増加率はもっとよかったです。というのは、テレビのＰＲもありましたし制度改正もありましたんで、だいぶ多かったです。担当としては、その伸びをそのまま来年度につなげたいなという思いはあるんですが、これについてはなかなか確証が持てません。ということで、歳入でありますので、あくまでも過大に見積もることのないよう、かたく見込んでおります。

（16）になります。返礼品に充てる費用の推移ということで、まず令和６年度予算でいきますと寄附金額が、個人の寄附ですが１億9,300万円を見込んでおります。それに対しまして返礼品が5,790万円。これは寄附額の３割を見込んでおります。

こちら推移ということだったんですけれども、各年寄附額の３割が返礼品に当たってお り

ます。その返礼品の額を申し上げますと令和元年度が1,677万1,000円、令和２年度が2,098万9,000円、令和３年度が2,810万4,000円、令和４年度が3,900万円、令和５年度は途中ですが5,100万円となっております。

（17）になります。それぞれの金額は、事業内容のそれぞれの金額を教えていただきたいということでした。まず移住サポートセンター運営委託料が138万円、地域おこし協力隊支援業務委託料720万円、起業・就業等創出事業移住支援金400万円、定住促進奨励金4,010万円、若者世帯住宅取得奨励金1,680万円、その他として281万2,000円で、合わせて7,229万2,000円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　すみません。答弁、滑舌が悪くて聞き取りづらかったということで申し訳ございません。補助率のほうから、では、もう一度します。

（「件数」の声あり）

○農水産課長（池田勝紀）　件数でいいですか。取り組み件数のほうなんですけれども、飼料添加剤等の導入に20件、臭気拡散防止資材の導入に２件で合計で22件となっています。あと、何事業者あるのかということなんですけれども、何事業者というか市内の畜産農家全員対象になります。現在、畜産農家の戸数なんですけれども、全部で108戸ということで、以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、空き家等対策推進事業の内訳ということでございます。1,043万2,000円、こちらは事業全体の費用でございまして、その中で計画支援の策定、空家等対策計画の策定については627万9,000円でございます。それ以外の部分で大きなものは先ほどちょっと述べた補助事業ですか、これが250万円。あと、緊急安全措置として60万円、こちら予算を組んでございます。

それで空家等対策計画の内訳でよろしいですかね。こちら予定しているのが委託業務として発注を予定しておりまして、まず計画準備の後に施策の実施状況、まずこれを確認します。それと、その後上位計画、関連法案、そういったもの等の確認、関連計画等の確認をしまして、本年度やっている実態調査、こちらの現状分析と課題を検討してまいります。その後、空き家対策等の基本方針、こちらを作成しまして具体的な施策を考えてまいります。

それと次に空き家対策の実施体制の検討、こちらがさっき言った行政手続きが特措法の改

正で変わりましたので、緊急代執行とかいろいろちょっとまだなじみがないことが出てまいりますので、そういった手順を考えていかなければならないのかな、市ができる、できないも含めましていろいろ考えていく必要があるかなと思います。

最終的にこの見直し案を作成しまして、空家等対策協議会、市にあるんですが、そちらではかりまして、空家等対策計画としていく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　７番の教育費負担金、学校給食費ですね。こちら実際は子どもたちのほうは四十何％の減になっているから半額と言えるみたいな、そういうご答弁ですかね。教職員のほうは18％ぐらいの増になっているということで、全額というよりももっと増えている、今までよりも増えている、増えますよということなんですよね。分かりました。一般質問ではないので個人的な意見は言いませんが、分かりました。

で、使用料です。９番ですね。使用料と手数料なんですけれども、例えば総務費って言ったんですけれども、それが23.9％で大幅増だったので、それが職員の駐車場が利用できるようになったからということで23.9％の増になって、これは月額幾らですか。あと、教育費のほうの使用料も11.9％増を見込んでいると、予算ですので見込んでいるということです。これも理由を教えてください。手数料のほう衛生費のことは分かりました。ごみ袋、今まで持っているのを使うからということなんですね。それで、土木手数料のほうでの17.1％、これが１番減額割合が大きいんですけれども、こちらのほう理由をお願いいたします。

それから11番の債券の購入のほうなんですけれども、今年度債券購入して、18億円を購入したということで、この債券の内訳と、あと、私は規則にのっとってみたいなご答弁があったんですけれども、そこを知りたいんです。何で令和５年度での18億円って金額ね。それを購入されて、令和６年度にこれだけの利子が入るようになっているのか、そこのところ、金額の根拠というんですかね。お願いいたします。

それと、不動産売払収入は、要するにだから全体ですよ。どれぐらい売らなければいけない土地を持っているのかというのを聞きたかったんです。どれぐらいまで売っているのか、旧神西住宅が売れた時点で市には普通財産として売らなければいけない。以前お伺いしたときに、売れるところから売っていくというのを聞いたんですよ、私。で、どれぐらいの普通財産を売却しようとしているのかという、その全体を知りたいんです。どれぐらい進捗していて、そこを知りたいんですけれども。13番はかたく見積もっているということでしたので、

理由は先ほど述べましたのでいいです。

14番です。公共施設等整備のほうの基金の運用の仕方って言ったらいいんですかね。それがちゃんと旭市のファシリティマネジメントと呼応しているのかということ。令和６年度にこれをやるからこれだけ基金から崩します、じゃ、その残った基金がどれぐらいなんで、これから後の公共施設の維持補修だとか何だとか、そのマネジメントの中にきちんと載っていると思いますんで、そこのところに、これだけ必要になるから、じゃ、令和６年度でどれだけ積み立てておこうとかというそういう計画とちゃんと呼応しているのかどうかってことを聞きたいんですよ。

繰入れする金額もその場で決める。減った分、今年度これだけ積み立てるとか、そういうのではなくて、マネジメントとしてやっていっているのかどうかという、それがこの令和６年度の予算になっているのかどうかということを聞きたいんです。

育英基金のことなんですけれども、枠がなくなったということで、私実際には人数を知りたいんですよ。増額、13.7％も増になっていますんでね。でも、お子さん自体は少なくなっていると思うので、この育英基金、令和６年度に想定している人数を知りたいんです。枠を増やしたんでなければその人数、想定している人数をお願いいたします。

あとは、ふるさと応援寄附事業のほうは、返礼品が３割とかって言われた、ちょっと私聞き取りがまずかったと思うんですけれども、何か３割なのかなという金額があったんで、また詳しくは後ほどお聞きします。ちょっとここでは時間を取ってしまうから。

あと18番の民間地域子ども・子育て支援事業の地域拠点のほうも、１施設930何万円と言われて５施設ということで、ちょっと計算が4,130万円にならないなと思うんですけれども、これも後ほど聞きます。900万円としても4,130万円より超えてしまうんだと思いまして。

○議長（飯嶋正利）　18番はいいってことですか。答弁なしということでよろしいですか。

○４番（戸村ひとみ）　ちょっと聞き取れないんで、後でちょっと聞きます。

○議長（飯嶋正利）　ここではいいですか。

○４番（戸村ひとみ）　はい。計算が合わないんですよ。私が聞き取った中で計算してみて、あと20番、畜産環境フレッシュ事業です。108戸畜産農家があって、私は、これ全部事業対象だと思っているんですけれども、その中で、17戸を想定されたのかな、これ事業に応募してくださる方というか、結果、22件だったんでということだったんですけれども、22件で想定よりも多かったということで、ある程度評価されているんだと思うんですけれども、この108戸に対しての22戸というのが、いわゆる臭気ということに関して、臭いですか。それに

対してのどれぐらいの効果があるものと想定されているのかということをお伺いいたします。それだけです。

○議長（飯嶋正利）　議案の質疑は途中ですが、午後３時25分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１４分

再開　午後　３時２５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　使用料のところでございます。駐車場の使用料、月額幾らかというご質疑でございますが、月額６万400円になります。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　月額６万400円になります。年額にしますと72万4,800円となります。

続きまして不動産売払収入のところでございます。具体的にどれだけ売る計画があってというお話でございますが、現在、市で保有しております普通財産合計ですと、36万5,000平米ほどございます。いわゆるこれが全て売れれば一番いいんでございますが、この財産の区分でいきますと、そのほとんどが山林であったり原野であったりというところで、売却に適している土地というのはちょっと言い難い状況があります。そういう中でも宅地の部分もございますので、条件が整えば、それは売却していきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、何か計画的に目標があって具体的に例えば今年度何平米、来年度何平米、そういったことを目標を立てられればいいんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、あまり適している土地が多くないというところがありますので、その辺はご理解をいただければと思います。

それから公共施設等整備基金につきましてということで、計画的に積んだり取り崩したりしているのか、計画に沿っているのかというようなご質疑でございますが、こちらのほうの公共施設等整備基金ですけれども、国のほうから公共施設等総合管理計画を策定しなさいと

いう要請があった中で、旭市では平成28年に公共施設等総合管理計画を策定しました。その中で、当然財源についても、当然シミュレーションしております。

今後数十年先を見据えた中での計画になっておりますが、何年度にどの施設を計画どおりにきっちりと整備できるかというと、これは計画は立てておりますけれども、なかなかその予定どおりに進むかというと、事情がありますので、ここは難しい問題があると思います。といいながらも施設の総量、面積等目標値ありますので、そこに向かって進めていく中では、当然財源の問題も関わってきます。

ですので、将来に向かっての財政シミュレーションをした中で、いわゆる補助金を活用したり、有利な起債を活用したりしながら施設を整備していくと思いますが、不足する一般財源、この一般財源が各年度ごとに充てられるかどうか、これはなかなか不透明な部分があります。そういった中で、一般財源が充てられなかった場合にはこの基金を取り崩して対応していこうということで、計画をつくった平成28年度にこの基金条例をつくりまして、計画的に基金を積み上げているというような状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　ちょっと順番が違いましたが（９）の手数料、土木手数料の大幅な減額、17.1％減額の理由についてお答えいたします。

こちら予算額が160万2,000円でございまして、ほぼ都市計画手数料の屋外広告物許可手数料になっております。これは千葉県の屋外広告物条例で、市に事務委任されているものでございます。許可の仕組みとしまして、３年分の許可すること、屋外広告物に対して３年分の許可になります。

ですから、例えば令和５年に許可すると８年度までの料金をその単位で頂くことになります。３年ごとなので、６年度予算に計上したのは、６年度に許可期間が終わって、多分ほとんど更新するんで、その更新料を見込んでおります。ですから、令和３年に許可した物件が令和６年度に更新すると、ですから３年ごとにおのおの許可件数が違いますので、その許可手数料に関しては数字がかなり変わってくる。

ちなみに昨年度ですと、令和２年度に許可した案件で予算額が198万円、令和４年度は111万8,000円、土木手数料全体でですが、そうなっておりまして、これは市のほうで何かコントロールしているとか、政策的に何かやっているということではなくて、許可した分の手数料が入ってくるという見込みでございます。あと、新規分も若干計上してございますが、新

規は推測でございますので、これは過去３年の平均で載せてございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　再々質疑ですけれども、債券の購入の内訳ということで回答させていただきます。一般財政調整基金で４億円、減債基金で12億円、公共施設等整備基金で２億円、債券を購入しております。

それと金額の根拠なんですけれども、担当課と協議をいたしまして、当面の間使う予定のない金額ということで、金額のほうを決定させていただいております。

あと運用基準の中で債券運用についてなんですけれども、運用の安全性、利回り、期間、金額等を考慮し、有利であると認められる場合は債券で運用ができることになっておりますので、そちらで購入をいたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（14）の育英基金の繰入金のところで、令和６年度の想定人数はという再々質疑でございます。令和６年度想定している人数は合計で120人でございます。給付人数のほうはコロナ禍の影響もありまして増加傾向にありまして、令和４年度が実績で84名、令和５年度が98名ということで、令和６年度は120名を想定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　畜産環境フレッシュ事業の関係でお答えします。市内の畜産農家108件のうち６年度の事業で22件を見込んでいるというところで、その辺の効果、数字的な効果というところなんですけれども、なかなか市全体の臭気対策というところでは、それほど大きな効果はなかなか見込めないところですが、実績でだんだんこの交付金を活用してくれる人が少しずつ増えていますので、そういった意味では畜産農家のいろいろな考え方というか、意識改革が少し図れているのかなというところで捉えています。

あと、６年度の畜産環境フレッシュ事業なんですけれども、今回予算のほう承認していただけたならばなんですけれども、一応今回新しく畜産環境対策の講習会というのを、一応考えています。そういったところで畜産臭気の問題について畜産農家の皆様にいろいろ考えてもらう機会を設けたいなと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

初めに予算書13ページの歳入から１款１項１目市民税の個人分です。当年度見込額を28億6,270万円としており、前年度比で7.1％減、徴収率を98.2％としています。そこで、この現年度課税分は、具体的にどのような指標を基に予算を見込んだのか伺います。

次に、同じページの１款１項２目市民税の法人分です。こちらは当年度見込額を３億5,511万円としており、前年度比で6.1％増としておりますが、その主な要因を伺います。また、制度改正などによる影響があるようでしたら併せて伺いたいと、そのように思います。

続いて、予算書の17ページの７款１項１目地方消費税交付金です。こちらは当年度見込額を14億9,400万円としており、前年度比で8.9％減としていますが、減額に対する具体的なその内容を伺います。

次に、33ページの16款２項１目不動産売払収入です。こちらは、土地売払収入の7,911万7,000円の具体的な内訳のほうを伺いたいと、そのように思います。

次に、同じページの17款１項１目総務費寄附金です。こちらはふるさと応援寄附金として２億800万円、前年度比で30％の大幅増を見込んでおります。市長の施政方針にもありましたが、今年度は旭市の返礼品の魅力を侮って、大変大きな見込み違いをしていますので、その点を踏まえて事務担当の見解を求めます。

次に、34ページの18款２項１目財政調整基金繰入金です。これが７億4,200万円、前年対比で46.6％の大幅増を見込んでしまいました。当初予算に関する新聞報道だとか、近隣議会などを調査し、聞いてみましても、基金を切り崩して財政運営を行う、そのような自治体が多い状況、これは承知しておりますが、そこで、まずはこの主な要因、それから直近３か年の当初予算額での推移、これを伺いたいと、そのように思います。

次に、49ページで、ここからが歳出に移ります。説明欄の６、公用車管理費2,419万7,000円であります。この中で、車両購入費として1,587万円を計上しておりますが、ＥＶ化の予定やその理由を伺い、それから、この新庁舎に移転、そのことに伴い、今年度も駐車場の整

備事業を行っておりましたが、公用車両について保管場所の詳細を伺いたいと、そのように思います。

次に、106ページの説明欄６、老人クラブ活動促進事業です。こちらは、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金100万円と、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金367万5,000円の２事業、この内容について伺いたいと、それからクラブ会員数、それから会員の数、人員数の推移を伺えたらと、そのように思います。

最後に、175ページの説明欄12、委託料336万1,000円、この鳥獣駆除委託料です。たしか対象となる鳥獣がだいぶ限定をされておりましたので、その詳細と理由を伺い、また、この事業の内容について具体的にお尋ねしたいと思います。

１回目、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、初めの（１）個人住民税の算出根拠ということでございました。個人市民税の予算見込みにつきましては、物価高騰による資材費等の高まりが懸念されるところですが、市内各企業の企業動向アンケートでは、景気の動向は昨年同様に横ばいという回答が多く、また、給与、賞与の見込みは横ばいまたは増えるという回答がございました。そのため、令和５年度当初課税においては、個人市民税所得割の８割以上を占めます給与所得が前年度比で2.80％の増となりました。

このような状況を踏まえまして、給与所得が増加傾向にありますが、今後の景気の動向が不透明であることから、令和５年度の課税状況とほぼ同額を令和６年度予算額と算出し、その額から定額減税分の２億6,248万1,000円を控除しまして、収納見込み率を乗じ27億3,274万8,000円といたしました。

続いて（２）の法人分でございますが、物価高騰による、やはり資材費等の高まりが懸念されるところですけれども、法人の業績などに応じて課税する法人税割については、令和５年度予算額の算定時における調定見込額１億8,484万4,000円に対し、５年度末の調定見込額は２億3,457万1,000円となっているところです。景気の動向につきましては不透明なところがあるんですけれども、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済からの回復の兆しが見えるものと考えます。

本市課税法人は中小企業が大部分を占めているため、関東財務局、千葉財務事務所が公表いたします法人企業景気予測調査を参考に、マイナス11.9％の減益を見込んでおります。こ

のため令和６年度調定見込額を令和５年度末の調定見込額のマイナス11.9％とし、２億665万7,000円とし、徴収見込み率99.30％を乗じ、２億521万円と見込んでおります。また、物価高騰に関する特別なものということでは定額減税と、ほかは特にございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課からは（３）と（６）についてご回答いたします。

まず、（３）の地方消費税交付金、前年度比8.9％の減の要因ということでございますけれども、地方消費税交付金が前年度比で減となった要因につきましては、例年、12か月分交付されているところを、暦の関係で月末が土日となる月があることから、国からの交付事務手続きの都合によりまして、１か月分が翌年度での交付となりまして、令和６年度につきましては全体で11か月分の交付となることによるものでございます。

続きまして（６）の財政調整基金の繰入金につきましては前年度比46.6％の増と、その理由でございますけれども、財政調整基金繰入金が46.6％前年度比で増となった主な要因につきましては、人事院勧告等に伴います人件費の増や、生活保護扶助費や児童手当給付事業など民生費関連の扶助費の増などによりまして、一般財源の不足が大きくなったため、この不足分を補塡するために財政調整基金から繰入れをしたことによるものでございます。

そして、過去３年間の財政調整基金の繰入れの推移ということでございますが、令和３年度が３億5,400万円、令和４年度が２億2,300万円、令和５年度が５億600万円というふうに、６年度が７億4,200万円というふうになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　私からは大きな４点目です。33ページ、不動産売払収入の内訳についてご回答申し上げます。

令和６年度につきましては、仁玉スポーツ広場5,257万3,000円、そのほかとして道路整備事業に伴う残地、整備後に残ってしまった土地ですね。これを５か所、2,654万4,000円を予定しております。

それから公用車、７番目の49ページ、公用車管理費の車両購入費1,587万1,000円の車両、購入車両の詳細でございますが、令和６年度につきましては電気自動車２台とハイブリッド車３台の購入を予定しております。ＥＶ車等を購入する理由としましては、地球温暖化対策の重要性が増してきておりまして、政府や、また千葉県も公用車のＥＶ化の推進が進んでお

ります。脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現に向けた環境整備のため、ＥＶ車等を購入することとしたものでございます。

公用車の保管場所の詳細でございますが、一部特殊車両を除きまして、本庁舎周辺に駐車してございます。この庁舎の地下駐車場に49台、本年度整備しました第１駐車場のほうに27台、それからトラック等になりますが、本庁舎の地上の駐車場に７台を駐車しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（５）についてお答えします。今年度、当初の見込額を大幅に上回る寄附を集めたことに対する見解ということでございました。まず、今年度寄附額が大幅に上回った理由としましては、制度改正があったということもありましたが、まず、返礼品がテレビ番組に取り上げられたというのがまず一番大きかったと思っております。

これによりまして、多くの方に旭市というのを知っていただいたと思っております。ぜひこれをリピーターとして来年度以降にもつなげられていければなというふうに思っておりますし、また新たな人気のある返礼品を開発できればなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私のほうからは（８）老人クラブ活動促進事業について、二つある事業のそれぞれの事業内容と、あと会員数の推移ということでお答えしたいと思います。

初めに事業の内容について申し上げますと、一つ目のすこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業費補助金の100万円は、新規単位クラブ設立に対する補助金と、新規会員に対する補助金、また、レクリエーション活動備品購入に対する補助金と、勧誘パンフレット等の作成費用なども含んでございます。

二つ目の老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金367万5,000円は、既存の単位クラブに対する活動補助金と、老人クラブ連合会への補助金となります。

続いて老人クラブの会員数につきまして、過去３年間の推移を申し上げますと、令和３年度は1,597人、令和４年度は1,441人、令和５年度は1,312人となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、９番の獣害対策についてお答えします。本事業による

鳥獣駆除は、原則として旭市鳥獣被害防止計画において対象鳥獣として定めた害鳥、それから害獣について行うものです。

現在旭市が対象鳥獣としているものは、害獣はイノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマの４種、害鳥はカラス、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメの６種類になっています。これらの指定に当たりましては、農協などの関係機関からの報告に基づく被害状況を踏まえて、市として被害防止対策に取り組むことが必要であると判断したものについて行っております。

それから、鳥獣駆除委託料336万1,000円の内容ということなんですが、主に猟友会への委託料となります。害鳥駆除及び巡視業務委託、それからイノシシの駆除業務委託、これは箱わな、くくりわな等の設置とか移動、巡回等を行っていただいているものです。それからイノシシがわなにかかったりしたときの止めさし処分の委託料となっています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再度質疑を繰り返したいと、そのように思いますが、まず、市民税の個人分から、新型コロナウイルスの影響を受けた個人や事業者に関わる市税というのは、納税猶予等の特例などがございました。では、現在の物価高の状況で、何か特例制度による納税の猶予だとか減免等があるのか。また、特例制度に実績があるようでしたら、併せてお尋ねをいたします。

次に市民税の法人分でありますが、こちらも、新型コロナウイルスの感染症による経済損失というのは、リーマンショック時以上とも言われておりました。そんな中、企業の倒産や事業の停止など本市でもその影響をどの程度受けているのか。そこで、市内企業の倒産や休止などの状況を分かる範囲で伺い、また、直近３か年の法人数、それから法人市民税の調定額、これらを併せてお尋ねいたします。

次に、続いては地方消費税交付金でありますが、週末の営業日の関係との答弁でありました。では、この消費税収というものは、その使途を明確にし、社会保障財源化するものとされております。本市としてこの財源が交付されるまで、どのぐらい置くんでしょうか。四半期ぐらい空くでしょうかね。その期間をどのような影響があって、しっかりとそれらに対する対応が取られているのかを伺いたいと、そのように思います。

次に、総務費寄附金のふるさと応援寄附でありますが、何かテレビの影響があって旭市を知ってもらったと、そのような答弁でありましたよ。米本市長肝煎りで、シティプロモーシ

ョンの推進事業、これをはじめ、名前を変えて商工費にもまたがり様々なプロモーション事業に年間合計数千万円の予算を投入しているわけなんですよね。今年度も、同様の予算計上がされておりました。そのためテレビ媒体やメディア関係の露出が増えるのは当然でありまして、知名度向上が成果として上がったんでしょうね。いいことだと思いますよ。そこで、旭市の返礼品の魅力を考えたときに、近隣と比べて寄附額が２億800万円というのは、どのような分析をして見込んだ額であるのか伺いたいと、そのように思います。

次に、財政調整基金繰入金ですが、当基金の現在の状況と、こちらも直近３か年の推移を伺いたいと、そのように思います。

次に、公用車管理費でありますが、新庁舎に移転してもうじきおよそ３年ほどがたちます。依然多くの台数を、市所有の公用車を所有しておりますが、駐車場不足で公用車自体も、この庁舎の駐車場には駐車し切れない状況ですね。車両の入替えはこれからも行われるものと思いますが、保有している車両の台数はどのように推移していくのかを伺いたいと、そのように思います。

次に、老人クラブ活動促進事業ですが、先ほど伺いました二つの事業について、この予算額は、会員数だとかクラブ数が積算において影響をしているのか、それを伺いたいと、そのように思います。

最後になります鳥獣駆除委託料ですが、本市においては様々な農作物が被害に遭っていることを農業者の方から教えてもらいます。そこで、対象となる鳥獣をどのようにして指定したのか。また、旭市鳥獣被害防止計画にあります対象鳥獣以外での鳥獣被害、これも多く聞くんですね。それをどのような対策の方針があって対策予算を計上しているのか、また計上できないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　初めに（１）の個人市民税の関係で、物価高騰による納税猶予、減免等あるかというご質疑でした。これに関しましては、納税相談の際に物価高騰の話をされる方は時折いらっしゃいます。でも、物価高騰を理由とした徴収猶予等の納税緩和措置を行った事案はございません。新型コロナウイルス感染症の影響が軽快してきたこともありまして、現在のところ、収納状況に特段の影響は見られておりません。

それと、（２）の法人税分のほうですけれども、企業の倒産状況でございます。令和４年

11月１日から令和５年10月31日までの状況でお話しします。市内の倒産件数は48企業です。休止は11企業でございます。その反面、新設、支店の設置等が66企業ございます。結果的には７企業が増加しております。

次の法人税の法人数と調定額でございます。令和５年10月31日現在で申し上げます。令和５年につきましては法人数1,649法人、調定額ですけれども３億5,696万7,000円。令和４年度ですけれども法人数1,642法人、調定額３億7,345万2,100円。令和３年、法人数が1,599法人、調定額で３億9,050万5,100円、以上でございます。

すみません。それで、今後の、法人も個人もなんですけれども、今後物価高騰が長期化するようでありますと、市税の収納状況にも少なからずとも影響が出てくることも懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、（３）の地方消費税交付金のほう、こちら減額と、減となった分に対してどのように対応するのかということでございますけれども、地方消費税交付金の減につきましては、こちらは一般財源の減ということになりますので、それにより不足する一般財源、こちら対前年比で１億4,600万円になりますが、こちら一般財源の不足に関しましては、結果的に、今財政調整基金からの繰入れによって補塡をしていくという形になっております。

それと、あと（６）の財政調整基金の過去３年の現在高の推移ということでございますが、まず、令和３年度でございますが、こちらが92億157万円ほどです。令和４年度が85億9,000万円ほど、令和５年度、こちら見込みとなりますが、80億8,200万円ほどということになってございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　（７）の公用車管理費の関係でございます。公用車台数の推移ということでございますが、令和４年度末現在公用車は125台ございまして、合併後、55台ほど削減をしてまいりました。

今後の保有台数の見込みということでございますが、現状、行政サービス、行政事務がどのように増えていくかにもよって公用車の増減はあろうかと思いますが、新庁舎移転に伴いまして、一部車両を除いて公用車を集約して一括管理する方法に変更いたしました。現在は

無駄のない効率的な運用が可能となるよう、適正な保有台数を見極めたいと考えておりまして、その使用状況を今分析しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません、回答がちょっと前後してしまいました。私からは、（５）ふるさと応援寄附金２億800万円の見込んだ理由になります。こちらにつきましては、ふるさと応援寄附金の個人寄附額の令和元年から４年の平均の増加率が126％でございました。令和６年度につきましては、５年度の当初見込額に伸び率を掛けまして、１億8,300万円を、次に新たに６年度についてはふるさと納税ポータルサイトを一つ増やしますので、そこの寄附額の増が1,000万円を見込み……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　内容としては同じになります。さらに企業版ふるさと納税、これを1,500万円を見込みまして算出しました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私のほうでは（８）のほうですが、二つの老人クラブの事業の予算額の積算の仕組みについて、クラブの会員数は補助金額積算に影響があるかということでご質疑をちょうだいしました。

二つの補助金につきましても、いずれの補助金も人数割というものがございますので、会員数の増減によりまして補助金額のほうも変わってまいるような仕組みとなってございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　鳥獣害対策の関係ですけれども、先ほども申し上げたんですけれども、この対象鳥獣の指定については、農協などの関係機関からいろいろ報告を聞くなどして被害状況を踏まえて、市として被害防止対策に取り組むことが必要であると判断したものについて一応指定しているということになります。

一応、旭市鳥獣被害防止計画というのが定めてあります。この中で、一応令和元年から令和５年に当たってこのぐらい被害額を減らしたいだとか、こういった対策を講じていくだとか、そうした方針に基づいて、結局猟友会のほうにお願いして、委託してやっていくところなんですけれども、昨今猟友会のほうもなかなか高齢化というところで、人的にもかなり厳

しい状況になっていますので、委託の段階で猟友会といろいろ調整しながら、その都度都度協議して予算計上しているところです。

それから、これ以外にも被害があるというところなんですけれども、一応捕獲については対象鳥獣以外であっても県の許可を受けることができるため、緊急を要するケースについては、捕獲を実施することは県に許可していただければ可能だというところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　最後に、何点かに絞ってちょっと質疑を行いたいと、そのように思いますが、まず法人税、そちらに関して、市内の法人数は伸びているというような回答がございましたが、法人税額に対しての伸びがよく分かりませんでしたので、担当課としてどのような分析をしているのか、お尋ねをいたします。

次に、ふるさと応援寄附金ですが、どうもここが分からないんですよね。何だか当てずっぽうな感じを受けますし、はっきりした根拠もなくいいかげんに推しはかるような予算組みではないのかなと、そのように感じる部分もあるので、再度、ふるさと応援寄附金に対する当該年度の方針、これをしっかりと細かくお尋ねしたいなと、そのように感じております。

次に、財政調整基金繰入金ですが、物価高に対する活用の考えだとか、直近の大きな繰入れの実績があるようであれば伺いたいなと、そのように思います。

次に、公用車管理費でありますが、先ほどの答弁によりますと、駐車場はある程度足りているというようなことがありました。それは職員駐車場のことであろうと、僕も理解しております。しかしながら、この時期は税の申告などでかなり混雑しており、多くの市民から苦情が寄せられますし、イベントだとか会議が重なったときも一時的に満車となり、大変ご不便をおかけしております。

そのようなときに、トラックなどいわゆる働く公用車は、この庁舎の駐車場ではない場所で保管されております。公用車の管理は、仕事の効率や防犯の観点でも、近いほうがいい、見渡せるところにあったほうがいいと、そのように思います。先ほど、不動産の売払収入の質疑で回答ありましたけれども、不要となった土地は処分をして経費を削減することも大事だし、この庁舎へ移転して３年ほど経過した今、将来を考えて公用車の保管場所と市民にとって利用しやすい庁舎を併せて鑑みて、許可申請や事務手続きが大変であった、大変なのはよく分かりますが、この庁舎周辺にさらなる公用車保管場所の確保を検討すべく、米本市長に申し上げます。

その上で、精通しております副市長に、できる範囲で構いませんので手続き、許可申請大変なんですけれども、公用車の保管場所を再度この庁舎周辺に検討できないのか、その辺、できる範囲で構いませんので答弁をお願いしたいと、そのように思うところであります。

最後から二つ目ですね。次、老人クラブ活動促進事業でありますが、この二つの事業に対する補助は、いずれも人数割となっており、会員数の増減で補助金額が変わることは分かりました。では、健康寿命を延ばすことや地域の助け合いなどにも貢献してもらっていますこの事業、今後ともますます大きな役割を担う活動であろうと思いますので、老人クラブ活動推進の方針、これを伺います。

また、この事業費の計上に当たり、会員の平均年齢だとか、会員千三百数十人おりますけれども、その会員の平均年齢から年齢の推移、それを調査しておくことは、この事業を予算立てするのに重要なことではないかなと、僕もふれあって感じるんです。その辺、もし調査しておるとか、分かるようであれば伺いたいと、そのように思います。

これが１号最後となります。鳥獣駆除委託料でありますけれども、最初に財源内訳を伺いたいと思います。特に、外来鳥獣等の管理の考え方、これも重要になろうかと思います。ですので、今後の経過観察だとか、予算措置に対する検討を行っているのか、しっかり外来鳥獣、これの被害相当多いというふうに聞くんですね。その辺のことを予算組みのときにしっかりと検討したのか、それを伺って最後の質疑としたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　（２）の法人税につきましての市の見解といいますか、見込み的なものにつきましてご回答させていただきます。

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、令和５年の調定見込額につきまして、まずその辺からお話しさせていただきます。調定の見込額の均等割分につきましては１億5,031万円を見込んでおります。それと、税割につきましては２億665万7,000円を見込んでおります。それに対しまして令和４年度の実績を申し上げますと、均等割につきましては１億6,819万円、税割につきましては、２億526万2,100円となっております。

先ほどもお話ししましたけれども、法人、旭市７企業分増えました。の割には、まず均等割につきましては1,788万円の減になっております。それと、法人税割につきましては、逆に149万5,400円の増になっております。ということで、何度かお話ししたんですけれども、旭市は中小企業が中心的なものでありまして、均等割については大きいところがなくなって、

中小企業が残ってくる、また中小企業が増えてくる。税割については、大きいところがなくなっても中小企業が増えて、税収的には企業的に上がっているのかなという判断をしてございます。そういうところで、今後も中小企業ということで、どんどん伸びていくのかなという気はしています。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（５）の再々質疑についてお答えいたします。当該年度方針ということでございました。

まず、ふるさと応援寄附につきましては、行政改革アクションプランにおいて実行すべき重点戦略の一つとしまして、自立のための財政戦略が位置づけられており、その中の自主財源の確保に、ふるさと応援寄附の推進も含まれております。寄附額は年々増加しておりますので、今後も引き続き本市の魅力を知っていただき、応援しようとする意識を高めていただくために、特産品や地域資源を生かした返礼品の充実を図り、新規の寄附者及び継続的に寄附をしていただけるリピーターを増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、（６）の財政調整基金の繰入れ状況ということで、こちら、近年の、ここ令和元年からの特に大きな繰入れに関しまして申し上げますと、こちら令和元年度からは、令和６年度、要は来年度ですね。来年度の繰入れが一番大きな繰入れとなる状況でございまして、こちらにつきましては、近年、令和元年度から例えば新庁舎の建設事業であったりというような、そういった大型事業の実施があったり、あとはコロナ禍、コロナがあった関連での経費の増加だったり、あと先ほど議員おっしゃっていました物価高なども、最近かなりの一般財源の不足に影響を及ぼしていまして、ここ年々、一般財源の不足が増加傾向にあるという今の状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　副市長。

○副市長（飯島　茂）　では、私のほうから（７）番、公用車の保管場所、すなわち駐車場の確保といったようなご質疑でございました。

まず、公用車の駐車場につきましては、現在でも私は十分足りているのかなと思います。ただ、議員ご質疑のように、この時期税務申告等があって、１階の駐車場が相当渋滞してお

ると、駐車場の整理員を配置しておりますが、現実問題、駐車の空きスペースがなければ、市民の方にご迷惑をかけることになりますので、市民駐車場、そういった部分について、今後どれだけ足らないのかどうなのか、そこら辺はしっかりと検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　（８）のほうでございますけれども、老人クラブの今後の会員数増の方針、それと、会員の方の平均年齢ということで、ご質疑のほういただきました。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（向後利胤）　すみません。大変失礼しました。市としまして、今後の方針としましては、先ほど申し上げました補助金の交付のほか、パンフレットなどを活用した新規会員の勧誘、また５年度につきましては新たな取り組みとしてスカットボール大会を開催しておりまして、今後も、未加入高齢者が加入したくなるような魅力あるクラブ活動に向けた新たなレクリエーション事業の支援などを進めてまいりたいと考えております。

それと会員の方の平均年齢でございますけれども、大変申し訳ないんですけれども、現在は把握しておりませんが、今後、老人クラブの会員数の増に向けて、研究検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、（９）番の鳥獣駆除の関係になります。この事業、有害鳥獣駆除事業として全体で483万3,000円、確保しています。その内訳なんですけれども、県支出金が27万9,000円、そのほかが一般財源ということになっています。

今後、検討ということですけれども、今、要は防止計画等も定めてありますので、そこら辺も勘案しながら、あと情報を聞くというところ、関係機関に対していろいろ紹介する、それから、市民からいろいろな声があるのを聞きながら、状況の把握に努めて必要に応じて害獣の指定なども都度考えていきたいと思います。引き続き、効果的な防護柵とかの効果が出ている事業もありますので、そういったのも活用しながら、さらにもっとあるんであれば、研究をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後４時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時２１分

再開　午後　４時３０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動をお願いします。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は、議案第２号、旭市病院事業債管理特別会計関係の議案に対して、何点か質疑いたします。

まず最初に、公債費は減少しているんですが、事業費が75％増となっております。何か特別な医療機器の増設が計画されているのか、計画している内容を伺います。

次に、今後４年間、医療収入の減少が見込まれるわけですが、市としてはどのような見解であるかお聞かせいただきたいと思います。そして、独立行政法人とどのような話合いを今しているか。

最後に、公債費の金額は評価委員会も承知と思いますけれども、公債費の限度額を引き上げたことと公債費の残高について、市の考え、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（１）（２）についてお答えいたします。

まず（１）になりますが、事業費が75％増ということでありますけれども、これは貸付金のほうが75％増になっております。

そもそもこの貸付金ですが、令和６年度病院事業債として市債を借り入れるもので、予算

額は14億5,750万円を計上しております。その内訳になりますが、研修医等の宿舎整備分として６億8,750万円、医療機器整備分として７億7,000万円となっております。

続きまして、（２）になります。

医療収入の減少を市はどう考えているか。公債費等、独立行政法人とどのような話合いをしているのか。公債費の限度額を引き上げたことと残高の市の見解ということでした。

順番にお答えします。

まず、医療収入の減少ということですけれども、医療収入、医業収入、収入自体は、第２期と比較して増加しますが、収入の伸び以上に材料費等の費用の増加を見込んでいるため、経営状況は厳しくなると想定しております。

市としては、収支状況、患者数の推移等を注視する必要があると考えておりますので、引き続き病院と情報共有を図ってまいりたいと思います。

２点目です。

新たに発行する起債については、借入残高、年間の償還金、今後の収支状況等を考慮することが重要であると考えております。

しかし、旭中央病院は高度急性期医療を担う病院である以上、継続的な設備の更新、あるいは新たな医療機器の導入等は必要であると考えております。

また、地方債限度額、これは予算書の306ページになろうかと思いますが、こちらは令和６年度に借入れできる限度額であり、歳出予算の事業費と同額となっております。

あと、借入金の残高についてですが、近年減少が続いております借入金については、残高と償還金のバランスが重要であると考えておりますので、単年度で判断するのではなく、長期的な視点で、新規の借入れを検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　昨年の決算のときに聞いたお話を少ししたいと思うんですけれども、私は、病院の令和５年度予算における事業収入と起債現在高、起債返済計画またはその他の福祉事業の経営状況について聞いたときに、ご回答については、「病院事業債管理特別会計の令和４年度末の起債残高見込みは183億7,092万円」であると。そして、「令和５年度末の残高見込みは174億8,245万9,000円」であるというご答弁をいただきました。それで、その次に何とおっしゃったかというと、「起債償還計画につきましては、現在年間17億円程度の償還を予定しておりますが、新規の借入れの状況等により今後償還額が増減することもござ

います。」そして、令和６年度から始まります第３期中期計画において、これらのことについて、借入れの計画を立てる。これに基づいて今回の議案になってきたわけですけれども、全体的な借入額を増やしていますよね。これが２本立てだと、宿舎をつくる。

この間の評価委員会でも、新しい先生方にいい環境でもって、働き方改革のための準備で、働いてもらいたい。だから、宿舎をつくるのと機器の取り入れと、両方をやらなければならない。ですから必ず増えるわけです、起債額は。ですからそこを、市と病院、独立行政法人とどういう話合いをしたのかということを私は聞いているわけ。

ですから、これらについて独立行政法人と市が話し合った内容を、具体的にご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木議員、（２）のことでいいですよね。

○２０番（松木源太郎）　いいです。これだけでいいんです。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　借入れに関しては、例年であれば機器の更新ということで、大きなものはございませんでした。

今回は、その宿舎整備ということが出てきました。これにつきましては、松木議員はお話を聞かれていましたので、理由が分かるかと思いますが、医師の確保、令和６年４月から働き方改革が始まります。医師の確保がだんだん難しくなっております。特に地方では難しいという状況になっています。そうした状況の中、毎年中央病院では研修医30名を採っておったんですけれども、今年、第１希望で中央病院を選んだ方が少なくなってきていると、そういった状況もありまして、若い先生、特に医師を確保するためにまず住環境、そっちのほうもしっかりしていったほうが医師の確保につながるだろうということで、今回の宿舎整備になっておりますので、これについては、医師確保のためにも整備のほうは大切かと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは聞きますけれども、これから、今年だけそういう宿舎、その他等建設事業と、それから機器整備と、何年かかかるわけでしょう。それで、ですから限度額をかなり増やすことになると思うんです。そういうような計画については、市と独立行政法人でどういう計画を話し合っているかって、私は聞きたいんです。将来こういうことで

あるから、こういう方向でもって何年かはこういう状態をつくっていくという、こういうことを協議して、それでもって長期の低利のお金でもって借りて、それでもって経営をしていけば、全体的な経営については効果があるわけでしょう。そこら辺のところの密接な設置団体と、独立行政法人との関係がどうなっているかということを、今回聞きたいわけです。

２のこれからのことについては、今聞いてもしょうがないので、これはまた別の機会に聞きますけれども、そこのところについてどういう話をしてきた。あなたの見解とか、今の市長の見解ではなくて、独立行政法人とどういう話をしてきたかということを聞きたいんです。そのことです。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず最初に、宿舎整備、何年かかるのかということでしたけれども、６、７年度、２か年の整備になります。当然借入れは６、７年度の金額が多くなる見込みであります。

限度額ですが、すみません、限度額というのは予算書に出ている限度額ではないということでよろしいんでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　予算書に出ている限度額というのは、６年度に借入れをする起債の額が限度額になっておりますので、これは借入額と同額になっております。

次期目標中の４年間の借入額というのは、中期計画の中で、それは表示されております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上、通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第３号、国民健康保険事業特別会計予算についてご質疑申し上げます。

昨年度の限度額の引上げで、賦課額が730万円増になりました。基金残高は令和５年度末

で９億726万円程度との見込みでありましたけれども、令和６年度の予算編成時の見込額との差はどのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。

そして、２番目ですけれども、被保険者の推移と保険給付費5.7％減額等、財政的な構造が激変しています。その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、松木議員の議案質疑に対しましてご回答いたします。

まず、令和６年度予算編成時での令和５年度末の起債残高の差ということでご質疑ございました。

令和６年度予算編成時につきましては、５年度末で９億4,820万円程度としておりまして、先ほど議員からおっしゃりました当初予算では９億726万円程度でございましたので、差額としましては4,000万円程度が、減少額が圧縮となった状態で見込んでございます。

次に、被保険者数の推移といたしましては、まず令和４年度は実績といたしまして１万8,028人、令和５年度につきましては県の推計で１万7,190人、令和６年度は、こちらも県推計ではございますが１万5,928人で、年々減少傾向となっております。これによりまして、保険給付費も減少しているような状況でございます。

財政的な構造の激変ということでございますが、今後の財政的な変化といたしましては、現在千葉県では、令和６年度からの第２期千葉県国民健康保険運営方針の策定作業が進められております。この方針の中で、保険料水準の統一として、将来的な保険料水準の統一に向け、まずは保険事業費納付金算定において、医療費水準の反映を令和７年度から段階的に縮小するとしております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　今最後のでおっしゃった、今年も若干値上げするわけですけれども、千葉県でもって統一する方向がかなり強く出ていて、それでもって、被保険者はだんだん減っていくわけですね。後期高齢者のほうが増えていくわけですけれども、そういう流れの中でもって、旭単独の国保事業というのは大変苦しくなっていくと思うんです。

これは、今国が目指している、県単位の国保にすべきかどうかということは大変問題があるわけですけれども、そこら辺のところを、今どのようなふうな課題でもって千葉県では乗り越えようとしているんでしょうか。その点について、分かれば教えていただきたいと思い

ます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、今、県の動向ということで議員のほうからご質疑ございました。

今回、保険料統一につきましては、県のほうとしては四つの課題がございます。まず、医療費水準反映の廃止ということと、もう一つが事務の共同化、もう一つが、３番目としまして公費負担制度等の考え方、最後に収納率の調整ということでございます。俗にいう完全に税のほうの、国保税のほうの統一ということでございますが、これに至るまでのこの三つにつきましては、今回の方針のほうには載ってございません。考え方としましては、こちらの方針が11年度までございますので、それ以降ということの考え方でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました。ですから、この国保会計については、また私、委員会でもって詳しく聞きますけれども、今回なぜこのことを聞いたかというと、令和11年度を目指して県が統一しようとしているけれども、本当にそれでもってできるのかということが疑問だったわけです。そのことでもって、今回質疑のときに概略的に聞いておきたいということで聞きました。

ですから、これから、去年の決算のときにいろんなことを聞いた、今思っていますけれども、ぜひそれらの点について、住民のことを考えた方向を示していただきたいということを申し上げたいと思います。

あと細かいことは、私、所管の委員会でもってお聞きいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　答弁よろしいでしょうか。

○２０番（松木源太郎）　結構です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

続いて、林晴道議員、質問席に移動を願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、引き続き、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

初めに、予算書の345ページの施設勘定の歳入から、１款２項１目諸検査等収入463万7,000円です。ここで、1.6％増としたその理由、詳細について伺います。

次に、353ページの医薬品衛生材料費です。こちらは前年度同額の2,760万円としておりますが、2024年度の薬価改定は、近年の傾向と同様にマイナス改定となっております。そこで、薬価改定による影響についての詳細、それを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、林議員からの議案質疑につきましてご回答申し上げます。

まず、予算書345ページの諸検査等収入についてでございますが、滝郷診療所では、インフルエンザや日本脳炎などの予防接種のほか、特定健診や大腸がん検診などの各種検査を実施しております。

諸検査等収入の説明欄１、一般健康診査料等は予防接種による収入で、日本脳炎、麻疹・風疹混合、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌で、前年度と比べまして３件増の694件で見積もってございます。

詳細ですが、日本脳炎につきましては、令和６年度、51件、麻疹・風疹混合につきましては13件、インフルエンザにつきましては600件、高齢者肺炎球菌につきましては30件となってございます。

続きまして、説明欄２、その他の諸検査料は各種検査による収入で、特定健康診査、後期高齢者健康診査、大腸がん検診、前立腺がん検診、風疹抗体検査で、前年度より５件増の324件と見込んでおります。

詳細ですが、特定健康診査検査料は120件、後期高齢者検査料は63件、大腸がん検診検査料は99件、前立腺がん検診検査料は38件、風疹抗体検査は４件とさせていただいております。

続きまして、（２）、予算書353ページの医療品衛生材料費についての薬価改定による影響額ということでございます。

診療報酬改定のうち、本体部分については２年ごとに、薬価については毎年改定されておりまして、令和６年度は同時改定の年に当たります。各医薬品の改定額は、３月末頃に確定する予定となっております。

医薬品衛生材料費は、診療所で使用する医薬品の購入費でありまして、年度当初に一般競争入札に準ずる見積り合わせを行い、単価契約を締結しております。したがいまして、今回の予算編成におきましては、令和６年度の薬価改定による影響は反映しておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再質疑を行いますが、まず諸検査等収入でありますけれども、説明欄にあります一般健康診査料等287万9,000円に、あともう一つ、その他の諸検査料175万8,000円とありますが、先ほどの理由の中で、種類だとか件数をおっしゃってもらいましたけれども、ちょっとよく分からないので、この項目ごとに、もう一度でかぶってしまって申し訳ないが、その種類と件数をそこだけちょっとピックアップしてもう１回聞きたいなと、そのように思うところです。

次の医薬品衛生材料費ですが、その薬価差益の３か年の推移、これを伺いたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、林議員からの再質疑につきましてご回答申し上げます。

まず、（１）の再質疑のほうでございます。

予防接種並びに各種検査の単価並びに件数につきましてご説明させていただきます。

まず、日本脳炎につきましては、単価が7,580円で51件でございます。麻疹・風疹混合につきましては、単価が１万1,030円で13件となっております。インフルエンザにつきましては、3,500円に対しまして600件となってございます。高齢者肺炎球菌につきましては、単価8,000円に対しまして30件となってございます。

続きまして、各種検査のほうでございます。

特定健康診査検査料につきましては、単価が8,047円で120件を見込んでおります。後期高

齢者検査料につきましては、8,317円の単価に対しまして63件を見込んでございます。大腸がん検診検査料につきましては、1,630円に対しまして99件、前立腺がん検診検査料につきましては、単価が2,110円に対しまして38件、風疹抗体検査につきましては、6,952円で４件を見込んでございます。

それでは、（２）のほう、薬価差益の関係でご説明させていただきます。

令和３年４月段階での薬価差益としましては193万円、令和４年度につきましては166万円、令和５年度につきましては279万円程度を考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　最後にまた伺いたいんですけれども、検査の件数を伺いました。比較のために滝郷診療所ですよね、施設勘定の。この一般患者数と検査件数の直近３か年の推移、これ分かればでいいです、分かればその患者数と検査数がどのような推移をしているのかなと、コロナだったんでね。それをちょっと知りたいなと、そのように思うところと、最後に、医薬品衛生材料費でありますが、処方されておりますお薬の後発薬、いわゆるジェネリック医薬品の処方割合ですね。このジェネリックの割合を、これもちょっと推移を聞きたいので、３か年の推移で伺えたらと、そのように思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、林議員の再々質疑につきましてお答えいたします。

まず、一般診療のほうでございますが、患者数につきまして過去３年で、直近で申しまして、古いデータで申し訳ありませんが、２年度から４年度ということでお願いいたします。まず、２年度につきましては5,573名、３年度につきましては5,204名、４年度につきましては5,292名となっております。

ただ、検査件数につきましては、ちょっと手元のほうにございませんので、またよろしくお願いいたします。

続きまして、ジェネリックの関係でございますが、ちょっと３か年は手元にございませんで、４年度の実績ということでご説明させていただきます。医薬品数につきまして、単価契約されている中で、医薬品数163件中、ジェネリックは25件でございます。また、単価契約をしていない、その都度購入するものは59種類ありますが、これに対して13種類がジェネリ

ックになっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第３号の質疑を終わります。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第４号、後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を申し上げます。

まず、これも今回所管の委員になりましたので、概略でもってちょっと考え方を聞きたいんですが、令和６年度の被保険者が１万718人で、261人増。それで、年間6.4％の増になっております。大変高齢者の方が増えているということであります。今後の見通しはどうなんでしょうか。

そして次に、保険料と一部負担金の２割への増が今計画されておりますし、被保険者の負担増は大変大きなものになりますけれども、旭市が単独でやっているわけではないこの後期高齢者医療制度について、市として何らかの対策をこれから考えることはできませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、松木議員の議案質疑につきましてご回答いたします。

令和６年度は、団塊の世代最後の昭和24年生まれの方が75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、被保険者数が大きく増加する見込みでございます。令和７年度以降は、当面の間、被保険者数の増加傾向が続くと予測され、被保険者数の増加に伴って医療費も増大することと見込まれております。

令和３年度の制度改正によりまして、令和４年10月から、一定の所得がある方の窓口負担割合が２割となりましたが、負担割合が２割となった方には、令和７年９月までの３か年、外来での負担増を月3,000円まで抑える配慮措置が講じられております。国の制度改正によ

る保険料の増額については、低所得者に配慮し、賦課限度額や所得に関わる保険料率を引き上げる形で、負担能力に応じた負担をするとともに、賦課限度額については段階的に引き上げ、一定以下の所得の方の所得割については、６年度は増加を生じないよう対応するという激変緩和措置も講じられております。

後期高齢者医療につきましては、議員おっしゃるとおり、広域連合により運営方針や事務を審議、決定いたしましておりますが、市としましても、市民への影響も高いことから、今後、県等の関係機関と連携し、適正に事業を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私はこの保険の被保険者でありますけれども、この負担というのは、税のほうの負担も大変大きいです、料金ですね。それから、かかった場合の負担も大変大きくて、年金だけで生活している方は大変苦しい状態になるわけです。ですから、このやり方に対して、もっと自治体として、県の組合のほうにちゃんともう少し意見を出していただきたいな。このことがありますので、私はあえて質疑として取り上げてきたんですけれども、市長、副市長並びに市の執行部としては、どんな考えをお持ちでしょうか。簡単でいいですから、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　先ほどの繰り返しになりますが、後期高齢者医療に加入しています市民の方への影響も高いことから、各機会を通じまして、市としての意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は今、議員歳費をもらっていますから少し楽ですけれども、年金だけだったときは、この負担が毎月もう年金から引かれてしまうわけです。そういうような状態に、今多くの市民の方がなっているというこの現実を是非踏まえた上でもって、県の高齢者医療、組合にきちっとした意見を市として申し上げていただきたいということを、議案の質疑でもって申し上げたくて通告いたしました。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第４号の質疑を終わります。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　水道事業会計なんですが、水道管路の耐震化について伺います。

令和６年度で全体の何割、耐震化できますか。そういった予算になっていますか。また、全体の何割が耐震化できるかというのは、目標に沿ってやっていると思うんですけれども、目標どおりの予算になっているのかお答えください。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　令和６年度で耐震管への布設替えになる延長の合計は約1,700メートルを見込んでおります。

令和４年度での耐震化率は4.7％でございますが、これに令和５年度と令和６年度の布設替え延長見込みを加えますと、令和６年度末の耐震化率は5.1％を見込んでおります。

旭市水道施設耐震化計画における耐震化の目標ですが、令和11年度までに管路全体で10％を目標としております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　想定外の数字だったもので。令和11年までに10％ということですよね、耐震化。予算の、どう言ったらいいのかな、予算要求というんですか、そういう段階では能登の地震とかはなかったから、こういうことになっているんだとは思うんですけれども、ただ、それにしてもあまりにもパーセンテージが低い感じがするんですけれども、これは、果たして100％になるというのは、想定。100％を想定していますか、というか、目標にしていますか。お伺いしてよろしいですか。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　耐震化が100％になるまでにつきましては、水道ビジョンの中でも試算をしている中では、40年、50年といった長い期間での更新というような形になってきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　今の時点ではご答弁できないかも分かりませんが、計画変更みたいなものの可能性があるのかどうかだけちょっとお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水道事業ビジョンにつきましては、令和11年までの10年間の計画を策定してございます。

この計画につきましては、水道事業ビジョンと経営戦略等の試算もしてございますので、経営戦略につきましては、５年ごとの見直しということが定められておりますので、水道事業ビジョンの令和６年度、来年度、中間年度ではございますが、その中で、今までの進捗状況ですとか、そういったものを加味した中で、見直しのほうを中間年度での見直しということで計画してございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、引き続きまして、議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計予算について質疑を行います。

初めに、予算書の１ページの２条にあります、旭配水場ポンプ施設更新工事１億4,300万円です。

まず、この当施設がどのようなものなのか、その詳細について伺いまして、また、更新をするこの新施設は、耐用年数がどれほどであって、また、耐震化の内容についてをお尋ねしたいと、そのように思います。

次に、同じ予算書のページの２条の先ほどの下段にある、配水管布設替工事２億6,048万

円についてです。

こちらの工事は、主に基幹管路耐震化事業として、旭地域で212メートル、それから飯岡地域で185メートルの布設替え工事を行うものと伺いました。

そこで、本市の基幹管路と位置づけられるものは、各配水場で基幹管路の総延長は何メートルあって、そのうちどれほどが耐震化され、また、あと何メートルが耐震化の布設替えが必要であるのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、まず（１）の旭配水場ポンプ施設更新工事について、施設等の耐用年数と耐震化の状況についてお答えいたします。

旭配水場ポンプ施設は、大きく分けまして、建屋、ポンプ井、配水ポンプ場の場内配管、電気設備類に分類をされております。有形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則によりまして、配水設備は60年、機械及び装置のポンプ設備は15年、配水管は40年、電気設備は20年となっております。建屋及びポンプ井は60年、配水ポンプは15年、場内配管は40年、電気設備類は20年となってきます。うち、自家発電設備につきましては、内燃発電設備のため15年となる想定でございます。

旭配水場のポンプ施設の耐震化の状況ですが、平成20年度に実施した耐震診断結果により、ポンプ井の基礎部分において、改良、強化する必要があると診断されているため、優先的に更新に着手しているものでございます。

続きまして、（２）のほうの配水管布設替工事についての各配水場での基幹管路のほうの距離ということでございますが、まず、旭配水場からの基幹管路につきましては756メートル、海上配水場からの基幹管路につきましては713メートル、干潟配水場からの基幹管路につきましては210メートル、飯岡配水場での基幹管路につきましては774メートルとなっておりまして、合計で2,453メートルとなっております。この中で耐震管とされているものにつきましては、干潟配水場におけます196メートルとなってございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、再質疑を行いますが、まず旭配水場ポンプ施設、この更新をすると。施設が、すみません、今ちょっとぼやっとあったような気がするけれども、もう

１回どのような施設であるのか、もうちょっと詳細を伺いたいなと、そのように思います。

それから次に、配水管布設替工事でありますが、こちらもちょっと答弁が漏れていたのかよく分からないのが、あと基幹管路です。各配水場ごとの延長は聞きました。その中で、あと耐震化の布設替えをする計画の延長がどれぐらい残っているのか。四つ一緒でもいいです。もし４機場ばらばらで分かるんだったら、そのごとで伺えたらと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、まず旭配水場ポンプ施設でございますが、こちらにつきましては、大きくはポンプ施設ですので、各家庭に配水するためのポンプが設置されております。ここにつきましては、各今、旭配水場には三つの池がございますけれども、その三つの池から、ポンプ井というところに上水が送られてきて、そのポンプ井からポンプで上水道を圧送するというような形になっております。この施設に附属しますポンプを制御しますいろいろな機械類が設置されているというような状況でございます。

それから、（２）のほうにつきましてですが、現在耐震化されているところが、干潟配水場の基幹管路の196メートルだけでございますので、旭配水場につきましては、現在756メートル、その分が今後耐震化をしていくことになります。海上につきましても713メートルということで、こちらについても今後の713メートル更新ということで、飯岡も同じ状況で、現在、旭と飯岡につきましては、耐震化のほうの計画のほうを調整させていただいているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後にちょっともう１点聞いてみたいなと思うところでありますけれども、まず、旭配水場のポンプ施設の更新工事でありますが、何か分かったような分からないんですけれども、旭地域の水道配水の要であるだろうなと。それで、重要な施設であるということだとか、耐震性のある工事であるということが、ある程度理解できたなと思いますけれども、この工事の期間が３年にまたがる大事業となっておりまして、当該年度が２年目となっていますね。ここで、やはり最近この地域では、何か小さく揺れる地震が多くて注意を払っておりますけれども、旭市でいつ大きな地震が起こってもおかしくないような状況でありますので、この事業を前倒しして、この年度、当該年度で完了させるということだとか一括の発注

のために、予算捻出をするべく協議だとか、そういうものは行われなかったのか、それを伺いたいと、そのように思います。

次に、最後ですけれども、配水管布設替工事ですが、本市では、近年水道管の影響による断水が大小様々に大変多くなっております。先ほども申し上げましたが、地震の備えは当然必要でありますし、老朽化で限界を迎えた配水管が多くあるという、これもまた事実であります。そのような中で、水道事業ビジョンに記載のない老朽化した配水管の布設替え工事については、どのような方針となっているのか最後に伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　この旭配水場ポンプ施設の更新につきましては、国の補助事業を活用した事業でございます。今の段階では、５か年計画というものを策定して国のほうに出しておりますので、その５か年計画の中で、そういった中で今要望等してございます。この内容につきましては、また国のほうと協議した中で、早めに補助金等について増額とか、そういった部分ができるようであれば、また要望していきたいと思っております。

それから、配水管の布設替え工事につきましてですが、こちらの事業のほうの進め方といいますか、工事のほうの優先順位ということにつきましては、水道事業ビジョンの中で、ある程度順位等をつけた中で事業を進めさせていただいております。それはまず基幹管路の更新事業、重要給水管路の更新事業、そのほかに配水区域適正化事業、老朽化の更新事業というような形でしております。

それぞれの事業につきまして、また同じ事業の中では、市民生活への影響等を踏まえまして、口径の大きいものや耐久力の弱い管種を優先的に更新していくように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、５時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　５時２７分

再開　午後　５時４０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を行います。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　すみません。先ほど、戸村ひとみ議員の質疑の中で行政財産使用料のところで、駐車場の使用料、月額幾らでしたかということでご回答させていただきましたが、説明が一つ足りませんので、詳しくご説明させていただきます。

月額６万400円ということで、これは職員全体で負担していただくという金額でございます。１台当たりということではございませんので、職員全体での負担額として、年間にすると72万4,800円になるということでございます。

ちょっと説明が足りなくて、申し訳ありませんでした。

（「台数も言ってもらわないと」の声あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　台数につきましては、予定で、323台を予定しております。

○議長（飯嶋正利）　議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第７号、公共下水道事業会計関係の質疑に入ります。

下水道事業の区域を減らす計画がありますけれども、現在どのような計画を想定しているのでしょうか。接続件数が2,211件というふうに書いてありますけれども、区域内の受益者負担金を支払っている世帯は何世帯ですか。合併浄化槽のままの世帯への奨励金の復活が必要ではないかと思いますけれども、市当局のお考えをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、お答えいたします。

現在、旭市公共下水道事業全体計画の見直しを行っているところです。現行の1,010ヘクタールの全体計画区域を、供用開始区域及び既に区域外流入として接続済みの市役所本庁舎や旭市生涯活躍のまち関連施設などの区域を加えた230ヘクタールに見直すことを想定しております。

次に、供用開始区域内の受益者負担金を支払っている世帯でございますが、受益者件数としてお答えさせていただきます。件数としましては、2,412件でございます。

続きまして、奨励制度でございますが、公共下水道事業の供用開始日から３年以内に公共下水道への接続のために配管工事等の改良工事を行った方に対し、水洗便所他改造資金補助金を交付しておりましたが、令和元年度をもって、この制度は廃止となっております。

この補助金は早期に公共下水道に接続いただいた方を対象に交付しているものであるため、制度の廃止以降、接続された方々との公平性等を考慮いたしますと、同様の制度の復活は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　旭市は、今、課長がおっしゃったように、1,010ヘクタールのところを202ヘクタールしか、まだ配管していないわけですね、230ヘクタールと申し上げましたが、それでどういうふうになっているかということで、先日、上下水道課に行ったらば、ちょうど全体計画見直しの目的と概要という文書がありまして、３月１日までに意見を出してくださいということがあって、これ、ホームページにも載っていますね。

それを見て、私はびっくりしたわけです。

何て書いてあるかというと、

旭市の公共下水道事業（汚水処理）は、平成５年度に基本計画を策定し、平成６年度から工事着手、平成11年度に供用を開始をした。

供用開始後、計画的に面整備の拡大を行い、平成16年度の全体計画見直しを経て、平成27年度までに202.0haの面整備を完了し供用を開始してきたが、平成28年度以降は、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて、新規の面整備を休止している状況にある。

そのような中、令和４年度に策定した上位計画である旭市汚水適正処理構想では、下水道の整備済区域以外については、合併浄化槽による個別処理が対応することとなったことから、全体計画についても上位計画との整合性を図るため、今回の見直しを行った。

これは、いつまでにどういうふうな形でもって決めていくんでしょうか。そして、当然これは所管の国の管轄でもって行っているものですから、そういうところに申請をして、そのことが認められれば、縮小した中身でもって完結するということなんでしょうか。これらの点について、ぜひ、今、考えていることをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　下水道事業につきまして、令和５年度で全体計画の見直しを今してございます。

令和６年度になりますが、全体計画の見直しを行った後に、事業の認可ということで、認可事業のほうの計画の策定、以前からありますが、変更することになっております。この認可事業の策定年度が令和６年度までとなっておりますので、その認可事業を令和６年度に変更するために、その前に全体計画のほうの見直しを実施したということになります。

全体計画につきましては、下水道事業の運営協議会のほうへ諮問をさせていただきまして、３月１日まで、パブリックコメントのほうを実施させていただいておりました。この後、下水道事業の運営協議会のほうにもう一度協議をしていただいた中で、答申のほうをいただいて、その内容を反映した中で、全体計画の変更をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　なぜ私はここの本会議のこういう場所でもってこの質疑をしたかといいますと、ご存じだと思うんですけれども、旭市では、単独浄化槽だけでは、やっぱり汚水処理というのはできないわけですね。

それと同時に二つの、琴田、江ヶ崎地区の農業排水事業がある、農業集落排水事業ですね。それと、もう一つは江ヶ崎にニュータウンというところがありまして、そこは道路の通った西側のほうに浄水場がありまして、そこも大変、下水はつくられたんだけれども、管理が大変な状態になっているということで、そういう地域を広げた下水道でもってここまで出しているわけですね。

そうすると、これが永久に、今後この地域が下水道の地域でなくなるということになりますと、旭市、合併した中での中心の都市である旧旭市の地域の汚水排水の問題が永久にできないような状態になったら大変困るわけですけれども、例えばこの計画で見てみますと、どういうことが書いてあるかというと、令和５年度の計画は、目標年次が令和31年（西暦2049年）で、用途地域は587ヘクタールから211ヘクタールに減って、それで無指定地域を含めて1,010ヘクタールから230ヘクタールに減ると。それで、このときの人口が、これは分かりませんけれども、推測ですけれども、２万2,200人から4,939人という形になっているんですね。

このまま固定すると、結局一つ問題になるのは、公共下水道ではなくて、単独の下水処理や農業集落排水事業、二つ、これが永久に続けられるかというとなかなか難しい問題もある

ので、公共下水道はきちっとして、そこが受け入れられる形になっていないと、将来、大変な問題になるというふうに、私、考えているわけです。

ですから、この見出しは令和６年度なら６年度中に終わらないといけないというんですけれども、これはどういう形のものなんでしょうか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　申し訳ありません、全体計画が令和６年度。

（「これは元に戻ることがあり得るのかと聞いている。下水道法のあれがある」の声あり）

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道の現状といたしまして、公営企業につきましては使用料で賄うというのが前提にございます。現状としましては使用料で賄われてはなく、一般会計からの繰入れをしていただいて運営をしている状況でございます。

今後、今の質疑の中でございましたが、人口減少も考えられますし、料金収入が減るというような状況でございますので、そういった状況を踏まえますと、今回、全体計画のほうを230ヘクタールと計画させていただいておりますが、この計画で公共下水道事業のほうを継続していくということになるかと考えております。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　１番です。

民生費国庫補助金、補正予算書の９ページ、タブレット、電源切れになったので、紙のほうで、国庫補助金の補正額435万4,000円の内容、これ、なぜこの時期の補正なのかというこ

とをお伺いします。あと、内容ですね。

２番です。

10ページの教育費県補助金、文化財保存整備事業費補助金710万円もこの時期に補正で減、この理由、もちろん内容もお願いします。

三つ目、13ページです。

歳出の財産管理費補正額が8,734万7,000円、これ、補正予算書の中で補正額の内訳、財源の内訳で、財産収入から412万7,000円、一般財源から8,322万円、これを財政調整基金のほうに73万2,000円と減債基金のほうに8,661万5,000円積み立てるんですね。これは、この時期のこういう積立ての理由をお願いします、運用というんですかね。

四つ目、17ページです。

消防費の財源が一般財源から1,020万円が、予算のときにはこうなっていたんですけれども、今回補正で地方債のほうに変わっております。地方債が運用できるということになったんでしょうけれども、これの内容をお願いいたします、この時期での補正の内容ですね。

同じく17ページ、教育費のユートピアセンター費の、やはりこれも同じように一般財源で予算取ってありました440万円が地方債に組替えになっておりますね。今のこの時期での地方債へ変わったという理由というか、内容というか、お願いいたします。

六つ目、地方債の５年度末の評価ということで、もちろん決算時にもお伺いしますが、今のところの見込みで、地方債の５年度末の評価のほうをお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　ご質疑の９ページ下段、民生費国庫補助金につきましては、今回補正をいたします認定こども園施設型給付事業の施設型給付費1,449万7,000円に対する国からの交付金を見込んだものでございまして、給付費に係る費用の２分の１を国が補助するものでございます。

また、なぜこの時期なのかという質疑でございますが、今回、施設型給付費につきましては12月に入ってから国のほうから通知が来まして、給付費算定の基となる国の定める単価が5.2％の増額改正となったことから補正をいたしまして、これに伴いまして民生費国庫補助金、歳入のほうも補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、（２）の教育費県補助金、文化財保存整備事業費補助金710万円減の内容と理由についてお答えいたします。

文化財保存整備事業費補助金につきましては、大原幽学遺跡防災設備更新工事に対する県の補助金でありまして、当初予算の補助率は４分の１以内で1,430万円の見込みでありましたが、対象となる補助事業が県全体の見込みを大幅に上回ったため、県の査定により補助金が減額となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから（３）（４）（５）（６）ということで順に回答させていただきます。

まず、（３）の補正予算書13ページの、こちら、財産管理費補正額8,734万7,000円の内容と運用ということでございますが、こちらにつきましては、まず財政調整基金積立金につきまして、73万2,000円につきましては、こちら、基金の運用替えに伴う利子収入の増でありまして、その積立金予算額に不足が生じたため補正するものであります。

減債基金積立金8,661万5,000円につきましては、普通交付税の12月の追加交付分のうち臨時財政対策債償還基金費分の積立て、8,322万円になりますが、こちらの基金の運用替えに伴う利子収入339万5,000円の増がありまして、その積立金の予算額に不足が生じたため補正をするものであります。

この運用につきましては、地方自治法等に即しまして、県債や国債など、確実かつ効率的に運用してまいりたいと考えております。

（４）の17ページ、消防費の地方債の活用の内容ということでございますけれども、こちらは防災行政無線等整備事業における千葉県の防災行政無線の再整備に係ります、県に支払う市町村負担金についてでありまして、当初、一般財源で予算計上しておりましたが、交付税措置のある緊急防災・減災事業債、有利な起債のほうでこちらが活用できるということが判明しましたので、一般財源を地方債に振り替えるというものでございます。

続きまして、（５）番の17ページ、ユートピアセンター費の地方債の活用内容ということでございますけれども、こちらはいいおかユートピアセンター管理費で実施しています外壁改修工事につきまして、工事開始後、新たに追加工事が必要となったことから、その財源については交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債、こちらの起債が充てられるため、一般財源を地方債に振り替えるというものでございます。

続きまして、（６）の地方債の５年度末の評価ということでございますけれども、こちら、３月補正後の額ということでご説明させていただきますと、今回の３月補正における起債額は4,060万円を予定しており、このことにより令和５年度３月補正後の起債見込額は33億9,930万円と見込んでおります。

このことにより、地方債の令和５年度末現在高見込額は286億8,287万9,000円となりまして、こちら、前年度より増加となっておりますが、交付税措置のある有利な起債を活用しておりますので、市の実質負担額は44億1,800万円ほど、こちら、15.4％となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

補正に関しては、補正すればいいのかというような、いいんじゃないのみたいな、そういうふうな予算立てというのを防ぐためにといいましょうか、そういうつもりは毛頭なく予算立てをしてくださっているとは思いますが、やっぱり補正予算ということに対して、私たち議員はきっちり、やっぱり審査していかないと、例えば本当はもっと違うところに使えるお金だったのに、もっと使いたかったのにというところが、大枠の中で使えなかった。でも、補正があって減額になったからその分使えることになったといったら、その事業自体が必要だったものをやれなかった可能性もあるわけですから、補正予算に関してはきっちり審査をさせていただきたいと思って質疑しております。

（１）は、国のほうの大幅な補助の増額ということでの補正ということで、分かりました。

（２）、大原幽学の防災設備のほう、それが、県の査定金額が大き過ぎることによって、全体の金額が大き過ぎることによって、県が減額するということになったんですか。そんなことがあるんですね。いっぱいかかるから、もうちょっと助けてあげようみたいなことではないんですね。

（発言する人あり）

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。また、では説明してください。

ただ、先ほど来言っていますように、710万円も減になるということはちょっと厳しいかなというのを思いまして、この時期にこういうことが起こり得るということがあるんだなというので聞いてみました、もう１回、そこのところ、私の認識がちょっと違うみたいなので。

（３）、財政調整基金と減債基金の積立てのこと、分かりました。

（４）です。消防費の地方債のこれなんですけれども、防災無線ということで、私、てっ

きり市が今度更新する防災無線だと思っていたんですけれども、違いましたね。県事業の防災無線のほうを使わせてもらうというか、その運用に対して、市が県に払うお金ということなんですね。

それが、そのまま現金で払わなくても、借金にしてもいいよというふうに県が言ったということで、これが1,000万円ほどが、一般財源から出すんではなくて地方債のほうに回ったという、この認識でよろしいでしょうか。これもすごいなと思って、県事業なのに、市がお金負担しなければいけないんだというのはちょっと思いました。その認識でいいかどうか確認します。

あと、ユートピアセンターです。外壁改修で新たに改修しなければいけない部分が見つかったということで、地方債のほうでということなんですけれども、以前も学校の修繕費か何かで、ちゃんと調べてみたら、入札終わってからですよ、ちゃんと調べてみたらもっと悪いところが出てきて、屋根の下かどこか、悪いところが出てきて、その分のお金が足りないんですということでの補正になったことがあったと思うんですけれども、この点に関して、いかがなものなんですかね、こういうふうにちゃんと設計をしなかったという。

でも、ちょっと理由を聞きましたら、ちゃんと設計をするにはまたすごくお金がかかるのでということをちらっと聞いたんですけれども、そこのところの考え方というんですか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　大原幽学遺跡史跡公園の防災設備工事の関係でございますが、先ほど県全体と申し上げましたが、県に申し込む市町村が見込みより多くなったということでございます。

それから、大原幽学の外壁工事の追加工事なんですけれども。

（「ユートピアセンター」の声あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行）　すみません、ユートピアセンターの追加工事の件でございますけれども、考え方というか、そういった問題ですけれども、実際には足場を組んで施工しております。

その中で、外壁、サッシのシーリング施工ですとか、そういったのが劣化しているとか、それとか縦どいの部分の塗装部分が劣化しているとか、実際に足場を組んでみないと、目視ではできないものも結構ございますので、そちらのほうを足場を組んで、見て、新たに発見

されたというものが結構出てきておりましたので、その部分を追加したものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは（４）の消防費の地方債活用のご質疑でございます。

こちら、認識ということでございますけれども、千葉県の防災行政無線の再整備ということで、こちらは県と県内市町村がそれぞれ連絡を取り合う設備になっておりますので、こちらの整備につきましては、やはり県と県内構成市町村でその事業費につきましては負担するということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　大原幽学の防災設備については分かりました。

ユートピアセンターのほうなんですけれども、先ほども例として挙げましたけれども、学校で、たしかありましたよね、どこかの学校の改修のときに。内容が、まさに今聞いていて同じような感じで、サッシの劣化とか、たしかそんなので補正があったと思うんですよ。そのときも、足場を組んでみなければ分からなかったというようなことがご答弁でありまして、そこのところがどうなのかなというのがあるんです。

たしか１年ぐらい前かな、会計検査院か何かのほうからの指摘が日経新聞に上がっていたと思うんですけれども、そういう追加工事というんですか、それが安易に進められるという、予算取りが安易にやられてしまうというところに、ちょっといかがなものかというようなご指摘が、私は新聞で見た気がするんですよ。

そのところが補正でぽんと、ちゃんと調査してみたらもっとお金かかるんでしたというので、こういう追加工事に補正で回してくるという、そういうところを副市長、この考え方、副市長、考え方をお答えいただけますか、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島　茂）　ただいま戸村議員のほうから質疑がございました。

前回、二中の特別教室棟の関係だったと、私はしっかり記憶しております。

それで、私も基本は、変更契約、追加工事というのは本来あってはならないだろうと基本的には思っております。ただ、やはりそのときも、ただいまも担当のほう答弁しておりますように、とにかく見てみなかったら分からないという事実は、一方では絶対あるんです。

私の相当前の感覚であれば、相当、行政の予算執行といいますか、緩やかな時代がありまして、そのときはある程度の工事は、事業者の皆様が受注した中でも結構、サービスではありませんけれども、対応できたという時代がありましたが、現在、相当、予算の厳しい中で、事業者のほうも本当に工事の変更があれば、その分についてはしっかり契約金額の変更をお願いしたいというようなことできていますので、それは仕方ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　申し訳ありません。

議案第１号の戸村ひとみ議員の答弁で答弁漏れがありましたので、ここでお答えさせていただきます。

予算書の20ページ、使用料及び手数料の７目教育使用料の11.9％増の理由につきましてでありますが、使用料につきましては実績ベースで積算しておりまして、令和５年度の実績が令和４年度より伸びておりましたので、そこを加味して積算したものでございます。

大きく伸びているところですが、公民館使用料は36万1,000円の増、大原幽学記念館使用料が19万8,000円の増でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩　午後　６時１８分

再開　午後　６時１９分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、高埜正人経営企画室長、松浦豊経理課長に出席をいただいております。

なお、参考人には、議員の質疑に対しご答弁を願うことといたします。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は、議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更議案についてご質疑申し上げます。

今日はお忙しい中、ありがとうございます。

養護老人ホーム、特別養護老人ホームの削減はどのような理由でしょうか。これまでの中期目標、中期計画ではどのようになっていたでしょうか。また、設置者である旭市とどのような交渉を、この件についてしたでしょうか。また、評価委員会ではどのような意見があったのでしょうか。

私は、実は旭中央病院を大変ありがたい病院だと思って、昭和41年に就職して以来、ずっと旭中央病院を主にかかってまいりました。個人の医者の方には２件ほど付き合いましたけれども、大変ありがたくて、そしてまた私の人間ドックで発見されたものにつきましても完全に治療していただいたという経過を持っておりますので、感謝しております。

ただ、独法になって行っていることについて、いろいろと疑問が出ましたので、何回か質問もしてまいりました。

特に、今回の定款の変更の中で養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園が廃止されるということになりましたので、その経過をぜひ具体的に知りたいということで質疑に入りました。

まず、経過を見てみますと、実はこの問題につきましては市と独立行政法人で何回かいろんな話合いがあったんではないかというふうに考えます。

例えば、ここに議事録を持っておりますけれども、令和４年７月12日の令和４年度第１回地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会の議事録になります。

この中ではどういうことが言われているかというと、「今期の話ではないが、次回からは、資料１－５の老人保健施設事業などはなくなるのでしょうか」という質問が出まして、松浦課長が、「なくなることはございません。養護老人ホーム、特別養護老人ホームにつきましては、令和５年度末まで事業を実施することになりますのでそれまでは計上することになります」というご答弁をいただいております。そして、その後に事務局長から、「特別養護老人ホームの入居者については、費用面の負担が最大の課題であると考えております。入居者と家族には方針、状況を伝え移管先のアンケート等を実施して段階的な準備を進めてまいります」ということで、つまり具体的に評価委員会でもこの問題が２年も前に取り上げられていたわけです。

しかし、私は旭市の議会でもって執行部にこの問題について聞きましたけれども、具体的な話はあんまりありませんでした。

そして、最後になりますけれども、70周年の記念誌の中では、養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園が令和５年７月５日に、閉館になりましたという写真が載っておりました。

こういうことを考えますと、何も私は隠しているとは思いませんけれども、旭中央病院が独法になって、ちょうど今年でもって８年です。そういう中で、こういう福祉施設はどうして必要ではなくなったのかということを具体的にお聞きしたいと思っているからであります。

ところで、ではこの二つの養護老人ホーム、特別養護老人ホームが、独法になった後にどういう評価をされていたかということをずっと遡って調べてみましたらば、平成27年12月１日に、今日３回目の提案がされる中期計画がつくられて、議会の議決を得ております。

その中でどういうことが述べられているかというと、８ページには、当院の附属施設であ

る介護老人保健施設、これはシルバーケアセンターですね、それから養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスを適切に運営していくとともに、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議の上、策定するというふうに書いてある。

つまり、こういう方針できたのに、この間、いつの間にか養護老人ホームと特別養護老人ホームは、ほかに移ることを紹介して、誰もいなくなって、これは半年か１年以上前からそういう状態が続いていると私は推察しておりますけれども、つまりそこで働いていた方がそこではなくてほかのところに移っているという話まで聞いているのに、何かあるようなことで、昨年の７月末にやっと閉院したような形の広報が70周年に出た。こういうやり方が、本当に病院としてのやり方なのかなと思っているわけです。

そうすると、今のやり方でいくと、シルバーケア、介護老人保健施設、介護保険法の、今、該当施設になっております。しかし、これは介護保険ができる11年前に、諸橋院長時代に、退院したご老人をある程度面倒見たい、つまり今はほかの病院にリハビリのために、旭中央病院終わったらば九十九里ホームとかに行ってもらうというような、そういうのと同じような考え方で造られた施設だったわけですけれども、それとかケアハウス、こういうものも将来的にはなくなるのではないかという、大変不安を持ちましたので、この機会に、議案が出た機会に、ぜひ該当の地方独立行政法人の旭中央病院の方からお話を聞きたいということでもって質疑を申し上げました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（１）に順番にお答えしたいと思います。

まず最初に施設の削減の理由、それと交渉はどんな交渉をしてきたのかということでありました。

養護老人ホーム東総園、それと特別養護老人ホーム東総園につきましては、施設の老朽化は、これは独立行政法人移行前からの課題であり、事業の継続について検討を行ってきました。

事業廃止の理由ですが、現在の施設での長期事業継続は困難であること、同事業の民間事業者の参入状況、それと入所者の推移等を考慮し、旭中央病院で同事業を継続する必要性が低いと判断したためです。

次に、中期目標・計画等での扱いはということでありましたが、まず中期計画第１期では、

先ほど議員おっしゃいましたが、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議の上、策定するとしておりました。また、第２期では、介護・福祉施設については、市の方針とまちづくり構想を踏まえ、実施に向けた取り組みを行うとしております。ただ、この段階では、第２期中期計画の中では、施設の老朽化がだいぶ進んでおりましたので、早急に方向性を出さなければいけないなという話をしておりました。

続きまして、評価委員会での意見ということですが、本件は評価委員会に意見を求めなければならない内容ではありませんが、本件の方針について報告したところ、意見はございませんでした。

先ほどおっしゃっていました介護老人保健施設とケアハウスにつきましては、現在、特に廃止等云々の話は聞いておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、続けて質疑いたします。

独立行政法人になった旭中央病院では、福祉事業はやらないということなんでしょうか。これは、病院、独法の方からぜひお聞きしたいんですね。

ケアハウス、それから先ほど言ったシルバーケア、こういうものは将来的にもやっていくと、こういうことでもって理解してよろしいでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史）　それでは、私のほうから、ただいまの質疑に対してお答えしたいと思います。

まず、病院で福祉事業をやらないのかというご質疑ですが、議員ご承知のように、地方独立行政法人は市の中期目標に基づきまして事業を運営することとなっております。したがいまして、当院としましてはこの規定にのっとりまして、市の示しました中期目標にのっとりまして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほども企画政策課長からお答えしましたように、現時点におきまして、シルバーケア等について廃止等の計画はございません。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうしますと、今のご答弁によりますと、市が福祉事業二つはやら

ないというふうに判断したからやめることになったと、こういうふうに理解します。

市長、そうなんですか。それでもって、そういう指示を独立行政法人に示したり、また文書の取決めなどをしたことがあるんですか。このことについてご回答ください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　先ほど、廃止の理由ということで何点かお答えしました。

長期継続をするには、今の施設では老朽化が著しいので難しい、また現状であれば、民間事業者もだいぶ出てきております。それと、入居者推移等を総合的に判断した中で、この２施設については中央病院がやる必要は低いのではないかと、それは判断しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後６時45分まで休憩いたします。

休憩　午後　６時３３分

再開　午後　６時４５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　よろしくお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、19文字、中央病院に敬意を表して、質疑の中で中央病院様と表現させていただきます。ご了解ください。理由は、後ほどお分かりになろうかと思います。

全ては患者さんのために、１年365日24時間断らない救急医療、私どもの命を守ってくださる最後のとりで、広域基幹型急性期病院、議案第27号、旭中央病院の第３期中期計画を定めることについて、議案質疑通告に従い、８点質疑させていただきます。

１点目、第３期中期計画の第２、地域住民に提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置について、２ページの上段ウに関して、研修医や新人看護師をはじめ地域医療従事者のための研修会でかかる費用ということで、地域医療再生臨時特例交付金を県から頂いておることと思います。毎年、どれぐらいの額の支援があるのかお教えいただきたい。

２点目、２ページ、救急医療体制の充実について、２点ございます。

アとイについて、救命救急センター充実段階評価目標値（Ｓ評価）と救急車・ホットライン応需率目標値90％、過去の第１期並びに第２期計画の中でともにＳ評価90％を達成しているということでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

あわせて、特に救急車・ホットライン応需率の評価は、第１期、第２期それぞれ何％であったのかお伺いいたします。

（３）、中期計画の４ページでございます。

精神科救急病棟の治療体制で新薬のクロザピンが新規導入されると、そういう予定を立てておられる。目標値、仮に６件が投与された場合、治療費としてどれくらいの予算がかかるのかお伺いいたします。

（４）、４ページ、（５）のア、災害時医療についてお伺いいたします。

基幹災害拠点病院として、地震、台風、水害、塩害、感染症などの不測の事態の災害に対して、災害に負けない、事業継続できる強い病院としての事業継続計画、計画の中にはＢＣＰと記載されております。主な計画として、どのような計画があるのかお伺いいたします。

（５）、４ページの（５）のウ、周産期医療の①に記載されているネオナチュラル・インテンシブ・ケア・ユニットとグローイング・ケア・ユニットとは一体何かお伺いいたします。

（６）、９ページでございます。

安定的な経営基盤の構築の（１）健全経営に向けた取り組みのイの経常収支比率と医業収支比率の目標値の設定根拠をお伺いいたします。

（７）、10ページの第５、短期借入金の限度額60億円は、第２期中期計画の倍の金額が設定されております。本日も既に話題になっておりますけれども、その根拠をお伺いいたします。

最後の８点目でございますけれども、13ページの収支計画が純利益、総利益ともに18億8,300万円のマイナスの収支計画が示されておりますけれども、その根拠をお示しください。

以上、１回目の質疑でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　それでは、質疑の１番から５番まで、まず私のほうからご回答させていただきます。

まず、１番の地域医療再生臨時特例交付金、地域医療支援センターに対してということですが、当センターは平成24年３月に開設しておりまして、この施設、設備の整備及び運営に対して、平成23年度から平成25年度までの３年間にわたりまして、総額７億5,224万円の交付金を受けたものです。

続きまして、質疑の２番になります。

救急医療体制の充実についてですが、救命救急センター充実段階評価目標値のＳ評価につきましては、第１期中期計画では、目標値としては掲げておりませんでした。

第２期中期計画では目標値をＳ評価として設定し、その結果としましては、昨年度までの３年間はいずれもＳ評価で、今年度、まだ終わっておりませんが、見込みとしまして、今年度もＳ評価を受ける見込みとなっています。

続いて、救急車・ホットライン応需率につきまして、こちら、第１期と第２期で、実は算定方法が若干異なっておりまして、その都合上、第１期では目標値を95％以上としておりました。第２期については目標値を90％と定めております。

第１期の４年間につきましては、いずれの年度も目標を達成しておりまして、第２期につきましては、昨年度までの３年間は目標を達成しておりまして、今年度も、まだ終わっておりませんが、目標を達成する見込みでおります。

具体的な数値ということですが、第１期、平成28年度から令和元年度までの４年間、いずれの年度も99％以上でした。第２期の令和２年度、これは令和２年度が96.3％、３年度が95.7％、令和４年度は90.8％とやや下がりましたが、目標の90％はクリアしております。今年度、令和５年度も90％以上となる見込みであります。

続いて、３項目め、クロザピンのところですが、クロザピンの投与につきましては、第１期の中期計画及び第２期中期計画でも実は既に取り組んでいる治療になります。

費用に関してなんですが、これは患者さんの症状によりましても入院期間等、かなり異な

るというのもございまして、具体的に、例えば６人やったらこのくらいかかるというのはなかなかお答え難しいところなんですが、それでご承知いただければと思います。申し訳ございません。

４番ですが、災害時のＢＣＰ、当院の事業継続計画につきましては平成29年６月に策定したもので、震災などの緊急時におきまして、どのように優先業務を開始するかをあらかじめ定めた計画になります。

具体的には、災害発生時の現状把握から指揮命令系統の確立、また備蓄の備品類、想定被害、こういったものを計画として取りまとめております。

また、これとは別に新興感染症発生時の対応として、「新興感染症発生時における診療継続計画」も別途策定しております。

続いて、５番になります。

周産期医療のＮＩＣＵ、ＧＣＵとは何かということで、すみません、こちら、用語解説がなくて申し訳ございませんでした。

ＮＩＣＵは新生児の集中治療室になります。対象としましては、早産または低体重児、病的新生児に対する集中治療室となりまして、当院には９床ございます。

一方、ＧＣＵにつきましては、ＮＩＣＵのほう、新生児集中治療室で治療を受け、状態が安定してきた患者が引き続き治療を受ける病室となりまして、当院では21床設置してございます。

私からは以上になります。

○議長（飯嶋正利）　病院経理課長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長（松浦　豊）　それでは、私から６番から８番まで、三つについてのご質疑についてお答えいたします。

まず、６番の安定的な経営基盤の構築、健全経営に向けた取り組みの経常収支比率と医業収支比率の目標値の設定根拠です。

まず、コロナの流行以降続いております患者数の減少に加え、物価の高騰などの影響もあり、他の医療機関も含めて、病院の経営状況は厳しいものとなっております。このため、当院では診療報酬改定や新たな医療技術の導入などによって診療単価等の上昇を図ると同時に、費用面につきましても経費削減や、設備や器械備品等にかかる費用の見直しなどにより、経営の向上を図ることとしております。

しかし、次期中期計画の前半の令和６年度及び令和７年度につきましては依然厳しい経営

状況が見込まれることから、経常収支比率につきましては90％台での推移となり、後半の令和８年度以降に100％台へ改善する計画としています。

なお、医業収支比率、つまり医療機関としての本業部門の収支におきましては令和６年度から４年間にわたって100％以上となり、黒字を確保できるものとしております。

続きまして、７番、短期借入金の限度額60億円につきましての根拠となります。

第１期、第２期中期計画におきましては短期借入金の限度額を30億円としておりましたが、当院の所要運転資金を精査したところ60億円と見込まれたことから、今回この金額を設定したものとなります。

続きまして、８番目。

（「根拠をお願いできますか」の声あり）

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長（松浦　豊）　根拠ですか。

こちらは、令和２年度から４年まで、直近３期分の平均値なんですが、医業未収金、棚卸資産、未払金について、３期分の平均値により算定したものとなります。

続きまして、８番目、収支計画が純利益として18億8,300万円のマイナスとなっている、その根拠についてです。

収支状況が厳しい大きな要因としては、主に３点挙げられます。

１点目が、コロナ禍が始まった令和２年度から４年間、全国的に患者数が減少しており、これは当院においても例外ではなく、同様の影響を受けていること。

２点目としては、費用面において、エネルギーコストをはじめとした物価高騰などにより、支出が大きく増加していることです。費用面の影響により、全国的にも赤字となる病院が増加している状況にあります。

そして、３点目としては、このような状況下において、今年度からコロナ関連の補助金が縮小となり、今後は同補助金は期待できない状況となっていることです。

こうしたことから、次期中期計画の前半の収支状況は悪化しますが、収入増加と費用の節減に努め、令和８年度から黒字回復することを計画しているものです。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　丁寧なる答弁、ありがとうございました。

それでは、（１）から（２）にわたって再質疑をさせていただきます。

まず、１点目でございますけれども、（１）です。

研修医には具体的にどんな研修をされたのかということを答弁いただければと思います。あわせて、若手の研修医になるであろうと想像つくんですけれども、何人くらいの研修医が研修に参加していたのかということでございます。

（２）、２点お伺いいたします。

厚労省による医療体制、患者受入れの実績評価結果、これによって救命救急センターの運営事業費が反映されるということがあろうかと思いますけれども、直近、分かる範囲内で結構です、反映金がそれぞれどれくらいの金額であったのかお教えいただければと考えます。

二つ目ですけれども、これがよく分からないのですけれども、その反映金が診療報酬点数の救命入院料加算設置基準になると、この点について分かりやすく具体的にご説明いただければと思います。

（３）のクロザピンの件ですけれども、重症な統合失調症患者に非常に有効であるということが記載されておりますし、ネット上にもいろいろ取り上げられているようですけれども、副作用は非常に重いということのようですけれども、実際にどのような副作用があるのか、具体的に二、三、事例を示していただければと思います。

（４）でございますけれども、ＢＣＰの策定のチェックリスト、中央病院様のほうでも策定のためのチェックリストがあろうかと思いますけれども、病院経営体制の項目に、仮に１割を超える医療従事者が欠勤した場合、どのように対応するのかといった、応援要員の確保をするための方法、これ、決めていらっしゃいますかということについてお伺いいたします、ＯＢやＯＧへの声かけ等々も含めてですね。

（５）でございます。

周産期医療に関する件ですけれども、外国人の出産についての現況についてお伺いいたします。最近、どこの国出身の方の出産例があったのかどうか、もしあったとすれば何件くらいあったのか、その国名は、件数と併せて、例えばベトナム人の女性が云々的なことをお示しいただければと思います。

（６）、２回目の質疑させていただきますけれども、ご理解いただけますでしょうか。

経常収支比率はうまくいかないんだよと、しかしながら医業収支比率については100％を超える目標値を設定しているかと思いますけれども、収益が、ご説明ありましたように、６、７年度は駄目で、８年度からプラスに転じているというお話ですけれども、理由、原因、根拠について答弁、先ほどされましたけれども、どうなんでしょうか。

医業収支比率の、細かく分析されていると思いますけれども、オペレーティングマージン

ですとか、あるいはそれに伴って経常収支比率、いわゆるプロフィットマージン、その辺については克明に、本当にプラスに８年度から転ずるんだろうかといったところを精査されたのかお伺いいたします。

（７）の２回目の質疑ですけれども、60億円という短期借入金の発生理由、（１）（２）（３）と示されておりますよね。

例えば（１）ですと、賞与、給与等による一時的な資金不足への対応とか、あるいは予定外の退職手当増への対応とか人件費増、（１）（２）（３）の具体的な金額的な見積りがもしあればですよ、現在の段階でこれぐらい見積もっているんだというようなことがあればお伺いしたいと。

最後、８点目の２回目の質疑でございますけれども、予算収入合計金額が1,906億4,200万円、予算支出金額の合計が1,885億9,100万円、こういう計画がされているわけですけれども、先ほども言いました、今も言いましたけれども、経常収支比率と医業収支比率、４年目の102.2％、109.2％と、安定的な経営維持、経営基盤の構築、計画されているにもかかわらず、６年度から４年間の第３期の中期計画の純利益が18億8,300万円もマイナスであると。

果たしてコロナ禍の、だんだん減ってきて、そしてこれまでは大変だったと、今後は何としてでも、ただ、現状見ますと非常に患者さんも病院に行かなくなっているというのは、そんなような現象も見られるかと思いますけれども、分かりやすく、もう一度、８年度から好転する根拠とか理由説明を再度お願いしたいと、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　それでは、私のほうから、先ほどと同様、１番目から５番目までご回答させていただきます。

まず、１点目、研修医はどんな研修をしたのかというようなご質疑だったかと思うんですが、現在、当院には63名の研修医が在籍しておりまして、初期臨床研修を行っております。

これは、各診療科に分かれまして、それぞれの診療科の研修プログラムにのっとって日常業務の中で対応しているんですが、これに加えて、先ほどの地域医療支援センターのほうで研修を行っております。

例えばどんな内容をしているかということですが、例えば一例を挙げますと、気管挿管、気管切開、静脈ルートの確保、これ、点滴を刺す練習ですとか、ＢＬＳトレーニング、これは心肺停止状態の患者さんの蘇生のトレーニングです、ですとか縫合、それから内視鏡によ

る手術のトレーニング、ＣＶカテーテルの挿入する訓練ですとか、そういうような訓練を、トレーニングする機器が多数設置しておりまして、マネキンみたいな形でありまして、それで練習をしています。

何人くらい参加しているのかということなんですが、基本的に集合研修がありますので、そこには63名全員参加しています。その上で個人レベルでも休日や夜間を利用して、連日、熱心にトレーニングを繰り返していまして、年間の延べ件数、こちらが昨年度、令和４年度の１年間の実績としましては研修医だけで延べ713人、713回といいますか、713人が年間で利用しております。

続いて、（２）番です。

救命救急センター充実段階評価の結果が収入にどう反映されるかということかと思います。

これ、過去４年間、ずっとＳでしたので、Ｓ評価、一番高い評価なんですが、Ｓ、Ａ、Ｂという順番の評価ですね、ずっとＳ評価でしたので、ＡからＳに上がったことでどのくらい影響が出たかというのはこの４年間ではないんですが、直近１年間の実績で、仮にＳではなくＡだったら、どのくらいだったのかというのを試算してみますと、その差額がおおむね年間で1,300万円ほどになります。ですので、Ｓが取れなくてＡだったら1,300万円少なかったというようなことになります。

少し分かりやすく具体的にということなんですが、これは救急体制充実加算というものに反映してきます。これは重篤な状態の患者さんを対象に救命救急入院料、これを算定するわけですが、これを算定している期間に限って、ただし最大14日が上限なんですが、救命救急入院料を算定している患者さんに、その算定している期間、救急体制充実加算というものが加算できます。これが、救命救急センターの充実段階評価がＳの場合は、その加算の点数が１日につき1,500点、金額にしますと１万5,000円です。これが仮にＡですと１日につき1,000点ですので、金額にすると１万円ですから、１日で5,000円の差が出るというようなものになっております。

（「そういう努力をされたということですよね」の声あり）

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　そうです。

続いて、３番目です。

クロザピンの副作用というものですが、一例を挙げますと眠気が出たり、吐き気、それから便秘、よだれが出てしまうとか脈が速くなるというようなことがありますが、少し重い副作用としましては、血液に影響が出るということで、白血球の減少などが現れるという場合

があります。こういう症状が出ますと抵抗力が低下しましたり、感染しやすくなったりというようなことが起きます。当院の患者さんでも、副作用発生する患者さんがおられます。

４番目になります。

事業継続計画、こちらにつきましては職員の居住地などを基にしまして、経過時間ごとに参集可能な職員を何人くらい、１時間でどのくらい、２時間でどのぐらい職員が集まれるかというのを一応想定してつくっております。

また、部署ごとに、欠員の割合が10％未満だった場合、10％を超えて30％までだった場合、30％以上となった場合、そういうようなステージに応じた優先業務ですとかあるいはその体制等について定めています。

また、職員の招集ということに関しましては、特に当院の特徴なんですが、医師に関しては原則、病院の敷地内の医師宿舎に住んでもらっています。また、看護師も敷地内の宿舎に、大部分が独身の方になるんですが、260名ほど、看護師宿舎の敷地内で住んでもらっていますので、これらに関しては、おおむね緊急事態の場合は確実に集まってもらえるというふうに見込んでいるものです。

続いて、５点目です。

外国人の方の出産の状況ということなんですが、実は国ごとに何件かというのは取っていないんですが、直近の事例としまして、昨年度、令和４年度１年間では外国人の方の出産が15件、そして今年度、今年度はまだ年度途中ですが、本日現在で23件、それぞれございました。

国ごとに何人というのはないんですが、実際に、どういった国の方かというのは統計がありまして、ネパール、ミャンマー、スリランカ、タイ、インド、ベトナム、フィリピンなどの患者さん、これらが最近の事例として出産をされています。

私からは以上になります。

○議長（飯嶋正利）　病院経理課長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長（松浦　豊）　それでは、私からは（６）以降についてお答えいたします。

まず、（６）で、収益が令和８年度からプラスに転じる、そちらの理由についてですね。

こちらなんですが、今年度、既に取り組みを開始している収支改善プロジェクトというものがございます。そちらについて一定の効果が見込まれるほか、令和８年度は診療報酬改定が行われる年度となります。この診療報酬改定による診療単価の上昇による収入の増加を計

画に盛り込んでおります。

一方、費用につきましては、令和７年度に竣工から15年が経過した本館等の建物附属設備の償却が終了するため、令和８年度には減価償却費が令和７年度比で約５億円減少します。また、令和９年度以降も対前年度比で減少する見込みであり、こちらでも大きな費用削減につながるものとなっております。

こういった要因から、令和８年度以降は経常収支比率が100％台、そして収支がプラスに転じるとしているものとなります。

続きまして、（７）番、想定される短期借入金の発生理由についてですが、まず（１）賞与支給等による一時的な資金不足額ですが、こちらは直近、令和５年12月の賞与支給額を参考とし、約20億円と推測しております。続きまして、２の予定外の退職者発生に伴う退職手当の増加、人件費等の増加及び（３）の負担金、補助金などの受入れ遅延等による資金不足額につきましては、現時点では推測ができないという状況です。

そして、８番目、こちらで予算収入金額、支出金額の合計、そういったものに対して、あと最終的に中期計画の純利益がマイナス18億8,300万円となっていることについて、こちらについてのご質疑に対する回答なんですが、まず予算のほうなんですが、こちらは資金ベースでの収入と支出を表したものとなります。

内容としては、収益的収支及び固定資産に関する資本的支出を合わせて、税込みで表記したものです。資金の動きを伴わない項目は含んでおりません。そのため、予算では収入から支出を差し引くと20億5,100万円のプラスとなるという結果になっております。

一方、純利益につきましては、予算でなく、13ページの収支計画に関連するものとなります。これはただいまご説明していた予算から資本的収支を除き、次に減価償却費など、資金の動きを伴わない項目も加えて、そして表記は税込みとなっております。減価償却費、当院は約30億円以上、年間、今、計上しております。非常に大きな費用負担となっております。

ですので、経常収支比率、医業収支ともに令和８年度と最終の令和９年度はプラスとなり、単年度では純利益を計上しますが、中期計画４年間としての純利益は18億8,300万円のマイナスとなるものです。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。

純利益マイナスだから、その後、中央病院、大丈夫かななんていうことを考えている質疑

だったもので、それでは３回目の質疑、（１）からさせていただきます。

（１）ですけれども、２点お伺いいたします。

香取海匝地域における医療再生計画というのがあるかと思いますけれども、拠点病院である旭中央病院であるから、県の地域医療再生臨時特例交付金、これ、受けていますよね。これが受けられないということはないとは思いますけれども、そこで質問です。

１点目、地域医療再生臨時特例交付金、臨時という文言ですけれども、何年くらい、これから支援が受けられるものかお伺いいたします。

２点目、交付金が仮に打ち切られてしまったら、病院経営は大丈夫なのかと。また、もし、あり得るかもしれないので、その後の対策、どんなふうに講ずるのかといったことをお聞きできればと思います。

（２）の３回目の質疑でございますけれども、ここなんですよね、旭中央病院様の、度肝を抜く、びっくり仰天のすばらしいところ。

日本一の救命救急センターはどこですかとお尋ねしたら、千葉県にある旭中央病院ということでよろしいのでしょうかということをお伺いしたいんですけれども、これ、しゃべらせてください。

調べました。

令和４年３月28日に厚労省から、救命救急センターの評価結果というものが発表されましたよね。これを見ますと、中央病院の救命救急センターが全国300施設中第１位の評価を得たと。

具体的な功績内容をお伺いしたいと思いますけれども、2022年から評価対象の全40項目全て満点得点で、充実段階評価では最高のＳ評価、しかもそれが９年連続ということは、先ほどありましたように毎年1,000万円、ざっくり考えても１億円どころでは済まない努力効果、結果をされているのかなとそんなふうに思ったんですけれども、あわせて兵庫県における新型コロナウイルス感染症重症等特定病院として同感染症の重症患者を受け入れるとともに、救急医療、高度医療の提供と、地域医療とか神戸医療圏の中核病院、これ、関西のほうとも医療連携しているのということでびっくりしたんですけれども、最終的には旭中央病院は市民の最後のとりでなんだということを記載されている記事を見たんですけれども、日本一の救命救急センターゆえの具体的な功績内容をお伺いしたいと、かように思います。

（３）、３回目の質疑です。

入院による身体管理が必要、一般的にどれくらいの入院を要するものと考えているのかと、

２週間になるのでしょうか、お伺いいたします。

（４）、（４）については災害病院の件ですね。

起きてはならない最悪のリスクシナリオ27というのが総合戦略で示されております。この９番に旭中央病院の医療機器の麻痺、これを取り上げていると思うんですね。

したがいまして、医療機器の麻痺ということについては、絶対そういうことがあってはならないんですけれども、具体的に中央病院様はどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

事業継続計画に関する、関連の質疑でございます。

（５）でございますけれども、中期計画には、先ほどの外国人の出産については、具体的に設定はされていないですね。言葉の問題ですとか出産への対応ですとか、あるいは出産費ですとか保険ですとか、そういったことについて、様々問題や、あるいは課題がもしかしたらあるかもしれないなと思いましたので、その点についてお伺いできればと思いました。

（６）でございます。

（６）、経常収支比率、先ほど説明がございましたけれども、18億円、第３期の計画で４年間トータルすると18億円もの赤字になってしまうんだよということが示されて、私も評価委員会を傍聴させていただきましたけれども、委員の先生方から、大丈夫ですか等々の質問があったと思います。

評価委員会の先生方から何らかの、あの後、アドバイスがあったのかと、なければないでいいんですけれども、あったのかお伺いいたします。

（７）、短期借入金の限度額を超えることは許されないかと思いますけれども、想定外の状況が発生した場合についてはどう対応される予定なのかお伺いいたします。絶対にあり得ないということも言えないと思いますので、設定させていただきました。

最後、８点目でございますけれども、今回の、やはり第３期中期計画、これをより理解するためにという視点から、素案なり、もちろん市当局が、12月だったですか、第３期の地域目標策定されたわけですけれども、これらについては、やはり市民への公表ですとか透明性、より理解していただくというような視点から、このたびの第３期中期計画、あくまでも旭市長からの中期目標を受けての計画策定と、そこでまず二つ、中央病院様におかれましては第３期中期目標と第３期中期計画の対照表、それから２点目ですけれども、第２期中期計画と第３期の中期計画、計画同士の対照表、２期の計画と比べて、第３期はここに力を入れるんだよ、ここが変わっているよ的な対照表ですね。

そして、中央病院室長、市役所企画政策課長、第２期の中期目標と第３期の中期目標、この対照表、やはり今言いましたように、整合性を確認したりですとか市民に十分理解していただくという観点から、いずれ議決賛成と、その後には、やはり中央病院様あるいは市のホームページにアップロードをぜひともしていただきたいなと、アップロードすべきではないかとお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　それでは、また私のほうから、１番から５番についてご回答させていただきます。

まず、１点目、臨時特例交付金の件ですが、議員おっしゃるとおり臨時とついておりますので、こちらは、当該交付金は平成23年度から平成25年度までの３年間ということで終了しております。交付金終了後、施設を維持運営するに当たりましては、平成26年度以降は当院の予算の中で対応をしております。

なお、ただ、トレーニング機器などに関しましては、やはり使っているうちに老朽化が進んできているというようなこともありまして、機器の更新などについての費用については、県のほうにも支援を依頼しているところです。現時点では、まだ支援を受けるには至っていないという状況です。

続いて、２点目、救急の充実段階評価なんですが、すみません、旭が日本一だというような報道については、私、認識していなかったんですが、最新の救急充実段階評価の結果ですと点数で95点、評価でＳというのがついています。

恐らく議員ご確認いただいたのは令和４年３月の発表ということなので、恐らく令和３年度の実績に基づくものですね。評価の仕方が少し違ったので、点数のつけ方が違うようなんですが、いずれも、やはり評価はＳとなっています。ただ、順位が、旭中央病院が全国の救命救急センターで１位かどうかというのは、そこには特段なかったかと思います。

実際に、点数も当院よりも上の点数がついている施設がありましたので、評価のＳというのは、最高の評価を確かにいただいているんですけれども、点数の順位ということでいきますと当院が１位だったかどうかというのは認識が、私のほうでは確認をしておりません。

具体的な功績ということなんですが、そうですね、日本一のということではないんですが、状況としましては、例えば救急車の搬入件数、これは千葉県の中では旭中央病院が一番多い

ですとか、それからこれは旭中央病院のおかげかというのは微妙なところもあるんですが、千葉県内の消防の年報というのが県庁のほうから出ているんですが、そちら見ますと、救急隊の出動要請があってから病院に患者さんを収容するまでの平均時間というのが出ていたんですが、これは千葉県内で旭市の消防隊が一番短いということですので、旭中央病院が柔軟に速やかに受け入れているというような効果が少しはあるんではないかなというふうに考えている次第です。

それから、３点目、クロザピン、どのくらいの入院を要するのかということなんですが、原則として４か月の入院治療が必要と言われています。これは患者さんの状態によると思うんですが、少なくとも４か月はかかるということです。

４点目、事業継続計画において、旭中央病院が医療機能の麻痺に陥った場合はということなんですが、当然そうならないように最善の対策、取り組みをしておりまして、例えば免震構造の本館を建てたりですとか、電気が止まったときでも自家発電で一定期間は対応できるとかいうようなこともやっておりますが、仮に千葉県で大震災が発生し、旭市が被災したと、旭中央病院が被災したということになりますと、当院はこの地域での基幹災害拠点病院に指定されておりまして、もし被災となった場合には、県の合同救護本部が旭中央病院に設置されます。

また、県のＤＭＡＴ、これは災害派遣医療チームの調整本部から、もしＤＭＡＴが派遣されるということになれば、こちらも旭中央病院に活動拠点が設置されるということになります。

当院の災害対策本部は、これらの県の合同救護本部及びＤＭＡＴの活動拠点本部と協力しながら、行政あるいは周辺医療機関及び救護所と連絡を取り、人命救助のための医療提供を実施していくということとしております。

最後、５番ですが、言葉の問題、外国人の患者さんの言葉の問題、あるいは出産の費用等の問題ということですが、当院には現在、英語、それからタガログ語、これ、フィリピンのほうですね、それと韓国語、そのほか手話、これらに対応可能なスタッフが勤務しておりますので、必要に応じて対応しております。

また、これで、もし足らない場合は、保険会社によります電話の通訳サービスというのも加入しておりまして、必要であればそちらを利用するというような状況になっています。

また、あと保険ですとか支払いでの課題としましては、やはり外国人の方ですと保険証を持っていない方で出産をという方も実際にいますので、そういった場合には未収金が発生し

てしまうというリスクがありまして、過去において、実際に未集金になったケースもあります。

これらのケースに関しましては、まず対策として、入院された時点でできるだけ日本人の保証人の方をつけていただくというようなことをまずやっています。それから、実際に未収になってしまった場合は、専門的にこういった業務に対応する部署、担当者を配置しておりまして、支払いの分割の相談など、そういったことを提案しながら対応しています。

また、できるだけ公的な福祉制度などが使えないかというようなことに関しましては、当院の社会福祉士がおりますので、そちらのほうで対応して、可能な限り制度を使わせてもらうというようなことも検討しております。

５番までは以上になります。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、私からは（６）（８）の再々質疑についてお答えいたします。

まず、（６）ですが、評価委員会からのアドバイスが何かありましたかということでした。

評価委員会では収支の見込み等に対する意見はありましたが、使用等についての、特にご意見はいただいておりません。

（８）になります。目標、計画等の対比表をホームページにアップロードすべきではないかということでした。

まず、中期目標、中期計画を策定する段階において、評価も含めた前期の内容を確認することは重要であると考えております。

第３期の中期目標を策定するに当たって、第２期の中期目標との対比を作成しまして、これは第２回の評価委員会の資料としております。

また、中期目標の内容を中期計画においてどのように計画するかを確認するための資料として、中期目標と中期計画の対比表、これも作成しまして、こちらは第３回の評価委員会の資料としております。

いずれの資料につきましても、市のホームページで現在公表しております。

なお、中期計画につきましては、前回の計画と比較して策定するという性格ではなく、目標に対してどのような計画を行うかというものになりますので、第２期と第３期の計画の比較は行っておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　病院経理課長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経理課長（松浦　豊）　それでは、私から７番、短期借入金の限度額を超えてしまうような想定外の状況が発生した場合、どのように対応するのか、こちらについて回答させていただきます。

まず、当院では、現金、預金の残高は日次で管理しております。また、月次でも前月比、前年同月比での増減理由を検証しているほか、年間の残高の推移傾向も把握しているため、資金不足の事態となる危険も早期に察知できるものと考えます。

限度額を超える短期借入金が必要となる予兆を察知した場合ですが、まず現在保有しております有価証券12億円の現金化を検討しますが、当院は100億円を超える現金、預金を保有しているため、限度額を超える短期借入金の調達が必要となる事態を、現時点ではまだ想定はしておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

（「すみません、議長、質疑ではないんですが、一つ言わせていただいてよろしいですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　はい。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　中央病院様という文言で上げておいて、また下げて申し訳ないんですけれども、ワールド・ベスト・ホスピタル、よい病院の世界ランキング2023、ここには、こんなに優れた旭中央病院でありながら、日本国内のランキング１位は東京大学の附属病院で、２位が聖路加国際病院です。３位が千葉県内にあります亀田病院。旭中央病院はといったら、197病院中、スコアは70.14％、89位という、私、ちょっと心外な、ニューズウィークを見たんですけれども、でもこういった結果が出ていますので、これは救急基幹病院以外での総合点かなというふうに思いました。

何を言いたいかといいますと、すぐ保険年金課にお世話になりながら、人間ドックを受けようと思っても受けられないので、その辺をスピーディーに受け入れるようにしていただければありがたいかなと、そんなことをぶつぶつ独り言を言いながら、質疑を終わらせていただきます。

どうも、中央病院様、ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動をお願いします。

準備が整い次第、始めてください。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　今日はご苦労さまです。病院の方々、ありがとうございます。

議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画についてご質疑申し上げます。

５点ありまして、その点についてご回答いただければありがたいと思いますし、プラスして別の項目も若干ありますので、よろしくお願いいたします。

まず、第１点目は、中期計画でもって掲げている広域基幹型急性期病院とは、どういう病院でしょうか。

２点目は、患者サービスの向上とは、どんな内容を含めて考えていらっしゃいますでしょうか、この計画の中では。

それから、３番目が、働き方改革の内容によって、具体的な内容と、それが病院経営にどのような問題をもたらすかをお聞きしたいと思います。

４番目が、評価委員会で議論された事項などについて、どのような内容であったかお聞かせいただきたいと思います。

５番目が、今後４年間の収支をどのように推察しているかお聞きしたいと思います。

以上５点であります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　それでは、私のほうからご回答さしあげます。

まず、広域基幹型急性期病院ということですが、旭中央病院は、ご承知のとおり、第２期の中期目標にもございますが、救急・高度急性期医療を提供する医療機関という位置づけでこれまでもやってきております。

それと同時に、旭市だけでなく香取海匝医療圏全体から、さらには香取海匝医療圏の範囲を超えて、より広範囲の患者さんに対応しております。こうした広範囲の地域に対して大きな役割を担っている旭中央病院を一言で表すと、広域基幹型急性期病院という言葉が最も現状を表しているということから、第３期中期計画ではこの表現を使用したものです。

次に、患者サービスということですが、これまでもコンビニエンスストアの導入ですとか、利用しやすい駐車場の整備など、こういったことに取り組んでまいりましたが、引き続き第３期中期計画におきましても、国の推進しているマイナンバーカードの保険証利用の促進ですとか待ち時間対策等に取り組みまして、患者さんの満足度の向上が図れるようなことを推進していきたいと考えております。

そして、医師の働き方改革におきましては、これは医師の時間外労働時間に上限が適用されるということになりますので、どうしても今までのような長時間労働というのができなくなってきますので、医師の労働力不足というものが、今現状と比べれば発生してしまいます。ですので、業務内容の見直しですとか効率化を図りまして、労働時間を短縮する取り組みを進めることが求められます。

当院では、タスクシフト、タスクシェア、これは医師が現状対応している仕事であっても、医師以外の人がやってもいいというものに関しては役割分担をしてもらって、医師以外の人たちが医師の業務を助けていくというようなことを進めたり、あるいは複数担当医制、チーム制の導入、これによって、より働きやすい環境づくり、こういったことを図っていこうとしております。

そして、今後４年間の収支につきましては、先ほど経理課長のほうからも説明がありましたが、令和２年度から４年間、全国的に患者数が減少しておりまして、旭中央病院においても例外ではなく、同様の影響を受けてきております。

費用面におきましても、エネルギーコストをはじめ物価高騰などによって支出が大きく増加していることなどから、全国的にも赤字となる病院が増加している状況にあります。このような状況の中で、今年度からコロナ関連補助金が縮小となり、今後は同補助金は期待できないという状況が見込まれております。

こういったことによりまして、次期中期計画４年間のうち前半の２年間は収支状況が悪化しますが、収入の増加、費用の節減等の取り組みを進め、令和８年度から黒字回復するという計画としております。前半の令和６年度、７年度は大変厳しい状況になり、赤字となる見込みですが、後半の令和８年度、９年度は経営状況を回復し、黒字となることを見込んでおります。

私からは以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、病院の評価委員会につきましては市の諮問機関であ

りますので、その部分につきましては私から回答いたします。

評価委員会に中期計画の素案の意見を伺った際に、がん医療や医療ＤＸ推進の項目に対して、より具体的な計画を策定し記載すべきや、それぞれの項目に対して可能な範囲で数値目標を追加すべきなどの意見をいただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　では、今のご回答を得て、何点かご指摘したい点がありますので、ご指摘いたします。

今回の中期計画の中に定年制の導入ということが載っておりますけれども、これは、今、貴病院では定年制がないんですか。確かに医師の方で、大変ご長老の方まで、今、診察に出ておりますけれども、そういう制度を旭中央病院はやっていたんですか。

次に、実は旭中央病院の当地域における、大変貢献度は、先ほど伊場議員からもお話がありまして、私はその点を理解しておりますけれども、大変いろんな問題で、住民から中央病院に対する不信というか、不満が出ております。

典型的な例が、最近も２人ほどご相談があったんですけれども、２月23日の朝日新聞の千葉部分の紙面と、それからその以後取り寄せた、中央病院のホームページから、救急でもって行った場合に5,500円を最近取るようになったということで大変怒っておりましたけれども、これは今回の中期計画とも関係した経費上の問題なんでしょうか。緊急救急の場合に、そういう制度を新しくつくるところは全国的に大変多いんですか。

つまり、地元の住民から見て、本当に信頼ができる病院になってもらいたいと思うんですけれども、大変、最近はそういう話が頻々として出てまいりますが、これは旭中央病院が目指す方向ではないと思うんですけれども、この点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、文句を言うようで悪いんですけれども、例えば今度の中期計画でも出ているでしょうけれども、医療労働者の方々が大変、経験もないのに新しいところにぽんとぶち込まれて、それでもって、ほかへ移ったほうがいいという形の異動が大変多いというふうに最近聞いておりますけれども、実際にそういう状態があれば、中期計画で求めている看護師の量だとか、そういうものは確保できないと思うんですよね。

そういう問題について、具体的にどんな対応を今までしていらっしゃるのか、こういうような点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私は中央病院を信頼していないわけではないんですけれども、そういう話が最近非常に多

くて、それでもって、この地域でも、茨城を含めた千葉県の東部の地域でも人口がだんだん減っています。

それで、ご存じのように、この間の２月16日の評価委員会でも人口減少と、それからいろんな問題でもって、かなり経営が厳しい、先ほどの話では４年後には回復するだろうというお話でしたけれども、本当にそうなってくれればいいですけれども、しかし中央病院のお医者さん方に対する信頼も、実は大変、今、下がってきているというふうに言われています。

これはどういうことかということを私は大変気にしているわけなんですけれども、そこら辺の点を踏まえて、どうしても中期計画のときには病院の方に直接のお話を聞きたいということで、ぜひ呼んでいただけないかということを話をしました。

その点について、どんなお考えを持っているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史）　それでは、私のほうから、再質疑に対してお答えしたいと思います。

こちらに書いてある定年制の導入についてですが、議員からご指摘ありましたように、当院でも現在、定年制はございます。これは、ここに書きました趣旨は、私ども独法ですので、現在、国家公務員、地方公務員等で導入されております定年延長について検討するという趣旨で書いたものでして、現在、当院では、医師については65歳、その他の職員については60歳という規定を現在も適用しておりますが、公務員の動向を踏まえて、今後定年延長をどう対応するかということをこの次の４年間の中期計画の中に、やはり職員のライフプランを考えたときに、方向性を示す必要があるだろうということで検討することを明記したものでございます。

それと、２点目の5,500円の料金が取られたということなんですが、これは時間外選定療養費のことだと思うんですが、これは既にだいぶ前から導入しておりまして、以前、この導入の経緯なんですが、やはりコンビニ受診が非常に多くて、例えばの話なんですが、土日が忙しいので金曜日にかかりたいとか、やはり軽症の方が、受診する方がかなり多くなったということで、先生が判断して、この方はあえて救急受診でなくて平日の外来受診でよかったんではないかと思われる、判断された方を5,500円頂戴するということになっておりまして。

ただ、これは旭市民と小児は、旭市民の方については時間外とか休日はありませんので対象外にしておりますので、旭市民が取られたということはないかと思いますので、そこは誤

解ではないかと思います。

（「２人とも旭市民」の声あり）

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史）　ただ、取らないというあれになっております。

それと、小児も、非常に小児の場合、皆さんお分かりかと思うんですが、やっぱりかなり、例えば１時間後でも容体がかなり変わるということもありまして、なかなか軽症かどうかという判断がつかないということもありまして、当院の中では取らないという規定になっております。これが２点目になります。

それと、３点目ですが、異動についてどういう方針でやっているかということなんですが、ご案内のように、当院、高度急性期ということもございまして、やはり医療の進展に伴いまして、業務も非常に複雑化、多様化している面もございます。そういった中で、やはり異動によって新たに行った部署がなかなか対応できないということもあるのかもしれません。

ただ、病院の方針としては、可能な限り本人の希望とこれまでの経験等も踏まえて、ただ、やっぱり医療も進歩しておりますので、新しいところに配属して、やはりこういった技能、技術を身につけていただきたいということも必要ですので、その辺ははっきりとは申し上げられませんが、やはりその辺は本人のこれまでの能力等を加味して、適切な人事異動を行ってまいりたいというふうには考えて、異動を行っております。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

それで、今度の中期計画につきましては、私も２月16日の評価委員会、評価委員会は初めて傍聴させていただきましたけれども、大変真剣な議論がされていまして、６人の先生方も本当に４年後どうなるかということを、それこそ１時間45分も次の計画について議論されたというのはすばらしかったと思っています。

今日、先ほどの伊場議員との話は分かりますけれども、実際に私たちが中央病院にかかっているわけですね。私は半世紀近く、中央病院にかかっています。

そういう中でもっていろんな不安が出てきているとか、それからこの地域の民間の、いわゆるお医者さんの配置についてのご配慮もぜひお願いしたいと思っています。

例えば旭市には産婦人科病院がない、それから小児科の先生が亡くなったり、撤退したりして、１件しかない、こういうことが中央病院にみんな集まってしまうような状況ですから、

それだけ力を持っている病院であれば、本当に地域、旭市だけでなくて、この地域にそういう病院のネットワークをきちんとつくっていただきたい。

数十年前には、そういうことでもって、かなりその当時の院長が努力した時期がありました。しかし、そういうような考えが、旭中央病院の中には今はないのではないかと。中央病院が日本で誇れる病院になっていけばいいんであって、この地域の民間のお医者さん、こういう方々も育てて、本当にこの地域全体の健康を守っていこう、病気をなくしていこうという考えがないのではないかということを、中期計画の中でもって、私、感じましたので、ぜひこの機会に聞いておきたいなということでもってご質疑申し上げました。どうでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史）　ご指摘をいただきましたことも含めまして、ご回答申し上げたいと思います。

まず、当院の立ち位置ですが、やはりこの地域でなかなか、今、具体的にお話出ましたように小児とか分娩等で、なかなかほかの地域で見ていただける機会が少なくなっているのは事実だと思います。

例えば一つの例ですけれども、この地域に香取海匝圏内で2022年度生まれた方というのは988人なんです。そのうちの713人が旭中央病院で生まれておりまして、率にしますと72.2%、７割以上の方が旭中央で生まれております。これは、やはりほかの地域で、例えば香取市なんかでは分娩できる施設が全くありませんし、やむを得ず、どうしても旭市に来ているという方が非常に多いかと思います。

全国的に見ても、７割以上の方を一つの圏域から一つの病院で集めているというのは非常に希有な例でございまして、これ、全国の病院団体が調べたところで、一般の600床以上が、この数値、どのぐらいが平均かというと、圏域の19.4%ぐらいを担当するというのが全国平均なんです。全国平均が600床以上という大きな病院に限っても地域の19%ぐらいを担当しているにもかかわらず、当院は72%ということで、非常に、過重という言葉は適当ではないかもしれませんが、先生方、非常に、やはり当院も厳しい中でかなり頑張っているというのは事実です。

こういった状況を、やはり中期計画という一つの計画だけで解決、改善するのは、やはり難しいかなというふうに思っております。やはりこれは県レベルの、県の保健医療計画あるいは国の支援等も交えて、一病院だけではなく、地域全体がどういうふうにしてこの問題を

改善していくかという、やはり視点が重要ではないかと思っております。

そういう中で、私どもとしても、ここは実は私どもも、例えば当院の課題であります、当院で急性期医療が終わっても、なかなか地域のほうへ転院する受皿がないというのも事実でして、これが、やはり私どもの非常に大きな課題ですので、むしろ病院としては、今、旭だけが全ての機能を担うというのは限界もありますので、機能分担と地域の病院との連携を強化していこうというのは、むしろ病院の大きな課題なり、今後の柱だというふうに思っておりまして、今回の中期計画の中でも、かなりその辺は我々としては力を入れて書き込んでいる部分ですので、ぜひご理解をいただければと思います。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いします。

いつもお世話になっております。せっかく来ていただいたので、若干質疑をさせてください。

先ほどのご答弁を伺いまして、旭市を含め広域での医療に大変ご尽力いただいていること、本当にありがとうございます。

そんな中で、もっとこれ以上市民の声を聞けというのかというふうな、そんな感じに取られると何なんでございますが、ただ、第３期中期計画の第２のほうに、地域住民に提供するサービスの質の向上についてということがございまして、やはりそうなると地域住民の方の声というのが非常に大切なんではないかなと思いまして、第３期中期計画の中に市民意見はどのように反映されたのかというのをお伺いしたいと思います。

中央病院の中で、常日頃、市民の方のご意見を伺うような、そういったシステムがあると思うんですね。それを基に、今回の計画に集まった意見、反映された部分、内容、そのあたりを聞かせてください。

また、計画期間の小児医療について、先ほど中央病院で生まれたお子さんの人数とか、非常に72.2％、広域の中での中央病院が背負っていらっしゃる責任、重責というんですか、それを聞いたばかりであれなんですけれども、小児医療についてのほうは、第３期中期計画の中ではどんなふうにやっていこうとされているのかということを、先ほどの答弁で、地域病

院、クリニックとかとの連携みたいなものも中央病院としては非常に求めていらっしゃるということが分かったんですが、計画の中ではどのようになっているかというのをお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務局長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院事務局長（菅谷敏之史）　それでは、まず私からは市民の意見の反映について、こちらをお答えしたいと思います。

ただいま議員からご指摘ありましたように、当院としても、やはり市民を含む患者さんの意見を聞くということは、これは先ほど来申し上げておりますように、市民の病院として当然のことであり、やはり病院をよくしていくためには基本的な事柄だと思っております。

私ども、中期計画を策定するためだけではなくて、常日頃、やはりそういう意見を聞くということは心がけておりまして、幾つかご紹介したいと思います。

まず、毎年やっていることなんですが、まず一つ目として、当院に入院された患者さんを対象にした入院患者満足度調査というのをやっております。これは当院に入院して、実際に医療を受けて、看護師さんの介護等を受けて、退院された方を対象にしておりまして、今年は６月１日から６月30日に当院に入院して退院された患者さんを対象にしまして、803名の方からご回答いただきました。

あともう一点が外来患者満足度調査といいまして、こちらのほうは当院の外来を受診された方、こちらの方に、やはりアンケート調査を出しまして、こちらのほうは６月22日、23日、当院の外来患者受診者にアンケート調査を行いまして、こちらは1,515名の方からご回答いただいております。

この中で、例えば医師の診療に関して、あるいは看護師さん、あるいはリハビリ技師さん、その他検査技師等、職員の接遇、患者の待ち時間、あといろんな病院の設備とか施設、駐車場がどうだったかというのを細かく、それぞれの項目について毎年度行いまして、比較検討しております。

このほか、やはり当院を利用したときに感じた、より改善してほしい事項とか、ここはぜひ直してほしいというような、苦情も含めてなんですが、院内にご意見箱というのを院内の見やすいところあるいは各病棟にも設けておりまして、このほか、電話、手紙、メールなどで様々なご意見をいただいております。

参考までに申し上げますと、2022年度は、それらを総合しますと378件のご意見をいただ

いております。

これらにつきましては、やはりお金の関係もありまして、できること、できないことございますが、病院内で全て目を通して、一応検討の上、全て、上の上司まで含めて検討しているという状況でございます。

このように、特段、今回中期計画だからといって、特段市民の方にアンケートとかということは行っておりませんが、毎年度こういう形で、やはり皆さんの声を聞くということは改善の第一歩だというふうに考えておりますので、取り組んでいることをご説明したいと思います。

私からは以上になります。

○議長（飯嶋正利）　病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人）　それでは、私のほうからは次期中期計画期間中の小児医療ということにつきまして、若干ご説明させていただきます。

小児医療につきましては、４ページ、５ページに記載のとおりなんですが、先ほど来報告していますとおり、この診療圏の中でとにかく小児科、なかなか受診できるところがないというような厳しい状況の中で、そうなってくると、やはり住民の方が一番期待されるのは小児救急医療拠点病院として、引き続き確実に患者さんを受けるというようなこと、そして高度専門性の高い医療の提供と、それに伴って患者さん、それから保護者の方への質の高い医療、満足度の高い医療を提供し続けることが、今現時点では旭中央病院に求められている最大の責務だというふうに認識しておりまして、そのように中期計画のほうには盛り込ませていただいております。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございました、どうも遅くまで。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第27号の質疑を終わります。

菅谷事務局長、高埜経営企画室長、松浦経理課長に対して、一言、お礼を申し上げます。

本日お聞きしたご意見は議案審査の参考となりました。ありがとうございました。

ここで参考人はご退席をいただきます。しばらく自席で休憩いたします。

ありがとうございました。

休憩　午後　８時　６分

再開　午後　８時　７分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第14号までと、議案第16号から議案第31号までの30議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されるようお願いいたします。

◎日程第３　常任委員会陳情付託

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第１号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れはないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第１号の１件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表、２、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、３月14日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は６日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　８時　９分

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和６年３月６日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成

税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　井　田　　孝

○議長（飯嶋正利）　通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、おはようございます。議席番号８番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和６年第１回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、市道の安全対策について質問いたします。

（１）（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所完成後の周辺道路の整備予定、安全対策について伺います。

統合される保育所は、定員が120名となるので、送迎の車が増え、かなりの交通量となることが予想されますが、保育所では保護者の送迎の車の流れをどのように考えているのか伺います。

（２）文化の杜公園西側にできた職員駐車場の利用開始に伴う交通量の変化と周辺道路の安全対策について伺います。

この駐車場は138台の車がとめられますが、北側は住宅地となっており、狭い地元生活道

路もありますが、職員に対し通勤・退勤時の注意事項など、周知をしているのか伺います。

質問事項２、入札制度について質問いたします。

（１）令和５年度から、旭市建設工事一抜け方式が導入されるようになりました。これによる受注機会の均等性の成果と、考えられる今後の課題について伺います。

（２）総合評価方式一般競争入札を活用した（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事では、建築、電気設備、機械設備と三つの工事に分けて発注されました。建築工事と電気設備工事は早くに落札業者が決まりましたが、機械設備工事の業者は決まりませんでした。全ての業者が落札し、工事請負契約を結ばなければ、工事着工に至りません。

今回の工事については、新年度の開園が間に合う見込みですが、補助金を活用した工事で工期の厳しい事業などでは工期の延長も考えられます。このような事態を防ぐためにも、今回の機械設備工事において、契約に遅れが生じた原因とその改善方法があれば伺います。

１回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは、大きな項目の１の（１）車の流れをどのように考えているかのご質問についてお答えいたします。

統合保育所は、旧市役所通りと北側の市道、どちらの道路からも出入りすることができ、保育所の開所により児童を送迎する車が通行することになりますので、朝夕の交通量の増加が見込まれるところです。

保育所敷地内の車の動線につきましては、児童や保護者の安全が確保できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは１の市道の安全対策についてのうち、（２）文化の杜公園西側にできた職員駐車場の関係についてお答えいたします。

新たに整備した駐車場の使用開始に当たり、通勤・退勤時には道幅が狭い周辺道路を通行しないよう職員に指示をしております。また、通勤・退勤の推奨ルートを指定し、道幅が広い道路を通行するよう併せて指示をしております。これらについて、今後も職員に対して定期的に周知してまいりたいと考えております。

なお、地域住民などから、道路の通行に関する苦情や事故の報告はこれまで寄せられては

いない状況です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは大きな２番、入札制度についての質問で、（１）の旭市建設工事一抜け方式入札導入による受注機会均等性の成果と考えられる今後の課題についてということでございます。ご回答申し上げます。

ご回答申し上げる前に、一抜け方式につきまして、その概要を簡単にご説明させていただきます。

一抜け方式とは、建設工事の受注機会の均等性の確保を目的とした入札方式でありまして、同じ日に同一工種の建設工事を複数開札する場合、順番に開札を執行していく過程で、落札候補者となった業者を次の開札から除外するもので、対象となる工事名及び開札の順番は入札公告と同時にお知らせいたします。一抜け方式の対象となる工事の種類は、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事の３種で、それぞれの工種ごとに実施いたします。

令和５年度の一抜け方式による建設工事の一般競争入札の実績についてでありますけれども、４月から１月までの10か月間で44件の工事を対象に実施いたしました。

一抜け方式を導入したことによりまして、同一工種の工事で一つの業者が重複して落札することがなくなりました。また、これまで技術者の人数の関係上、入札の件数を制限していた業者が、一抜け方式の導入により、より多くの工事に入札できるようになりました。

その結果、一抜け方式の対象工事１件当たりの入札参加者数の平均値につきましては13.4者となりまして、令和４年度に実施した同種工事１件当たりの入札参加業者数の平均値の9.9者と比較しまして、35.4％の増加となりました。

以上のことから、一抜け方式の導入前と比べ、受注機会の均等化が進んでいると考えられます。

続きまして、今後考えられる課題につきましてお答えいたします。

現在のところ、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事に分類されている工事は全て一抜け方式の対象としておりますが、この中には橋梁の修繕工事などのように、特殊な工法を用いるため、入札参加業者数が少なくなる上に、一抜けによりさらに入札参加者数が減少し、競争性が損なわれるおそれがある工事が含まれます。

これらの工事につきましては、引き続き一抜け方式の対象とするか、または対象外とする場合はどのような基準を定めるのかということが今後の課題として考えられるところでございます。

続きまして、（２）でございます。こちら、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の機械設備工事について、契約に遅れが生じた原因ということでございますが、お答えいたします。

本工事につきましては、旭市建設工事等入札参加資格委員会で入札方法及び参加資格について協議を行い、総合評価方式一般競争入札にて、昨年10月10日に建築工事及び電気設備工事とともに公告いたしましたが、入札参加申込期限の10月20日までに参加申込みがなく、不調となりました。その後、再び旭市建設工事等入札参加資格委員会で入札方法及び参加資格について協議を行い、事前審査による一般競争入札にて11月６日に公告し、参加申込みのあった２者で12月12日に開札した結果、予定価格に達せず不調となりました。

以上のことから、市内公共施設で施工実績のある業者８者に見積りを依頼し、本年１月12日に見積合せを実施した結果、最低見積額を提示した業者と契約を締結いたしたところでございます。

契約が遅れた原因につきましては、このように入札の不調が続いたためであり、その理由といたしましては、入札参加資格について対象となる業者が20者以上となるような地域設定を行っていたものの、実際には参加がなく、またはごく少数の参加であったことが挙げられます。特に機械設備工事につきましては、市内に対象となる業者が少ないことも一因と考えられます。

今後、市内公共施設等の統廃合に伴いまして、同様の工事が発注されることが予想されますが、特殊な用途、工法を用いるものを除き、設計金額１億円以上の建設工事につきましては、原則として総合評価方式による一般競争入札で執行いたしますので、入札への参加資格の要件についてさらに検討を進め、多くの業者が入札に参加できるよう、必要に応じて改善を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、質問事項１、市道の安全対策についての（１）について再質問いたします。

統合保育所南側の交差点は、旧市役所通りが緩やかにカーブして道路が斜めに交差し、見えにくく危険であると思いますが、何か安全対策を考えているのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　当該交差点は、道路が旧市役所通りに対して斜めに交差し、見えに

くく通行がしにくいことから、見通しがよく安全に通行できるよう、交差点の形状を道路が直角に交わるように改良を検討しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　再々質問いたします。

旧市役所通りは、第二中学校生徒の通学路で、園児の朝の送りの時間帯には重ならないとは思いますが、帰りの迎えの時間と中学生の下校時間は重なるのではないかと考えられます。先ほどご答弁いただいた交差点の改良工事は、開園までに間に合う予定なのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　交差点の改良に当たり、道路用地の取得が必要となります。地権者の方にご理解をいただき、開園に間に合うように事業を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ぜひとも間に合うようによろしくお願いします。

それでは、４回目の質問をいたします。

旧市役所通りの通学路に関連して質問いたします。

第二中学校西側の正門の通りと旧市役所通りの交差点では、下校時に道路を横断できずに生徒の自転車が渋滞し、道路にはみ出している光景を見かけます。この交差点も斜めに交差していて、以前から危険だとは思っていました。

四隅には住宅があり、交差点の改良は難しいので、安全を確保するために信号機の設置は考えられないのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　当該交差点は、特に下校時間帯に自転車が渋滞することを承知しております。安全対策の一つとして、信号機の設置も有効な手段であると考えております。

信号機の設置については、千葉県警察本部が交通量や現地の状況を踏まえて行っておりますので、旭警察署へ要望してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　危険と把握しているのであれば、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項１、市道の安全対策についての（２）に対し再質問いたします。

周辺の道路に配慮していることは承知いたしました。しかし、多少なりとも職員駐車場から北側へ通行する車もあるのではないかと思います。

そこで、大坊前のカーブしているＹ字路は見通しが悪く、どちらが優先道路か地元の住民でも分かりません。周辺道路の安全対策についてどう考えているのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　職員駐車場北側の交差点はＹ字型に交差しており、見通しが悪い状況ですので、区画線の設置等、安全対策を検討したいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

同じく職員駐車場から北側の八銚線と並行に走る旭陸送裏側の道路ですが、西側の区間は２年ほど前に拡幅工事を行っていますが、途中に車の擦れ違いができない狭い区間が残っています。八銚線の裏道として利用する車両も見受けられますが、拡幅する予定はないか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　ご質問の箇所は、延長が約80メートル、幅員が4.4メートルの舗装されている道路で、前後の道路幅員は５メートルから６メートルです。現在のところ当該箇所を拡幅する計画はございませんが、交通状況等を見極めた上で、事業化の必要性を検討したいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、よろしくお願いします。

それでは、４回目の質問をいたします。

今回の職員駐車場、そして統合保育所もそうですが、この施設ができることにより100台以上の車の交通量が増えることになります。ただ単に施設の計画をするのではなく、周辺の交通事情も把握しながら事業を展開していくことが必要になると考えます。

これは一例ですが、10年以上も前、第二中学校の新校舎が完成した際に、正門が東側から西側の道路に移りました。この西側の道路には私の自宅の出入口が面しています。通常では想定できないのですが、雨の日の朝になると生徒を送る車で渋滞し、家から出ることができないこともありました。

本市においては、統廃合等によりこういう周辺環境が変わるというケースも増えていくと考えられますが、市としての見解をお聞きします。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、新たな施設建設や道路整備などによりまして、交通量が増加して周辺環境が変化する場合もあるかと思います。公共施設の再編・再整備、また道路等の改良・新設の際には周辺環境に及ぼす影響等をできる限り把握しまして、利便性はもとより、安全性にも十分配慮して、担当課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、よろしくお願いします。

それでは、質問事項２、入札制度についての（１）に対し再質問いたします。

一抜け方式入札制度により受注機会の均等化が進んでいることはよく分かりました。それでは、対象となるのは同日に開札する分のみとなるのか。また、開札の順序はどのように行っているのかを伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　一抜け方式の対象となりますのは、同じ日に開札する同一工種の工事でありまして、開札日が異なる場合は、ほかの日に実施した一抜け方式の結果が反映されることはありません。

また、開札の順序につきましては、それぞれの工種ごとで設計金額の高い順に執行しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

本市においては多くの工事が発注されていますが、どの工事をどの開札日にしているのか、振り分けている根拠があるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　本市におきましては、特に工事の振り分けに関する根拠はございませんが、一定の時期に同種工事や工期が偏らないようにするために、工事を担当する部署において四半期単位で発注計画を立てております。それぞれの期間ごとに設計が出来上がったものから順に発注するように配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よく理解いたしました。これからも公平で機会均等な入札制度となるよう、お願いいたします。

それでは、質問事項２、入札制度についての（２）について再質問いたします。

今回の機械設備工事について、入札参加資格のうち地域要件はどのように設定したのか。また、機械設備と建築及び電気設備工事に違いはあったのかを伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　地域要件に関しましては、機械設備及び電気設備工事は、工事の規模と業者数を考慮した上で、県内に本店を有することを条件といたしました。一方、建築工事につきましては、他の工事と異なり一定の業者数を確保できることから、市内に本支店を有すること、または近隣の銚子市、匝瑳市、香取市、横芝光町、多古町に本店を有することを条件といたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

建築、電気設備、機械設備工事においては、工種によって地域要件を設定していますが、設計業務においても地域を限定することがあるのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

設計業務に限らず、一般競争入札における地域要件に関しましては、工事種別や対象物の規模・用途を勘案しながら競争可能な一定の業者数を確保できるように、地域を設定しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問をいたします。

今まで設計業務の発注においては、通常の業務では旭市内に本店を置くものと地元企業を優先した地域要件を設定していただいておりますが、大規模な工事になると千葉県内に支店を置くなどと、参加要件がかなりの広範囲に及びます。

本市であったかは分かりませんが、全国的に各県に支店、営業所を置き、ある規模の設計業務を受注した後、業務は完成させますが、数年後に廃業されている会社もあると聞いています。

対象工事が補助事業であれば、設計事務所は会計検査に立ち会うことや、大規模地震により被災した場合は、原因解明や、また経年劣化による補修検討など、建物完成後にも様々な責任が発生します。県内のほかの自治体では、千葉県全域ではなく地域を限定させ、信頼できる事務所に発注しているところもあります。

本市としては検討することができるのか、最後に市の見解をお聞きします。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

設計業務の地域要件につきましては、近隣の市町においても対応がそれぞれ異なっているところでございます。本市といたしましては、地域要件につきまして最少の経費で最大の効果を求める入札の原則を第一に考えつつ、地元企業の育成についても考慮しながら、どのような設定が最善となるのか、今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問を終わります。

（「すみません、最後に一言」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ご答弁のとおり、経費を抑えつつも地元企業を育成していくということはとても重要であると考えます。これからもぜひ前向きな検討をお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 宮　内　　保

○議長（飯嶋正利）　続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　おはようございます。議席番号13番、宮内保です。

令和６年第１回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、まずありがとうございます。よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、１月１日に発生しました能登半島地震では、多くのお亡くなりになられた人がいらっしゃいました。改めてご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興・復旧をご期待いたしまして、一般質問に入りたいと思います。

今回、私は４項目５点について質問させていただきます。

まず１項目めは、小・中学生の不登校問題について、旭市における小・中学生の不登校の現状から、その解消に向けてどのような取り組みを行っているのか質問をいたします。

文部科学省の、2022年度の問題行動・不登校調査の結果では、不登校の小学生は、過去最多の29万9,048人に上ったとのことであります。不登校は、病気や経済的な理由などを除き年間30日以上登校しないことで、文科省の調査では、小・中学校の不登校は30万人に迫り、小学生では1,000人当たり17人、中学校では59.8人に上ったとのことでありますが、旭市における過去３年間、令和２年、令和３年、令和４年の小学生、中学生の不登校の現状はどうなのかお伺いいたします。

続きまして、２項目めは農業者年金について、農業者年金制度の現状と旭市における農業者年金の加入者数について質問をいたします。

農業者年金制度は、昨年の４月から第５期中期目標期間が始まりました。農業者の老後の生活の安定を図るという制度本来の目的を踏まえ、2027年度末までに20歳以上39歳以下の新規加入者5,500人以上、女性の新規加入者3,400人以上を確保する目標を国が示しました。昨年10月末までの新規加入実績は、全国で996人、そのうち中期目標の対象となる若い農業者は584人、女性農業者は323人でありました。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響下にあった前年度同期の実績を下回っているとのことでありました。

そのような中でありますが、旭市の農業者年金の加入状況はどのような状況なのかお伺いいたします。

３項目めは、農業の振興について、（１）として、旭市における過去３年間の新規就農者数、及び合併時と比較してどの程度減少しているのかを質問いたします。（２）として、市内農業水路等におけるナガエツルノゲイトウの現在の分布状況と繁殖状況について質問をいたします。

それでは、（１）の新規就農についてお伺いいたします。

新規就農者が過去最少との報道が昨年９月以降続いていましたが、農水省がまとめた2022年の新規就農調査の結果で、前年対比6,450人、12.3％減の４万5,840人となったようですが、2006年に８万1,030人だった新規就農者は、2008年から５万人から６万人台で増減を繰り返していましたが、ここに来て初めて３年連続減って４万人台半ばまで減少し、減少率も３番目に高く、2006年対比で56.6％まで落ち込んでいるようですが、旭市の過去３年間の新規就農者は何名なのか、また合併した平成17年頃と比べてどのぐらい減少しているのかお伺いいたします。

続きまして、（２）市内農業水路等におけるナガエツルノゲイトウの現在の分布状況と繁殖状況についてお伺いいたします。

特定外来生物ナガエツルノゲイトウについては、令和５年第３回定例会において、一般質問をさせていただきました。第３回定例会においての市内での分布状況と繁殖状況については、環境課長の答弁では、市内の主要な河川、水路等を調査したが、ナガエツルノゲイトウは秋田川やその他の農業用水路の一部で多く繁茂しており、新川の揚水機場の付近でも生育が確認できたとのことでありました。

そこで、５か月以上たった現在の状況はどうなのかお伺いいたします。

続きまして、４項目めは生活困窮者等への支援について、コロナ禍の令和３年から令和５年における旭市の生活保護申請者数についてお伺いいたします。

令和５年４月から９月の上半期の生活保護申請が合計で12万9,606件に上り、前年同期比で5.4％増えたとの発表がありました。５月に新型コロナウイルス禍から平時に移行し、困窮者向けの支援策の多くが終了したことが背景にあるようで、こうした人たちには株価の上昇や賃上げの効果は行き届かず、物価高などが追い打ちをかけているのが現状ではないかと思われます。

そこで、新型コロナウイルス禍の令和３年、４年、５年の生活保護申請者は、旭市では何

件あったのかお伺いいたします。

以上、４項目５点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔なご答弁をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、１の小・中学生の不登校についてお答えいたします。

本市の不登校の現状として、過去３年間の推移を申し上げます。

年間30日以上欠席した者のうち、病気などの理由によるものを除いた不登校児童・生徒は、令和２年度が小学生24人、中学生62人の計86人、令和３年度が小学生37人、中学生74人の計111人、令和４年度が小学生29人、中学生97人の計126人となっており、年々増加傾向にございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　２番目の農業者年金につきまして、第５期中期計画が示されたが、旭市の農業者年金の加入状況についてということでお答えいたします。

まず、農業者年金基金の立てた第５期中期計画に基づく千葉県の令和５年度の新規加入目標人数は126人で、そのうち９人が旭市の目標と定められています。

今年度は、令和６年１月末現在の新規加入者は５人あり、加入者総数は100人となっています。内訳としましては、通常加入者が84人、保険料の国庫補助を受けることのできる政策支援加入者が16人です。

なお、過去３年間の加入者数の推移でございますが、令和２年度が101人で、うち新規加入者が４人、令和３年度が100人で、うち新規加入者が10人、令和４年度が99人で、うち新規加入者が10人となっています。

令和２年度の新規加入者が少なかった要因として、コロナ禍のため、農業委員、農地利用最適化推進委員の戸別訪問による推進活動が行いにくかったことも影響したと考えております。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から大きな項目、農業の振興についての（１）新規就農者の数字等ということなんですが、お答えいたします。

過去３年間の新規就農者について把握している範囲でお答えいたします。

令和２年度が14名、令和３年度が16名、令和４年度が12名となっています。また、合併時の新規就農者数といたしましては、平成17年度が18名、平成18年度が17名、平成19年度が14名となっています。

比較いたしますと、年度によるばらつきはあるものの、本市ではほぼ同水準で推移しているというところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは大きな３番の農業の振興についての（２）についてお答えします。

５か月以上たった現在の状況はどうなのかとのご質問です。

市内の分布状況ですが、大きな変化はなく、秋田川やその周辺の農業用水路の一部のほか、新川の揚水機場の付近で分布が確認されており、新たな場所での分布は確認されておりません。

現在の繁殖状況ですが、分布が確認された場所を巡回した結果、冬季であることから水面上の大部分は枯れている状況でございます。特に秋田川では、農業者と土地改良区による除去作業を実施した結果、昨年９月の状況と比べ減少していることを確認しております。

引き続き、分布状況、繁殖状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私のほうからは、大きい４の（１）生活保護の申請件数についてお答え申し上げます。

本市における生活保護の申請件数は、令和３年度に52件、令和４年度は87件、令和５年度は１月末時点で69件ですが、年度末の推計は83件程度となる見込みです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、１項目めの小・中学生の不登校について再質問をいたします。

不登校の生徒数は、令和２年、小学生が24人、中学生が62人、令和３年、小学生が37人、中学生が74人、令和４年が小学生が29人、中学生が97人ということであります。何か年々増

加傾向にあるようなことであります。

コロナ禍の2020年度から10万人以上増え、このうち各地の教育支援センターやスクールカウンセラーらの専門職による相談・指導を受けていないなど、学校内外の専門機関とつながっていない児童・生徒も過去最多の11万4,217人で38.2％を占めたとのことで、このように不登校が急増している現状については10年前から増加傾向にあったようでありますが、コロナ禍が加速させたようで、人と豊かに付き合う経験が阻害されて対人関係の構築や意思疎通の機会が減ったり、また休校で学校を休む経験をしたことで、無理に学校に行かなくてもいいと考える生徒も出てきたり、コロナ禍がある程度収束した今でも後遺症のように尾を引いているように考えられますが、旭市も同様に不登校が増えている現状をどのように見ているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　本市におきましても、コロナ禍の令和２年度から増加傾向が続いておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響も要因の一つであると考えております。

本市の学校現場では、教育相談やＳＯＳ出し方教育等を通じて、早期発見、早期対応を行っており、教育委員会としましては、旭市長欠対策協議会を開催するなど、学校現場への支援を行っております。

また、適応指導教室フレンドあさひを開設し、不登校児童・生徒への支援などに努めております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　現場での支援をいろいろ行っているようでありますけれども、またよろしくお願いいたします。

それでは、不登校の児童・生徒の学びを支えるため、不登校特例校や公的支援施設、また教育支援センターや民間団体によるフリースクールなどが各地域で設けられているようでありますが、それでは答弁にありました適応指導教室フレンドあさひはどのような充実した学校外の学びの場なのか、またどのように学べる環境づくりをしているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　適応指導教室フレンドあさひは、週４日間午前９時から正午まで不登校などの希望者を受け入れ、学習指導のほか、体験学習などを実施しております。ま

た、適応指導教室指導員による教育相談を実施しているほか、スクールカウンセラーによるカウンセリングなどを行い、児童・生徒に寄り添ったきめ細やかな支援に努めております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　フレンドあさひについてはよく分かりました。児童・生徒に寄り添った支援のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、児童・生徒の不調の早期発見と誰一人も取り残さない学校教育に向け、学校や家庭、地域社会が一体となって子どもたちに手を差し伸べられる環境を整えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。また、先生方、父兄の皆さんも大変かと思いますがよろしくお願いいたします。これに関しては答弁は結構ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、引き続きいいですか。

○議長（飯嶋正利）　次に移るということですか。

○１３番（宮内　保）　農業者年金のほうに入ります。

○議長（飯嶋正利）　分かりました。

○１３番（宮内　保）　農業者年金について、再質問に入ります。

加入状況については、よく分かりました。

それでは、再質問をいたします。

新規加入の実績を上げる地域の多くは、ＳＮＳの活用や地域共同での広告展開や漫画での解説による分かりやすいパンフレットの作成など、工夫を凝らした広報活動を熱心に続けて、その加入の決め手となるのは、担当の農業委員や推進委員を中心とした戸別訪問の実施など、対面での加入推進活動が重要なようでありますが、旭市においてはどのように推進活動を行っているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　宮内議員のおっしゃるとおり、対面での推進活動は重要と考えております。

農業委員会では加入目標人数を基に推進計画を立て、農業委員17名、農地利用最適化推進委員20名による戸別訪問を中心とした加入推進活動を行っており、令和５年度は加入対象者を各委員１人当たり４人以上戸別訪問することを目標にして、農業者年金のパンフレットを用いた対面による説明、周知を進めております。また、そのほか市ホームページや毎年発行する農業委員会だよりへの掲載、産業まつり会場でのＰＲなどにより情報発信を行っております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ご苦労さまです。推進活動のほうも大変かと思いますけれども、この農業者年金について一般質問するときに、たまたま１月か２月頃だったでしょうか、私の家にパンフレットが来まして、こういうあれなのかということで今回一般質問することになったんですけれども、その内容なんですけれども、知って得する農業者年金、農業者年金で生活の安定を考えませんかと、そして、農業者年金はメリットがたくさんある終身年金であります。サラリーマンの人は厚生年金による国民年金への上乗せがありますが、一方、農業者は豊かな老後の生活のためには国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆さんもメリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょうというパンフレットの内容でありました。

それでは、今回の農業者年金は非常に農業者にとってメリットがたくさんあるように思えます。それではどのようなメリットがたくさんあるのか、改めて局長、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　まず、農業者であれば広く加入でき、国民年金に上乗せする形で自分の年金を自分で積み立てる積立方式・確定拠出型であるため、少子高齢化の影響を受けず、豊かな老後に備えることができます。

保険料は農業経営の状況に応じ、月額２万円から６万7,000円の間で1,000円単位で納付額を決定でき、加入者のご都合で途中脱退、再加入も可能です。また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、税制面で大きな優遇措置が受けられます。

さらに、農業の担い手の負担軽減を図るため、農業所得が900万円以下の青色申告を行っ

ている認定農業者で、39歳までに加入する場合、保険料の一部を国が補助する政策支援制度がございます。

以上が農業者年金の主なメリットと考えられております。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。それでは、税制面や保険料の国庫補助などたくさんのメリットがある終身年金であることはよく分かりました。

それでは、平成13年に旧制度の農業者年金が破綻してしまいました。農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんによる戸別訪問などの推進活動の一番のネックになっているのが旧農業者年金の破綻があるものと考えますが、旧農業者年金の破綻の理由は何だったのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　旧制度から新制度へ移行となった経緯ということで回答いたします。

旧制度の農業者年金の財政方式は、現役世代が高齢者世代を支える賦課方式という仕組みでした。しかし、農業の担い手減少と農業者の著しい高齢化により、平成13年には受給者74万人に対し、加入者が25万人と加入者１人が受給者３人を支える状態となり、財源も厳しくなってしまいました。そのため平成13年に制度の抜本改革が行われ、少子高齢化、農業構造の変化等に対応できる安定した制度として、加入者が自らの年金のために保険料を積み立てる方式に転換し、平成14年１月より新制度として運用が開始されたものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　旧農業者年金が破綻して、各町内、部落の農家の人は大多数の人が解約して一時金で終わりにしたということなんですけれども、私のちょっと知り合いなんですけれども、１人がやはりそのまま継続して、今年間約45万円ぐらいもらっているそうですよ。ですから、やはり一時金をもらってやめないでよかったなということを言っていました。

あともう１人なんですけれども、この方もやはりそのまま続けて、新しいこの農業者年金に加入して、今ですと年間60万円以上もらっているそうです。ですから、今ある程度の年になって、非常に農業者年金で助かっているということでありますので、どうか農業委員会の皆さん、頑張っていただきたいと思います。

続けて、次の再質問をいたします。

それでは、３項目めの（１）旭市における過去３年間の新規就農者数及び合併時と比較してどの程度の減少をしているかについての再質問をします。

新規就農者数は、令和２年度は14名、３年度は16名、令和４年度が12名、合併時の新規就農者が、平成17年度が18名、18年度が17名、19年度が14名ということでばらつきがあるんですけれども、同様の数字で推移しているということでありました。

今回の農水省がまとめた2022年の新規就農者調査結果の大幅減は、コロナ禍からの回復による企業の雇用改善に加え、雇用の継続や定年延長で定年帰農者が減ったことが要因でもあり、60歳から64歳の親元就農が34.9％、3,040人の減で約半分を占めるとのことですが、旭市での60歳代の親元就農はどのくらいいるものなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、お答えします。

市では年齢が50歳未満の方を対象にいろいろ各種支援を今まで行っているところでございますので、60代の親元就農者につきましては、申し訳ないんですが、現在人数は把握しておりません。

一応参考に、50歳未満の親元就農者につきまして、過去３年間の人数を申し上げますと、令和２年度で13名、令和３年度で13名、令和４年度で10名となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。50歳未満の親元就農が、令和２年度が13名、令和３年度が同じく13名、令和４年度が10名ということでありました。

それでは、新規の雇用就農者は１万570人で、8.6％減ですが、農業の雇用事業が実質開始された2009年度対比で39.6％増、49歳以下では31.3％増加しているようで、農業就業者全体に占める雇用者割合も着実に増加して28.6％となっているようですが、旭市における農業雇用者数と外国人技能実習生はどのくらいいるものなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　旭市全体の農業雇用従事者数は、申し訳ないです、把握はしておりませんが、平成29年度以降で雇用就農された方の人数は65名いらっしゃいます。外国人技

能実習生につきましても、全体の人数はちょっと把握できていないんですが、現在ＪＡちばみどりで市内に受け入れている実習生は16名ということで報告を受けております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ＪＡちばみどりの外国人技能実習生は16人ということだったんですけれども、私もちょっと知っている限りでは、受入れ団体が３か所か４か所ぐらいあるのかなと思います。16人では全然、恐らく50人ぐらい研修生がいるのかなということが考えられます。

それでは、４回目の質問をします。

農水省の雇用就農資金は、49歳以下の雇用者を対象とするが、あえて54歳まで対象者を拡大して、国の制度に乗れない人の呼び込みを図る自治体もあるようで、福島県会津若松市では、本年度から農業研修や移住支援として月６万円を２年間助成するようで、鳥取県では認定農業者の55歳未満の後継者が親元で研修をして農業技術を習得する場合は月10万円を２年間交付する支援策などを行っているようでありますが、旭市ではこのような支援策を行っているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　市では新規就農者対策として、国の支援制度のほかに市独自の事業を展開し、総合的な支援を行っています。

雇用就農を増やすための取り組みでは、転入者農業チャレンジ支援金として、本市に転入して農業に従事する50歳未満の新規雇用就農者の家賃について、月５万円を上限に最長３年間の補助を実施しています。また後継者対策では、親元就農チャレンジ支援金として、市内の親元で就農する後継者に対し、年間20万円を最長５年間助成しています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　支援制度についてはよく分かりました。旭市の一番の基幹産業である農業の担い手不足だとか、労働力不足だとかが非常に心配されますので、一般質問をさせていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、（２）のナガエツルノゲイトウについて再質問をさせていただきます。

冬でありますので、あまり大きく繁殖はしていないということでありました。

大利根土地改良区の管内の現状と対策では、９月上旬では揚水が終了し、水位がなくなったため少し色あせて茶色くなり、令和５年９月末日に除草剤を散布、10月２日頃には徐々に除草剤が効き始め、11月１日に２回目の除草剤の散布で、11月30日には除草剤の効果で枯れ、根の部分については取り除いてはいないようですが、結果的には除草剤の効果は絶大であったとのことであります。

そして、令和６年１月23日の降雨によりまして、水門周辺に枯れたナガエツルノゲイトウが集まり、除去するとのことでありました。また、除草剤を散布しなかった場所については、昨年確認したナガエツルノゲイトウは秋から冬にかけて地上部は枯れ、繁殖はしていないということでありました。確認してから９か月の春先までにどのように変化していくか注視して調査を続けていくとのことでありました。

これが大利根土地改良区で除草剤を散布したときの写真で、まだ枯れていないんですけれども、これは水を切ったときか。これが除草剤を散布して枯れた状況、完璧に枯れています。その後、降雨によって各水門にナガエツルノゲイトウがたまっているというような、３か所なんですけれども、大分ひどい状況で、これを除去するのは大変かなと思います。また萬力地区の環境保全会での対策について、８月に萬力地区内全般の水路について調査をして、10月５日に第４機場から第９機場の水路に除草剤の散布を実施し、除草剤を散布してから枯れるまでに３週間程度かかる様子で、11月11日に第７機場から第９機場までの２回の除草剤の散布を実施し、２月７日に水路内の枯れたナガエツルノゲイトウの小型ユンボを使っての除去作業を行ったとのことであります。

今後の課題として、水路内部の土砂の堆積部分に外来植物が生育している状況で、水路内部の除去はできなかったとのことであります。このように各地区での取り組みの中で、本市の環境課または農水産課としてどのような対策をしていくのかお伺いいたします。

これが萬力地区の除草剤の散布の状況なんですけれども、２回散布したということで、２月７日にユンボで除去作業をやったということで、手でも取っているということで、除去作業をやった人に聞きますと、ナガエツルノゲイトウの上層部は枯れていたが、茎とか根、水面に浸っているところは恐らく枯れていないのかなというようなことでありました。そのようなことで、今後環境課、農水産課ではどのようにまた対応していくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　市では周知及びパトロールを実施しております。具体的には、市の

広報、ホームページや公式ＬＩＮＥを活用し、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウに対する注意喚起及び特性や防除の仕方について発信しております。また、市全域のパトロールを定期的に実施しておりまして、ナガエツルノゲイトウを含む特定外来生物の分布状況、繁殖状況を調査しております。

なお、多面的機能支払交付金を活用している団体に対しては、チラシなどにより周知をしているところでございます。今後も県及び土地改良区等と連携して、対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問をいたします。

高橋秀典県会議員が12月県議会の一般質問で、県に対して繁茂の状況をどのように把握しているのか、また農業への影響に対してどのように対策を講じているのかの質問に対し、知事は、水路等から農地への拡散が懸念されるため迅速に対応することは極めて重要で、県では市町村等を対象に、除去の必要性や駆除方法について広く周知するとともに、本年６月には駆除に要する経費の一部助成制度を創設し、積極的な活用を働きかけておりますとの答弁がありました。

それでは、このような場合、助成制度が利用できるのか、また最近行いました萬力地区の環境保全会が行った除草剤の散布と小型ユンボでの除去作業などはどうなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　千葉県のほうで令和５年度に創設された農業用用排水施設における外来水生植物防除事業というのが県で措置されているんですが、事業を実施できる組織は市町村や主に土地改良区のその二つのみでしたが、千葉県の新年度予算では、新たに地域で保全管理している農業水路等において、農業者等で構成される組織が行う防除活動についても支援される。県のほうで今予算上程している中での話なので、通ってからの話なんですけれども、昨年度は農業用用排水路や用排水機場に繁茂する外来水生植物の駆除のみでしたが、要は用水路だけだったんですが、農用地周りの用排水路や農道、ため池なども対象施設になるような状況だそうです。

それから、今年度行われた萬力の関係の話がありましたが、それは多面的機能支払交付金を活用している万力支区環境保全会、そこが除去作業ということでやっていただいたんですが、こちらは多面的機能支払交付金の事業内での活動としてやっていただいたということです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

それでは、現在千葉県が１月末より２月までに農業用水路で繁茂状況の現地調査を実施したようでありますが、県の現地調査の結果はどうであったか、また知事の答弁では特に繁茂の拡大が進みつつある九十九里・内房エリアを中心に12月中に詳細な調査に着手して、さらに繁茂の抑制の実証試験について国や土地改良区等との調整において、農業被害の防止にしっかり取り組むとのことでありました。

それでは、県として具体的にどのような取り組みが行われているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、千葉県の現地調査の取り組みということですが、県の九十九里・内房エリアを中心とした現地調査、これは12月中に契約し、３月上旬に完了するという予定だそうです。旭市内の調査地点は、用水路や排水路の60地点を対象として調査を行っている模様です。結果の公表につきましては、その後になるのかなと思われます。

繁茂抑制の実証試験につきましては、印旛管内で遮光シートを用いた試験を２月から３月にかけて行うということを県より聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

令和６年、県の予算で、先ほど課長から説明がありましたけれども、農業水路等における外来生物の駆除に対する支援ということで5,800万円が用意されているようであります。その内容ですけれども、農業水路等における外来水生植物の防除に対する支援として5,800万円、実施主体①として市町村及び土地改良区、②として地域の農業者等で構成される組織、補助対象が、実施主体が保全管理する農業水路等における外来水生植物の防除に要する経費、そして補助率が、①の場合は２分の１以内、②の場合は３分の２以内で、旭市としてもこの

ナガエツルノゲイトウの対策の支援として、やはり何かしら補助をしていかなくてはいけないのかなと、市長にこれを要望しまして、次の質問に入ります。

それでは、生活困窮者等への支援について、生活保護の申請件数については、令和３年度が52件、令和４年度が87件、そして令和５年度が推計で83件になるとの見込みということであります。

それでは、再質問をさせていただきます。

コロナ禍での政府や市からの生活困窮者に対する支援給付がありましたが、そのような中で、コロナ禍での生活困窮者を対象にした最大200万円の緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付が実施されて、新型コロナの初確認から３年以上経過し、経済活動の正常化が進む一方、生活困窮者の人を支えてきた特例的な生活支援は縮小して、現在では支援の柱である最大200万円の生活資金の特例貸付制度については、昨年の１月から返済が始まったようでありますが、旭市での返済状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　それでは、まずこれまでの貸付制度の利用状況ですが、緊急小口資金は381件、総合支援資金は319件の方が利用しており、令和５年１月から順次償還が始まっております。

なお、この特例貸付につきましては、償還免除制度により、償還時において借受人及び世帯主が住民税非課税などの場合には、償還免除の申請ができることとなっております。

この償還免除の適用によりまして、利用者のうち、これまでに緊急小口資金では112件、総合支援資金では92件の方が償還免除となっております。

以上となります。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　今、課長からのご答弁で、住民税非課税などの人は償還免除の申請ができるということでありますので、その辺どうかよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問をさせていただきます。

厚労省によると、コロナ禍から続く生活苦により、借りた生活資金を返済できないケースや借主と連絡がつかないこともあるようで、申請者に関しては困窮者支援に関わる政府関係者は、コロナ禍で綱渡りの生活を送っていた人への支援がなくなり、増加につながっている可能性があると指摘しているようでありますが、旭市として、生活困窮者の人たちに対する

生活支援をどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　旭市としましては、生活全般にわたり包括的な支援を提供する生活困窮者自立支援制度による支援を中心に、旭市社会福祉協議会などの関係機関や地域の民生委員とも十分な連携を図り、一人でも多くの方が一日も早く自立した生活が送れるよう支援しております。

なお、就労や住居確保などの問題解決で生活再建が図られるケースのほか、高齢、傷病、要介護など個々の世帯状況で支援内容は異なります。市社会福祉課や社会福祉協議会では相談者の立場に立った丁寧な対応を心がけ、一人ひとりに寄り添った適切な支援を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　よく分かりました。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、生活保護は憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、国の定める最低生活費に収入が満たない人に、国が不足分を支給する制度であり、最後のセーフティネットとも呼ばれているものでありますので、生活困窮者に対しての支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。答弁は結構です。

○議長（飯嶋正利）　宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇　常世田　正　樹

○議長（飯嶋正利）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　おはようございます。

議席番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

お足元の悪い中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

本年元旦に発生いたしました能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の一日も早い復興を切に願います。

本市においても、千葉県東方沖に地震活動が活発な地域を抱えております。過去にも1987年、2020年、昨年５月にマグニチュード６を超える地震が発生しております。また最近、群発地震が発生しておりまして、最大震度５弱程度の地震が起こるかもしれませんので、注意して過ごしましょう。

しかし、地震に常日頃からおびえる必要はありません。行政からの支援が届くまでの最低３日間の水と食料を備蓄し、いざというときにはすぐに避難できるように、持ち出し袋を準備しておくことをお勧めします。また、車の燃料も半分以下にならないよう、小まめに給油しておくと役に立ちます。災害が発生しましたら、まずは自分自身の安全の確保、自助が最優先です。

能登半島地震では、道路や建物の破損により、緊急車両や救援物資を運ぶ車両の交通が長期間にわたり妨げられました。電柱の倒壊による停電、水道管路の破損による断水等、インフラの断絶は、高齢者を中心とした災害関連の死者数を大幅に増やすことになります。

旭市では東日本大震災を教訓とし、地震に対する様々な対策を講じてきました。しかし、能登半島地震の映像等を見たときに、果たして本市の地震対策は十分なのだろうかという気持ちになり、また市民の方々からも、旭市で大地震が起きたら大丈夫なの、心配で仕方がないという声も多数いただいていることから、本市における防災力について質問させていただきます。

もう一点は、農業の振興についてです。「しゅうのう」という言葉、一つには農業に就職する「就農」、また一方では農業を終了する「終農」、その二つの意味があります。私の周りでも、跡継ぎがいないし、機械も壊れてきたし、今年で米作りはしまいだよという農家が２件ほどいらっしゃいます。その方々の田んぼの耕作を今年から請け負うことになった方も70代後半です。今後離農する方はますます増えます。請負で田んぼを管理する方のキャパオーバーが起きております。現に２反歩以下の田んぼをもう請け負わないという話も出てきております。

新規就農者を増やし、耕作放棄地を減少させる。全国のほとんどの自治体が頭を悩ませている課題であると思います。農業は国力の基礎であり、円安が解消されない現在、輸入農産物に依存している我が国が、いつまでも食料が安定供給されるという保証はどこにもありません。これらの問題を解決する一助となってほしいという願いを込めて質問させていただき

ます。

私からの質問は、防災力の強化について、また農業の振興についての２項目、５点の質問となります。

１項目め、防災力の強化についてです。

（１）旭市耐震改修促進計画について、現在の進捗状況、近年の動向を踏まえて再検討する必要はないのかお伺いします。

令和３年３月に改定されました旭市耐震改修促進計画に基づく本市の防災計画についてお伺いします。本計画の策定の背景として、地震による死者のほとんどは建物倒壊による。その多くが昭和56年建築基準法改正以前の建物であること。地震から市民の生命と財産を守るためには、建物の耐震化が重要であると位置づけられており、このような背景の下、平成18年１月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成20年３月、旭市耐震改修促進計画を策定し、平成28年３月に一部改定、平成31年１月に建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令が改正され、旭市耐震改修促進計画を改定しました。

当計画について、令和３年度から令和７年度の５年間、想定される地震の被害概況には、旭市直下でマグニチュード７の地震が発生すると、旭市内の建物のうち、全壊が3,550棟、半壊が約3,500棟、死者約200名と予測されております。

能登半島地震は最大震度７で、マグニチュード7.6です。2011年の東日本大震災は最大震度７で、マグニチュード９でした。近年の巨大地震のマグニチュードは７を超えるものが多数発生しております。公共施設においてマグニチュード７の直下型地震を想定した防災対策で十分なのでしょうか。

また、一般住宅、建築物の耐震化について、令和２年度時点では市内の全住宅戸数２万3,460戸のうち、耐震性を満たす住宅数は１万8,280戸であり、77％が住宅の耐震化を完了しております。令和７年度における目標耐震化率は95％となっておりますが、達成することができるよう進捗しているのでしょうか。また、未達成の住宅にお住まいの方への支援の仕方はどのように考えているのでしょうか。

１項目めの（２）巨大地震に対する市内インフラの耐震力と想定される被害状況、復旧プロセスは確立されているのかについてお伺いします。

災害時に多数の負傷者や患者の対応を担うことになる旭中央病院、また多くの方が避難することが想定される津波避難タワーは、新耐震基準に適合した建築物なのでしょうか。また、国道、県道、市道の耐震基準はあるのでしょうか。能登半島地震では、主要幹線道路をはじ

めとして多くの道路が地震により破壊され、避難の妨げ、緊急車両や救援物資を運ぶ車両の通行を妨げる事態になりました。また、新川をまたぐ橋梁ほか小河川に架かっている橋梁は震度幾つまで耐えられるのでしょうか。国道の干潟大橋をはじめとした橋梁が地震によって通行ができなくなった場合、旭市の東西が分断されることになります。平成27年３月の橋梁数は、鉄筋の６倍ほどの強度を持つＰＣ構造の橋梁は62、鉄筋コンクリートのＲＣ構造は251、鋼は６となっております。構造別に耐震基準を教えてください。

架設年が判明している58橋梁のうち、平成28年度時点で架設後50年を経過する高齢化橋梁は３橋で約５％でしたが、2036年には41橋となり、約70％を占める計算になります。市では旭市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、維持管理を進めていると思いますが、現在の管理状況をお聞きします。

一方で九十九里浜の海岸堤防は、波高何メートルまでの波を防ぐことができるのでしょうか。堤防の高さは６メートルであると思うのですが、東日本大震災では津波高が推定で7.6メートルでした。対策としては十分な高さなのでしょうか。

２項目めは農業の振興についてです。

（１）就農支援や農業関係人口を増やす役割を担う人材が旭市にも必要であると思うが、見解をお伺いします。

地域おこし協力隊の方が、移住・定住フェア等で移住・定住相談を受ける際に、農業に興味関心のある方が１割、２割ほどいるそうです。しかし、初めからがっちり農業を、また就農を目指している方はほとんどいないそうです。農業就農に興味関心のある方を、農水産課へ地域おこし協力隊から紹介、そこからさらに海匝農林振興センターへ紹介、営農計画や農業で何をやりたいのかという専門的な質問を受けることになります。ほとんどの方は、そこまでの強い意志や具体的な計画はその段階ではなく、半農半X的な生活、うまくいけば道の駅や直売所、宅配野菜で収入を得る。言い換えるとなんちゃって農業の志向が強い方が多いです。これまでの就農を第一目的とした対応方法では、農業・農家に対するイメージを膨らませる前に、諦めてしまう方がほとんどであると思われます。私は、なんちゃって農業でもよいと思います。農業への門戸を広げ、もしかしたら農業を始めるかもしれないきっかけづくりをしてあげることができたら、移住・定住を視野に入れた就農人口を増やすことにつながるかもしれません。

令和５年８月30日に農林水産省が公開した令和４年新規就農者調査結果によると、令和４年の新規就農者は４万5,840人で、前年に比べ12.3％減少し、このうち49歳以下は１万6,870

人で8.4%減少しました。先ほど宮内議員も触れた内容です。

令和４年７月に農林水産省農産局農業環境対策課がまとめた「有機農業をめぐる事情」によると、農業への新規参入者のうち、有機農業に取り組んでいる方は２から３割と高い傾向、新規参入者は49歳以下の割合が高く、有機農業に取り組む生産者は農業全体で見た場合よりも平均年齢が若いのが特徴です。

第１次産業が盛んである旭市、新規に有機農業を始めたいという方が現れても不思議ではありません。また、農業への新規参入者がもっと増えてもよいと思います。本市は親元で就農する30代から50代の方が結構いらっしゃいます。だからといって20年後、30年後まで旭市の農業は安泰なのかというと、そうではありません。現に50代の農家の方は、農家の高齢化、農業後継者の不足していることに危機感を抱いている方が多いです。そのうちの１人の方から、農業コンシェルジュをやりたいという提案がありました。

地域おこし協力隊から農業コンシェルジュへつなぎ、コンシェルジュの方は農業のリアルな現場を案内したり、紹介したり相談を受けます。コンシェルジュは実際に農業を行っている生産者なので、ＪＡとも取引がありますので、多様な連携を模索、構築する可能性もあります。案内を受けた移住・定住農業を希望している方は、見聞を広めいろいろな情報を吸収した上で、どのような営農スタイルが自分に合うのかということをじっくり考えることができると思います。農業コンシェルジュ制度を導入することは、市内への就農者を増やし、農業の関係人口を増やし、さらには移住・定住のきっかけづくりにも寄与する可能性を秘めた取り組みであると思うのですが、検討することはできませんでしょうか。

２項目めの（２）耕作放棄地等の利用度が低い農地について、有効な活用方法はないのかについてお伺いします。

移住・定住者で新規に農業を始める人は、開拓者となり得る可能性を秘めていると私は思います。大型の機械が入りにくい、アクセスが悪い、中山間地や水利が乏しい耕作地、また狭い耕作地、ヘリコプターによる農薬散布ができない耕作地、このような農地は耕作放棄地になりやすい傾向にあります。しかし、実のところ不便な耕作地は有機農業に向いています。オーガニック給食への食材を提供する農地となる可能性を秘めていると思うのです。

令和３年５月に策定された「みどりの食料システム戦略」にもありますが、化学肥料の使用量を30%削減、化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、耕作面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万ヘクタールに拡大するという国の目標に対し、農業産出額で全国11位を誇る旭市が全く取り組まないというのはいかがなものなのでしょうか。

平野部で区画整理された農振地帯は、大規模で集約された農業をこれまでのように営み、それ以外の農地は耕作放棄地にもなりやすく、今後何かしらの対策を取らなければ、さらに耕作放棄される農地は増えていきます。耕作放棄地の解消にもつながる有機農業を促進し、生産された農産物は給食の食材として買い上げ、未来ある子どもたちへ提供することができたらすばらしいと思うのですが、農地利用のすみ分けを提唱したいと思います。この点についてお考えをお聞かせください。

２項目めの（３）オーガニック給食と移住・定住施策との連動について市の見解をお伺いします。

１月23日にいすみ市へ、希望された議員の方と、また市内の生産者、ＪＡちばみどりの職員と共に有機農業の先進地視察に行ってまいりました。そこで学んだことが、まずは月１回の頻度でオーガニック給食を実現させることを目標とすること。最初から無理をすると後が続かないこと。まずは米作り１ヘクタールくらいから始めること、そういったことを学んできました。

令和５年度のいすみ市の児童・生徒数は、小・中合計で2,065名、有機米使用量は精米で31トン、これに対する有機米と普通米の差額分は626万円で、一般財源から拠出しております。この数字を旭市に置き換えると、令和元年５月の数字になりますが、小・中合計で4,784人、いすみ市の約2.5倍です。この数字から飯米使用量を算出すると77.5トン、約1,292俵、１反当たり６俵当たりの収量だとすると、21.5ヘクタールあれば市内の学校給食へ提供するお米を全て賄えます。一般財源からは1,565万円を拠出する計算になります。

いすみ市では、有機米生産を始めてから５年で100％を達成しております。もともと有機農業を行っていなかった地域ですから、この速さは驚異的です。しかも有機米に替えてから学校給食のご飯の残菜率は、過去５年で一番多かった18.1％から10％に減少し、給食全体の残菜率も13.9％から9.5％へと減少しています。いすみ市は有機農業を始めたことで、ほかにも移住者の増加、新規就農希望者の増加、農業所得の向上、農産物のブランド化、市のイメージアップと認知度向上と、付随する様々なよい効果が得られております。

いすみ市では有機米100％を達成し、今度は使用する野菜も有機にする取り組みを始めております。本市でも必ずや取り組みたいのですが、まずは有機米の取り組みを始めたいと思っています。有機農業に意欲的に取り組むことで、移住定住の候補地、市のイメージアップ、新規就農者の獲得等々、様々な可能性が広がると思います。いすみ市が先進地として結果を出しております。

オーガニック給食を採用することは事業の結果であり、オーガニックを推進しているという過程が他者から評価され、移住・定住のきっかけ、農業関係人口を増やすきっかけになると思うのです。この連動性について本市でも検討すべきであると思うのですが、見解をお聞かせください。

長くなりましたが、以上２項目５点が１回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、１、防災力の強化についての（１）旭市耐震改修促進計画について、公共施設、市有建築物と一般住宅の耐震化の状況についてご回答いたします。

まず、公共施設です。旭市耐震改修促進計画におきまして、市有建築物、公共施設につきましては、防災上の重要度を考慮し、計画的かつ効率的に耐震化を進めてきたことから、震度６強から震度７に達する程度の地震におきましても、人命に危害を及ぼすような倒壊を免れることになっております。

次に、一般住宅の耐震化率ですが、令和５年度の推計で79％となっておりまして、令和２年度の77％から２％しか増えておりません。したがいまして、令和７年度における目標値95％の達成は難しい状況であると考えております。

それと耐震化の必要な方への支援、こちらにつきましては県や建築関係団体等と連携・協力いたしまして、周知啓発、環境整備及び補助制度等の支援策の実施を継続してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは１の（２）巨大地震に対する市内インフラ

の耐震力につきまして、旭中央病院と津波避難タワーの耐震基準の関係と、海岸堤防による防災の関係についてお答えいたします。

旭中央病院につきましては、患者などが利用する建物は新耐震基準に適合しております。なお、患者が利用しない研修棟及び４号館につきましては、新耐震基準適用前の建築物となります。それと、四つある津波避難タワーについては、全て新耐震基準に適合しております。

次に、津波対策に関しましては、国は東日本大震災での甚大な被害を受け、二つの津波を想定する必要があるとしております。一つはレベル１、通称Ｌ１と呼ばれますけれども、Ｌ１津波と呼ぶ津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の整備を行う上で想定する津波になります。これを受けまして、海岸堤防の高さは、千葉県がこのＬ１津波を想定し６メートルとしたところです。

なお、このＬ１津波の発生頻度は数十年から百数十年に１度程度と言われております。

そして、もう一つですけれども、レベル２、通常Ｌ２津波と呼ばれておりますが、発生頻度は極めて低いものの、起きれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波です。本市ではＬ２津波、具体的には10メートルの津波を想定しまして、津波避難タワーや築山を整備したところです。

なお、Ｌ２津波の発生頻度は数百年から千年に１度と言われ、東日本大震災での津波はＬ２津波であったとされております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、道路や橋の耐震基準の関係と橋梁長寿命化について回答いたします。

初めに、道路の耐震基準についてです。道路舗装についての耐震基準はございません。

続きまして、新川の橋梁や橋の耐震基準についてです。

県が管理している干潟大橋について確認したところ、関東大震災クラスの地震で損傷しないように設計されていますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災クラスの地震で、落橋はしないものの、橋が損傷するおそれがあると伺っております。このため、緊急輸送道路である干潟大橋については重要な橋であることから、令和５年度に耐震補強設計を実施し、今後は工事に着手できるよう努めていくと伺っております。

また、新川に架かる橋梁のうち市が管理する橋梁では、旧市役所通りに架かる高野橋とほか１橋が関東大震災クラスの地震で損傷しないように設計されています。

橋の構造別耐震基準に関しては、基本的に同じ基準で国土交通省が定めた道路橋示方書によって規定され、橋の設計に着手する時点で最新の技術基準を適用するものとしております。

続いて、橋梁長寿命化の関係です。

平成23年度の旭市橋梁長寿命化修繕計画策定の後、計画的に修繕を進めてきた結果、令和５年12月時点で早期措置が必要とされる橋梁は、現在管理している309橋のうち４橋となり、これらの４橋につきましては、令和６年度に３橋、令和７年度以降に１橋の修繕を予定しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課からは大きな項目の２番、農業の振興についてのうち（１）（２）（３）と順にお答えしたいと思います。

まず、最初に（１）のほうですけれども、就農支援の関係で農業コンシェルジュ制度ということは検討できるかというところですが、回答になりますが、移住希望者が農業に取り組みたい意向を持っている場合は、地域おこし協力隊の方などから紹介を受けて、農業委員会や県、ＪＡなどと連携したワンストップ支援窓口において、本格的な新規就農相談に限らず、雇用就農などを含めた様々な相談に対応しています。

これに加えて市では、都内で開催される就農希望者向けのイベントに積極的に出展し、移住とともに農業を始めたい方の相談を受けるなど農業コンシェルジュとしての役割を一部担っております。相談者は、初めから自立経営を目指す方や雇用就農を希望する方、自分らしい営農形態を模索する方など様々なんですが、まずは雇用就農を勧め、地域に慣れてもらい、農業経営のノウハウを学んでいただいてから独立してもらうように助言しているところでございます。

また、地域の指導的な農業者の認証制度としては、地域農業の担い手や新たな農業者の育成確保に尽力する農業者を県が認証する農業士や指導農業士の制度があります。これらの方々には、地域の農業後継者の積極的な育成等に尽力していただいているところです。

それから、（２）になります。耕作放棄地の関係で農地利用のすみ分け等はできないかというところなんですが、有機農業のお話もありました。有機農業に取り組む場合は、圃場外から使用禁止資材の飛来や流入を防止しなければならないことから、隣接する農地が比較的少ない谷津田などで集団的に取り組む利点というのは十分に考えられると思います。

しかしながら、農地の利用方法や栽培方法について限定したり、指定したりすることはで

きませんので、これはご理解をいただきたいと思います。

また、市では現在、農業者や地域の皆さんの話合いにより、地域の将来を見据えた農地利用の姿を明確化する地域計画というのの策定を進めております。この計画策定に当たり、有機農業の選択肢も含めた将来の農地利用の姿について、地域の皆さんで話し合っていただきたいと考えております。

新たに有機農業に取り組んでみたいという方につきましては、環境保全型農業直接支払交付金などの補助制度もありますので、早い時点で農水産課に相談をいただければ、サポートしていきたいと思います。

もう一つ、３番です。三つ目は有機農業などで取り組んで、市のイメージアップになると考えるかということですが、いろいろな事例を紹介していただき、ありがとうございます。いすみ市は以前から移住・定住施策に力を入れている、そういった自治体でございます。お話のあった有機農業による取り組みについても、いすみ市が持つ現在のブランド力と相乗的に効果が出ているのかなと思います。

市といたしましても、引き続き地域ブランド力の強化やイメージアップ、移住・定住施策などに力を入れていくとともに、大きな強みの一つである全国トップクラスの農水産業を維持発展させるため、各種振興政策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

午後になりまして傍聴の席が増えたんですけれども、それほど旭市の今の防災力、市民の皆さんが興味関心があると思います。なので、後ほど市長からのご答弁もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

１項目めの（１）について、読売新聞１月15日付の能登半島地震に関する記事に、「耐震遅れ圧死拡大」という見出しで次のことが書かれています。地域の耐震化は遅れていた。1981年に導入された新耐震基準を満たした住宅の割合、いわゆる耐震化率は、珠洲市51％、輪島市45％で、全国平均の約９割と比べ大幅に低い。地域の高齢化率は50％前後であり、高齢世帯が多く、後に住む人がいないと耐震化に消極的な家が多かった。

さらに、能登半島一帯で続く群発地震によるダメージの蓄積が被害を広げた。現地を調査した大学教授によると、新耐震では震度６強以上でも倒壊しない構造を求めるが、あくまで

も強い１回の揺れに耐えられる強度である。度重なる強い揺れは想定しておらず、基準を満たした建物でも繰り返す強い揺れで、柱と梁の接合部等、目に見えにくいところが弱っていたおそれがある。金沢大などが珠洲市で行った現地調査では、新耐震と見られる住宅の全壊が少なくなかったようです。これらの調査結果から、本市においても高齢世帯の耐震化の遅れが危惧されるとともに、耐震化をした住宅が群発地震によって多数倒壊し、避難所へ避難する市民の数が想像以上に増えることが想定されます。

指定避難所の収容人数はどれぐらいでしょうか。また、備蓄されている水と食料、燃料等は、何人分で何日分でしょうか。また備蓄量は十分なのでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　指定避難所は全体で28か所ございます。収容人数は合計で約１万1,500人となります。なお、新型コロナウイルスなどの感染症対策を施した場合には、約4,000人ということになります。

備蓄している水や食料に関しましては、避難者数5,000人の想定で３日分備蓄しております。なお、長期化した場合に備え、様々な企業や団体と災害時の供給協定を締結しております。また家庭における備蓄の啓発にも取り組んでおります。

燃料に関しましては、停電に備え施設の自家発電設備の燃料タンクを満量にしております。

なお、稼働可能時間は、施設によりまして数時間から３日間程度とそれぞれ異なります。燃料の補給につきましては、物資などと同様に、災害時における供給協定を企業や団体と締結しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、再々質問させていただきます。

過剰に備蓄することは、置き場所や賞味期限等の問題があり、国が定めた３日分という量は適当であるかと思います。しかし、公共支援が行き届くまで生き延びるための各家庭での備蓄について、東日本大震災から13年がたつことで、備蓄をやめてしまっている、また量を減らしているご家庭が増えております。いま一度備蓄の重要性を行政からお知らせを強くしてくれることをお願いいたします。

特定建築物として位置づけられている建築物、多数の者が利用する民間の建築物、66棟の耐震化率は令和２年度の時点で85％と高い数字でありますが、危険物等の貯蔵、加工する用

途の建築物118棟については60％、地震発生時に通行を確保すべき道路、国道126号などのいわゆる緊急輸送道路等の沿道にある建築物91棟については、耐震化率40％と低迷しております。その理由は何なんでしょうか。また、災害時に緊急輸送道路を円滑に復旧させる対策づくりは十分なのでしょうか、お聞きします。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、民間の特定建築物の耐震化率について回答いたします。

民間の特定建築物のうち、危険物の貯蔵や緊急輸送道路等の沿線の建築物の耐震化が低迷しているこの理由なんですが、耐震基準を満たしていない昭和56年以前、旧耐震以前に建てられた建物が多く、耐震改修や建て替え、建て替えが一番いいんですが、そういったものが多額の費用がかかるということもありまして、耐震化率の低迷していることが原因かと考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、災害時に緊急輸送道路を円滑に復旧させる対策づくりに関して回答いたします。

大規模な地震等により道路舗装が破損し、通行不能となった場合には、緊急車両等の通行のため早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開ける作業を行います。このような作業を道路啓開といいます。発災時に円滑な対応ができるよう、市では平成22年に旭市建設業災害対策協力会と災害協定を締結しております。東日本大震災ではこの協定に基づいて道路啓開を依頼し、迅速に対応していただいたところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

市有の建築物、中でも２階以上または延べ床面積200平米以上の222棟の耐震化率は、令和２年度の時点で93％、市が保有する特定建築物63棟については95％を達成しており、積極的な耐震化工事が進められたことが分かります。災害時には安心して公共施設に避難することができると考えて、市長、差し支えないでしょうか。ありがとうございます。

次の質問へ移ります。

１項目めの（２）について、各課長からの回答、ありがとうございます。公共物に対する耐震化、定期的な耐震検査がなされていることが分かりました。また、災害時における復旧プロセス、避難所への受入れ体制等についても、しっかりと考えられているということが確認できました。市民の皆様も安心して旭市で暮らすことができると思います。

しかし、能登半島地震で被災した地域において、現在復興が一歩一歩進められておりますが、水に関する復旧が一番困難となっております。市内においても数年前に、数日間にわたる断水があり、市民の皆様に不便な生活を強いることになりました。建築物等のインフラに対するケアは十分であっても、水を各家庭に配水することができなければ、安定した生活を再開することは難しいです。

そこで、上水道の管渠は震度幾つまで耐えられますか。水道について経過年数が法定耐用年数の１から1.5倍である経年化管路が約60％、配水池等の資産についても、経年化率が約40％である旭市、管路の交換、関連資産の更新は急務の課題であると思われますが、業者不足等の理由で今後も急ピッチで進められるものではないと理解はしております。マグニチュード７規模の直下型地震が発生した場合に想定される被害の規模、復旧に要する期間等の試算はされていると思いますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　ご質問２点あったかと思います。

まず、旭市で現在、布設替えに使用している水道管には、口径200ミリメートル以上が最新式の耐震継ぎ手を持つダクタイル鋳鉄管、それ以下が継ぎ手を熱により融着する配水用ポリエチレン管を使用しております。最新式のダクタイル鋳鉄管、熱融着配水用ポリエチレン管ともに地震で想定される引っ張りや曲げに耐えることができ、どちらも東日本大震災での被害は報告されておりません。

令和２年３月に策定しました旭市水道施設耐震化計画では、防災科学技術研究所が公表している地震動予測地図から、震度６強から７相当の揺れを基準に地震被害を想定しています。日本水道協会による被害推定式を用いて試算しますと、旭市では布設管路１キロメートル当たり平均6.6か所の被害発生が予想されていることから、基幹管路におきましては2.4か所、重要給水管路につきましては229.5か所、その他の管路につきましては3,747.7か所に被害が発生することが推定されています。市内で広範囲にわたり断水が発生することが見込まれております。

この最大級の被害に対し、想定される７班体制で復旧に当たった場合、初動準備期間に３日間、基幹管路の復旧に0.6日、重要給水管路に31.1日、その他の管路に308日、合計342.7日と推計しております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

それでは、再々質問させていただきます。

能登半島地震では、水道管路の抜け、破断、浄水場の機能停止等の被害が多数確認されております。日経電子版１月23日付の記事には、こう書かれております。

専門家は、地震動が極めて強く、道路の陥没、隆起や斜面崩壊等の地盤災害が多発した。地盤被害が深刻だと耐震化していても管路の損傷等を防ぎ切れないおそれがあると指摘しております。

震源地に近い輪島市では、管路に多数の被害が生じ、河川から水を送る導水管等の損傷により、二つの主要浄水場への原水が届かなくなりました。加えて、道路陥没に伴い輪島浄水場と配水池とをつなぐ管路に被害が生じました。輪島市上下水道局によると、継ぎ手に抜け出し機能を持つ耐震管の初期型が多くの被害を受けたようです。一方で優れた耐食塗装を施した最新型の耐震管の被害は１月19日時点で見つかっていないようです。

全国の基幹管路のうち、耐震適合性のある管路の割合は平均で41.2％です。石川県は36.8％と平均より低いです。全ての管路を耐震管にするのは財政的に困難であると思われます。しかし、導水管や送水管といった水供給に与える影響が大きい基幹管路の耐震管への更新は絶対に必要であると思われます。

政府は耐震適合率を2028年度末までに60％以上に引き上げる目標を掲げております。2021年度末時点で、全国で最も高い耐震適合率である神奈川県が73.1％に対し、ほか９県が３割未満と地域差が大きいです。高知県が最下位で23.2％です。千葉県は３位で60.3％です。では、旭市の耐震適合率は何％でしょうか。また、基幹管路は耐震管に更新する予定はあるのでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　旭市の基幹管路の令和４年度の耐震適合率は８％になります。全国平均よりも低い割合ですが、一般的には耐用年数の過ぎた管を更新する際に耐震管へ替

えることにより、耐震適合率が増加していきますので、水道の創設年度が遅かった旭市では、これまで耐用年数を経過した基幹管路が少なく、更新も進んでおりませんでした。今後は旭市水道事業ビジョンに基づき、計画的に更新をしていく予定でございます。

旭及び飯岡地域の基幹管路については、令和６年度から抜け出し防止機能を持つ最新のダクタイル鋳鉄管に布設替えをする予定で、令和13年度の完了を見込んでおります。そのほか、海上及び干潟地域の基幹管路につきましては、令和13年度に耐震管への更新に着手する予定でおります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、４回目の質問をさせていただきます。

旭市耐震改修促進計画に基づいた計画的な維持補修がなされていること、また災害時における復旧プロセスがしっかりと確立されていることが分かりました。しかしながら、水の供給に関しては不安が残ります。令和13年度以降に取り組む地域、なぜそういう分け方をするかという疑問も残るんですけれども、それはまた他日質問させていただきます。

東日本大震災で大きな被害を受け、津波被災地でもある旭市、今回の能登半島地震における現地での被害状況を踏まえ、今後起こるかもしれない巨大地震に対する市長の心構えと覚悟のほどをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　巨大地震に対する私の心構えと覚悟を申し上げます。

市民の生命と財産を守ることは、行政の最大の使命でございます。上下水道や橋梁などの耐震化を計画的にしっかりと進めていかなければならないと改めて決意したところでございます。

一方、今回の能登半島地震では行政による支援だけではなく、共助の部分が非常に機能しているという認識を新たにいたしました。このようなことから、防災訓練や防災教育等により防災意識を高めるとともに、自主防災組織の育成など共助体制の構築に一層取り組んでまいります。

なお、先日の津波避難訓練は、雨が降る中での実施でございました。地震、津波は天気や時間を選んでくれず、悪条件での避難も想定しなければなりません。そのため、安全な避難行動を促すためにも、消防団や民生委員等の皆さん、県や警察などの関係機関との協力体制

の維持・向上に努めていきます。

東日本大震災や能登半島地震を教訓に、自助・共助・公助の体制構築に努めながら、防災力の強化に取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁をいただきありがとうございます。市長の覚悟のほど、旭市を守る気持ち、心に響きました。

１月末に、墨田区にある東京消防庁本所防災館へ、干潟学区自主防災会の研修視察で学区の方々と行ってきました。地震体験や火災避難体験、消火体験等を行い、防災意識を高めてきました。このような体験は必要だね、子どもたちにも体験してほしいねという参加者から感想がたくさん出ました。東日本大震災からもうすぐ13年を迎えます。いま一度市民の皆様の防災意識を高める広報活動や小・中学生を対象とした段ボールベッド、避難所の作成体験、災害時におけるポリ袋を使った家庭科でできるような調理実習など、そういった取り組みを増やしていただければ、子どもたちの防災意識も高まると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問へ移ります。

２項目めの（１）について、香取市では地域おこし協力隊の新隊員の募集を開始しております。農業振興業務２名、関係人口創出関係業務１名、移住定住関係業務１名です。このうち、農業振興業務は新規就農を目的とした農業研修、就農に向けた自身の活動や香取市の農産物ＰＲ、地域の活性化につながる業務及び地域活動への参加を業務として挙げております。

先ほどの課長からの答弁では、農業士の方に農業コンシェルジュの活動を担っていただけるということで、もちろんそうなっていただけたらベストであると思います。あわせて、地域おこし協力隊の新規募集事業として、就農を目的として採用する手法を取り入れたらどうかと思うのですが、見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　地域おこし協力隊とは、都市から地方へ住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、ＰＲ等の地域おこし、農林水産業への従事、住民支援などの地域活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みということになります。

市では令和４年10月から１名の地域おこし協力隊を委嘱し、移住・定住促進の活動を行っています。就農を目的とする地域おこし協力隊の採用については、今ご紹介もありましたが、

他市の事例等を研究しながら検討していきたいと考えています。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、再々質問させていただきます。

いすみ市でも令和３年４月より地域おこし協力隊を２名採用しております。先進農家の下で３年間研修し、いすみ市で将来的に有機米作りのプロとして自立を志す方を採用し、就農に際しては農業次世代人材投資資金の活用を想定しているようです。

香取市でも、いすみ市でも、就農してくれる人を待つのではなく、育てる取り組みを始めています。しつこいようなんですけれども、将来的に就農してくれる、こういう地域おこし協力隊、採用すべきであると思うのですが、課長、いかがでしょう、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　地域おこし協力隊につきましては、任期終了後およそ65％が同じ地域に定着している、そういったデータも示されています。来年度からは協力隊員の報酬などに対する地方財政措置も一応拡充される見込みだそうですので、いすみ市や香取市などの取り組みも参考に、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　課長、前向きな答弁、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

市内の農家の方々が、旭市の農業の未来に不安を抱えております。30代の農家の中には、自分の子どもを将来継がせたい。継がせるときに恥ずかしくない農業にしておきたいと頑張っている方もたくさんいらっしゃいます。旭市の農業、今はまだよいかもしれません。しかし、20年後、30年後を見据えた将来に対する農業施策という点では、本市はもう少し力を入れられるんじゃないかと思います。今後、農業に興味・関心がある方向けの研修会やまた農業体験ツアーを増やして、本市の農業をまずは知ってもらい、農業の関係人口を増やす取り組みを増やしていく必要性を感じております。引き続きよろしくお願いいたします。

では、次の質問へ移ります。

２項目めの（２）について、田んぼと畑、狭くても不便でも、地主の方は必ず存在しています。当然そうです。ですが、地域の意向を確認したり、地主の意向を確認し、そうやっているうちに時間がかかっていきます。そうすると、耕作放棄地も年々拡大傾向になってしまいます。全国的にこれは同様の傾向にあります。

もちろん、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを農家と農水産課のほうで行って、解消された農地があることも存じております。しかし現実は、俺の代で農家はしまいだし、やってくれる人もいないからもうしまいだよと言っている農家の方に最近何人会ったことか。これまでの手法では耕作放棄地の根本的な解決につながるとは思えません。市としてバックアップ、新しい、有機農業という切り口で言いましたけれども、新しい農業、それを市としてバックアップしていただきたいことは、耕作放棄地を開墾したり、学校給食へ提供するための有機農業を始めることへの理解と協力を地域の方から得る手助け、営農指導は農林振興センターやＪＡがサポートしているから大丈夫ですというお墨つきを新規就農者の方に与える。そういったあっせんというかバックアップをしていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

２項目めの（３）について、有機農業を町ぐるみで取り組むことで、様々な効果が得られているいすみ市、2023年度版の住みたい田舎ランキングでは、首都圏エリアで堂々の１位を獲得しております。ちなみに多古町では６位です。この結果をうのみにすることはできませんが、いすみ市は子育て世代やサーファーにターゲットを絞っております。多古町も子育て世代に対する施策に近年急激に力を入れております。本市においても、全国屈指の総合病院国保旭中央病院があります。また農水産物においても、全国屈指の生産地です。さらに、ＣＣＤプロジェクトを現在推進している本市は、健康というキーワードを前面に押し出してＰＲしていくべきであると思います。

健康という言葉にさらに重みを増すことができるのが、オーガニック、有機、そういった自然派というようなワードです。これらのワードに対し、幼いお子さんのパパ、ママは敏感に反応する時代になりました。同時に健康に対する意識が高く、食生活に気を配っている高齢の方も、オーガニックや有機、自然食品を選ぶ傾向になってきました。私は有機農業に取り組んで20年がたちますが、個人宅配で野菜を購入してくれる方の半分は若い家族層、小さいお子さんのいる家庭です。もう半分は健康意識が高い高齢の世帯が多いです。

一般財源から1,500万円ほど拠出すれば、学校給食で子どもたちが毎日食べるお米を有機米100％に替えることができます。しかしながら、突然100％は不可能です。まずは10％から、１ヘクタールから普通米と有機米の差額分を一般財源から160万円ほど捻出し、本市において有機農業の産地づくりを始めたいと思いませんか。私は始めたいです。

いすみ市、木更津市、いずれも行政のトップである市長が決断して始められました。可能でありましたら市長のお考えをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、お答えします。

オーガニックの話がありましたが、決して慣行栽培が健康に害があるということではないので、その辺は勘違いされると困るので一言だけ言います。

有機農業の産地化を目指すには、学校給食に提供、いわば市による買い支え、そういったものを前提に有機農業を始めるのではなくて、まずは技術の確立、それから売り先の確保、こういったのを市に頼らないで、持続的な経営の安定を考える必要がまずあるのかなと、そういうふうに思います。その過程で、学校給食の利用なども検討する場面もこの先あるのかなとは思いますが、まずは自立的な経営を模索していただき、それに向けて市もバックアップしていければなと考えております。

有機農業に取り組みたい方がありましたら、まずは市に相談していただき、各農業者の取り組みの意向をお聞きするとともに、各補助事業を紹介しながら農業事務所、それからＪＡ、それらと連携した栽培技術相談、それから近隣圃場とのいろんな調整が必要になってくる場合があると思います。販売先の確保など様々な課題をクリアするためのサポートをしていきたいと思いますので、どうぞ有機農業をやりたいという方は相談していただければと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　課長、ご答弁ありがとうございます。自主的に始めて、有機米を作り始めれば市はバックアップするという、そういうことで大丈夫ですかね。

農業コンシェルジュが必要であると50代の生産者の方が言い始めております。近年、高齢化により離農する農家の方が増えております。新規就農者は微増です。組合や農業生産法人が田んぼを請け負う面積は年々拡大しております。また請け負う方も年齢がだんだん高齢化しております。条件が悪い田んぼは請け負わないという話も出てきています。それほどに旭市の農業、事態は切迫してきています。

オーガニック給食を子どもたちに食べさせたいという保護者の方も増えております。みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジは令和５年度で全国92市町村に広がりました。県内では木更津市と佐倉市が名のりを上げております。健康や食に興味関心がある方は、この取り組みを注視しております。老後の

定住先や子育てをする移住先を探している方々の選択肢の一つとして、今後ますますクローズアップされていくと思われます。

私は有機農業を始めて20年、この20年の間に有機農家も増えました。有機農産物を購入する方も、また買える場所も増えました。しかし、一般の農産物よりも価格が高いです。虫や病気のリスクが高いために、収穫量がどうしても減ってしまうからです。そのため、健康を気遣う方や生活に余裕のある方が有機農産物を選んでいる傾向にあるのが現状です。

私は、育ち盛り、食べ盛りの子どもたちにこそ有機農産物を食べてもらいたいのです。アトピー性皮膚炎が軽減した、子どもに落ち着きが出てきた、野菜をたくさん食べるようになった、そういった感想を私が就農してからたくさんいただきました。給食は、全てのご家庭から定額で給食費を頂くものです。家庭の収入状況に左右されずに全ての子どもたちが同じものを食べます。毎日食べる給食、１日の３食のうち、１か月のうち数日でも有機農産物を食べさせてあげたいです。

旭市の子どもたちの健やかな成長を願い、私からの質問を終えます。

○議長（飯嶋正利）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　島　田　　恒

○議長（飯嶋正利）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　議席番号９番、島田恒です。令和６年第１回定例会において、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

大きな項目で２項目、おのおの３点の質問を行わせていただきます。

まず、項目１であります。地域を担う人材の確保についてでございます。

本市の総合基本戦略の中にもありますけれども、重要項目として掲げられております。少子化あるいは高齢化についてはどこの自治体でも重要な解決課題となっておりますけれども、本市においても特に生産年齢人口の減少と地域を担う人材の確保というのは、地域の将来のためにも取り組むべき課題となっております。

そこで、まず（１）です。高校卒業生の進路状況について１点目、（２）として雇用対策としての市の取り組み方策について、３点目、その雇用対策、人材確保ということで将来展望と取り組みについて、まずお伺いしたいと思います。

二つ目の項目として、企業誘致の取り組みについてでございます。

市長の本定例会の冒頭でも、その施政方針の中でも触れられておりますけれども、企業に対する税制優遇、あるいは雇用に対する奨励措置について、さらに支援拡大すると述べられております。新規誘致と既存企業に対する支援によって、地域の安定した雇用をさらに進めていくべきだと考えております。

そこで、（１）として企業誘致の実績と産業用地の現況について、２点目として、その雇用対策として市の取り組み方策について、最後に３番目です。この企業誘致がもたらす地域への波及効果について。３点について質問をさせていただきます。

再質問からは質問席から行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、１点目の地域を担う人材の確保からお答え申し上げます。

初めに、市内高校卒業生の就職状況についてお答え申し上げます。

銚子公共職業安定所で公表している新規学校卒業者の地域別就職状況によりますと、令和４年度の市内にある高校の卒業生、こちら旭農高、東総工業でありますが、就職者の半数近く46.8％が管内、銚子市、旭市、匝瑳市に就職、39.6％が県内に就職している状況でございます。また、令和３年度では39％が管内、44％が県内に就職、令和２年度では37.9％が管内、44.4％が県内に就職している状況でございます。

続きまして、雇用対策としての市の就職希望者への取り組みということで、就職希望者への呼びかけということでお答え申し上げます。

本市では、地域における雇用の創出と安定のため、企業相互の連携強化、就業環境の向上を図り、産業発展に資することを目的として、市内の企業や市内高校等の代表者らにより組織する旭市雇用対策協議会の活動を支援しております。旭市雇用対策協議会では、雇用対策、市の就職希望者への取り組みとして、他市に先駆け新年度採用予定者向けに例年４月に合同企業説明会を、再就職や転職者向けには10月に合同就職面接会を開催しておりまして、就職希望者への周知と市内企業のＰＲを行っているところでございます。

続きまして、大学卒業予定者に向けての働きかけということでお答え申し上げますと、対象を特定した働きかけは行ってはおりませんが、合同企業説明会の開催に当たりましては、近隣市町の高等学校、こちら24校、あとは県内の大学12校、こちらのほうにも広く案内の通

知を行っております。また、県地域しごとＮＡＶＩ運営事務局、こちら地域しごとマッチング支援事業と申しますが、こちらへも情報提供を行いまして、本市への移住検討者への紹介をしていただいております。地元出身者の地元定着、こちらはもちろんのこと、市外からの移住者の方へも引き続き働きかけてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、２点目の企業誘致のほうでございますが、企業誘致の実績、用地の現状でございますが、企業誘致につきましては、本市は優良企業の誘致と既存工業の振興を推進するため、鎌数工業団地、またさくら台にあります干潟工業団地を造成し、地域経済の活性化と雇用の場の拡大に努めてきたところでございます。鎌数工業団地は昭和40年代より分譲が始まりまして、現在44社が立地をしております。また、さくら台の干潟工業団地は、平成初め頃より分譲が始まりまして、現在６社が立地しておりまして、現状、分譲については完了しているという状況でございます。

続いて、企業誘致の取り組み・方策というところでございますが、こちらにつきましては、現在工業団地のほう、今申し上げたとおり、分譲のほうが既に完了しているという状況でございまして、企業誘致が可能な土地物件はございませんので、現状拡大といった方策というのはないんですが、ただし、分譲済みの団地内に一部未利用地があるというところで、企業からの土地物件等の問合せがあったときは、その土地を所有する企業を紹介するという場合もございます。市としましては、新規企業の進出と併せまして、既存の企業の再投資の促進、事業の拡大の促進、それによる雇用の拡大も企業誘致の大きな目的としているところから、これらを推進していきたいというふうに考えております。

次に、本市経済に与える波及効果についてということで、本市経済への影響についてということでお答え申し上げます。

雇用につきましては、毎年３月31日現在の工業団地内の従業員数、うち市内在住者数を調査し、取りまとめを行っているところでございます。令和５年３月31日現在、鎌数工業団地では1,602人、そのうち市内在住者が878人になり、さくら台の工業団地では562人、そのうち市内在住者が304人になりますので、従業員数に対する市内在住者の比率は比較的高いものというふうに捉えております。

また、企業進出によりまして、雇用機会が増えることで、人口定着にも寄与し、税収の増加や、周辺や市内店舗等への集客など経済的な効果もあるというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　先ほど私のほうで企業誘致の取り組みについて、（２）のほうで雇用対策としての市の取り組みということでお聞きしましたけれども、今お答えいただいたんですけれども、（２）企業誘致がもたらす地域への波及効果ということでご訂正いただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　２時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

島田恒議員。

○９番（島田　恒）　それでは、１項目めの地域を担う人材確保ということの再質問を行いたいと思います。

先ほど市内高校生の就職状況についてお答えいただきましたけれども、マイナビという就職情報誌によりますと、市町村を離れるきっかけとは何だという統計があるわけですけれども、一番大きいのは進学73％、就職が15％、足すとおおむね９割の人が進学・就職で地元を離れるというふうになっています。

進学については後ほどお聞きしますけれども、市内及び近隣への就職率が、先ほど令和２年度で37.9％、令和３年度が39％、令和４年度が46.8％が地元に就職されている。これが高いか低いかということなんですけれども、全国的なデータはちょっと見つからなかったんですけれども、私は個人的には高いんじゃないかなというふうに思っております。

それは、市内の旭農高、東総工高、成美学園、さらには旭中央病院附属看護専門学校ですか、専門の学校が多いと。逆に本市には普通科がございませんので、地元への就職率は高いんだろうと、これが本市の特徴なのかなとも思います。

一方で、進学する人、過去３年において、分かる範囲で高校卒業生の進学状況にはどんな傾向があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　旭市雇用対策協議会が例年４月に実施しております合同企業説明会の開催に当たりまして、参加している高校に対しまして進路希望調査のほうを実施しております。その実績によりますと、市内にございます高校、旭農高、東総工業高校、あと駅前にあります成美学園、通信制の高校です。こちらの令和５年度の卒業予定生徒数は245人でありまして、うち進学予定者は87人で35.5％、就職予定者が142人で58.0％になります。

また、令和４年度では、258人のうち進学予定者は88人で34.1％、就職予定者は145人で56.2％、令和３年度になりますと、令和３年度はまだ成美学園がございませんので２校になりますが、生徒数278人のうち進学予定者は112人で40.3％、就職予定者は151人で54.3％というふうになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問になりますけれども、全国の高校生の大学・専門学校への進学率はおおむね７割だそうです。令和５年度卒の高校生の本市において進学する人が35.5％、就職予定者が58％ということですけれども、市内に住む高校生の進学した人たちの就職状況というのは、実はなかなか数字が見つからないんですけれども、つまり大学なり専門学校へ行って学校を終えられた方々が地元に帰ってきたのか、あるいは地域外に就職したのか、これ個人情報にも関わることですのでなかなか難しいんですけれども、しかし、こういった進学した人たちへの大学なり専門学校修了時の就職へのアプローチというんでしょうか、そういうのも本市にとってはとても重要なことだと思うんですけれども、そういう進路の把握等について、就職をどうするかということ、大変重要と考えるんですけれども、今後できる取り組みは何か考えておりますでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

現状では、生徒個々の進路状況を把握するというところは難しい状況ではございます。ですが、各高校のホームページなどで、全体の進路情報というのは確認することができます。今後は、できる範囲で、また各学校のご協力というのがもしいただけるものであれば、そういったものをやりながら、市内及び近隣高校の進路状況について把握に努め、傾向というも

のをつかんでいければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

生まれ育ったまちを離れて進学して、そして就職すると。その際に地元に戻るかどうかを選択する条件というのは、やっぱり地元に働く場所があるかということなのかな、あるいはもっと言えば自分の望む働き場所が、仕事場があるのかということだと思います。

そういう地元の企業情報をどうやってそういう方たちに伝えるのか、できる範囲において、先ほど課長からご答弁ございましたけれども、各学校との連携というものを含めまして、情報の収集とそれから発信に努めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

先ほどの雇用対策としての市の取り組みの中でお答えいただきましたけれども、合同企業説明会、合同就職面接会ということが開催されているようです。私の手元にもこういった説明会の資料を頂いておりますけれども、これはそういう就職する方々向けではあるわけですけれども、逆に企業への働きかけというのはどのような方法で行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

市では、旭市雇用対策協議会の事務局として、雇用に関します国や県の支援制度の把握に努めるとともに、有益な情報の周知、企業間の連携強化を図ることで地域雇用に結びつく活動の支援のほうを行っております。

また、先ほど申し上げました合同企業説明会や合同就職面接会を求職者との有益なマッチングの場として捉えまして、これらへの参加のほうを各企業に呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今お答えいただきました説明会、あるいは面接会の具体的な実績というんでしょうか、取り組みの効果というようなもの、具体的にあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　合同企業説明会は、市内にある企業と就職を希望する地元高校生や大学生など、就業マッチングの場として開催をしておりまして、これまで多くの学生が参加しております。

本年度、令和５年度は参加企業が25社、参加者が257名でありまして、地元企業への貴重な就業機会として好評を得ているところでございます。

合同企業説明会の参加企業でございますが、平成28年度、こちらが第１回だったんですが、このときは12社でございましたが、年々増えてきておりまして本年度が25社、そして来月実施予定の令和６年度の合同企業説明会は26社が参加予定であるというふうに聞いております。

また、近隣の市町の企業からも参加希望が来るなど注目を集めておりまして、近隣においてこれだけの企業、参加者の規模で行われている催しはほかにはないよというような声もいただいているところでございます。

このように、参加企業、学校関係者はじめ参加者、双方から好評を得ているというところで一定の成果が出ているというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　合同説明会については、近隣の市町の企業からの参加希望ということもあるということですけれども、ほかの市町に就職口を持っていかれてしまうという、そういう懸念はございますけれども、そこは地元企業と、もうちょっと地域を広く考えて、東総地域全体ということでできればなという、そういう寛容な気持ちでやっていただければなというふうに思います。大変好評だということで、さらに充実を図っていただきたいと思います。

次の（３）に移らせていただきます。

（３）の将来展望と取り組みということについての再質問でございますけれども、マッチングサイト「千葉県地域しごとＮＡＶＩ」についてもお答えいただきました。これは千葉県で取り組んでいる事業かと思いますけれども、その中でどうやって本市の企業を、あまたある中で旭市の企業をどうやって選択してもらうのか、マッチングできるのかということに尽きると思うんですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、市外へ出た学生に対して地元企業の情報をさらに紹介する方法はないか、具体的に例えばＳＮＳなどを利用した働きは考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　ＳＮＳを活用した発信につきましては、合同企業説明会などの情報を、市のホームページやＬＩＮＥなど各種ＳＮＳツールを活用して、どこに住んでいても手に入れることができるよう情報発信のほう行っているところでございます。

また、本市の出身者に限定したものではありませんが、現在、市外にいて本市への就職や移住などを希望される方に向けての移住・定住ポータルサイト「あったか！旭」を開設しておりまして、就職支援のほうも行っております。サイトでは、旭市地域職業相談室や市内での求人検索などを案内しておりまして、本市で新たに仕事を探したい場合は、相談室での相談やインターネットでの検索ができるようになっております。

市内には、魅力的な企業、人材を求めている企業などがたくさんありますので、そういった地元企業の情報が地元出身者、あるいは本市に移住をしたいと検討しているという方々に届きますよう、ＳＮＳや様々なサイトを活用した周知方法をさらに研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございました。

総務省の調査では、地方公共団体が考える人口流出の要因は、１番は９割が良質な雇用機会の不足ということだそうです。それでは翻って、進学・就職で地域外に転出した方々、若い方々に対する地元企業の細かな情報提供、そういう周知というのは果たして円滑に効果的に行われているんだろうかということも思います。というか、課題もあると思います。

コロナ感染症がもうだいぶ収束したわけですけれども、停滞していた経済も幾らか回復の兆しが見えてきたんだろうと思っておりますけれども、まだまだ地方への、よく言いますトリクルダウンと言うんでしょうか、大きい企業ががっぽりとは言いませんけれども、大きい利益を上げたものが地方のほうにだんだん浸透してくるというのが、まだまだそういう効果ですとかその恩恵は及んでいないような気がしております。

ただ、それと同時に、コロナを契機に働き方ということに対する考えも変化してきたように感じます。例えばテレワークによる在宅勤務というのは業種によっては日常的なものになってきましたし、私の周囲でも、私の子どもなんかもそうなんですけれども、そういう働き方を結構しているということです。東京ですとか大きな都市、一極集中ではなくても働き方は可能になってきたということなのかなと思います。

地元に就職する人の割合をさらに高めていく、選択する機会をもっと効果的に周知していくということが今後の本市の大きな課題だとは思っております。進学した人も戻ってきたい

と思えるような企業アピールについても、本市としてもさらに支援と取り組みをお願いしたいと思いますし、そういう取り組みをおろそかにしますと、Ｕターン、あるいはＩターンと言って戻ってくる方ではなくて、Ｏターンと言って、一度戻ってきてもまたどこかに出ていってしまうということもありますので、そういうことのないように地域外に転出した若者を中心とした人たちへの地元の勧誘政策というものをさらに進めていただきたいと思います。

次の項目にも関連しますので、大きい項目の２に移りたいと思います。

企業誘致の取り組みについての現況についての再質問でありますけれども、鎌数工業団地とさくら台の企業誘致の計画についてお答えいただきました。50社の企業誘致があったということ、最終的には恐らく平成13年ぐらいには終了しているのかなと思います。

雇用という面では大変大きな役割を果たしてきたと思えるわけですけれども、最初の人材の確保という質問でも申し上げましたけれども、進学によって地元を離れた方々が戻ってきて就職するための条件というのは、やっぱり自分の求める就職口があるのかということが大きいんだと思います。

そういう意味において、地方の雇用を確保するという意味からも、この企業誘致というものをもっと持続的に様々な形で進めるべきだと思いますけれども、それにおける課題とか、さらには今停止しているということですけれども用地拡大の予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　先ほどのお答えとちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、鎌数、さくら台両工業団地の分譲につきましては完了しております。現在、市として誘致可能な物件というのがございませんので、拡大の予定というのはございません。

ただ、先ほども申し上げましたが、工業団地内に一部分譲済みの中に未利用地があるというところで、土地物件の問合せがあったときはその土地を所有する企業を紹介するという手だてもございます。そういったところ、県の企業立地課のほうもそういうところを仲立しているようなところもございます。

市としましては現状、拡大の予定はございませんが、その分、既存の企業の再投資の促進、事業拡大の促進、それによる雇用拡大、そういったところを企業誘致のもう一つの目的にしておりますので、これらを推進していきたいというふうに現状は考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　私、近くを通ってみますと、鎌数工業団地には見た目にはまだかなり広い未利用地があるのが散見されるということでありますけれども、基本的にはそういう土地の利用の仕方とか、あるいは所有権というのはほかの企業のものですので、本市としてはその未利用地についてどうのこうのということはなかなかできないんですけれども、進出された企業に対しても有効利用、今言われたように有効利用とさらなる拡大とかあるいは再投資、関連企業とのマッチングというんでしょうか、本市としても紹介支援等を主導的に考えていただく必要があろうかなと思います。

少し話はずれてしまうんですけれども、雇用、就職という問題というのは少子化ですとか子育ての観点からもいろんな考えがありますけれども、大きく関係してくるんだと思います。地元、親元というのはこういう子育て世代も安心できる、非常に安心できる子育ての条件になるんだろうなと思います。

一昨年の厚生省のデータでは、その年に生まれた子どもの人数が初めて80万人を割ったというのは皆さんご存じのことかと思いますけれども、７年連続の減少、全国平均で合計特殊出生率が1.26だそうです。ちなみに千葉県が1.18、同じように旭市も1.18なんですね。ちなみに、隣の銚子市は0.86、匝瑳市が1.02、香取市が1.04、これは東京の特殊出生率も1.04。一番高いのが青ヶ島村という伊豆諸島の島嶼部にある、ここは170人ぐらいの村ですのでちょっと特殊かなと思いますが、総じて地方のほうが合計特殊出生率は高いと。

こういう出生率の地域間格差の原因というのは、専門的なことでよく分かりませんけれども、親との同居ですとか親が近くに住んでいるとか、それと子育て世代の出産・子育てに対する価値観というんでしょうか、そういうものがあるのかなと。それと大きいのはやっぱり地域の雇用状況、特に雇用というものはそういう子育ての環境の中でも基本的なベースになる、加えてその上に子育て環境というのは重なってくるんだろうなと思います。ですから、雇用というのは非常に大切なんだと。そういう雇用の面については次に関わりますので、次の（２）のほうの再質問に進ませていただきます。

波及効果ということもあるんですけれども、企業がもたらす取り組みとその波及効果についての再質問です。

鎌数工業団地とさくら台の工業団地、合わせて従業員数が2,200人ぐらいいるんでしょうか。そのうち市内在住者が1,200名近くいると。やはり企業が進出してくれるのは、市の人口にも経済効果においても大変大きいものがあると思います。本定例会においても、進出企業に対する税制優遇、あるいは奨励制度について改正案が提出されておりますけれども、本

市に進出してくださる会社に対する支援制度等の状況について改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　企業誘致に関しましては、鎌数及びさくら台の工業団地分譲が完了したことから、平成31年３月に企業誘致条例を見直しまして、新たに旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定いたしました。それまで工業団地のみであった固定資産税の減免等の企業誘致奨励措置を市内全域に広げ、対象業種についても拡大し、既存企業の新たな設備投資を促進することで雇用の場の創出を図っております。また、雇用奨励金を新たに創設して市民の雇用の促進というのも図っております。

そのほか、干潟地域が過疎地域に指定されたことに伴いまして、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定しまして、干潟地域に限り、小規模の設備投資を対象にするなど支援の間口を広げているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　企業誘致の奨励措置を市内全域に広げると、対象業種についても拡大していくと、過疎債の有効利用についてもお考えになって、大変これは重要なことだと思います。奨励措置支援策については、時代は常に動いていきますので、併せて迅速に改正していく必要があるんだと思います。

また、先ほど申し上げましたけれども、働き方も随分変化している中で、地域外に勤務している人たちがテレワークをするような機会も増えています。おひさまテラスにもそういうブースというんでしょうか、テレワークをできるところがありますけれども、あくまでもこれは個人レベルにとどまっているのかなという気がします。

そういう様々な人たちを通じて、例えばそういうテレワークをしている方たちの共通ブースというんでしょうか、情報を共有できるというところが、またそういうところの企業ともつながっていくのかなというような気がします。そういう人たちに対する環境整備ですとかも、別個にまたこれから支援する必要が出てくるのではないかなと思いますので、さらなる制度の充実に努めていただきたいと思います。

関係しますので、次の（３）の再質問に移らせていただきます。

今、課長のほうから、平成31年に制定されたというこの旭市企業誘致及び雇用の促進に関

する条例によって、前広に様々な会社、企業が支援できるということは大変いいことだと思います。そういった中で問題になっている、特に企業誘致というよりは空き家あるいは空き店舗の活用というのは、さらに細かく積極的に具体的に支援すべきだと思うんですけれども、今までの成果というか、今後の空き家の活用等について本市としてのアプローチというんでしょうか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　現在、市では、空き店舗の解消と地域経済の発展に資することを目的に、旭市空き店舗活用事業を推進しておりまして、令和５年度の実績は、新規の対象者が９件、賃借料の補助の継続が14件となっております。

この事業は、空き家等対策の一環でもございまして、現時点では空き店舗の利活用による商業振興等を対象にしておりますが、今後は例えば古民家などの活用とか対象業種の拡大についても、情勢に応じまして検討してまいりたいというふうに考えております。

また、県におきまして平成28年度より、県内各市町村と連携して、市町村が有する空き公共施設等を活用した企業誘致のほうを進めております。長期的な期間での話ではございますが、現在市が進めている公共施設等の再編の中で将来的に利活用可能な施設等が生じた場合には、県との情報共有に努めまして、空き公共施設の活用の観点も踏まえまして企業誘致等有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、県との情報共有というお話がございましたけれども、さらに様々な企業、あるいは本市出身の企業で活躍されている方もいらっしゃるわけですので、そういう方からも積極的に情報を収集するということも必要ではなかろうかなと思います。

また重なることになりますけれども、空き家の利用ですとかそういうところに進出というか、そういうところを借りたいという企業とか具体的にあるのか、本市としてそういう企業への呼びかけというのはどんな方法で行っているのかお伺いできればなと思います。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　今、議員おっしゃられたような企業進出というところで、ちょっと規模は違うところもあるんですけれども、現在進出予定の企業情報につきましては１件、宿泊施設、ホテルの進出が予定されているというふうに把握をしております。

企業への呼びかけでございますが、企業奨励制度、先ほど申し上げたような奨励制度の周知を広報及び市ホームページに掲載して行っているところでございます。

また、市内の未利用地や遊休地の情報を県の担当部局であります商工労働部企業立地課と共有しまして、企業からの立地ニーズにいち早く対応できる体制のほうを整えているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　４回目の質問になりますけれども、そのように様々な取り組みがいろんなところでなされているわけですけれども、こういう企業情報と進出する企業の情報、あるいは小さな会社であっても進出してくる情報というのは、なかなか待っていても入ってこないというところもあろうかと思います。これは積極的にこちらから取りに行くというんでしょうか、ということも必要だと思います。

今後、本市の雇用環境ですとか、あるいは子育ての環境というのをどういうふうに整えていくのか。それは人口の減少ですとか、あるいは少子化、さらには地域の活性化、そういう将来の課題に大きく関わってくるんだと思います。

そこで、最後になりますけれども、企業の誘致や既存企業の支援について、米本市長のお考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　広域幹線道路の整備や成田空港の機能強化が進む中で、地域の特性を生かした新規企業の誘致や既存企業の事業拡大の支援は、議員おっしゃるように雇用の創出、人口の定着、人口減少の歯止め、税収の増加など地域経済の活力向上に結びつけるための重要な施策の一つでございます。

また、本議会におきまして旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただきました。社会情勢や県内、近隣自治体の状況を踏まえつつ、奨励措置の対象業種の拡大を図ってまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、土地利用や空き家等の活用、都市計画の見直しなど多角的な検討も重要であると考えております。今後、様々なご意見をいただきながら誘致の方法を検討してまいります。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございました。

この３月には、もうすぐ、もう何日でもありませんけれども、清滝バイパスが開通いたします。そして３月の末には銚子連絡道も匝瑳市まで延伸してくると予定されております。さらには、少し先になりますけれども、2029年には成田空港の第３滑走路の供用開始が予定されて、それに伴う雇用の拡大も２万人、３万人ということで予定されているようです。

このように市域を取り巻く環境ですとか雇用環境、先ほど申しましたように、働き方というのも大きく変わっていくことがこれからも予想されております。こういう雇用の拡大によって、本市としては自主財源の確保というんでしょうか、そういうもの、そして地域経済の活性化のためにもペースをどんどん上げて、企業とのマッチング、それから取り組みを進めていく必要があるのかと思います。

そして、３月の本市の広報の中で、３月の広報がもう既に出ておりますけれども、この中に企業の新たに入ってきた人たちの情報なんかもよくまとめられております。その中で、随想ですか、米本市長が寄稿されておりますけれども、本市は全国屈指の農水産業のまちであると、そして東総地域のまさしく中核の医療機関である旭中央病院があります。まさしくそのとおりであります。潜在力のまちということでしょうか。

農水産業、あるいは医療というのは、人が生まれて生活して生きて最後の人生を閉じるまで必ず関わっていく、大切な最も重要な分野であると思います。農水産業、医療の関連分野というのは限りなく裾野も広い。本市の魅力を、それをしっかりと市長の言われるように子どもたちに伝えていくことはもちろんでありますけれども、本市出身者の若者、あるいは地域外で働いて活躍されている方がたくさんいる。様々な形で本市の魅力、よさをもっと知っていただく必要があるんだと思います。

そのためには、ぜひ米本市長には企業に対するトップセールスを積極的にお願いしたいと考えます。日頃、いろんな企業との情報交換というのはもちろん重要でありますけれども、企業、会社、その事務所、小さな事務所であっても本市を選択していただくためにも、興味を持ってもらうためにも、市長のトップセールスと最大のアドバンテージというか効果、働きかけになると考えております。

先ほどもちょっと申しましたけれども、本市出身者の中には本当に大きな企業の経営者ですとか、さらに地域外で活躍する方々、多分大勢いらっしゃるんだと思います。ここにいる我々も含めて議員と、それから職員の皆さん、さらには地域の方々のそういう英知を集めて、企業の誘致、あるいは空き家などを利用した店舗、小さなサテライトオフィスというんでし

ょうか、そういうものも含めて本市との関係人口もいかに増やしていくのかと、具体的な施策を先頭に立って米本市長にはお願いしたい、それを市長には強く要望して、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○議長（飯嶋正利）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　皆さん、こんにちは。議席番号６番、﨑山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき令和６年第１回定例会において一般質問を始めます。

まず初めに、元旦に起きた能登半島地震において亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市からは、被災地へ向けた市職員の派遣のほか、旭中央病院からは災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、社会福祉法人ロザリオの聖母会からも災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の派遣があったと聞いております。発災から今もなお厳しい状況下において現地支援と復旧に取り組まれている皆様へ感謝を申し上げます。

さて、私からは医療と防災、大きく二つに分けて質問いたします。

議員の皆さんには、先ほどＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳに本日の質問に関連する資料を共有いたしましたので、タブレットからぜひご確認ください。

１項目め、地域医療について。

（１）小児医療について。

市内の小児科医院が減少していることで子育て世帯を中心に市民から不安の声が上がっていることは、以前の一般質問でも取り上げさせていただきました。現状として、市内の小児科専門医が旭中央病院を除いて１件のみであるということからも、既に本市においても小児科不足が課題であることは認識いただいているところだと思います。

昨年、私のほうでは独自のアンケート調査を行い、市内子育て世帯から約80件の子どもの受診に関する意見を集めました。子どもの受診で困った経験はあるかの問いに対し、中でも待ち時間が長い、受診したい病院が診療時間外、病院が遠い、どこに受診したらいいか分からない、この四つの意見を多くいただきました。

その中で、どこに受診したらいいか分からないという意見については、それを少しでも解消することで、ほかの三つの意見についても同時に解消することにつながるのではないかと考えました。

そこで質問いたします。お子さんの受診に際し、市内でどこの病院にかかったらいいか分からないという困りに対し市が行っている対応は現在あるかお尋ねいたします。

（２）救急医療について。

来年度より全国的に医師の働き方改革が始まり、勤務医の時間外・休日の労働時間にルールが設定されます。そういった中、旭中央病院の救急医療は24時間365日、いつでも患者を受け入れてもらえる体制でありましたが、今回の働き方改革に伴う特に夜間・休日の医師不足が懸念されます。市民だけでなく、香取・海匝地区といった第２次医療圏を担っている旭中央病院が今後も引き続きに安定した救急医療を提供していくためにどのような対策、体制を構築していくのかについてお尋ねしたいと思います。

まず１回目の質問として、旭中央病院、救急が近年どのような状況なのか、担当課より改めてお答えいただきたいと思います。

続いて、大きな２項目め、防災・減災について。

元旦の能登半島地震に続き、先週は千葉県でも地震が断続して発生しています。防災の意識がさらに高まった方も多くいらっしゃるのではないでしょうか。地震のほか台風など大雨や暴風による災害は予想がされやすい一方で、全国各地で毎年のように起こっており、年々激甚化しています。これまでにない想定外の被害が起こってもおかしくないということを意識しながら、行政は対応を都度柔軟に見直していくべきだと考えます。

さて、そういった中、令和３年５月に内容の改定が行われた内閣府の避難情報に関するガイドラインですが、大雨・暴風時などの避難指示の発令は地域の実情に応じて自治体首長が判断するものと認識しております。

消防庁で作成している市町村長による危機管理の要諦によると、避難指示等をスムーズに発令するため、あらかじめ具体的かつ明確な判断基準を定めておく必要があるとあります。特に高齢者等避難に至っては、高齢者のほか身体に障害のある方や妊娠中の方など避難に時間がかかる方に対して避難を促すものになりますので、いち早い判断が必要となってきますが、（１）の質問として、本市はどのような基準で高齢者等避難を行っているのかお尋ねいたします。

続いて、（２）防災・減災の観点から避難所運営について伺います。

内閣府では、「災害対応力を強化する女性の視点」として、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインを作成しています。なぜ男女共同参画の視点が必要なのか、このガイドラインの概要の冒頭に示してありますので、その内容を読み上げます。

災害は、自然現象とそれを受け止める側の社会の在り方によりその被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要、中でも人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された女性の視点から災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須とあります。

実際、本年１月に能登半島地震が起きたことをきっかけに、ＳＮＳ上では、過去に起こった災害において避難所での性被害や女性ならではの様々な困難な経験が、長い時を経てから、実はあのとき、あの当時こんなことがあったと発信されることになり、一時話題となっていた印象を受けます。

こういったことからも、避難所運営について男女共同参画の視点は大変重要であると考えますが、本市では現在どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

以上、１回目の質問です。再質問は質問席から行います。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課のほうから大きな１番の地域医療についてのうちの（１）小児科医療についてということで、どこの医療機関を受診したらよいか分からないといったような不安の声があると、それに対しての市の取り組みはということでございました。

市では子どもの受診に係る不安を軽減するため、令和６年１月に旭中央病院を除く市内全ての医療機関に対しまして、診療科目や診療対象年齢、受付時間等の調査を実施し、小児対応の市内医療機関一覧として市ホームページに掲載し、併せて市の公式ＬＩＮＥでお知らせをしたところでございます。

作成した一覧表につきましては、妊娠の届出や転入の際にお配りしております旭市子育てガイドと一緒に配布しているほか、市内の保育所や子育て支援センターハニカム、保健センター、子育て世代包括支援センターぽけっとなどにポスターを掲示しまして周知を行っております。休診日や受付時間なども掲載しておりますので、受診の際の参考にしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では私からは、１の（２）の中で旭中央病院の救急外来の現状はについてお答えいたします。

旭中央病院は、先ほど議員のお話にもありましたが、香取海匝医療圏内、いわゆる２次医療圏内やその他の地域からも救急患者を受け入れており、令和４年度の救急受診患者数は４万4,365人、救急車による搬送の受入れ件数は２次医療圏内の約６割に当たる8,904件と、県内の救急救命センターでは一番多い件数となっております。また、救急搬送の応需率は90.8％で、全国平均78.2％を大きく上回る多くの患者を受入れております。

多くの患者が集中するため病床を確保することが難しく、また、救急患者の中には軽症の方も多く、救急外来が混雑し診療待ちの時間が長くなるなど様々な課題が生じていると聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは大きな項目の２、防災・減災について、まず（１）の避難情報の発令基準についてお答えいたします。

先ほど議員おっしゃっておりましたとおり、市町村別にその地域に合ったような発令基準を定めておく必要がある。これを受けまして、本市の地域防災計画にこれらの基準は定めてございます。

この基準ですけれども、災害の対応、まず一つとして土砂災害、二つ目が洪水、三つ目が高潮というこの３形態に合わせて、非常に細かくそれぞれのレベルに応じた基準を定めております。

これらの細かく定めた基準を使いまして、風水害時の避難の指示に関しましては、大雨や洪水警報が発表された場合、台風が接近、通過することが予想される場合などに、状況に応じまして警戒レベル３の高齢者等避難、こちらは避難に時間がかかる高齢者や障害のある方とその支援者等は危険な場所から安全な場所へ避難するという内容でございます。それから、警戒レベル４の避難指示、こちらは対象地域の方は速やかに危険な場所から避難するということでございます。最終的に警戒レベル５の緊急安全確保、こちらは既に災害が発生しているか、起きていてもおかしくない状況なので、直ちに命を守る行動を取ってください。

このような３段階に分けまして避難情報の発令を行っております。

それと、（２）のほうの避難所運営について男女共同参画の視点からどのように取り組んでいるのかということですけれども、市の地域防災計画におきましても男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立が必要とされているところです。

地域防災計画の修正などに当たり、女性だけの話合いの場を設けたなどの具体的な事例は今のところございませんが、防災会議に参加する女性委員、あるいは男女共同参画の担当課より意見をいただいているところです。

なお、女性に配慮した対策としまして、実際には生理用品の備蓄や個別テントの整備、可能な限りの避難所への女性職員の配置なども行っているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ご答弁ありがとうございました。順番に再質問をさせていただきます。

（１）の小児医療についてです。

今回新たに取りまとめいただいた市内小児医療機関一覧、かなり貴重な情報でありました。私の周りの小さいお子さんを抱えているママたちにも、こういう情報が欲しかったんだというお声をいただいていますので、大変評価しております。今後もこういった分かりやすい情報の取りまとめをお願いしたいと思っています。

そういった中で、今後どのようにこの情報を随時更新していくのか、またこれらの情報はどのように子育て世帯へ今後周知していくのか、再質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　﨑山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　まず、医療機関の一覧のほうでございますけれども、こちらの情報の更新につきましては、各医療機関からの変更の申入れなどによりまして随時行うこ

ととしております。最新の情報は市のホームページで公開するとともに、市のＬＩＮＥにて周知してまいります。

また、先ほどお話ししたように、妊娠の届出や転入の際にお配りしているこちらの子育てガイドとともに一緒に配布するということで、こちらの資料につきましても併せて修正のほうを行ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

ある程度年齢が大きくなってくると、今行っている病院以外の選択肢も広がってくると思いますので、幼児期を中心に配布される子育てガイドだけでなく、小学校入学のタイミングですとか中学校入学のタイミングなどでもう一度周知をする機会があるといいなと思います。

再々質問に移りますが、今回の取りまとめ情報は、あくまで臨時的に一斉に医師会を通じて医療機関へ調査を行っていただいたと思うのですが、定期的、日常的に市が医師会や旭中央病院とで情報連携する機会があるとよいと考えています。そういった意見交換の場があるのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　旭中央病院と医師会、そして市との３者が集まる会議につきましては現在実施しておりませんが、旭中央病院については市長、副市長等が出席して行います市と病院との意見交換会を年４回実施いたしまして、主に旭中央病院の経営の課題や運営に関する協議を行っております。

また、医師会との定期的な会議でございますけれども、以前は年に１回程度実施しておりましたが、コロナの時期ということでございまして対面での会議のほうは中止いたしまして、文書やメール等での意見交換を行ってまいりました。今年度につきましては、今後の保健事業と市の保健・医療の課題を共有していくための会議として、今月22日の会議の開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。旭中央病院とはこれまでも情報連携が市とで、少なくとも年４回ですか、あるようですけれども、どうしてもちょっと医師会とのつながり

が薄いように感じてしまいました。コロナでちょっと文書のみになってしまった会議のほうをぜひ再開していただけたらなと思います。

この後、（２）の救急についての質問にもつながることなんですけれども、今後さらにかかりつけ医、地域の診療所等との医療連携がより大事になっていくだろうという中で、市と医師会と旭中央病院、この３者の情報連携をもっと強化していけたらと思います。

４回目の質問になります。冒頭にも申し上げました独自アンケートで多くいただいた回答の中に、受診したい病院が診療時間外、病院が近くにないという意見もありました。病院が近くになかったり、現在市内にある小児科専門医も午後は診療していない日が多く、突然の子どもの体調不良にかかりつけ医がやっている時間まで待ってよいものなのか、救急を受診したほうがよいものなのか迷うことも多くあります。

今後さらなる小児科不足も考える中でも、オンラインで医師、看護師と診療や医療に関する相談ができるオンライン診療やオンライン医療相談サービスの導入の可能性について伺います。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　現在、市では、子どもを受診に連れていくかどうか迷ったときのために、千葉県の行っている小児科医や看護師に無料で電話相談できる、こども急病電話相談＃8000や、病院を受診するかどうかの目安が症状別にチェックリスト方式で確認することができる日本小児科学会のウェブサイト「こどもの救急」の利用を勧めております。

議員からお話のありましたインターネットアプリを活用したオンライン相談やオンライン診療につきましては、現在健康づくり課のほうにおきましても、関係事業者のほうからの説明を聞くなどして研究を進めているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。オンラインのほう、具体的に検討いただいているということで大変うれしく思いますので、前向きにご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、（２）の救急医療について再質問に移ります。

旭中央病院の救急外来の現状についてお答えいただきました。私のほうでも、救急の医師のほうからも現状についての話を伺っておりまして、先ほどおっしゃっていただいたように、受診者の増加ですとか、かなり２次医療圏内の中で多くの患者を受け入れている状況が分か

ります。

また、ただ単に受診者数が増えているだけではなく高齢者率もかなり上がっていまして、患者一人ひとりにかける時間がどうしても長くなってしまうという現状もあり、また自力で帰れないケースもあるとお聞きしているところであります。

また、社会課題を抱えている方、生活困難の方が最終的に流れる先になっていたりとか、そういった福祉へつなぐ機能も救急が担っているという話も聞いております。

また、虐待が疑われるケース、そういったことにも丁寧に対応しているということで、多種多様のケースに対応して、治療以外の部分を半ば自主的に行っているという現状をよく聞いているところでございます。

一生懸命待ち時間が長くならないようにやっているんですけれども、どうしても軽症か重症かというところでトリアージをする中で、軽症の方はどうしても待ち時間が長くなってしまうというところで苦情やクレームになってしまう。そういった中で職員の方のモチベーションも落ちてきてしまうという、そういう現状もあるということを皆さんに理解いただきたいなと思っているところでございます。

そういった現状がある中で、医師の働き方改革が始まることによる影響が心配になります。今後、病院としてはどのような対応をする予定であるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　令和６年４月以降、医師の時間外労働時間が原則として年960時間、月100時間未満に制限されます。

旭中央病院では、働き方改革の対応としまして、患者の対応を複数の医師で担当するチーム制の導入や、医師に代わって説明などを看護師や薬剤師等の他の医療従事者が行うタスク・シフト、タスク・シェアの推進、また患者の家族に対する病状等の説明を原則平日の勤務時間内に行うなどを進めているところです。

救急外来においては、24時間救急患者を受け入れることを継続していくために、当直体制の見直しを行い、緊急時以外は専門診療科による診療を行わず、夜間当番医が救急外来診療と入院管理を行う体制となるとのことです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

先日、旭市役所においても、旭中央病院から医師の働き方改革について住民への協力を要請する記者会見が行われたことが各種報道でなされたのを私も拝見しましたけれども、それを受けて、旭市も設置自治体としてできる限りのバックアップをしていくべきだと考えます。市としてはどのような対応を取る予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　安定した医療提供体制を維持できるように、病院と連携し、適切な受診への理解と協力やかかりつけ医師を持っていただくなどの啓発に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　適切な利用の促進、あとかかりつけ医を持っていただくとお答えいただきましたけれども、救急を受診する目安の認識が一般にはまだまだ不十分ではないかなと考えます。

救急外来に従事している方から話を聞くと、やはりどうしても休日に受診者が多いということで、コンビニ受診が多いのか私のほうでは分からないんですけれども、例えば何か発熱等症状が出た際に、学校や仕事に支障が出ないようにと、夜間や休日、早朝の救急外来に行ったりですとか、学校や勤め先からも早めに検査することを促されたりして、軽症での救急外来を利用する例が減らないのではないかなと想像しています。救急の適正利用を進めていくには、今後さらに住民だけでなく学校や企業に向けても、さらなる理解を深める必要があると考えます。

さて、４回目の質問になりますが、今年１月７日に旭中央病院において、電子カルテシステム更新に係る一時的なシステム停止がありました。当日は日曜日で、救急の外来では電子カルテが見られない時間帯があり、過去の診療履歴が見られなかったり、検査や薬の処方に時間がかかるなど、通常の運営に少なからず支障が出ることからも、その日以外の受診が可能な方へは当日を避けていただくように広く住民へ呼びかける必要がありました。

この件については、実は救急に従事する医師から情報提供を受けた私が市へ連絡を入れて、旭市のホームページや旭市公式ＬＩＮＥからの情報を発信していただくことができましたが、残念ながら当初病院から市へはシステム停止に関する情報の伝達がされていなかったようでしたので、今後も同様のことがあった場合に、できれば旭市内だけでなく関係する２次医療

圏内に情報連携を取れる体制が必要と考えます。それについて市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今、議員からもありましたとおり、去る１月７日日曜日に実施しましたメンテナンス作業に伴う電子カルテシステムの停止は、救急外来の混雑が予想されたため、事前に旭中央病院のホームページ、それと併せて旭市のＬＩＮＥでも周知をいたしました。

今後も市と病院、２次医療圏内の医療機関や自治体と連携し情報提供をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。今後さらなる情報連携、重要と考えますので、よろしくお願いします。

救急の話とは逸脱しますが、今回議案に上程されています旭中央病院中期計画を見ても分かるとおり、旭市だけでなく千葉県全体に寄与する病院であるということをしっかりと住民に理解してもらう必要があると考えております。70年前の設立当初は、あくまで旭市民のための病院として始まった歴史があるのだとは思いますが、広域基幹型急性期病院としての役割があるということ、まさに機能分担というのを図っていただきたいと思っているところで、先日も旭中央病院小児科部長の先生からお話を伺う機会がありましたが、旭中央病院は、千葉県児童虐待対応協力医師として千葉県全域から様々なケースを診療しているということ、千葉や船橋方面からも性虐待を受けた児童を診察するといったケースも多々あるとお伺いしました。

こういった恐らく全科を通してより高度な困難なケースを担う機能が旭中央病院はメインでありまして、初診時選定療養費や時間外選定療養費がかかってしまうことで苦情となるケースをお聞きするんですけれども、紹介状がない、軽症であれば旭中央病院でない病院を受診してほしいというメッセージなのだということをご理解いただく必要があると思います。

旭中央病院、全ては患者さんのためにとうたっておりますが、何よりそのためには旭中央病院で従事する働く皆さんのための場所であってほしいと願っています。旭中央病院で働きたい医師や医療従事者が増える、若い医師の方に旭中央病院で、旭市で家族を持って暮らしたいと思ってもらえる、そこから市としてさらに暮らしやすい、子育て、教育ニーズにかな

うまちへ発展を促していき、さらにまた従事する医師等の確保につながる、地域全体の医療も雇用も充実していく、こういった好循環をぜひ期待したいと思っているところです。

では、２の防災・減災についての再質問に移ります。

１回目の質問で避難指示の基準について教えていただきました。そういった中で、昨年９月８日の台風13号の接近時の防災無線、公式ＬＩＮＥの防災情報の動向を見ておりましたが、当日朝８時６分に気象庁より旭市に大雨警報が発表され、10時20分に千葉県土砂災害警戒情報が発表、11時32分にレベル４、避難指示を旭市が発令という流れになっています。

一方、お隣の銚子市なんですが、８時６分、同じく大雨警報の後、９時には旭市では発令しなかったレベル３、高齢者等避難を銚子市が発令、11時９分にレベル４の避難指示をいち早く発令しています。

このように旭市のほうは高齢者等避難はなく、11時半過ぎになってレベル４の避難指示となったことについて、対応が適切だったのか。実は以前より見ていますと、高齢者等避難が出たとしても、かなり雨風が強くなってから発令されることが旭市は多い印象でしたので、移動が大変な方のための発令になります。気象庁の目安にも大雨の数時間から２時間前程度といった目安もあることから、避難所等へ移動する際に安全を確保するためにも、もっと気候の状況が荒れる前の段階で高齢者等避難を出すことはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　昨年９月８日、当日の状況ですけれども、議員おっしゃるように、午前８時６分の大雨警報、この発表を受けまして避難情報の発令を検討していたところ、その中で午前10時20分に土砂災害警戒情報が発表されました。この土砂災害警戒情報が発表されますと、基準としてはレベル４、避難指示からの発令となったわけでございます。

なお、県内で避難情報を発令したのは42市町村ありました。この中の34市町村が旭市と同様に避難指示からの発令となっております。

しかしながら、議員おっしゃるように、避難時の危険回避、これも重要なことだと思いますので、発令に関しましては、より安全な避難を促すためにも早期の判断に努めてまいりたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。避難指示、もちろん避難所の開設がセットになるので、市としてもかなり重い臨時的業務でご苦労が多いものと考えますけれども、銚子市

もほぼ同時刻の警報発表で高齢者等避難を発令していたところを見ると、ちょっと判断が遅いのかなと感じました。

例えば、今回のように土砂災害のみが警戒されているなら、避難所の開設を土砂災害警戒区域に近い海上と飯岡、干潟地区に限定するなど、職員労力をできるだけ削減、効率化した上でより早い判断を行ってほしいなと要望いたします。

続いて３回目の質問は、警報に伴う情報発信速度についてです。

これまで、旭市と近隣市の公式ＬＩＮＥの防災情報発信について比較してきた中で、特に課題と感じているのが、気象庁の警報発表時刻と、それが旭市公式ＬＩＮＥに反映される時刻に毎回かなりのタイムラグが生じている点です。例として、昨年９月８日の台風13号接近時と、同じく昨年10月９日の津波注意報発表時の動向を見ましたが、全て気象庁の発表から12分から16分程度遅滞が発生しています。一方でまた銚子市を例にいたしますが、気象庁の発表とほぼ同時刻に銚子市公式ＬＩＮＥでも警報に関する配信がされています。今回の能登半島地震では地震後の津波到達まで４分だったということも聞きますので、まさに１分１秒を争うことになります。

旭市公式ＬＩＮＥは、目で見て見返せる、聞き漏らすことがないことからも、防災無線に代わる情報網として大変有効だと考えています。その上で災害情報での配信タイムラグについて早期に改善するべきだと考えますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　防災メールやＬＩＮＥでは、Ｊアラートからの緊急情報が受信とともに自動配信されるようになっています。そのため、弾道ミサイル情報や大津波警報などは瞬時に配信されるようになっております。しかしながら、大雨警報や暴風警報などでは人的作業で発信をするためタイムラグが発生しているのが現状でございます。

そのような中、現在行っています防災行政無線の更新作業の中で、できる限りの改善を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。ぜひ早期に改善をお願いいたします。

では、最後の（２）男女共同参画視点の災害対応、避難所運営について再質問をいたします。

防災計画の中でも女性の視点が必要だということを記載していただいて、できる限り女性からの意見をいただいているということをお聞かせいただきました。再質問は、内閣府から出ている男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインからピックアップして質問させていただきます。

ガイドラインでは、平時からの備えとして、あらかじめ収集する必要があると示されている情報の項目があります。ざっくりとですが内容を挙げますと、地域住民人口、雇用動向、災害時要援護者数のそれぞれ男女別数、昼夜間人口における男女比率や世帯類型、また防災会議委員、防災計画策定への参画者、自主防災組織、消防団などの男女比率、また同じく自治体職員の非常参集や職員配置計画の男女比率、これらについて本市ではどのくらい把握ができているのか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　当該ガイドラインには、男女別データチェックシートの平常時の備えに八つの項目があり、こちらに関しまして市ではほぼデータの収集はできております。しかしながら、八つの項目の中には一つの項目で複数のデータを掲げているものも多く、その細目の中では一部不完全なものがあります。

しかしながら、ガイドラインにも定められているものであるし、避難所運営に関して重要なこととは考えておりますので、今後、今不明となっているデータの収集には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。ほぼできているということですけれども、不完全な部分については整理して完璧なものにしていただきたいと思います。

今私のほうでも挙げた項目の中にもありました本市での防災会議の委員、これがどのような構成で今なっており、直近の女性比率がどれくらいなのか、再質問としてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　旭市防災会議は、市長を会長とし、国や県の関係機関、医療や福祉機関、東京電力やＮＴＴ、区長会長など、現在27人で構成しております。このうち女性委員

に関しましては現在３名ということで、１割ちょっとということになるかと思いますが、かなり少数に思われるかもしれませんが、この防災会議の委員は充て職的な委員が多うございまして、その職から引っ張ってきますとどうしても男性が多いというのが現状でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。恐らく長とつく方に男性が多いということが要因ということで、そこから女性を増やしていかなくてはいけないよねということにつながるとは思うんですけれども、なるべく女性の方が増えるような努力をしていただきたいなと思っております。

また、来年度改定となる第３次旭市男女共同参画計画素案のほうにも、目標の施策として防災会議における女性委員の割合を増加させると記載もありましたので、積極的に推進していただきますようにお願いします。

（２）の最後の質問となりますが、避難所運営における乳児の避難支援、授乳支援として、内閣府ガイドラインにはアセスメントが重要だと記載があります。避難者が母乳をあげている場合、感染症のリスクを減らす観点から、それを継続するための支援が重要であり、母親がリラックスして母乳が継続して与えられる環境を整え、必要な水分、食料や休息を取るための支援のほか、備蓄品である粉ミルクや液体ミルクをむやみに配布するのではなく、平常時の状況や本人の希望について聞き取り、アセスメントを行い、必要な乳児に衛生的な環境で提供することができるよう、必要な機材や情報をセットで提供する必要があるとあります。

このような避難所授乳アセスメント体制、本市では十分なのか、また現在備蓄している粉ミルク、液体ミルクの使用期限が間近になったものについてはどのような対応を取っているのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まず、授乳アセスメントの体制ですけれども、授乳状況などの確認につきましては、市の災害対策本部の救護班、また海匝保健所などにより被災者の健康状態を把握していく中で行うことを想定しているところです。

あと、保存期限が迫った備蓄している粉ミルクや液体ミルクにつきましては、市役所にあります子育て支援センターハニカムにて希望者へ配布することなどを考えておりましたけれども、現在は能登半島地震に対する支援物資として、期限を示した上で登録をしてございま

す。したがって、要請があればこちらから運び込むという形に今現在はなっております。

なお、液体ミルク、粉ミルク等の今後の更新に関しましては、引き続き希望者へ配布できる機会を設けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。丁寧な対応をお願いしたいと思います。

授乳支援に当たっては、粉ミルク、液体ミルク等の母乳代替食品の一律の配布を避ける必要があり、個別の母子の授乳状況をアセスメントした上での適切な配布が求められること、備蓄をただ配れるように備蓄してあればよいというわけではないということを、私も今回勉強会の機会があって知れたことはよかったなと思います。

常時備蓄の場合には、期限の近づいた製品は、保育所の給食の食材や乳児院における活用、防災訓練の炊き出し訓練における食材としての活用などが考えられるともガイドラインのほうにはありますので、できる限り廃棄はせずに有効活用ができるような取り組みを今後も検討いただくようにお願いいたします。

今後も、多様な視点での防災・減災の取り組みにできる体制づくりをお願いしたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わりにします。

○議長（飯嶋正利）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３３分

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和６年３月７日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成

税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問を行います。

◇　永　井　孝　佳

○議長（飯嶋正利）　通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　おはようございます。議席番号７番、トップバッター永井です。よろしくお願いいたします。

今日は傍聴席にたくさんのきれいな女性がいらっしゃるので、ちょっと緊張してしまうんですけれども、平常心で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問は、大きく分けて４点です。

１番目、令和６年４月１日から不動産の相続登記が義務化になります。このことを知らない方が結構多いと思いますので、この変更内容をお伺いしたいと思います。

２点目、財政調整基金の推移と運用方法についてお伺いいたします。旭市には80億円より少し少ないぐらいの財政調整基金があるんですけれども、その推移と運用方法をお伺いいたします。

３番目は、教科書の選定方法についてお伺いいたします。いつ、どなたが、どのように採択しているのかをお伺いしたいと思います。

４番目は、職員の勤務時間についてです。職員の勤務時間は、開庁時間と同じ８時30分か

ら５時15分までとなっておりますけれども、始まる前の準備や終わった後の処理などはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

再質問からは質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、１の（１）相続登記の義務化の内容についてお答えいたします。

不動産における相続登記の申請義務化につきましては、所有者不明土地の発生を予防する観点から不動産登記法が改正され、今年の４月１日から施行されるものです。この義務化の概要ですが、相続人は、土地・建物を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記をすることが、法律上の義務になります。正当な理由がなく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

なお、施行日以前に相続した相続未登記の不動産も義務化の対象となりますので、その場合は、令和９年３月31日までに登記をしていただく必要があります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは財政課より、２の基金の計画的な運用についての（１）です。財政調整基金の推移についてということでお答えいたします。

令和４年度決算までの直近３か年の財政調整基金の残高を申し上げます。令和２年度が96億2,421万1,000円、令和３年度、92億157万4,000円、令和４年度、85億9,067万4,000円。

以上となっております。

○議長（飯嶋正利）　会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　会計課からは、財政調整基金の運用状況についてお答えいたします。

財政調整基金の１月末の現在高は86億1,957万3,000円で、国債等の債券にて運用している額は69億6,289万7,000円、定期預金にて運用している額は16億円です。残りの5,667万6,000円は決済性預金にて保管しております。

また、今年度の運用益は3,474万8,000円を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、３の市内小・中学校の教科書選定についてお答えいたします。

教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に定められております。この中で、市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択に当たっては都道府県教育委員会が、「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定をします。

採択地区は、その域内で１種の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに１種の教科書を採択することとされております。

旭市は、銚子市・匝瑳市を合わせた共同採択地区とされており、委員14名を選定し、海匝採択地区協議会を組織しております。その採択地区協議会のほうで、第１回目の協議会において教科書の採択に向けて調査員を委嘱し、教科書の調査研究を行わせます。そして第２回目の協議会で教科書の調査報告を受けて採択をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　総務課からは、４点目の市職員の勤務時間の管理について回答いたします。

職員は、開庁するおおむね10分前までには自主的に登庁し、開庁後、速やかに業務が開始できるように準備をしております。また、勤務時間終了後は速やかに残務整理、また片づけ等を行い、なるべく早く退庁するように努めておるところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ご回答ありがとうございます。

まず相続登記のほうですね。こちら義務化になったということですけれども、令和６年４月１日から、知ったときから３年以内に登記しないと、10万円以内の過料が科される可能性があるということなんですけれども、過去に発生した相続も今回の義務化の対象になるということなんですけれども、本市には、どれくらい相続されていない土地とか建物があるのかを、もし分かるデータがございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、過去３年間でご報告したいと思います。

被相続対象者の件数につきましては、令和２年度が590件、令和３年度が555件、令和４年度が602件です。

これは、相続税法第58条の規定によりまして、住民基本台帳に記載されている方の死亡届を受理したときですけれども、その死亡された方が所有していました固定資産課税台帳を税務署に通知する義務がございます。市民生活課から照会を受けたことにより把握した件数となります。

なお、旭市内に固定資産のある方で市外在住の方が死亡された場合は、市では把握できないことから、件数には含まれておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　毎年500件以上の、相続をしなくてはいけない土地が相続されていない状態があるということで、今回の義務化に当たって引っかかる方もこれから出てくるのではないかなと思います。

登記簿を見ても所有者が分からない土地・建物が増えているので、相続を先送りすると、代を追うごとにどんどん相続しづらくなってしまうと思います。中には、相続人が50人以上になってしまうケースもあったと聞いたことがございます。こうなると、印鑑をもらうのにも、何て言うんですかね、スタンプラリーみたいになって、もう四国のお遍路様みたいに88か所巡らなくてはいけないような状況になってしまうので、そうならないためにも早めの相続登記をお願いしたいと思います。

再々質問なんですけれども、この相続登記の義務化の周知方法をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　この義務化につきましては影響を受ける市民もいらっしゃるため、既に本市では、死亡届を受理した際などに配布します「おくやみリスト」に掲載しているほか、広報紙や市ホームページなどにより周知をしているところです。

今後の周知方法としましては、固定資産税納税通知書を送付する際、これは５月を予定しておりますが、その際、説明用のリーフレットを同封することを予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　おくやみリストとか、固定資産税の納付書とともにリーフレットを配布していただけるということで、周知ができるかと思います。

遺産分割とかというのは結構うまくいかなかったり、あとは隠し子がいたりなんかして、すぐにはできないケースもあると思うんですけれども。

最後の質問になりますけれども、相続登記に関して分からないことがある場合はどこに相談したらよいかを、ちょっと４回目の質問でお願いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今回の、この不動産の相続登記の件で不明なことがありましたら、まず法務局のほうに相談していただければと思います。

それと先ほどの件数、相続対象者の件数になりますが、これ……

（「全てが未登記ではなく登記が発生した件数」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　全部が登記されていないわけではないということになりますので。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　失礼しました。分からないことがあったら法務局、この辺だと匝瑳支局ですかね。そこに問合せていただきたいと思います。

では、次の２番目に移りたいと思います。

財政調整基金が令和４年度で85億円ということなんですけれども、ちょっとずつ減っているとはいえ、ほかの自治体、同規模の自治体と比べたら多いほうだと思うんですね。今インフレの影響で、普通に持っていると目減りしていってしまうと思うんですけれども、政府の目標だとインフレ２％を目標にしていますので、物価が上がっていくと価値が２％ずつ減っていってしまうと思います。

ちょっと余談になるんですけれども、私のひいおばあさんが明治生まれなんですけれども、お嫁に来たときに数千円、持参金で持ってきて、その数千円というのは家が建つくらいのお金だったらしいんですよね。それがたんす預金で半世紀放置していたら、たばこを買うぐらいのお金にしかならなくなってしまったということで、お金は放置しておくと価値がどんどん減ってしまいますので。

当面使わないお金があるんだったら２％以上の運用ができないかと思うんですけれども、

市の財政調整基金をもっと利回りのいい運用方法はできないのか、お伺いします。例えば、外貨預金とか、あとは外国国債などですね。例えばアメリカ国債だと、10年物の年間利回りが４％になるんですけれども、こういう運用はできないのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　財政調整基金は、旭市財政調整基金条例において、「最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と定められておりますので、外貨預金や米国債などによる運用はできないこととなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　最も確実な運用ということで、厳しいのかもしれないですけれども。アメリカ国債とか、日本もアメリカ国債買っていますし、あとはＧＰＩＦなんかも、そういう国債なんかも併せて運用しておりますので、確実な投資方法に入るのかなと私は考えるんですけれども、市の見解では無理ということで。

減債基金と合わせて一般財源の穴埋めに、基本的には財政調整基金は使われているのが現状だと思うんですけれども、ほかにもっとよい運用とか、ほかの使い道とかないかをちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　「旭市資金管理及び運用基準」及び「旭市債券運用基準」では、指定金融機関や収納代理金融機関での定期預金などの金融商品による運用と、国債、政府保証債、地方債等の債券による運用とされておりますので、新たな運用方法というのは難しいと思われます。

債券購入に当たりましては、安全性や効率性に十分配慮しながら、社会的課題や環境問題の解決につながる事業に充当されるＳＤＧｓ関連の債券なども購入し、持続可能な社会づくりへの貢献を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。財政調整基金の使い方については、なるべく有効な使い方をよろしくお願いいたしたいと思います。

では、３番目に移りたいと思います。教科書の選定方法なんですけれども、海匝採択地区協議会14名で教科書を決めるということなんですけれども、事前に調査員という方が指名されて、海匝採択地区協議会の委員で、１日で決めるという感じなんですかね。

その協議会では、何教科の教科書を何種類ぐらいあって、それを何日間で制定するのか。その辺を大体でいいので、教科数がこのぐらいあって、１教科に対して何冊ぐらいあって、それを何日間で審査するか、その辺の規模感が分かるデータがあれば教えてください。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教科書の種類については、教科書採択においては教科と呼ばずに種目と呼んでおります。種目数ですが、小学校は13種目と特別支援教育の２種目を加えて合計15種目、中学校は16種目と特別支援教育の２種目を加えた18種目となっております。

教科書発行者の数としては種目ごとに異なりますが、多い種目で６社、少ない種目ですと２社が発行しております。

調査委員会のほうなんですが、調査委員は各種目３名選任されまして、その３名でおよそ１か月をかけて見本本などを精査して調査報告書を取りまとめております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　かなりの種目がある教科書を３名ずつの調査委員で決めていくというか、答申を出すために調査するということだと思うんですけれども。

まず、どうして教科書の採択について質問をしているかといいますと、日本人が自国に誇りを持てない状況が続いているからです。これはいろいろな要因があると思うんですけれども、教育にも一端があるのではないかなと考えております。そのベースとなる教科書をしっかりと選んでいただきたいなと感じております。

調査委員が出している答申を、そのまま追認する協議会では意味がないと思うんですよね。前例踏襲では何も変わりません。自分たちで教科書を読み込んで、子どもたちにはどんな人間になってほしいかを議論して、それで教科書を選んでいただきたいと思うんです。

数が膨大にありますので、全部の教科でできるとは思わないんですけれども、例えば歴史とか公民とか道徳とか、そういう人間形成に大きく関わるような教科書は、ぜひ選ばれた教育委員にちょっと目を通してもらって、こういう表現がいいのではないかとか、日本を愛するにはこういう教科書が合っているのではないかとか、いろんな目線で教科書を選んでいた

だきたいのではないかなと思うんですけれども。

それを踏まえて質問なんですけれども、協議会はこの２回で十分なのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　採択協議会のほうの調査委員は、先ほど申し上げましたように、約１か月をかけて見本本を精査しております。その前には、県教育委員会が示した基準に基づきながら、その内容について調査をしておりまして、複数回の調査委員会を種目ごとに設けながら、調査研究報告書を丁寧に取りまとめております。

教科書は、全て採択の前年度に文部科学省の検定を受けたものでありまして、その翌年度に採択地区の各調査委員会の正確な調査研究に基づいた報告を参考に、協議会においてその地区の児童・生徒の生活経験、学習能力等の実情や実態、地域の環境や文化的諸条件等に照らし合わせ、適した教科書を採択しております。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。教科書の採択に不正があるとかそういうのを疑っているわけではないんですけれども、教育委員会が決めるということは、市長が任命した教育委員がいて、それを議会が承認しているわけであって、もっと教育委員会が関わった教科書採択になってほしいなと願っております。

どの教科書にしてほしいというのは私たちは言えないんですけども、教育委員一人ひとりが深いご見識に基づいた教科書採択をお願いしたいと思います。

では、次の４番目の職員の勤務時間について。

こちら10分前ぐらいに来ていて、５時15分に終わったらなるべく速やかに処理をしてということなんですけれども。常識の範囲内の、残業とは言えないほどの時間だとは思うんですけれども。例えば開庁前に全体でミーティングがしたい場合とか、残業がつかないにしても５時15分まで開庁していて、すぐには終われないと思うんですよね。多少なりとも仕事は残っていると思うんです。残業がつくときは残業をつければいいんですけれども、慢性的なサービス残業なんかになっているのではないかなあと少し感じてしまうんですけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　永井議員おっしゃるように、常識的な範囲の朝の10分間ですとか、それから夕方の10分間ですとか、そういったことで勤務についてはやっていただいております。

それについて、ミーティングなどでもう少し食い込んでくる場合があるのではないかということですけれども、ミーティングなどにつきましては、必要に応じて勤務時間内に行うようにはしていただいております。ただ、窓口業務などで、窓口業務は８時30分からすぐ始まりますので、その前にミーティングをする。例えば、８時20分に登庁してきて10分間のミーティング、これは常識の範囲内の話ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　少し変わるんですけれども、第２・第４日曜日は一部の窓口業務をやっているんですけれども、利用者がどのぐらいいるか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

それと、４月から、いいおかユートピアセンターでも一部の窓口業務が始まって、こちらは日曜日も営業しているということです。あとは、マイナンバーカードがあればコンビニでも可能ということで、その辺の日曜日の開庁についてご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　休日窓口業務につきましては、取扱い件数で申し上げますと、令和３年度は月平均約67件、令和４年度は月平均約56件です。直近では昨年12月が33件、本年１月が33件となっておりまして、議員おっしゃるようにマイナンバーカード利用の普及などにより取扱い件数は減少しております。

なお、休日窓口の開設につきましては、議員おっしゃるように、今後、いいおかユートピアセンターや海上公民館でも休日に諸証明が取得できるようになるということと、あとコンビニ交付の普及も考えられますので、利用状況を勘案しながら、これから休日窓口の開設については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ちょうど今過渡期なのかなと思っております。市民の利便性というのはとても大事なんですけれども、それ以上にコストパフォーマンスも考えなくてはならないと

思います。無駄を省くことが後々は市民のためになると思いますので。

開庁時間を短くして効率が上がったという自治体があります。ちょっと固有名詞は出せないんですけれども、H島県のA高田市というところなんですけれども、とてもいい事例がありますので、当市でもぜひ一度ご一考いただけないか、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市役所の開庁時間に関しましては、午前８時30分から午後５時15分までということが広く浸透しております。その中で、例えば、市民生活課の窓口など８時半開庁ということが分かっているので、その前に来てお待ちになっている方もおります。逆に、５時15分に閉庁になります。５時15分ぎりぎりに入ってきた方は、例えば住民票の交付を受けようとすれば５時15分ぎりぎりに申請をして、10分後とか、15分後とか、そのくらいに受け取るようになるわけですけれども、そういったことが市民の間に浸透してはおります。

これを、窓口を利用する市民にも大きな影響がございますので、他市町村の状況のほか、開庁時間を短縮するメリットは確かにあるかと思いますが、市民にとってのデメリットというのも大きいと思います。それらを勘案しながら調査検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇　林　　晴　道

○議長（飯嶋正利）　続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（１２番　林　晴道　登壇）

○１２番（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の、僕が林晴道でございます。改めて、この地域をつくってくださいました先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として過去にとらわれず未来を悲観せず、ここで一生懸命、凛とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、今年の元日に発生しました能登半島地震において被害に遭われた方々に、慎んでお

悔やみ申し上げ、心よりお見舞い申し上げさせていただきます。日本は、これまで幾度となく大きな困難に直面し、そのたび大きな底力を発揮し、人々が助け合い、そして力を合わせて乗り越えてきました。皆さん、我々の底力と絆がどれほどパワーを持つか、そのことを示してまいりましょう。

それでは、市民に選んでいただいたあふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

初めに、本市の財政戦略に関しての事項です。

日本は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み穏やかに回復していますが、一方で、世界的な物価高騰と、それに対応する各国の金融引締めによる海外景気の下ぶれリスクの対応を図りつつ、継続的な成長に向けた経済構造の強化を進め、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくとしています。

国が示す令和６年度予算において、少子化対策、子ども政策の抜本評価を含めた新しい資本主義の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることにより、めり張りのきいた予算編成としており、重要な政策の選択肢を狭めることなく、経済・財政一体改革を着実に推進するとしています。

地方財政に対しては、コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻すとし、デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率などの地方行政改革に取り組むとしており、令和６年度地方財政の課題において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を、令和５年度地方財政計画の水準を下回らないように実施、実質的に同水準を確保することが示されております。

そこで、本市の財政戦略に関しての１点目といたしまして、米本市長は、物価高の影響が依然続く市民生活、社会経済の中において、社会の変化や市民ニーズを的確に捉えながら、国の動向や本市の財政状況を踏まえて、将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを持続的に行えるよう、より健全な財政運営を推進するため、令和６年度当初予算の編成を行ったとしております。

では、物価の影響をどのように鑑みた予算編成であるのか。また、市長が重視した点について詳細を伺います。

次に、本市の財政戦略に関しての事項の２点目です。

本市の一般会計歳入においては、感染症や物価高騰の影響下であったにもかかわらず、税収の増や健全化判断比率についても、いずれの指標も国が示す早期健全化基準をクリアしており、健全な財政状況が図られております。

そこで、一般会計歳入の今年度予算の特徴を伺い、また自主財源確保の展望をお尋ねいたします。

次に、学校再編計画の報告に関しての事項であります。

現在、急速な少子化が進んでおり、多くの小学校で１学年１クラスとなり、さらには、児童数が１学年10人以下となる学校もあります。今後、児童・生徒数もさらに減少することを踏まえますと、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。

このような状況から、本市では平成28年に旭市学校のあり方検討委員会を設置し、子どもたちにとってより望ましい教育環境が提供されるための、学校のあり方を検討してきました。そして、平成30年３月に提言書が提出され、この提言書を踏まえて官民協働により旭市学校再編基本方針を策定いたしました。今後、これを基本として、地域の合意形成を図りながら学校の再編が実施されていきます。

そこで、学校再編計画の報告に関して教育長は、学校統廃合による地域社会の変動をどのように捉えているのか、その見識をご教示願います。

以上、３点の質問であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、１、本市の財政戦略について、（１）物価高の影響と予算編成方針について重視した点にご答弁申し上げます。

昨今の物価高は、様々な行政サービスにおいてコストが増加する要因となっており、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすものと考えております。こうした物価高の影響が今後も続くものと想定した上で、厳しい状況下においても、将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを行うため、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要があると考えております。

令和６年度当初予算の編成に当たりましては、そうした厳しい状況下においても、将来の旭市のために優先して実施すべきものとして、子育て支援策の充実と施設の統廃合を位置づけ、子育て支援策につきましては学校給食費の半額免除やファミリー・サポート・センター事業など事業の拡充や新設を行い、施設の統廃合につきましては保育所統合整備事業や、消防庁舎整備事業を着実に進めるとともに、学校再編推進事業なども継続して取り進めるよう、予算編成をしたところでございます。

また、それ以外の分野につきましても、最終年度を迎える第２期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標の実現に向け、関連する施策を着実に実施してまいります。

○議長（飯嶋正利）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから大きな１の（２）ということで、一般会計歳入と自主財源の確保について今年度予算の特徴と展望ということで、それでは令和６年度の市の歳入と自主財源の状況ということで、ご回答させていただきます。

令和６年度の国の地方財政計画では、定額減税による減収への対応や、子ども・子育て政策の強化、また人事院勧告等に伴う給与改定を含めた人件費の増や、物価高への対応などが示されたところでございます。市の一般会計当初予算につきましては、こうした地方財政計画のポイントを十分踏まえた上で予算編成に当たったところでございます。

そのような中で、令和６年度の一般会計歳入のうち、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金などの自主財源につきましては、金額は前年度より増となっておりますが、歳入総額も増えているため、歳入全体に占める割合は前年度から減となっております。そういうことから、自主財源の確保につきましては大きな課題となっているところでございます。

令和６年度を含めました直近３か年の一般会計予算における歳入総額と、そのうち、自主財源の額及び割合を申し上げさせていただきますと、まず、令和４年度歳入総額が287億1,000万円で、そのうち自主財源が103億8,981万円、割合にして36.2％、令和５年度は歳入総額305億円のところ、自主財源が109億8,265万円、割合で36.0％、令和６年度は324億8,000万円、うち自主財源が112億8,045万円で、34.7％と下がっております。

以上となっております。

○議長（飯嶋正利）　向後教育長。

○教育長（向後依明）　私からは、大きな２番の（１）学校統廃合による地域社会の変動について、見識と判断をとのご質問にお答えさせていただきます。

教育長就任以来、地域検討会議や代表者会議に出席し、地域の皆様の様々なご意見を伺ってまいりましたが、児童数が減少しているのでスピード感を持って統合を進めてほしいとの意見がある一方、地域から学校がなくなってしまうと寂しいなどの意見もありました。学校再編により地域社会にも変化が生ずるかと考えますが、地域の皆様のお知恵を頂戴しながら、学校跡地が地域の新しいコミュニティや活性化につながるよう、十分連携をしてまいりたいと考えております。

また、学校再編が新しい学校づくり、新しい地域づくりにつながる前向きな考え方で、これまでの地域の垣根を越え、社会全体で子育てを進める機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　それでは、ご回答いただきまして再度質問につなげてまいりたい、そのように思いますが。

初めに、本市の財政戦略に関しての事項１点目、物価高騰の影響と予算編成方針について重視する点の質問であります。

ここでは、通告に従い答弁者として求めておりますので副市長に伺いたいと思いますが、社会経済をどのように把握をし、それから社会変化、それから社会の市民のニーズということですね。市民のニーズをどのように捉えているのか、その点、具体的に伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　それでは、お答えさせていただきます。

まず、社会変化につきましては、内閣府の発表する月例経済報告などを注視することで、社会経済の状況、変化をいち早く把握するよう努めるとともに、地方財政計画はもちろんのこと、経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針などから、令和６年度の国の予算編成の動向を把握するよう努めたところでございます。

また、市民ニーズの把握につきましては、市では多様な意見交換会を実施しておりまして、そのような場でいただいた意見や要望などを、市役所内で情報共有しているところでございます。これは米本市長の掲げる六つの柱のうち、「現場主義、チーム旭でまちづくり」や「市長と対話集会を実施」に基づき行っているものでございます。

物価高に対する意見等はもちろんですが、市民の方々が旭市のまちづくりについてどのように考えているか。また、そのことに対し行政としてできることを、スピード感を持って実現させるために実施しているものでございます。社会変化や市民ニーズを的確に把握することは、誰もが住みやすい旭市を実現するために、大変重要なことであると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　物価高の影響が依然続く市民生活についての認識を確認させていただ

きましたが、社会の変化を、内閣府発表の月例経済報告ですか、などで確認をして、市民のニーズを、市長との対話集会だとか多様な意見交換会を実施しているというような答弁をいただきました。

物価高が依然続く中、市民生活に対しましては、今年度予算にこれがどのように反映させる、どのように示す今年度予算編成となっているのかもう一度、飯島副市長に見解を伺いたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、これまで進めてきた市民ニーズの把握と国が示す骨太の方針などを基本とし、これまで長く続いたコロナ禍への対応につきましては一旦落ち着いたものと捉え、また昨今の物価高につきましては、現在の世界的な社会情勢に鑑みその影響は当面続くものと想定し、予算編成に当たったところでございます。

そのような中で、国が少子化対策、子ども政策の抜本強化を重要政策課題と位置づけしたように、旭市においては、子育て支援策の充実と、保育所、消防分署の統廃合の推進が将来の旭市のために優先して実施すべきものとして重点を置いたところであり、結果として、令和６年度の一般会計予算は、合併以降２番目に大きな規模となったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　米本市長より示されました今年度の予算編成の案でありますが、今副市長おっしゃいましたように、その規模が大変膨らんで大きくなってしまっております。しかしながら、それに見合う歳入の増加が見込めないために、財政調整基金の切り崩しをして、その繰入額も大きくなっている、そういうところでございますが。

では、その点について具体的に伺いますので、そのことによって行政サービスの低下など各種事業への影響も含めて、市長もしくは事務担当者でも構いませんから、ちょっと細かい点、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えさせていただきます。

令和６年度予算につきましては、物価高の影響も含めまして人事院勧告等に伴う人件費の

増、さらには生活保護扶助費や児童手当給付事業など、民生費関連の扶助費の増などによりまして歳出が増加する一方、歳入はそれほど大きな伸びが見込めず、その結果、一般財源の不足によりまして、令和６年度予算での財政調整基金の繰入れにつきましては７億4,200万円、前年度比で２億3,600万円、46.6％の増となっております。

このような一般財源の不足の状況につきましては今後も続くものと予想され、財政調整基金からの繰入れも続いていきまして、その残高は減少していくものと思われます。

そこで令和６年度予算については、そのような厳しい財政状況の下、市民サービスの向上のため各種施策、事業の優先順位の明確化と、それに基づく選択と集中を一層進め、徹底した効率化、事務改善などによる支出の抑制に取り組んだ予算内容となったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時　５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　引き続いて一般質問を再開いたしますけれども、次に本市の財政戦略に関しての事項２点目であります。一般会計歳入と自主財源確保について、今年度予算の特徴と展望に移りますが、歳入については、引き続き堅調に推移することが分かりました。歳出では、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や老朽化の進むインフラ、公共施設等の維持更新に関わる経費の増加が避けられない。そういう中で、エネルギー価格の高騰や物価高騰による経常経費の上昇が引き続き懸念されるということから、加速度的に財政負担が増えていくことが予想される。そういうことでありますけれども、本市全体の財政課題をしっかりと把握をして、メリハリのある何と言うんですか、財源の配分というのが必要であろうかと、そのように思います。

では、再度、副市長に市全体の財政課題をどのように把握をし、メリハリのある財源の配

分に対しては、どのような見識であるのかを伺います。

また、自主財源の確保に向けては、本市のふるさと納税制度において、明確なビジョンを示し、その実効性を確保することが必要だというように思いますが、その点に関して担当課の見解をお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　それでは、回答をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、米本市長が実施している多様な意見交換会でいただいた意見・要望などを踏まえるとともに、総合戦略での掲載事業に配慮した予算としたところでございます。

具体的な質問として、財源配分に関しましては、「健全な財政運営の維持」を第一として、物価高騰や人口減少・少子高齢化などの社会情勢への対応や子育て支援策の充実などに重点を置いたものでございます。

全体といたしましては、厳しい財政状況の中、基金を活用するなど、限られた財源の中で、各施策についてバランスの取れた予算になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ふるさと納税のビジョンという質問でございました。

回答になりますが、ふるさと納税、ふるさと応援寄附の取り組みにつきましては、行政資源を最大限に活用し、徹底した行政改革を推進するために、策定しました行政改革アクションプランの中の「自主財源の確保」に、平成28年度から記載をしております。

寄附額は、年々増加しておりますので、今後も引き続き本市の魅力を知っていただき、応援しようとする意識を高めていただくため、特産品や地域資源を生かした返礼品の充実を図り、新規の寄附者や継続的に寄附をしていただけるリピーターを増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　ここまで副市長に何度かご回答をお願いして、ご回答を賜りましたけれども、副市長になられてからの今までの発言を聞きますと、どうにも今までの経験、それから経験則を基にお話しをされていることが、ほぼほぼそういうことが多かったんです。や

はり今は時代が進むのが早いですね。それから、やはり予期せぬ出来事が多いんですよ。コロナや震災・地震なんかもそうなんですけどね。そうなりますと、どうしてもその過去の経験だとか、そういうのでは追いつかないということがあろうかと思って伺いました。温故知新、これは必要です。しかしながら、そういう面から伺ったんですが、しっかりとご回答をいただきました。今後ともどうか行政のためにご尽力いただけたらと思います。

それから、ふるさと納税でありますが、僕は本市の数ある事業の財源として、恒久的に見込むことは難しい制度だと認識をしております。そのことは市長も同様であるのかなと推測します。しかし、本市はもとより、これは市民のイメージにつながると考えますので、この制度がある限り続く限りにおいては、明確なビジョンを示し、事業に取り組んでいただきたいのですが、担当課の答弁では、この事業に対して、どうしても不確定な要素が多くて、全く実効性に乏しい状況でありますので、方向性を失った無計画な事業と感じ取れます。このふるさと納税制度では、区会や各種団体との連携を強めて、チーム旭で自主財源の取り組みに参加してもらいたい、そのように提案型の質問をいたします。

では、歳入がこの感覚では、歳出の削減をすることが、財政運営上、重要になってまいります。人口減少対策や子育て支援などが、重要視されていく中での財源確保となりますと、自治体が担う行政サービスを維持しつつ事業の選択、それから集中が求められていくと思いますので、ここで事務事業評価について確認をいたします。

この事業の整理、統合、廃止など、歳出削減は厳しい段階を迎えていると感じますけれども、直近の成果についてと、この評価結果を基に、どのような改革や改善が行われていたのかをお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　事務事業評価ということで、私のほうからご回答させていただきます。

まず、実績ということでございますけれども、令和５年度は旭市総合戦略の施策に位置づく事務事業である260事業につきまして、令和４年度の実績に関する評価を行いました。260事業に対して設定されております423の成果指標について、全体の７割強の302の指標で成果が維持、向上している一方、２割強の101の指標が伸び悩み、約５％の20の指標では、成果が低下という状況でございました。事務事業評価は、市が実施する事業の目的や必要性を明確化し、その成果を指標などを用いて、客観的に評価・分析を行うことで、課題を見つけ事

務改善や事務事業の編成整理に反映させることを目的としております。

成果としましては、評価・検証する取り組みがマネジメントサイクルの一環として定着したこと、職員のコスト意識や成果を重視する意識が向上したことなどが、成果として得られているものと思っております。

将来にわたって健全な財政運営を維持していくためには、より効率的な行政運営を追求していく必要がございまして、事務事業間の優先度の検証や予算編成へのより一層の活用など、さらなる有効活用に向けて評価を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　今後、自主財源の確保が厳しさを増してくれば、投資的経費の割合が削減され、経常的な支出も削減されていかなければならなくて、旭市の特徴を生かした政策の実現が難しくなってしまいます。その中、保育所の統廃合や学校の再編が動き出しました。旭市は、合併して間もなく20年を迎えますけれども、四つの市町が一つとなり、同じような施設が複数存在しております。保有する資産の最適化や施設機能の再配置をどのように行っていくのか、長期的な視野に立った公共施設の活用が求められていこうかと思いますので、経費の節減、それから合理化に努め、公共施設を再編して最適化することについて、担当課の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　公共施設の再編ということで、私のほうから回答させていただきます。

市では、将来にわたって市民の重要な資産である公共施設等を適切に維持管理していくために、公共施設の今後の在り方を検討した旭市公共施設等総合管理計画を策定し、施設再編を進めてまいりました。今後もこの計画に沿って進めてまいりますが、施設を更新する際には、原則として複合化や集約化を検討するほか、他の施設への用途変更による有効活用についても検討していきたいと思っております。

人口減少や少子高齢化等の進展により、厳しい財政状況が予想されますが、地域住民や利用者のニーズを的確に把握するとともに、保有する資産の最適化、再配置に努め、長期的な視点に立ちまして財政負担の軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　施設の再編も、学校の統廃合同様、やはり丁寧に地域住民との話合いや説明が必要であろうかと思うので、なかなかこれも難しい難題が多いんであろうなと思いますけれども、やはり財政が厳しいんだと、皆さんよく出る言葉でありますので、その辺も並行して、これこそチーム旭、全庁一体となって施設のほうの統廃合も進めてもらいたい、そのようにご要望いたします。

次に、学校再編計画の報告に関しての学校統廃合による地域社会の変動について、教育長の見解と判断でありますけれども、現在、少子化により児童・生徒数が減少している中で、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するために、令和３年３月ですか、旭市学校再編計画策定委員会から、学校の再編計画報告書というのが提出されたということです。そのことを踏まえて、やっと旭市学校再編基本方針というものが策定されております。

よって、この基本方針について、地域への十分な説明とご理解をいただきながら、学校の再編を進めていくものだと、そのように思います。特に、子どもたちの教育環境を第一に考えまして、地域の意見を丁寧に聞くことがとても大切でありますので、その点、本市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　議員のおっしゃるように、学校再編で一番に考えるべきは、子どもたちにどのような学習環境を提供できるかということでございます。一方で、各学校にはそれぞれ長い歴史とすばらしい伝統があるため、地域の皆様のご理解も大切であると考えております。これまで市民の皆様のご理解を得るために、各関係団体及び保護者説明会を開催し、保護者を対象にアンケートを実施いたしました。

（仮称）干潟地域小学校につきましては、３小学校において各地域の保護者代表や地域住民代表などで構成する地域検討会議をそれぞれ４回開催いたしました。現在はその各地域で統合について意見がまとまって、代表者会議を実施しているところでございます。今後も、この地域検討会議や代表者会議などで地域の意見を丁寧に聞いてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　必要というか重要なので再度申し上げますが、特に子どもたちの教育

環境を第一に考え、地域の意見を聞くことがとても大切であります。地域検討会議、それから代表者会議です。これらの地域の意見というのは、徹底的にしつこいくらい聞いていいと思います。しかしながら、児童が減少している地域が、やはり少子化の影響でどうも苦労しておったり、減少率が早いんですよね。少なければ少ないほど子どもの数が減っている、児童数・生徒数が減ってきているというのが実情のようであります。その児童が減っている地域においては、これは難しいんだが、スピード感を持って取り組む必要があろうかとも思うので、厳しい中ですが、その点、本市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　本市の児童・生徒数は減少傾向が続いておりまして、2060年には2020年の約半分になるという推計が出ております。旭市学校再編基本方針におきましては、2030年を目安に全校の再編に着手するとしておりますが、児童・生徒数の減少には地域の偏りもありますので、児童・生徒数の減少が大きい地域から、やはりスピード感を持って進めていくことが大切だと考えております。特に、干潟地域の小学校は、児童数の減少が大きいことから、先行して再編に着手しておりますが、他の地域につきましても児童・生徒数の推移、あるいはアンケート結果を考慮しながら再編を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員。

○１２番（林　晴道）　今後とも旭市学校再編基本方針を基本として、地域の合意形成を図りながら、学校の再編が実施されていくものと思いますけれども、なかなか先ほどおっしゃいました自分の地域の学校がなくなると寂しい、これはどこでもありますね。本当にそうなんです。つい30年、40年前までは、やはり人口の減少がなかったから、新たな学校や新しい施設が増えてきたんですけれども、やはりここに来て、それらを見直さなければならない時期なんだろうなと、そのように思っています。

このときに、やはり一緒にならないこの取り残された地域が出ますと、そこもまた、では向こうに行けばいいのか、適当にこうなのかというような残った地域の今度考えも、なかなか大変なものがあろうかと思います。ぜひ、この計画にのっとって、事業の進展を大変ですけれども、教育委員会の皆さんには遂行していただきたいなというように感じておるところであります。地域のご意見は、多岐にわたって様々なご要望があろうかと思いますので、要所要所においては、教育長ご自身がリーダーシップを発揮して意見調整、判断だとか決断を

しなければならないことがあろうかと思います。

そこで、最後に僕の好きな言葉でありますが、「本質を捉える知」、「他者を感じる力」、「先頭に立つ勇気」であります。向後依明教育長におかれましては、先頭に立つ勇気を持って、堂々と挑んでいただきたいと思いますので、今定例会の僕の最後の一般質問として、再度教育長にお気持ちを聞かせてもらえたらありがたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　学校再編に対してリーダーシップをというような言葉をいただきました。お答えいたします。

旭市の未来を担う子どもたちが、それぞれの持つ可能性を最大限伸ばしながら、心身ともにたくましく成長できる環境づくり、これは私たち大人の大切な役割だと考えております。地域の皆様が、学校再編に対して様々な意見や考えを持っていることは十分承知しておりますが、統合による子どもたちが互いに学び合い、高め合いながら成長できる笑顔と活力にあふれる学校づくりは、未来のよりよいまちづくりにもつながってまいります。よりよい学校再編は、本市における重要課題の一つでもあり、引き続き地域の皆様への丁寧な説明を繰り返しつつ、十分なご理解、そしてご協力が得られるよう、教育委員会を代表するものとして全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の一般質問を終わります。林晴道議員は自席へお戻りください。

◇　木　内　欽　市

○議長（飯嶋正利）　続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１９番　木内欽市　登壇）

○１９番（木内欽市）　19番、木内欽市です。

令和６年第１回定例会において一般質問を行います。

今回、私は、４項目８点について質問を行います。市長並びに担当課長の前向きな答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず、最初に市長の政治姿勢について伺います。

就任２年を振り返り、今後どのように市政運営を行っていくのかお伺いいたします。

次に、近隣市町との連携について伺います。

近隣どこの市も、人口減少に歯止めがかかりません。税収減も歯止めがかかりません。いよいよ厳しい時代に入ります。有史以来、人口が減って栄えた国は一つもありません。これは、国だけでなく県、市、我々の住む地域にも同じことが言えると思います。自治体間競争の時代は終わりました。これからは、近隣の市町と連携をしながら政治を進めていく、その時期であります。あわせて、経済活性化のためにどのように進めていくのか、２点お伺いをいたします。

質問の３項目めは、雇用の創出についてであります。よく進出企業を図り、雇用の増大に努めると言いますが、昨日も島田恒議員の同じような質問がございましたが、なかなかうまく行ってないのが現実であります。鎌数の工業地帯の空いていた工業用地は、全て太陽光発電になりました。今現在、工業用地は空地はないんです。進出企業が来ようにも、土地はありません。これは、県が進出企業が見込めないということで判断したのでしょうから、市が改めて工業団地をつくる必要もないと思います。

先月の20日頃でしたか、見た方もいらっしゃいますが、千葉日報の第１面に、ＪＡＬ、航空貨物に参入、航空機を買う、13年ぶりというのが出ておりました。航空貨物の増大をにらんで、国外はもちろんですが、国内も成田空港を拠点に各地区を結ぶ予定だそうであります。昔は、大都市江戸に近い利根川水運で、佐原、小見川が、そして銚子が栄えました。その後は、大きな貨物船が入港できる神戸であるとか横浜の大都市が栄えました。これからは、文字どおり、空の港、空港の時代です。

成田空港は、今、第３滑走路がもう四、五年で完成するんですが、このＣ滑走路が完成すると、単なる滑走路が１本できただけではないんです。1,200ヘクタールの空港面積が2,300ヘクタール、30万回の離発着回数が50万回、今現在４万人の雇用が新たに３万5,000人増えるんです。世界有数の成田空港は、世界で９番目くらいに位置するんですが、その大きな成田空港が、もう１個できると同じことなんです。

そうしますと、成田空港から30キロメートルの距離にある本市にも、非常に大きなメリットが生じます。と同時に、デメリットも生じます。多古、成田方面への道路の拡張、バイパスの整備も必要だと思います。この成田空港は45年くらいたつんですが、私たちがちょうど成人するか、その頃だったと思いますが、その頃からあの道路は全然変わっていません。今、千葉県では、ほとんどのところの道路が、成田空港を中心に圏央道、千葉西道路も完成をしました。成田からこちらの地域の道路だけは、全くそのままであります。これを何とかしな

いと今はいけない、そんなふうに思います。

質問の最後は、近隣市町との連携はもちろんですが、都市間との交流も必要だと思います。今現在、茅野市と旭市は姉妹都市を結んでいます。茅野市は、海がなくて旭市は山がなくて、そういうないものと姉妹都市を結びました。沖縄県の中城村とも姉妹都市を結んでおります。現在の状況について、またこれから新たに都市間交流を結ぶ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上で、私の第１回目の質問を終わります。再質問に対しては、自席で行います。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、１、市長の政治姿勢について、（１）就任２年を振り返り、将来の方向性についてご答弁申し上げます。

就任から２年間の取り組みを振り返りますと、まずは新型コロナへの対応として、ワクチン接種体制の充実を図り、感染防止の徹底に取り組んだことはもちろん、一方では経済回復に向け、また物価高騰への影響なども踏まえながら、市民や事業者への支援を行ってまいりました。

また、私が選挙時に掲げた「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針に基づき、前市長から引き継いだ既存事業についても、私のまちづくり方針と合致しているか、課題や問題点を整理し取り組んできたところでございます。

少子化や人口減少対策といたしましては、「ストップ少子化大作戦」と題し、結婚・出産・子育て・定住を一連のものとして捉え、分野横断的な切れ目のない支援を展開するとともに、学校給食費の負担軽減を含めた子育て世帯への経済的支援や、シティプロモーション、保育所や学校の再編にも取り組んでまいりました。

また、私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政につきましては、「市民と市長との対話集会」をはじめ、地域意見交換会や子ども議会などで、様々な分野・世代の方々から、まちづくりに対する率直な意見等を伺ってまいりました。

今後は、少子化が進展する中で、引き続き現在進めている保育所や学校の再編に加え、安全・安心なまちづくりに向け、水道施設の耐震化なども進めていくことが重要と考えております。

市政方針でも申し上げましたとおり、令和６年度は、次期の総合戦略を策定することにな

ります。策定に当たり、本市が重点的に取り組むべき施策を再確認するとともに、ＳＤＧｓの推進やまちづくりへのデジタル技術の活用を含め、幅広く市民の皆様の意見を取り入れるとともに、国土強靭化についても、必要な見直しを行った上で、地方創生と国土強靭化を柱に、総合的なまちづくりを展開していきたいと考えているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、大きな２の（１）、それと３の（１）、４の（２）についてお答えいたします。

まず、２の（１）になります。近隣と連携した取り組みはという質問でありました。

一部事務組合で行っていますし尿を含む一般廃棄物処理や上水道事業以外では、まず九十九里地域での共通課題の解決を議論する組織として九十九里地域市町村連携チームが、令和５年２月に設立されております。この組織は、海匝、山武、長生の各地域振興事務所と、その管内の本市を含む16市町村が参加しており、活力ある地域社会の実現、人口減少の緩和、地域内経済循環の実現を図ることを目的としております。現在のところ観光の振興と移住・二地域居住の促進について、プロジェクトチームを立ち上げて議論をしております。

また、成田空港からの人、物、財の流れを県内に取り込み、成田空港を成長させるとともに、千葉県の経済の活性化に寄与することを目的としまして、成田空港活用協議会が平成25年に設立されております。この組織は、千葉県と県内市町村及び県内の様々な企業等が会員となっており、毎年、空港関連事業者と企業や商店を集めた集団商談会や、農産物の輸出促進に関するセミナー、空港の機能強化により、今後増加が予想される空港関連企業の従業員を確保するため、高校生などを対象に空港関連業種を紹介する出張授業などを実施しております。

続いて、３の（１）になります。本市のメリットということでありました。空港関連の雇用が増えるのはメリットだと思いますけれども、その旭市の影響についてということで回答いたします。

旭市から成田空港までは、車で約50分の通勤圏内であり、空港関連の雇用が増えることによる本市への移住定住者の増加や、人口の流出抑制につながるものと考えております。空港関連の雇用状況について情報を収集し、市の移住サポートセンターと連携して、移住希望者に対し情報提供をしていきたいと考えております。

続きまして、４の（２）になります。都市間交流、姉妹都市を新たに締結する考えはという質問がありました。

茅野市とは、昭和49年に当時の旭市に対し、海辺のまちとの提携を検討していた茅野市から打診があり、市民・各種団体、産業、経済、教育文化の交流を図ること、両市を広く内外に紹介することなどを目的として、姉妹都市として提携いたしました。

中城村とは、平成10年に当時の飯岡町において沖縄県交流事業が実施され、小学校児童による相互訪問及び体験学習を実施しておりましたが、平成17年の市町村合併の際に、再度、友好交流市村宣言を行った後、平成24年に、相互に教育文化、産業経済などの交流を図り、住民の友好と親善を深め、相互に発展することを願い姉妹都市として提携いたしました。

このように都市間交流は、都市間の共通の交流目的をもって前進するものと考えており、現時点で新たな都市間交流の予定はございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問事項の２番目、近隣市町との連携・交流についての（２）番、地域経済の活性化に向けての今後の予定について、まずお答えいたします。

先ほど企画政策課長からもご答弁ございましたが、現在、千葉県において、地域連携における新しい地域社会の実現を目指した九十九里地域市町村連携チームというのを結成しておりまして、その中で新しい観光振興のほうを目指しております。関係市町村との地域の様々な関係者が一体になりまして、多様な地域の魅力を再確認しながら、観光コンテンツ、これは地域資源を活用して、旅行者に提供する滞在・体験プログラムやツアーといったものを観光資源を造成、付加価値を高め合う観光業・宿泊業の発展に現在取り組んでいるところでございます。

続きまして、新たな雇用の確保についてというところで、成田空港拡張に伴う今度はデメリットというお話でございました。商工観光課からは、空港が拡張されることによる本市の雇用に与える影響という視点でお答え申し上げます。

成田空港の拡張によりまして、いわゆる人・物・金が周辺に集まってくることが予想される中、成田空港近辺にも大きな雇用が生まれるということも予想されることから、逆に言いますと、市から空港近隣のほうへ労働力が流出していくということも予想されるというふうに捉えております。しかし、拡張により期待される空港周辺への人の定着、集まりに対して、逆に本市をアピールして、移住・定住へ導く機会でもあるというふうに捉えることもできるかなというふうに思っております。

また、デメリットとは違いますけれども、空港を中心とした近隣地域へ人が集まるということは、市の商業面、あるいは観光面においても、人を呼び込む大きな可能性を秘めているというふうに考えております。今後デメリットということにも限らず、空港拡張に伴いまして、市にもたらされる様々な影響につきまして調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、３項目め（３）多古、成田方面への道路の拡張、新設についてお答えいたします。

空港に関連しての道路の拡張や新設については、現在のところ計画はございませんが、成田方面へ向かう通勤時間帯の交通量が多いことは、認識しております。

地域間を連絡する道路の整備になりますと、県の役割となってくるかと考えております。県及び近隣市町で構成される広域道路についての協議会がございますので、その中で、渋滞箇所の解消・緩和を含め、調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、４の（１）姉妹都市茅野市との現在の交流状況についてお答えをいたします。

姉妹都市である茅野市との児童交流事業につきましては、令和５年度は４年ぶりに事業を再開し、市内小学５年生20名の児童が、８月２日から４日までの３日間、茅野市を訪問いたしました。

茅野市青少年自然の森に宿泊し、尖石縄文考古館や縄文集落の見学、茅野市の児童とお互いの市の紹介や野外炊飯、キャンプファイヤーなどの体験活動を通して親睦と友情を深めることができました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、沖縄県中城村との現在の交流状況についてお答えいたします。

沖縄県中城村との交流につきましては、令和５年度は６月29日から７月１日までの３日間、市内３校の小学生20名の児童や引率教員などで構成する沖縄交流事業団が沖縄県中城村を訪問し、沖縄の児童との交流学習のほか、沖縄県の文化や歴史、自然等の体験学習に参加したり、中城村の給食をいただいたりするなどの交流を行っております。

また、11月９日から10日の２日間、沖縄からの交流団を旭市に迎え、袋お囃子保存会の獅子舞やお神輿を体験するなどの交流会を実施したほか、千潟小学校を訪問し、旭音頭サンババージョンや旭市の食材を生かした給食などを通して交流を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　それでは、再質問を行わせていただきます。

市長の政治姿勢ということで、私も議員になってから町長が１人、市長が３人目の市長にということになりますが、おこがましい言い方ですが、非常によくやっていらっしゃるなと感じております。点数をつければ結構いい点数だと思います。

ただ、これから望むのは、先ほど林晴道議員の質問にも、リーダーシップという言葉が出ました。昨日も島田恒議員が、何度かリーダーシップを発揮してほしいというような質問が出ました。そのとおりで、私もそうなんです。この後の質問も、全てそれに関連していますので、オール旭で皆さんの意見を聞くのは非常にいいことだと思います。ただ、あまり意見ばっかり聞き過ぎちゃうと、ある程度のところで意見を聞いたら市長が決断して、こうやるんだと行かないと、これは何もできません。

今、学校の再編計画も進んでいますが、これを皆さんの意見を聞くのは非常にいいことですよ。この後、干潟地区が済んだら海上地区、飯岡地区へ行くでしょうけれども、どこでも皆さんの何十人の意見を聞くのはいいんですよ。ある程度聞いたら、今度は必ず反対の意見が出てくるんです。近隣を見てもそうです。どこを見ても、文化会館を一旦潰すとなって、病院でもそうですが、一旦なくすとなると、今度は反対の声がわっと出てくるんです。文化会館は、お年寄りの方が、私は成人式をあそこでやったんだよと、なくさないでほしいと、当然です。病院だってそうです。ほかには病院はあるんですが、この病院がなくなったら大変だ、大変だとなって、反対運動が起きてリコール騒ぎまで出ちゃう。そうすると、決断したら踏み切れませんよね。

ですから、ある程度聞いたら、市長はもう全員の賛成なんてあり得ないんですから、いっていかないと何も進みません。例えば、学校の再編だってそうです。一番遅れているのが旭市です。周りを見てください。どこもみんな再編はやっているんですよ。匝瑳市からどこから、東庄町から銚子市から、旭市だけまだ何もやっていません。これもありますから、ある程度のときまで来たら、あとは決断しないとできませんので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。意気込みをお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　木内議員がおっしゃるとおり、例えば学校や保育所の再編でも、総論では賛成だが、各論では反対など、それぞれの方々の立場により、様々なご意見があることは承知しております。しかしながら、私がまちづくり方針として掲げている豊かな旭を次世代への実現のためには、今後厳しい決断を迫られる場面も出てくるかと考えております。

大きな政治判断が求められる場面では、市政運営における市の最高責任者である私の責任において、覚悟を持って決断するとともに、市民の皆様や議会の皆様にご理解いただけるよう誠心誠意努めてまいる所存でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　力強いご答弁、賞賛の声も出ましたが、我々議会としても、これはご存じのように、執行部の旭市のトップは市長です。我々議員は、市民から選ばれた議員の集まりです。ですから、我々20人の議員も、立場は違いますが方向は同じです。ですから、何かあったときには、我々も全力でそれは支えるとはあれですが、私も同じ考えでございますので、どうか自信を持って進んでいただきたいと思います。

次の質問に行きます。これも関連しますが、場合によっては市長のご答弁をいただくようになるかと思いますが、よろしくお願いします。

地域の共通課題は、やはりいろいろありますが、消防とかもありますが、当然、水道とかも一緒にやってしまえば、例えば銚子市があって、旭市があって、匝瑳市があって、例えばループ化で全部つなげば無駄もなくなると思います。水道だって末端の水は、腐ってしまうから捨てているわけです。無駄なんですね。ですから、そのループ化とかもこれからは必要になると思います。消防でもそうです。消防は広域化で本部から指令が行きますから、ある程度はできていますね。

一例を挙げますと、うちのほうなんかは旭市の一番外れですから、夜ちょっと犬を散歩していたら、うちのすぐ近くで救急車が鳴るんです。誰か病人だなと思って行ったら、１台の救急車は旭の方面から来るんです。もう１台の救急車は、東庄町のほうから来るんです。何でと後で聞いたら、心臓だとかそういう場合には、やはり連携で一番近いところ、だからうちのほうは香取市から来たほうが近いんです。そういう場合は、そこへ来ます。ですから、

ある程度の連携もできています。

ですから、よく言われます。はしご車も３億円か４億円して、年間の維持管理が1,000万円か2,000万円するんです。いまだかつて幸いなことに、出場したことは一度もありませんけれども、これだっていいと思うんです。各市で銚子市も１台持って、旭市も持って、香取市も持って、匝瑳市も持って、これはやはり無駄というか、そういったこともあるんで、これからどんどんそういった面も進めていただかなければいけないと思いますので、ぜひよろしくお願いします。回答は結構です。

それで、今後の予定についてお伺いをいたします。何をやるにもやはり広域ですから、海匝はよく一緒にやっていますね。ごみの処理場をやっています。ぜひ、この広域化で、成田空港の関係でもそうなんですが、今は北総11市で会合を持っていますが、北総11市というと、白井市とか佐倉市とかが入るんですが、これは単に千葉県を三つに分けて、うちのほうは北総のブロツクに入っているだけですが、実際の経済圏は海匝、匝瑳市、銚子市と、あとは成田市からこっち東部５市が共通の課題はこれだと思うんです。ですから、そちらとのほうの連携もこれから深めて行くべきだなと思うんです。

ですから、間もなく東部五市体育大会というのが始まります。今年は旭市が会場です。私なども昔ちょっと出ていたもので、昨年は銚子市だったのですが、見に行ったら40年ぶりの人でも、その当時一緒に戦った相手は、おお、誰々さんってすごく親しいんです。ですから、そういった交流も必要だと思うんです。今現在、東部５市で市長とかの交流はなさっているとは思うんですが、そのような交流、あるいは職員間の交流、昔は何か野球をやったりいろいろしたりしたんですが、そういった交流も、これから何かを進める意味で大事だと思うんですが、今現在は、どのようなことがありますでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　産業の活性化や人口減少対策、公共交通など、様々な地域課題を解決するためには、市単独ではなく近隣、広域の自治体と連携して対処することは重要であると認識しております。本市では、近隣３市共通の事業を一部事務組合において、集約して行うことで効率化を図るとともに、九十九里地域連携チームのような既存の組織の活用だけではなく、今後、東部５市など近隣の自治体と密接に連携を取り合い、必要があれば共同で事業を行うなど、柔軟に対処していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、近隣市町との親睦につながる取り組みという質問でありました。

まず、先ほど木内議員がおっしゃいましたけれども、五市体育大会は毎年開催しておるところです。あと５市ではないんですが、東総地区の３市では、野球を通じて交流と親睦を深め、地元出身プロ野球選手の技術や心構えを学び、将来の技術の向上と人間形成の礎とするため、東総地区三市交流野球教室も開催しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　１分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　それでは、２項目めの２、地域経済の活性化について。今後の予定について再質問を行います。

観光面でもやっぱりいろいろメリットがあると思います。北総４都市、日本遺産に指定された４都市ありますね。城下町佐倉、それから門前町成田、佐原、銚子、こう来るルートですね。ですから、それをそのまま帰られちゃったんでは何にもなんないんで、ぜひその、匝瑳市にもいい例えば美術館だとか日本で最初の大学だとかありますが、旭市にもありますね。

ちょうどこの時期がすごい見頃で、菜の花と河津桜、この黄色とピンクの、これが蛇園地区と岩井地区ありますが、これがやっぱり、これどこにも負けないと思うんですよ。休日など行くと結構観光客が来ててね。そういうところもちょっとアピールして、銚子まで来たら、今度逆に旭を寄ってもらって、その菜の花いろいろ見てもらって、あと大きなお寺、龍福寺もありますし、道の駅もあります。それから、匝瑳へ行って、東金も回ってもらう、そういったようなこれから取り組みも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁ください。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　北総四都市江戸紀行というお話ございました。日本遺産に認定を受けたというところで、今現在、様々なＰＲをやっているということは認識しております。こういう取り組みは、観光振興の観点からもとても参考になるなというふうに私どものほうも考えております。

先ほどご答弁申し上げましたその九十九里連携と併せて様々な観光資源ございますので、そういったものを今度いろいろな組合せで広域的な観光周遊といいますか、そういったものをこれから検討する機会というのは多々出てくるかと思いますので、そういう機会を捉えまして、しっかり検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　ぜひよろしくお願いします。

３項目め、成田空港拡張に伴う本市のメリットについて。

これ、本当に物すごいメリットがあると思うんですよ。たまたまこの新聞記事を見ると、農林水産物、成田で飛躍、あと、これは熊谷知事が拠点性を武器に企業誘致、これも成田ですね。こう見ると、議長会のときも話が出たんですが、成田空港の恩恵を受けるのが成田の西ばっかり、ほんとにそのとおりなんですよ。多古に大きい物流基地１個できるだけで、これももう成田と同じですから。そうすると、あとヒューリックの物流施設、ＳＭＳの研究開発拠点、これ柏市、アメリカグーグルのデータセンター、印西市、メルセデスベンツ日本の本社移転、これ千葉市、これ全部向こうなんですね。

ですから、お願いしたいのは、先ほども市長にもお願いしましたが、ぜひこちらで連携をしてほしいという、こういうことです。

それで、成田空港のメリット、本市にとって大きなメリット、これが輸出の重点品目として、サツマイモ、梨、有望品目として米、メロン、イチゴ。これ、たまたま全部旭市の特産物なんですよ。当然千葉県一の農業生産額、全国でも、今下がっても９位か10位ぐらいでしょう。この旭にとって大きなメリットなんです。

これで見ていきますと、イチゴなんかというのは、今海外の富裕層に非常に人気があるんですが、これの場合にも、イチゴはよく熟す前に取るそうなんですよ、こうやってやる場合には。ところが、空港だと、取ったのをそのまま航空でできるんで、そういうメリットもあるというんです。

ですから、大いにその旭の農産物に限っても成田空港メリットありますので、それにはや

はり、この後言いますが、道路網の整備とかですが、そういった様々メリットがありますので、農水産課としても、こういうメリットは大いに生かして研究していただきたいと思います。いずれも旭の結構売上げ占めるやつですからね。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　ちょっと全く注目していなかったんですけれども、確かに成田空港の拡張に伴うといいますか、成田市のほうでも、新市場ですか、ワンストップで輸出とかできるという機能ですけれども、そういったのができましたし、そういった意味ではここから近い圏内でありますので、そういった輸出の関係で米のほうなんかも国のほうが国内の需要が伸び悩んでいるというところで、米のほうもこれから輸出というところでいろいろ施策を講じていくというううわさも聞いていますので、それとも鑑みながら市場中心に行われるいろんなマッチング、要は業者さんと農家さんと輸出の業者さんとかのマッチングを県が設定したりしますので、そういった情報を広く農家さんのほうには伝えながら、そういうのを進めていければと思います。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　いきなり質問を振ってしまって、いいご答弁ですね。満足です。

それでは、デメリットについて伺います。

メリット面もありますが、デメリットも当然あると思います。一番私が心配するのが、航空機からの落下物といいますか、飛行機は大体１万メートル上空を飛んできますから、100メートルで0.5度ずつ気温が下がるんで、マイナス50度ですね。すると、氷の塊ができますね。それで、車輪を下ろすとそこから落下するというような危険性が常にあるわけです。

最近よく思うんですが、最近やたらこの旭市の上空を航空機が飛行するんですよ、真上を。大体鹿島灘のほうからこう行くんでしょうけれども、通常は。ところが、向こうには自衛隊の百里基地があるんで、上空は民間機が飛行できないということで、トンネル上に航路は確保してあるそうなんですよ。ところが、パイロットは狭いから危険だから、ついついこっちの上空を通るということなんですが、離発着回数がこれから30万回が50万回に増えると、当然旭の上空を飛行することも予想されますよね。

そういった面に対しての、大体もう航空機事故の約７割は離発着時に起きているっていうんですね。魔の11分間と言うそうです。着陸のときの８分間、離陸時の３分間、そうすると、ちょうどこの辺が一番その該当するところなんですよ。そういったことに対してのちょっと

危険性というようなものを皆さん方は把握しているでしょうか。どなたでも結構です。お答えください。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、最初に懸念される落下物の状況についてお答えします。

飛行機からの落下物につきましては、数年前までは毎年２件程度確認されていたようですが、直近では令和４年２月に飛行機の部品の落下が確認されているようです。

なお、氷とかについては、海上で足を出して落とすというようなことをやっているそうです。

あと、旭市の上空が増えるのではないかというのと、事故の危険性はというお話がありました。

まず、旭市上空は、その航空機の行き先であったり混雑状況によって飛行するもので、全部の飛行機が上空を通過するものではありません。

旭市上空を飛行する標準飛行コースというのがございます。ちょっと事故とは離れてしまうんですけれども、本市の上空を低く飛行するのは離陸時よりも着陸時になります。そのときの降下高度が1,800メートルまでとなっているようです。高いところ、低いところ、低いところであれば、ちょっと心配されるのが騒音があると思うんですけれども、騒音については、以前、成田国際空港株式会社が測定したデータがありまして、本市上空を飛行中、市内で測定した結果が60デシベル程度でありました。これは一般的な走行中の自動車内のレベルとなっております。

その魔の11分と言われる事故の危険性については、すみません、ちょっとその辺はまだ分かっておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　今、お答えいただきました。何かよく分かりませんが、6,000フィート、1,800メートルですか、だから、着陸のときにはもう6,000フィートより低いらしいんですよ、うちのほうを通るときは、着陸態勢。離陸のときには、騒音を防ぐため、急上昇で急角度で上がりますのでいいんですが、着陸のときです。もう着陸態勢へ入って、九十九里から入ってくるときには、もう恐らく6,000フィート以下だと思うんですが、そうすると、や

はり、空港とはこれから仲よくしていかなければならないと思っています。空港を責めているわけでも何でもないんですよ。ですから、例えば、芝山なんかは、廃止寸前だった芝山鉄道、あれ成田空港がお金出してつくってくれたそうなんですね。ですから、そういった恩恵があるんですよ。

それで、よく笑い話に言いますが、前の匝瑳の市長さんが匝瑳市ももう少し飛行機が低く飛んでくれれば、お金もらえるのにねって、こうやって言っていましたがね。うちのほうだって、やはりそういう危険な地域なんで、お金をくれという意味ではないんですが、やはり空港圏だという認識を持ってもらったほうが後々いいかなと思っての質問です。

ですから、実際言ったように、もう着陸のときにはこの旭市上空通っているんですから、やっぱり航空圏というような、これからは働きかけも必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今お話のありました芝山鉄道の整備であったり、あと周辺の自治体では、民家であったり学校であったり防音工事をやったりしておりますけれども、これにつきましては、成田国際空港株式会社が交付します周辺対策交付金というものになります。

この周辺対策交付金、対象になるのが、これは国土交通省が指定しておりまして、千葉県内では８市町が対象となっております。その国土交通省の指定を受けた８市町が行う航空機に対する騒音等に生じる障害の防止、空港周辺地域の整備、その他生活環境改善に資する事業に対して交付されるもので、あくまでもその交付金の対象となるには国の指定が必要になるという状況であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　承知しました。ですから、これから新たに働きかけをしてくださいということです。全く今まで空港、無関心だったでしょう。そうではなくて、これからは30万回が50万回に増えるんですから、上空を通ることもどんどん増えるわけです。落下物の危険性も少なからずありますから、そういうところに幾らか入れてくださいよという、今時点は入っていませんよ、これからそういう働きかけをお願いしたいということです。よろしくお願いします。

それと、では３点目の道路についてです。

先ほども言いましたが、この道路、私たちが大人になってから、同じなんですよ。全然進

んでいません。それで、ほかを見ると、房州のほうだって道路がみんな整備されて、この辺は、はっきり言って千葉県で、一番遅れています。それで、先ほども述べましたように、もう国が圏央道中心で、こちらのほうは幾らかあまり関心がないというか、たしかそうみたいですよ。

ですから、この成田空港に併せて、ぜひ道路、今現在だって、成田まで通勤している人が、旭から通勤している人が1,100人ぐらいいると思うんですよ。ですから、多古へ行っている人も二、三百人いるでしょう。これが成田空港がもう一つできると同じだ、そうすると二千二、三百人の人がこの道路を通っていくわけです。今現在、わずか30キロメートルのところを、50分ぐらいかかっていますが、今度渋滞が、車が1,000台かそのぐらい増えるわけですから、そうすると渋滞が発生しますね。今まで50分で行ったのが１時間以上かかるということになりますので、この道路の整備はぜひぜひ必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　先ほども申し上げましたが、渋滞がかなり多いというのは認識しております。で、成田方面に向かう道路は重要な道路と市としても考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　ですから、これもまた市長にお願いするようになると思うんですよ。ですから、先日も、地元から衆議院議員２名出ていますから、お二方にお願いをしました。どちらの人も、当然選挙区ですからね、成田、香取、佐原、銚子、選挙区ですから、代議士と。成田空港がもう五、六年で第２期工事終わるんだから、道路を、広い道路をつくってくださいよと言ったんです。そうしたら、いや、その場合には、地元から声を上げてくださいって言うんですよ、最初の代議士が。もう１人の代議士にまた後日言ったら、あ、それはその先生のおっしゃるとおりですと、２人とも口を合わせてそれは地元から声を上げてくださいって言うんです。

ですから、近隣市町との連携、ぜひその連携を深めて、これから成田、匝瑳、銚子、香取ありますが、旭は人口２番目の成田に次ぐ人口になるんですよ。ですから、ぜひ米本市長、中心になって、その声を上げていただきたい。今現在だって、銚子連絡道期成同盟の会長でしょう、旭が。ですから、今度、例えば仮称でも何でもいいから、よその首長さん方と話をして、成田銚子連絡道でも何でもいいですから、その期成同盟を立ち上げて運動を起こして

いただきたい。そうすると、国・県は動くと言っているんですからね。この機会を逃すとできなってしまいますから、何度も申し上げます。成田空港がもう１個できるんですから、それで成田から旭へ通勤している人もいるんですよ、逆に。だから、お互いにいいわけですよ。

それで、さっきも言ったように、農産物も運ぶにしても、成田に多古に巨大物流施設ができるでしょう。オーストラリアかどっかの資本で、70ヘクタール。そこ、だから農産物等も全部そこへ輸出、そこへ行くわけですよ。

それで、さっきも言いましたが、ＪＡＬは成田空港を拠点に海外だけでなく、国内の空港も全部結ぶっていうんですよ。ですから、これからは本当に空港の時代なんです。ですから、それには道路があのままでは全くお粗末です。ぜひ市長、リーダーシップを発揮していただいて、期成同盟つくってくれませんか。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　担当課長からもご答弁申し上げましたが、県及び近隣市町で構成されている広域道路についての協議会がございます。まずは、その中で各市町のそれぞれの課題や考え方等を調査研究、意見交換を行い、集約して、関係市町の市長、町長合同による要望等へとつなげていければと考えております。

これらの過程の中で、議員おっしゃるような新たな組織が必要ということになれば、そういったことで進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　何度も申し上げますが、もう成田は自分のところにあるわけだから、まあ成田から来る人もいますがね。一番つくってほしいのが香取、旭、銚子なんですよ。ですから、その声を市長に上げていただきたい、こういうことです。よろしくお願いをいたします。

ですから、これは私も議長を長くやらせてもらいまして、議長同士もそういう話はしているんですよ。ただ、議長同士がこれは越権行為で執行権の侵害に当たりますから、それはできませんが、ただ、飯嶋議長にも先ほどもお願いしましたが、ぜひその流れを閉ざすことなく、海匝議長会、東部５市議長会、それなりに詰めて、両方でこう盛り上げていただければなと、そのように思います。ひとつ、答弁はもうくどいようですから、これでお願いしておきます。

最後に、都市間交流の促進についてでございますが、今、茅野市と結んでおりますが、こ

れが年間、経費はどのぐらい、ざっくりで結構ですが、教えてください。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　令和５年度の経費で申し上げます。旭市の補助金が50万円、それから児童１人当たり6,000円の負担金をいただきまして、20名で12万円、それから職員の旅費等、それで１万2,000円、収入の部で63万2,001円です。

それから、支出なんですけれども、報償費、土産代とか謝礼ですね、そういったもので８万2,790円、需用費等で25万5,380円、役務費というか、保険料なんですけれども、それが２万8,890円、それとバスの借り上げ料が主なんですが、24万2,480円ですね。合計で60万9,540円。

で、その残った額なんですが、２万2,461円は、市に返還していただいております。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　あれ、そんなもんでしたっけ。二、三百万円かかりませんでしたっけ。じゃ、見違いかな。ああ、そうですか、はい。

それで、これを提携するには、提携したいきさつ、これはやはりあれでしょ、市長が当然市長同士の話かなんかで、その後議会が承認かなんかあったんでしたっけ。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　すみません、茅野市児童交流事業でよろしいでしょうか。

茅野市児童交流事業につきましては、平成23年の東日本大震災を機に始まった事業でございまして、本市のＰＴＡを中心とした「山と海 絆をつなぐプロジェクト」という実行委員会が立ち上がりまして。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、提携する場合の手続ということで回答いたします。

まず、姉妹都市の締結は、自治体間の提携を具体的に示すものであって、法的拘束力は特にございません。姉妹都市を締結する目的などを自治体間で協議を行い、合意した内容を締結書として調印するなどの手続が一般的であります。

本市においても、茅野市、中城村とは同様の手続を行っております。議決等は取っておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　やはりもう間もなく大震災から13年が経過になりますが、そういうときにお互い助け合いでいち早く義援金というか支援金もその姉妹都市からは頂いて助けてもらっているんですよね。ですから、こういうのはやはり大事だなと思います。

ですから、今のところは旭市は二つしかありません。昔は何か同じ名前の旭サミットとかあったみたいですが、先ほど聞いたら、合併によって消滅した、名前がなくなったとかあったんで、なくなったという話ですが。姉妹都市を結んでいるところは五つか六つ結んでいる自治体もあるんですね。海外と結んでいるところもありますし。

ですから、うちのほうとしても、やっぱりお互い助け合う、環境の違う、条件の違うところとは結んでもいいかなと、そう思っているんですが、今後さらなるあれは結ぶつもりがないという１回目の答弁だったんですが、案で、私の考えですよ、個人的に、ちょっと議長会で行くと、浦安の議員が親しくこう、これは戸村議員の関係ですが、親しくさせていただいて、よくお話しするんですよ。それで、たまたま戸村議員のご子息さんが市会議員から今度県会議員になられて、そのときにもいろいろ話をして、ぜひ、あれですね、私は浦安市さんと仲よくしたいですねと。

浦安はご存じのように大体海ですから、８割埋立地ですから、農地は一つもないわけですね。ですから、うちのほうは農地がたくさんあってね、いいですよと、子どもたちの田植え体験とか農作業体験にいいですよと、ぜひ仲よくしましょうよって、すると向こうもああ、いいですねって、それでもしも震災とかあった場合に、うちは農業基地ですから、ありとあらゆる食料ありますから、こちらから送ることもできますよと、ただ、お願いしたいのは、浦安さんにはディズニーランドがありますよね。ぜひそのディズニーランドを、ただとは言いませんが、割引券をもらえたりするとすごくいいんだなあと、そんな話をしていたことがあったんです。

ですから、私は浦安市さんあたりと結べば、例えば浦安からここまで約２時間ですから、２時間ぐらいかかって来るのが一番いいそうなんですね。遊休農地もありますし、空き家もいっぱいありますから、土日はそこで生活していただいて、農作業あたりしていただいて、それで帰っていただく、そうすると空き家対策にもなりますしね。そういったことをちょっと考えていたんですよ。

ですから、ぜひこれからまた機会があれば、そういったふうなこともお考えいただきたい

な、これ市長にちょっとお考えいただいて、少し前向きにしていただければ、夢も持てて、希望も持てていいかなと思って、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　木内議員、これは括弧の２番の再質問ということでよろしいですか。

○１９番（木内欽市）　そうです、はい。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　大変具体的で夢のあるご提言をありがとうございます。

現在のところ、新たに姉妹都市を提携する計画はございませんけれども、自治体が共通の交流目的を持ち、お互いの住民の福祉向上に寄与する可能性が見込まれれば、またそういった提携の構想が生じた際には検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員。

○１９番（木内欽市）　ご存じのように、浦安は千葉県で一番お金持ちの市ですからね、市民１人当たりの所得も千葉県一なんですよね。すごいそのお金持ちが好きなわけではありませんが、そういうところとぜひ仲よくなれたら旭市もいいかなと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

木内欽市議員は自席へお戻りください。

◇　片　桐　文　夫

○議長（飯嶋正利）　続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（１０番　片桐文夫　登壇）

○１０番（片桐文夫）　こんにちは。議席番号10番、片桐文夫です。

飯嶋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、この場をお借りしてお礼の言葉を述べさせていただきます。

第35回旭市飯岡しおさいマラソン大会が去る２月４日に開催され、悪天候にもかかわらず全国各地から多くのランナーが参加し、コロナ禍前と同様に参加した皆様に旭市特産のイチゴのロードサービスや地元の豚肉を使った豚汁、沿道ではおはやしを披露し、４年ぶりにこうしたおもてなしが復活して、悪天候の中、地元が一体となり大会を盛り上げ、ランナーの思い出に残る大会となりました。

これもひとえに市民ボランティアのご尽力により盛会裏に終了することができました。旭市の市民ボランティア、関係各位の皆様のご支援のたまものと感謝し、心よりお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

今回、２項目、５点の質問を行います。

初めに、項目１、小・中学校の安全対策について、２点伺います。

１点目、小・中学校不審者侵入防止策について、現状と課題を伺います。

２点目、小・中学校の登下校時の安全確保について、現状と課題を伺います。

４月から新１年生が入学します。小学校の子ども、また中学生については自転車での遠くからの通学になりますので、そういった面からの現状の課題を伺いたいと思います。

続いて、項目２、イノシシによる被害防止対策について、３点伺います。

今まで私も何年か前から何回か質問しています。同僚議員も何回か質問しているかと思いますけれども、鳥獣被害ではなく、今回はイノシシに限り被害防止対策について３点伺いたいと思います。

１点目、侵入防護柵、電気柵ですね、について、設置した電気柵の地域別の実績状況を伺います。

２点目、捕獲状況について、箱わなとくくりわなの設置状況と、令和５年度の地区別の捕獲状況を伺います。

３点目、住家への侵入など生活被害の防止策について、住家の裏庭に出没したという話も聞きます。そういった中で、現状と課題を伺います。

どこの県でしたか忘れてしまいましたけれども、年寄りがイノシシに後ろから押されてけがをしたという例も、たしか１か月か２か月くらい前のことだと思います。そういったのもありますので、そういった観点から質問いたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

再質問以降は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、１の小・中学校の安全対策についてお答えいたします。

（１）の小・中学校の不審者侵入防止策としましては、市内全校に防犯カメラを設置した

ほか、不審者対応マニュアルによる教職員研修を行うなど、危機管理意識の向上に努めておりますが、児童・生徒及び教職員のさらなる意識向上やその維持が必要であると考えておりますので、引き続き安全教育に努めてまいります。

続きまして、（２）の登下校時の安全確保につきましては、市内小・中学校では、児童・生徒の交通安全への意識を高めるため、日常的に交通安全指導を行っております。

教育委員会では、登下校時間に合わせたパトロールの実施や地域の協力による子ども110番の家の設置なども行っております。

そのほか市では、新年度の早い時期に、旭警察署や旭市交通安全指導員の協力を得て、小学１年生は歩行、３年生は自転車の乗り方についての交通安全教室を実施するほか、防犯指導員等による朝の見守り活動や防犯カメラの設置、下校時間帯のパトロールにより児童・生徒の交通安全及び防犯活動に努めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から、大きな項目の２、イノシシによる被害防止対策について、（１）の電気柵の関係と、（２）の箱わなの関係、お答えさせていただきます。

それでは、初めに（１）のほうなんですが、地域別の実績ということですが、令和３年度から今年度の２月までに34件の申請があり、40か所で電気柵を設置しております。

地域別の電気柵の設置箇所になりますが、海上地域は２か所で柵延長は0.5キロメートル、500メートルですね、飯岡地域は37か所で柵延長は13.8キロメートル、干潟地域は１か所で柵延長は0.1キロメートル、100メートル、全体で14.4キロメートルになります。

それから、（２）番になります。市の箱わな設置箇所は19か所ございます。くくりわなの設置箇所は８か所で40基設置しております。１か所につき５基設置しておりますので、40基設置しております。

捕獲実績といたしましては、全てくくりわなによる捕獲となりますが、海上地域が４頭、飯岡地域が６頭の合計10頭になります。

そのほか、イノシシなどの生息域拡大を阻止、縮小させる目的で実施している、県が行っています、環境生活部自然保護課でやっております指定管理鳥獣捕獲事業において、くくりわなで捕獲を行っておりますが、こちらはゼロ頭ということになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　私のほうからは、大きな２番の（３）についてお答えいたします。

市では、市ホームページや防災無線を活用しまして、イノシシを刺激しない、近づかないなどの遭遇した場合の対応等の情報発信により注意喚起を実施しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　それでは、１項目めの（１）から再質問を行います。

今、課長の話を聞いてなんですけれども、先日、私、中学校を５校回る機会がありまして、雨が降っていたんですけれども、よく見させてもらいました。その中でも、まだまだ校門だとかその周りの柵ですか、やっていないところがありました。

そういった中で、再質問として、校門の施錠の状況ですか、各小学校についてもそれは同じことが言えるのかなと思いますので、その施錠についての状況を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　市内小・中学校における校門の施錠状況につきましては、学校によって、常時門扉に施錠する学校がある一方で、保護者等の来校などを考慮しまして門扉を閉めているだけで施錠していない、そういった地域の実情やその学校施設、門がない学校もありますし、その状況により対応は異なります。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そうですね、結構、小学校についても、中学校についても、そういった箇所ですか、新しい校舎についてはちゃんと施錠してありまして、インターホンで事務所とのやり取りをやって開けてもらうというようなあれでした。ただし、これからは、そういったのは一概にどうなのかなと思うんですよね。

というのも、先月でしたっけ、先々月でしたっけ、これは学校の校庭とは違うんですけれども、公園内で犬が子どもをかんだとかっていう話がありました。２件ほどありましたよね。連続だったのかな、そういった話がありましたので、そういった中で、その無施錠、柵もない、門もないというようなところでの場合、どのような防犯対策を取っているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校のほうで、無施錠の場合の防犯対策としましては、防犯カメラの設置がされている旨の掲示物を貼り出すほか、来訪者は必ず職員室等に声をかけるなどの誘導案内の掲示などを行っております。

また、学校では、施錠、無施錠にかかわらず、不審者対応訓練、これを定期的に行うとともに、来訪者がいた場合の声かけ、来訪者名簿への記入、名札の着用を求めるなど、学校により様々な防犯対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　いろいろ大変な面があるかと思いますけれども、ただ、校門からその事務所、職員室に直接、直接というか真っすぐ行けるところばっかしじゃないのかなっていう考えがあるんですけれども、そういった中での不審者対応訓練ですか、それはどういった対応を取っているのか、子どもたちがその前に遭遇した場合、不審者に対してどういったあれを取っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校に不審者が侵入した場合を想定しまして、教室等を施錠する訓練やバリケードを築く訓練、学校に常備しているサスマタの訓練、緊急通報装置による通報訓練など、児童・生徒の避難や職員の対応について、学校ごとに様々な訓練を実施しているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そうですね、そういった訓練も確かに日々のあれとして大事だと思うんですけれども、ただ、その前に子どもが遭遇した場合だとか、いろいろ危険な場面があるかと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、（２）の登下校時の安全確保について、現状と課題についての再質問を行います。

課長の話の中に、地域の連携によるというような言葉があったかと思います。そういった児童・生徒の交通安全のために、どのように地域との連携を行っているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校と地域との連携としまして、ＰＴＡや地域ボランティア、

旭市交通安全推進隊などの方々が市内小・中学校の登下校時の見守り活動を行っていただいております。

また、市内小・中学校では、保護者や地域の皆様にご協力をいただき、毎年、通学路点検を行っておりまして、児童・生徒の登下校における安全確保に努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そうですね、その地域の方々、年寄りの方々とか、その朝の登校時ですか、下校時等見守ってくれているのは、私も見て存じています。

その中で、今通学路点検という話が出ました。これも毎年行っているというのは私も知っていますけれども、どういったメンバーで構成され、どういったあれを行っているのか伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　本市では、市内小学校５校を１グループとして、３年に１度、教育委員会のほか、旭警察署、海匝土木事務所、市役所の建設課、市民生活課などの立会いの下、重点的に通学路合同点検を実施しております。

その合同点検において対策が必要となった箇所につきましては、どこの機関が何をいつ頃までに行うかなどの対策に向けての見通しを旭市通学路安全推進会議で報告し、改善を図っております。

重点校以外の学校につきましても、各校で通学路点検を行いまして、教育委員会に報告するとともに、緊急性の高い箇所につきましては、関係機関と協議して対策を行っております。

その点検結果等につきましては、市のホームページで公表し、周知に努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　その通学点検で、毎年同じような箇所がここは危険だとかという話も多分出るかと思います。ただ、それが地区によって、３年に１度ですから、それが３年に１度同じところが同じような箇所が出てくるというのが中にはあるのではないかと思いますけれども、そういった点どういうふうに対応しているのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　通学路点検において指摘された箇所の中には、道幅が狭く、歩道やガードレールが設置できないとか信号等を設置すると交通の混雑が予想されて危険性が増す可能性が高いなどの理由によりまして、早急に対応が難しい、改善に時間を要する場合もございます。

その場合には、代替としまして、路面整備や電柱幕による注意喚起などの対応をしておりますが、必要に応じて関係機関に引き続き要望をしております。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　ぜひともお願いしたいと思います。ただ、その場所によっては、今言った道幅が狭いとか、いろいろガードレールとかっていう点があるかと思います。ただ、その市ではなく元の町の段階で、農道がまだ通学路になっている場所が何か所か見受けられます。そういったところも、全然昔から直っていない。街灯もなく、道幅もそのままというようなところもあるかと思いますけれども、ただ、最近ではグリーンベルトだとかいろいろそういった面も早急にやってもらっていますので、ぜひとも市長、子どもは社会の宝、旭市の宝です。できるところからよろしくお願いしたいと思います。

それでは、２項目めの箱わな等で捕獲ですが、それについて、イノシシの２回目の質問をいたします。

その捕獲数、飯岡地域で６頭、海上地域が４頭、合計で10頭というような課長からの話が先ほどありました。

（発言する人あり）

○１０番（片桐文夫）　そうですね、イノシシ対策について設置した電気柵の地域別の実績についてですね。その再質問を行います。

先ほど課長のほうから、今年度は２月までに34件の申請があり、40か所で電気柵を設置したというような話を聞きました。そういった５年前からの被害状況について伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　イノシシによる５年前からの被害状況ですが、農業被害額として、平成30年度が59万7,000円、令和元年度が59万6,000円、令和２年度が74万4,000円、令和３年度が72万2,000円、令和４年度が58万7,000円となっております。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　今、５年間ですか、の農業に対しての被害額を伺いました。

ただ、この農業被害額につきましては、農協に報告した件数だとか、その被害額にしかなんないのかなと思いますので、それ以外の多分被害額がたくさんあるかと思いますので、その点お願いしたいと思います。

では、（２）のほうの箱わなとくくりわなですか、の再質問を行います。

捕獲数、先ほどもちょっと言ってしまいましたけれども、海上が４頭、飯岡地域が６頭、計10頭というようなお話でした。その捕獲数の推移ですか、５年間の推移を聞かせていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　推移５年間ということです。

捕獲の推移といたしましては、市で行っている捕獲事業と県の事業がありますので、それぞれの推移について回答いたします。

平成30年度は、市が13頭、県がゼロ頭、令和元年度は、市が13頭で県が４頭、合計17頭、令和２年度は、市が12頭、県が12頭、合計24頭、令和３年度は、市が６頭、県が４頭、合計10頭になります。令和４年度は、市が10頭、県が２頭、合計12頭となっております。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　今、課長のほうから５年間の捕獲状況ですか、お伺いしましたけれども、頭数が大分減ってきているような経緯が見られるんですけれども、ただ、目撃情報だとかいろいろ話を聞く中では、大分何か増えているようなケースが見受けられるんですけれども、そういったところはどうお考えですか。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　ただいまの頭数については、こちらで把握している限りの頭数になります。

今まで、令和３年度から、それ以前からですね、猟友会にお願いしまして、くくりわなだとか箱わなだとかという措置をしていただいている中で、捕獲につきましては、なかなかわなにかからないというのが現状でして、ただ、いろいろ状況を聞きますと、一旦人間が来てわなをかけるというところになると、しばらくは何か来なくなるとかというところで、それを設置した効果というのが多少なりともあるのかなというところがある。

今、農家の作物についていろいろ被害があるというところで、こういった農産物の被害対策ということでやっているんですが、そういったところではいろいろ箱、電気柵とかというのを設置している中で、大分そこからは離れている、農地からはちょっと遠ざかっていて、その農家さんの目からはちょっと見えていないのかな、逆にまた違うところに出没しているというのが現状なのかなというふうに考えます。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そうですね、そのとおりだと思います。

ただ、そういった中で、猟友会以外の捕獲の検討や対策を実施しているのか、伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　市では、国の鳥獣被害対策体制整備支援事業、それから千葉県の獣害と戦う農村集落づくり事業、それらを活用して、近年目撃や被害の情報が増えている上永井地区を対象に、現地調査や草刈りなどの対策、捕獲に関する説明会などを開いて、地域を守るため地域ぐるみで対策を行っているところです。

今、上永井地区でそういった取り組みをしているんですが、これモデル地区という考え方でやっていく中で、これがうまくいくようであれば、横展開してほかの地域にも広げていければなと考えています。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そうですね、引き続きそういった地域との密着した話合いだとか大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今出ました上永井地区につきましては、夏のメロンを結構つくっていますので、そういった中でも農家の方々一人ひとりがみんな工夫して、箇所箇所に油を置くだとか、臭いでイノシシを払うだとか、そういった働きかけもしていますので、もしそういった違った面でもそういうのがありましたら、ぜひとも情報を提供していただければ幸いだと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３番目の住家への侵入など生活被害の防止策について、現状と課題を伺う中の再質問を行います。

イノシシの活動域、生息域等を縮小させる対策は行っているのか、伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、お答えします。

イノシシは、身を隠すことができる草むらややぶ等を好むため、これらを刈り払うなど、イノシシが住み着かない環境整備ですね、これらを周知、推進しておりまして、市民に対策へのご協力をお願いしております。

また、千葉県のほうでは、指定管理鳥獣捕獲等事業によりまして、生息域の拡大防止を図るための捕獲を実施しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　そういった身を隠すだとか草むらだとかというような、十分そのイノシシが巣をつくる場所ですか、分かりますけれども、遭遇したとかそういった情報を得た場合の情報発信はどのようなやり方でなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　イノシシの目撃情報が寄せられた場合ですが、緊急連絡網によりまして速やかに警察、消防、県などの関係機関と情報共有を図っております。

集落や学校付近等に出没した場合には、防災行政無線及びホームページにより注意喚起を実施するほか、小・中学校や保育所は保護者への電子メールを活用した情報発信も行っております。

その他、目撃情報が多発している地域への啓発看板の設置も、数は少ないんですが、開始しているところでございます。

今後も、関係機関と情報を共有しまして周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員。

○１０番（片桐文夫）　ぜひともそういった情報ですか、市民全員に提供のほうをお願いしたいと思います。

また、人的被害が起きてからでは遅いので、その点だけ、その裏庭に出てくるとかというのも、その農家の家には裏庭に家庭菜園的なものをつくっているというのが結構農家ではあるかと思います。そういったところに出てくる場合に、年寄りだとか子どもが急に襲われたらそれこそ大きなけがをしてしまいますので、そうならないような手段をぜひとも継続して

お願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　片桐文夫議員の一般質問を終わります。

片桐文夫議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　戸　村　ひとみ

○議長（飯嶋正利）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。それでは、一般質問、始めます。

件名１、旭の子育て支援の充実についてです。

私は、子どもたちを育てる仕事を40年間やってまいりました。そして、その間には、自分の子育てもやりました。ですから、旭の子育て支援に関しては、客観的な視点から意見を言い、施策に反映させることが私の責任だと思っております。このことから、本会議での質疑、一般質問、委員会質疑で、１回も漏らすことなく旭の子育て支援を取り上げてきました。

今回は、令和６年度の予算を審議する議会ですから、特に力を入れて市の子育て支援の姿勢を伺っていきます。

３月１日、広報あさひ、これです。皆さん見られたと思います。「このまちがもっと好きになる　特集あさひスタイル　このまちでずっと暮らそう」が出ました。この中の第２章、皆さんご記憶にありますか。「旭で子育て　環境の良さと充実した支援で子どもを育む」、そしてその中に小さい項目として「働きながら、安心して子育て」という記事がございます。

ここで、ちょっとこの言葉に疑問を感じました。といいますのも、この１日の広報が出る少し前に、私は市民の方から相談をいただいておりまして、メールとあと電話とですね、相

談いただいておりまして、その方の相談内容とこの旭がわざわざ広報に「あさひで子育て環境の良さと充実した支援で子どもを育む」というこの言葉がちょっと整合性がないふうに思いましたので、このいただいたメールをちょっとご紹介したいと思います。

３人の子育て中のお母さんです。１人のお子さんを高熱が出たので病院に連れて行きました。で、結果どこにも診てもらえず、市に問合せをしたところ、中央病院に行ってくださいということで、仕事を早退して中央病院に熱のあるお子さんを連れていかれました。

そうしましたら、結果コロナと判明したんですが、そのとき8,000円かかったということで、それが戻ってくるもんだと思っていたけれども戻ってこなかった。それに対して、どういうことなのかということで問合せがあったので、私も市に確認いたしました。

そのいろいろ市からの説明もありまして、こういう制度なんですということでのお話をしましたら、それに対してメールが来ました。実際の文章です。紹介していいということでしたので、こちらで紹介します。

市の方からは、コロナもインフルも軽症だから、逆にインフルエンザのとき取られなかったのが不思議ですねという話をされました。そして、過去には熱性けいれんを起こしたお子さんですらお金を取られたと聞きました。それを聞いて本当に怖くなってしまいました。私も子どもが熱性けいれんを２回起こして、２回目は入院しましたが、初めての子育ての人でびっくりして連れて行って、それで高額になっちゃうんだと聞いて驚いてしまいました。熱性けいれんの人でも取られるんだからっていう意味で言われたんだろうなとは思ったんですけど。

でも、市役所の方には、病院がなく仕方なく行くのにお金を取られては、もう行く場所がないと伝えました。そしたら、そうですよね。改善していきたいですと言っていました。すぐには難しいけど、私の話は上に伝えますと、また今後は救急に行く場合は、もう7,700円は取られると思ってくださいとのことでした。

お金は返ってこないのはもう仕方ないし諦めますが、何だか旭市の子どもに対する扱いというか具合悪くても、病院が少ないせいで薬ももらえないどころか先生にも診てもらえないんだなと思ったら悲しくなってしまいました。せめてどこも診てもらえないなら、市で半額でもいいから補助金出すとか政策を考えてほしいと伝えました。8,000円支払うことが多子世帯やシングル世帯、普通の家庭でもそうですが、大金だということをもっと知ってほしいと伝えました。

今回は医療費のことですが、病院に問い合せて聞いたところ、診察してからでないと紹介

状は書けないと言われました。紹介状がないと7,700円別費でかかるということなら、もう今回のようにかかってしまうということですよね。

日曜日の夜10時過ぎに40度以上あり、朝電話したら、24時間たっていないと検査できないと言われ、子どもが高熱、喉の痛み、せきで苦しんでいたので、どうにかお昼に仕事の都合をつけて早退して病院に行って、旭市内の小児科２か所に行きましたが、薬がない、予約でいっぱいで診られない、熱患者は対応できないと断られ、その時点では紹介状がもらえないから、もうお金がかかるという運命だったんだなと思っちゃいますね。

どうしても普通に診てもらえない場合、病院に来ているけど診れませんでしたみたいな証明書があれば、中央で子ども受給券の300円のみで診察ができるとかにしてもらわないと、もう行く場所がないですよね。今後熱が出たとき、子どもがせきが止まらない場合、どこに連れて行けばいいのだろうとばっかり思っています。

仕事もせっかくパートから始めて、５年かけてやっと去年正社員になれたので、家の経済状況のこともあるので辞めたくないです。仕事をしていても子どもを育てられる環境にならないと本当に難しいです。

姉が某市で生活しておりますが、某市のほうが何か子育て支援に手厚いなと思ったりもしてしまいました。病院で高額になったことはないし、給食費はコロナ禍になってからずっと無償、そしてお米券も配られていると聞きました。薬がないから診られないとか、熱患者は対応できないと断られたことは一度もないと姉が言っていました。

今回のことを最初に相談したときも、市に問い合わせたら返金してくれるよと言われたので電話した感じの流れでした。旭市は、ほかの市と比べて遅れているところがあって困惑するときがあります。

この後、ほかの件でのことも書いてありますが、最後に、旭市は本当に子育てしながら仕事をするのは難しいなと思いました、で締めくくられておりました。

今回それで一番最初に、旭市の子育て支援の中のこの医療費のことを取り上げさせていただきます。

１です。子ども医療費助成制度について、制度の趣旨及び支給要件を伺います。

（２）です。学校給食完全無償化について、実現に向けた取り組み状況です。

米本市長の公約でもあることから、多くの議員からこの議場で切望の声が上がり、コロナ禍を理由に一時的に無償とした時期を経て、また再び旭市の子育て世帯の家計に給食費の負担がかかろうとしています。新型コロナは５類になりましたが、収束したわけでもなく、食

品をはじめ物価高による影響はますます家計を圧迫しております。

そこで、取り組み状況を伺うつもりでしたが、先日の予算質疑でかなり詳しくご答弁いただきましたので、取り組み状況は結構です。ご答弁を、ご記憶にあると思いますが、値上げして半分を補助する。で、私が、これを果たして半額補助と言えるのかというふうに聞きましたら、何を言ってるんですか、同じ給食を食べる職員、教職員、全額払っているんですよと、そういう答弁だったんですよ。あの、すみません、教職員、本当に大変。なので、そこを胸張って言うんじゃなくて、せめて半額に教職員も同じようにするとか、いや私はもう無償化、完全無償化は教職員も全部やっていいと思っているんですよ。だって本当大変なお仕事です。教員になろうという人が本当に減っている中で、給食費ただだよって言ったら、旭で先生やりたいっていう人も増えるんじゃないでしょうか。

ということで、取り組み状況は結構ですので、この半分負担の根拠ですね。市が何で値上げして、半分市が負担して、ご家庭がその半分を負担する、この半分負担の根拠を教えてください。シミュレーションしていますね、きっと。半分だとこうこうこうなって、４割だとこうなって、６割だとこうなってってシミュレーションしているはずです。なぜ半分なのか、50％なのか、ここのところ、お願いします。

私は、物価高で一番大変なのは、本当にこの子育て世帯だと思うんですよ。たくさん食べさせたい、成長盛りですから。それでも家計的には非常に大変、物価高で。そしてまた給食費も、まあ１回無償にしてくれていたけれども、コロナ終わったら、値上げして半分補助してくれるんだってよっていう、ここですね、この半分負担の根拠、教えてください。

大きな２番です。防災力の強化について。

まず、能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

２か月たった今も水道復旧ができていない箇所も多く、水道が復旧したところでも下水道が復旧していないために、流すと破裂といった状況があると先日の新聞報道でありました。

また、仮設住宅の建設もなかなか進まない状況も報道されております。インフラ設備等、早期の復旧・復興を心から祈念するものです。

（１）能登半島地震の本市の対応について、これまで実施した支援内容をお伺いします。

本市は、13年前の東日本大震災の折、全国から様々支援をいただき、また復興交付金という本市の復興に向けての大きな財源をいただいております。

そこで、今回、能登への支援内容、どのようなことをされたのか、お伺いします。

大きい項目、３番です。農地保全と土地利用の両立についてです。

（１）農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法です、この一部改正により、農用地区域からの除外要件が厳しくなるということです。規制内容と本市への影響を伺います。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　大きな項目の１、旭の子育て支援の充実について。

（１）といたしまして、制度の趣旨、支給要件についてご説明を申し上げます。

子ども医療費助成制度は、本市に住民登録があり、健康保険に加入しているゼロ歳から高校３年生相当年齢までのお子さんの保険適用となる窓口負担分の一部を助成する制度でございます。

本市では、県の助成制度に市独自としての助成として、高校生までを拡大して実施をしております。

支給要件といたしましては、市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の場合は、入院、通院、調剤全て自己負担はございません。所得割課税世帯については、入院１日につき、または通院１回につき自己負担金は300円で、調剤は無料となっております。

また、令和５年８月からは、県の制度改正に伴いまして、医療機関ごとに月ごとの入院11日目以降、通院６回目以降は無料となり、併せて高校生等への現物給付を開始しております。

また、保険適用外であるものの例としまして、紹介状を持たずに200床以上の病院を受診した際にかかる選定療養費や診断書作成の文書料、個室を利用した際の差額ベッド代などは子ども医療費助成の対象にはなりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、（２）の学校給食費について、なぜ半額なのか、その財政シミュレーションはというご質問に対してお答えいたします。

給食費につきまして、６年度予算案のとおりに給食費を改定して半額免除をする場合、市の負担額としまして約１億2,200万円となる予定でございます。５年度までのように給食費を改定せずに第３子のみ無償化する場合の市の負担額は約5,400万円、その差額は約6,800万円でございます。

そのほかに、学校給食費を完全無償化した場合とか、あとは第２子以降を無償化した場合、あとは小学校６年生と中学校３年生とか、学年を絞って免除した場合など様々な市財政の負担額のシミュレーションを行いました。

その結果、財政面はもちろん、その学年を絞るようなことではなくて、全員に公平性などの観点から、財政的には厳しいんですが、第１子、第２子を半額免除としたものでございます。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは、大きな２、防災力の強化についてで、（１）の中で、能登半島地震の本市の対応について、これまで実施した支援内容について申し上げます。

まず、人的支援としまして、住家被害認定調査に１名、避難所運営に２名、合わせて３名の職員を石川県珠洲市へ派遣しました。また、この後もさらに３名の職員派遣を予定しています。

なお、県内自治体職員の派遣調整を行っています千葉県へは派遣可能な意思を示しており、引き続き要請に応じていく予定です。これを取りまとめている千葉県のほうが石川県珠洲市を担当しているということで、珠洲市へ派遣した結果となっております。

金銭的支援につきましては、日本赤十字社の義援金の募金箱を市役所の総合窓口と社会福祉課に設置し、適宜送金を行っているところです。

また、物資の提供に関しましては、石川県が電子申請を呼びかけていることから、ミルクや生理用品、ブルーシートなどを提供できると石川県のシステムに登録はしてございます。また、市営住宅なども被災者用に確保していますが、いずれも現在のところ要望は来ていない状況です。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは農水産課から、大きな３項目め、農地の利用の関係についてお答えいたします。

改正の内容ということなんですが、今回の改正は、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地を確保することを明記し、これを踏まえて国と地方公共団体の責務及び国の基本指針、都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化したものになります。

改正案のポイントとしまして、次の四つが挙げられると思います。

一つは、農用地区域からの除外について、都道府県の同意基準を新設するというもので、将来における都道府県の農用地の面積目標を設定し、この目標の達成に支障がない場合に限り除外が認められるというものです。

二つ目は、農用地区域からの除外の協議の中で、農地が10ヘクタール以上の集団に属している場合は、県は市に対して資料の提出や説明を求めるということです。

三つ目は、令和７年３月までに、地域ごとに将来の農地の利用方針を定める地域計画を策定することとなっておりますが、この地域計画に定められた農地を農用地区域に追加するというものです。

本市ではまだ地域計画を策定した地区は一つもないんですが、今やっている最中でございます。今後策定するに当たり、地域計画で農業利用すると定めた農地は、農用地区域に編入することになります。

四つ目としまして、国が目標とする面積に基づいて都道府県の面積目標を設定し、面積目標の達成に向け、国と地方の協議の場の設置をするなど、連携を強化することとしています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　物すごく早くて全然聞き取れませんでしたけれども、書き取れなかったけれども、まあいいです。詳しくは、私特に農業関係に関しては、分からない言葉とかが出てくるから、後でまた詳しく聞きます。

旭の子育て支援の充実についてです。

趣旨と支給要件をお伺いしたんですけれども、今実際、非課税世帯とかではない一般家庭からは、300円を頂いています。頂くっていうのかな、300円の負担がありますよということでこの制度を運用していると思うんですけれども、300円もないところが結構あると思うんですよ、ない自治体が。本当に完全無償。その保険負担の部分だけということで、選定療養費とかというのは皆さんかかるんでしょうけれども、この300円あるいは500円の設定しているようなところもございますけれども、ただ、それを全部取っ払っているところ、ゼロというところもあるんです。

これ、300円というものの根拠を教えてもらっていいですか。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　自己負担額300円につきましては、平成22年12月に乳幼児医療費助成事業というもので実施しておりましたものが、子ども医療費助成事業となりまして、対象を小学３年生までに拡大しております。その際、県の基準が300円というふうに示されたことから、同額の300円としているところでございます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　平成22年に300円と決めたということで、それ以降、この300円を無償にしようとか、そういうふうな検討というものがなかったでしょうか。

というのも、私、先ほど紹介したこの、課長はよく見られていると思いますけれども、この「旭で子育て」のところ、これの子育ての中に、先ほども例に挙げましたけれども、「働きながら、安心して子育て」と、どういうところが充実しているかというのがその隣にあるんですけれども、「子育て支援センターハニカム　孤立しない子育てを」、「多世代交流施設おひさまテラス　人が集い、人々がつながる」、その下、「旭の英語教育　世界に羽ばたく人材育成を目指して」。で、独自の支援制度というのが左下のほうに小さく書いてありまして、高校生までの医療費助成、返済不要の奨学金、学校給食費の減免、乳幼児紙おむつ購入券の配布、その下が子育て支援施設、ぽけっと、保健センター、保育所・こども園・幼稚園、放課後児童クラブ、子育て情報を発信、これが「旭で子育て」。これ市民向けに出されているんですよね。外の人も見るかも分かりませんけれども。「旭で子育て　環境の良さと充実した支援で子どもを育む」、これのタイトルに私は合っているとは思えないんですよ。

本当に今回私厳しいことを申しますけれども、何でこういうことを言うかというと、まさに私がこの広報のタイトルにある、サブタイトル「このまちでずっと暮らそう」と思っているからなんです。だから、このまちに住んでいる子育て中の方々にも、本当にこのまちでずっと暮らしてほしいと思っているから、こういった質問をするんです。

だってこれ、そう思っている人がこう開けたときに、じゃどんだけ旭って子育て支援してくれてるんだって見たらですよ、支援センターハニカム、旭の英語教育、英語教育たって、ほかでやっているのとそんな変わりはないです。多世代交流おひさまテラス、おひさまテラスを利用する人は、そんな割合としてそうそういらっしゃるものではないと思います。

子育て世帯が何を求めて、何を充実した支援と思うのかという、そこのところが全く分かっていらっしゃらない、そう思ってこういう質問しているんです。本当に充実した支援をしようと思ったら、平成22年に決めた300円、これをなくそう、子育てを本当に旭でしてもらおうと思うんだったら、ここんとこ、300円も取っ払おうなんて議論がありましたか、検討がありましたか。ちょっと教えてください。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援に関しましては、課内でも、市長、副市長も交え

まして、どんなことがいいだろうかという議論は常にしております。

その中で、子ども医療費の関係も課内の中でも議論はしておりまして、ある程度このぐらいかかるかなっていうことも算出しております。

今回ご質問の300円が無償というお話ですけれども、これまでやってきた中で、市民からは300円、300円かかりますけれども、調剤は無料になるということで、とても助かりますというようなお声はいただいております。

また、ほかの給付金で金額が大きいときなどのいろんなご意見もいただくところですが、子ども医療費に関しましては、そこを無料にしてくださいというような市民からの声はいただいておりません。

（「いただいておりません」の声あり）

○子育て支援課長（多田英子）　はい。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　市民の声が届いていないということですよね。近隣、また近隣ではなくても、ここ無償にしているところは結構ございますよ。今始めたところもございます。それは市民の声がきちんと届いているから。市民の声が、声なき声が届かなくても、こうしたほうが絶対うちのまちで子育てしやすいだろうっていうことでの施策になっているんですよ。そこのところを、市民からの何かがなかったからとか、そういう、それはちょっと違うと思いますね。

先ほど副市長のほうからも、前者、林議員のほうの答弁で、市民ニーズの捉え方、多様な意見交換会、できることをスピード感を持って、すばらしい文言が並びまして、子育て施策の充実に重点を置いているとおっしゃったんですよ。これ、この後の給食費の無償化の議論のほうにもこのことを引用させてもらおうと思っているんですけれども、うーん、とてもすばらしい答弁だったんですけれども、多様な意見交換会の中で、では一体どれぐらいの意見を拾われたのかとか、そういうところをきちんとやっぱり検証されるべきだと私は思います。今みたいに、声がなかったっていうね、ではなぜほかのところがやっているんだ、そして、いや、そもそもですよ、ここに「環境の良さと充実した支援で」ってうたっているんですから、この文言にちゃんと伴った内容にしていただきたいです、私はこの中を。

今住んでいる方々、先ほどメールで紹介しましたけれども、今一生懸命３人のお子さんを育てていらっしゃる。パートから正社員になって、一生懸命働きながら３人育ててくださっている。私は本当に感謝の気持ちしかないですよ。旭でそこまでして頑張って子育てしてく

ださっている。そういう声も拾い上げてください。

ちょっと県内の状況、お願いします。もう完全無償化のところ。

あれ、今、何回目でしたっけ。

○議長（飯嶋正利）　４回、次が。

○４番（戸村ひとみ）　では、ちょっとついでに、すみません。

○議長（飯嶋正利）　追加ということですか。

○４番（戸村ひとみ）　今のに、県内の状況プラス先ほど私がメールで紹介しました選定療養費のことなんですけれども、ここ、この仕組みと、仕組みは私も随分説明いただいたんで分かったんですけれども、ここ、国の制度として選定療養費のほうがありますので、200床以上の大病院とかにそんな簡単に行ってほしくないという国のほうからのそういう施策なんです。それはよく分かります。中央病院なんかも、そういうことで本当にドクターが物すごく大変なことになっていて、ドクターのなり手も少なくなったりとか、そういうところも分かります。

ただ、子育てということに関しては、やっぱりその一般の方の選定療養費とはちょっと違う枠で見ていただきたいなというのがあるんですよ。先ほど紹介しましたけれども、発熱で熱性けいれんだって２回目は入院してしまった、そういう例とかもありますし、今、劇症型っていう、昨日もニュースに上がっておりましたけれども、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、これが過去最多を記録した、昨年を上回るペースで広がっているということで、これって何か溶連菌なんですよね。私は、保育園やっていましたもんで、溶連菌にかかったお子さんとかの例を結構見ています。うちの園ではありませんでしたけれども、ほかのところで溶連菌が脳に入って亡くなったお子さんもいらっしゃいました。

そういうことから見ても、子どもって別で見ていただきたいんですよ。自分の症状をちゃんと口で表現できないです、大人と違って。頭が割れるほど痛いだとか、その割れるほどみたいなことも言えないです。痛いって言って泣くぐらいが精いっぱいです。そういうところからしても、子どもは別枠で見ていただきたい。

この選定療養費がかかることは国の制度でもう仕方がないっていうことなんでしょうけれども、そこを仕方がないで終わらせず、旭は、先ほども言いましたように、「環境の良さと充実した支援で」というところで、ぜひともここの選定療養費のところを、市のほうでかかった分をカバーするというようなことはできないでしょうか。

もしかすると、そのことが日本でまず最初の市になるかも分かりません。先進例になるか

も分かりません。そのちょっとご見解を教えてください。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　県内の状況ということでございますので、令和５年11月現在、県のほうで公表されているものでご説明いたします。

県内で子ども医療費を無償化している市町村は18市町ございます。このうち、中学生までを無償化しているのは４市、高校生までを無償化しているのは14市町でございます。

それと、選定療養費の件でございますが、国保旭中央病院は、入院や手術など高度専門医療や救急医療などを担う県東部の基幹病院として重要な役割を担っております。

選定療養費は、一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間、医師の外来負担等の課題が生じていることから、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行い、課題の解消を目的に国が定めた制度でございます。

このようなことから、現在は安定的な医療提供体制を維持するため、子ども医療費助成制度で選定療養費を助成することは考えておりません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そういうことなんだろうと思うんですけれども。

実は、近隣の町で子育て支援で五つのゼロとかゼロをいっぱい並べて、うちのまちで子育てしてくださいって打ち出しているところがあるんですよ。何自治体って言ったらいいのかな、何個かはあります。

こちら、先ほどご案内しましたこの広報あさひなんですけれども、開いたすぐのところに、「このまちでずっと暮らそう」、ここにゼロを一つ見つけました。待機児童ゼロなんですよ。子どもすごい減っているんですもん、待機児童ゼロですよ。これを子育てがしやすいっていうところの項目に「待機児童０人」というのを挙げているんです。私は、ここには医療費ゼロ、給食費ゼロ、そういうゼロゼロを並べるべきだと思うんです。じゃないと、子どもを旭で育てようなんて人がこれから増えるとはちょっと思えないんですよね。

私、予算のときだから、これだけ厳しいこと言わせてもらっていますけれども、本当にそうですよ。住んでいる人ですら、ここの町で子育てしてていいのかなって思うというふうなメールをくださるんですよ。

この現実を、市長はじめこういう子育て施策を考えられる方々にはしっかり見つめていただきたい。これで少子化対策なんかしようなんて、してるなんて言ったら、私は本当に、市

長、これどうですか。もう聞きませんけれどもね、４回目終わっているから聞きませんけれども、ぜひともこういう選定療養費にしても、先進例になってくださいよ。で、これが子育てしている人たちのセーフティーネットになるんですから。こういうセーフティーネットがあるから、私たちは旭で子育てができるって、そういうふうに思っている親御さんたちが増えたら、自然と外にまで広がっていきますよ、旭ってすごいんだよって。子育て本当にしやすいまちなんだよってことになりますよ。

自らこうやってうたわなきゃいけないようじゃ駄目なんですよ。「このまちでずっと暮らそう」って言って、「子育てがしやすい」って小さな字で書いてあるんですよ。で、「待機児童０」、この「０」は一番大きいです、この中でね。

私は、ここのところを強くこう指摘したいと思います。

要望としては、選定療養費、そこのところ、カバーできるようにしてください。あと、300円、それもかからないように。私はとにかくゼロを並べてほしい。

で、（２）です。学校給食です。これもだからゼロにしてほしいんですよ。半額の負担のということで、様々シミュレーションをされたということです。財政的に厳しい、これ何でもかんでも財政的に厳しい。さっきも申し上げましたけれども、一番厳しいのは子育てしている方々の家計ですよ。だから、子どもが増えないんですよ。もう国のほうでも、国のほうでもというか、もう社会全体で言われているじゃないですか、子育てにお金がかかり過ぎるから子どもが増えないんだって。そこなんです。

ですから、これは要するに財政的に厳しいっていう、そういうことを言うんじゃなくて、じゃあ厳しくないように、そこをどうしたらいいんだということを考えてください。これが市としてやるべきことです。

つまり、前者のほうからもございましたけれども、ふるさと納税ですよ。ふるさと納税あるいは、先ほど木内議員のほうからもございましたけれども、成田空港までの道を、私はもう直結の道が欲しいんですけれども、旭がベッドタウンになるとか、そういうさらなる財源を生み出せるようなことを考えていただきたい。

歳出改革もいいですよ。でも、先ほど言われたように、財政厳しいんだから、入れるほう、私、予算の質疑のときに申し上げました。入りを増やしていずるを制すっていう、こういうやり方でやらないと、財政っていうのは、出るのはいっぱい出るんですから、絶対入れるほう増やさないと、それは破綻するに決まっています。

ですから、もういろんな方が取り上げられているふるさと納税、これについて、私はあら

ゆる手立てを駆使して財源を捻出するべきだと思うんですよ、ふるさと納税でね。

ここの取り組みなんですけれども、今回予算なんで質疑したときに２億円ちょっと、２億800万円。

で、私がもっと目標高く掲げたらどうですかっていうふうに、何で２億円ちょっとなんですかって聞いたら、ちょっとそこに達成しなかったらいけないんでみたいなご答弁だったと思うんですよ。違った。じゃあそのまた、それはそれでいいんですけれども。でも、なぜ２億円なのかなっていうのを私は思うんです、目標がね。どことは言いませんけれども、隣の町、去年、３億円だったのを、今年度６億円に増やして、来年度の予算、10億円を掲げていらっしゃいます。すごいですねってそのトップの方に言いましたら、いや、これで学校給食の無償化の財源ひねり出すんですよっておっしゃったんですよ。

だから、私、それぐらいの意気込みを持っていただきたいの。財政厳しい、厳しいじゃない、入れることを考えなきゃいけないと思うんですよ。で、ハマグリが日本一になったということで、もっと私は強く打ち出していただきたい。

そのふるさと納税10億円を予算立てした首長の方は、でも、旭さんはいいですよって、豚もあるし、米もある。うちにはそんなんないんですよって言われたんですよ。そう、本当に、私、旭に来て、本当に思うんですよ。物すごくたくさんいいものいっぱい持っていて、ポテンシャルがすごく高いのに、何でこのふるさと納税の予算立てって思っちゃうんです。

ですから、そういうところからして、ちょっとその財源確保、自主財源確保というところのあらゆる手を駆使していただきたい。特に私はふるさと納税って思うんですけれども。

それとまた、給食費無償化に関して、そこんとこ、ご答弁いただきたいと思います。

それと、もう一つ、給食費の無償化に関して、以前お伺いしたときに、4,400人分の子どもたちの給食費となると年間２億円かかりますからねみたいなことだったんですけれども、今回、保育所つくりますよね、統廃合で。第二保育所とゆたか保育所。こちら120人の園児が通う保育所、７億幾らで造ります。ここの120人の園児は、この後、人数的にはどういうふうに変遷していきますか。何年後に何人になりますか。そのあたり、ちょっと私は今いる子どもたちの学校給食年間２億円、それと120人の保育園児が何年たってどれぐらいになって、何人になるか分からないですけれども、そこのところ、今現在、新しい保育所を建てるのに７億円かけるっていう、ここんとこちょっと費用対効果というところで見てみたいので、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村議員、今の質問は、将来を見据えてということなんですか。

○４番（戸村ひとみ）　そうです。

○議長（飯嶋正利）　質問が無償化のことでということに。

○４番（戸村ひとみ）　そう、無償化です。費用対効果を比べてみたいんですよ。

○議長（飯嶋正利）　では、もう少し詳しく。

○４番（戸村ひとみ）　4,400人の児童・生徒の給食費年間２億円、で、新しく建てる保育所７億円なんですけれども、７億円ちょっとかかるんですけれども、そこに今入所する子どもたちが来年度で120人てたしか答弁の中でおっしゃったんです。それが、じゃ来年度、まあ５年度でもいいです、何人になるのかということで、私、費用対効果、子育て支援の費用対効果を見たいんですよ。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５５分

再開　午後　２時５７分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

戸村ひとみ議員の再質問に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所の定員についてご質問いただきました。

建設基本計画策定時の定員設定が120人というふうにしております。その中で、令和６年は95人ぐらいを推定として出しているんですが、施設が新しくなるということもありまして、増加分等を２割程度見込んでおります。その関係で120人という形で設定しているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　令和６年て、つまり今予算の審議しているこの年度ですよね。その５年後とか10年後とか、定員じゃないですよ、どれぐらいのお子さんが実際通われるかというシミュレーションしていると思います。じゃないと７億円ものお金かけらんないですよ。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質問に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　その先までの推計というのは実際のところは出しておりませんで、10年、20年ということを議員がおっしゃっているのかなと思うんですが、そこまでの推計のほうは……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子）　今出していない状況です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ある意味すごいなと思って、何年後に通う子どもが何人になるかも分からないのに、７億円の保育所を造ることができるっていうのはすごいなと思いますね。

私、この保育所に７億円ですかみたいなのを聞きましたら、これ、だって起債できますからって、つまり借金できますからということを言われたんですよ。でも、その借金は誰が返しますか、次世代が返していくんですよね。

で、今120人定員のこの７億円で造る保育園に今度通う子たち、その子たちも何年かしたら、ほんの何年かしたら、今度小学校に上がって給食費がかかっちゃうんですよ。ていう、ですから、私は何をシミュレーションしたかったかっていうと、この120人が、定員が120人です、でも実際には令和６年に通う子は95人ということで、５年後、当然のことながら人数は減ると思います。統廃合すると、絶対人数って減っていくんですよ。そこから何年か後には相当少ない数になって、でもそのための建物が７億円、出せる力があるんですよ。起債しようが何だろうが７億円出せるんですよ、保育所に。120人定員の保育所にね。それなのに、4,400人の児童が食べる学校給食、年間２億円、これが捻出できないっていう、そういうわけがないです。やろうとしていないからだけだと思います。

で、ふるさと納税のこと、答弁いただけましたっけ。

なかったですよね。

もう１回答弁してください、ここのとこ。

ちょっとこの本当に財源を捻出しようという気があるのかどうかということなんですよ。そこを言いたいんです。その財政的に厳しい厳しいって言って、ほんとどこだって厳しいんですよ。豊かなところなんかないです。でも、先ほどから言っていますように、一番厳しいのは子育て中の家庭、しかも３人も４人も育ててくださっている家庭が一番厳しいんですよ。ちょっとそこのところ、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村議員のふるさと納税について答弁漏れがあるので、企画政策課長、

お願いします。

○企画政策課長（柴　栄男）　趣旨としては、ふるさと納税で給食費の減免部分賄っているところがあるんで、その見解ということでよろしいでしょうか。

（「そう。そういうふうにやる気があるか」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　例でお話がありました。昨年と比べて倍にしましたというお話がありました。

先日、議案質疑でもお話ししましたけれども、旭市の見込みは、今までの伸び率を掛けてこの程度だというふうに算定したのが……

（「126％ね」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　はい、126％です。それを単純に倍にして、こっちの財源に充てましょうというのは、そのときにもお話ししましたが、歳入を過大に見積もることはできません。あくまでも堅く見積もっております。

数字上、単純に倍にする、ではその根拠はって言ったときに、ふるさと納税、寄附の集まりです。それをそんな倍に増えるという根拠を示せません。それを示す、ちょっと私はそこまでやることがちょっとできません。あくまでも過去の実績を見て、このくらいの伸びなので、このくらいでしょうという出し方で出してありますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、３時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　３分

再開　午後　３時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　課長のほうから、根拠がないことはできませんというふうに言われましたが、根拠をつけてください。その私が例に挙げたところも、根拠をしっかりつけています。単に掛け算じゃないですよ。126％掛けているわけじゃないです。やり方自体を変えて、根拠をしっかりつけてです。

なので、すみません、答弁は要りません。で、根拠自体をつけてください。そういうこと

を言っているんです。今までとおんなじやり方じゃなくて、やり方を変えないと劇的に増えるなんてことはないです。それを言っているだけです。

時間がないので防災のほう、行きます。

避難訓練、２月25日に避難訓練やりました、市のほうで。これちょっと総括してください。私は飯岡中学校に行ったんですけれども、40名超えぐらいしか避難訓練した市民がいらっしゃいませんでした。

市全体、総括してください。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　津波避難訓練ですけれども、先月、２月25日に行いまして、市全体の避難者数は610名でした。これが多いか少ないかというお話になると思うんですけれども、当日は雨天でした。それを勘案すると、平年並みかなというように感じております。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　これで多いか少ないかっていうとって、平年並みっておっしゃいました。私は、あえて能登地震のことを言っているんです。能登地震のことを取り上げて、この津波避難訓練の総括をしていただいている。ここはちゃんと市のほうで総括しないと駄目だと思いますよ、検証しないと。能登地震があった後じゃないですか。

しかも、旭は津波被害を受けているんです、１回。それなのに、私の行っていた飯岡中学校は四十何人でしたよ。教育長、講評されましたけれども、確かにそのとき聞きました。市内全体で610名って聞きました。これは多いか少ないかっていうとっていう、そういうレベルじゃないです。はっきり言って少ないです。喉元過ぎればで、市のほうもそのことをもう忘れています。

こんだけ少なかった、津波避難訓練に参加する人が少なかったということをきちんと検証して、次の施策に生かしていただきたい。じゃないと、おんなじことが繰り返されます。

私は、トイレトレーラーのこととか備蓄のことを要望として挙げたかったんですけれども、トイレトレーラー、今ＴＫＢという言葉がありまして、トイレ、キッチン、ベッド、これのトイレトレーラー、能登に随分たくさんいろんな自治体がトイレトレーラー持っていきました。やっぱりトイレ一番大事ですから。県内では君津市、持っています。旭もぜひともこれは、津波被害を受けたまちですから、トイレトレーラーぐらいは備えてほしいなと。

協定を結んでいるという話があったんですけれども、全体がどうこうなったときには協定

結んでいるところからは来ません。

あと、ダンボールベッドという話も前者のほうからもございましたけれども、私は、あのダンボールハウス、こちらのほうを備えていただきたいと思います。やはり、家です。暖かく過ごせる家、仮設住宅ができるまでの家。こういったものを、避難訓練のときにダンボールハウスを展示しますとか、トイレトレーラーを展示しますとかっていうと、それ見たさに来る人だって増えるんですよ。

あと、備蓄ですね。備蓄を皆さんに、捨てるよりは皆さんにあげますということで、たくさん皆さんにそういうのをお知らせすれば、皆さんいらっしゃいますよ、こんな物価高で大変なときなんですから。

ですから、そういったことを要望したいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は、明日定刻より開催します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時１９分

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和６年３月８日（金曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

追加日程第１　議案上程

追加日程第２　提案理由の説明

追加日程第３　議案の補足説明

追加日程第４　議案質疑

追加日程第５　常任委員会議案付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯嶋正利）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　宮　澤　芳　雄

○議長（飯嶋正利）　通告順により、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１５番　宮澤芳雄　登壇）

○１５番（宮澤芳雄）　おはようございます。議席番号15番、宮澤芳雄です。

令和６年旭市議会第１回定例会において、一般質問を行います。質問は、大きく分けて４点、９項目であります。

今日の私の質問では、地域の熱い気持ちが今統合に向けて進んでいるところです。切実な願いも込めて、地域の皆さんを代表して今日は質問させていただきます。答弁は、明確はもとよりも力強いご答弁をいただけますよう、期待しております。よろしくお願いします。

１点目、市内小学校の統合について。

（１）統合する７校の小学校の進捗状況を伺います。令和３年６月に旭市学校再編基本方針が策定され、市内の15小学校が将来七つの小学校に統合される予定です。干潟地域では、再編に向けて地域検討会議が終了して、現在代表者会議が開催されていますが、ほかの６校の統合に向けての進捗状況をお尋ねします。

（２）（仮称）干潟地域小学校について。今後の生徒数の推移を伺います。

（３）古城小学校に統合が決定した場合、その準備はどのように行われ、進められていくのか伺います。

大きな２点目です。市内中学校の統合についてお尋ねします。

（１）中学校の統合について。旭市学校再編基本方針に変更はないのか伺います。旭市学校再編基本方針では、現在の５校の中学校が３校に再編されるとされています。干潟中学校は管理教室棟の耐用年数が19年などの理由から、別の場所に新築する予定とされていますが、その方針に変更はないのか伺います。

（２）干潟中学校の今後の生徒数を伺います。小学校においての生徒数の推移は確認しましたが、干潟中学校の生徒数の推移も私たちは大変気になるところですので、今後の推移について伺います。

（３）（仮称）北統合中学校の計画の進捗状況を伺います。中学校が３校に編成されると示されていますが、（仮称）北統合中学校については、いつどこに建設されるのか分からないために、私たち地域は大変不安に思っております。そこで現在までの進捗状況を伺います。

大きな３点目、干潟地域のこれからのまちづくりについて。

（１）過疎債を利用して地域の中心に教育施設を集約できないか。現在、学校開放での中和小と萬歳小の近年の利用状況を伺います。また、主にどのような団体が利用しているのか、併せてお答えください。

大きな４点目、都市計画区域の見直しについて伺います。

（１）都市計画の総合的な見直しに至った経緯と理由について伺います。昨年12月の全員協議会と今年１月に行われた市民説明会において、都市計画の見直しの説明を受けましたが、旭市が今後都市計画によってどのようになっていくのか、市民の関心の高いところです。そこで、改めて今回の見直しに至った経緯とその理由について伺います。

（２）過疎地域も都市計画税の対象になるのか伺います。

以上４点、９項目質問いたしました。再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　私からは、大きな２番の（１）学校再編基本方針の変更の予定はないかというご質問にお答えさせていただきます。

旭市学校再編基本方針は、平成28年に旭市学校のあり方検討委員会を、さらには令和元年に旭市学校再編計画策定委員会を設置して、５年の歳月をかけて、市民の代表者を含めて官

民協働で議論を重ねて策定したものでございます。この基本方針の見直しにつきましては、今後の社会情勢や児童・生徒の推移を見据え、地域の方々の合意がいただけない場合には、地域の意見を踏まえて方針の見直しを行うこととしておりますが、現時点におきまして変更の予定はございません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、私からは、まず１の市内小学校の統合についてからお答えいたします。

（１）小学校の進捗状況ですが、（仮称）干潟地域小学校については令和４年度から再編に着手し、現在代表者会議を２回開催いたしました。他の地域の小学校に関しましては、令和５年度に各小学校及び幼稚園や保育所等の保護者を対象に説明会を実施し、アンケートを取りまとめ、結果を公表いたしました。

続きまして、１の（２）です。（仮称）干潟地域小学校の児童数の推移についてです。令和11年度までは、旭市住民基本台帳の現在の１歳から６歳を基に、仮に転入・転出がないと仮定した上で推計しますと、６年後には165名と推計されます。今現在、令和５年度は３小学校で合計で266名の児童が在籍しておりますので、今後６年間で101名の減少ということになろうかと思います。その後につきましては、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計では、2050年には125名、2060年には96名という推計が出ております。

続きまして、１の（３）仮に古城小学校に決定した場合の準備ですが、代表者会議において統合の可否や統合の位置が決まりましたら、その後準備委員会を設置いたします。この準備委員会では、開校行事やスクールバス、ＰＴＡの組織、学校運営や事前交流に関することなど、より具体的な内容を検討してまいります。

続きまして、２の（２）干潟中学校の生徒数の推移でございます。干潟中学校の令和５年度在籍生徒数は149名です。現在の小学校の人数を基に想定しますと、令和11年には123名となります。その後につきましては、国立社会保障・人口問題研究所を基にした人口推計では、2050年には66人、2060年には51人という推計が出ております。

続きまして、２の（３）（仮称）北統合中学校の進捗状況についてです。（仮称）北統合中学校におきましては、今年度、関係小・中学校及び保育園を対象に説明会を行い、保護者アンケート調査を行いました。中学校再編につきましては、「賛成」「どちらかといえば賛成」、これを合わせて82％の方が賛成という結果になっております。今後、この保護者アン

ケート結果や生徒数の推移及び（仮称）南統合中学校との関連性を含めて検討しながら再編を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　３の（１）になります。学校開放の利用受付は体育振興課が担当しておりますので、私のほうから回答いたします。

中和小と萬歳小の体育館の直近の利用状況について、令和４年度は中和小が３団体、延べ人数248人、萬歳小が７団体、延べ人数1,265人。令和５年度は12月末現在の数字となります。中和小が４団体、延べ人数476人、萬歳小が８団体、延べ人数1,276人です。

主な利用団体については、中和小がバレーボール１団体、空手１団体、雨天時等の室内練習で少年野球が１団体入っております。萬歳小がフットサル４団体、バレーボール２団体、ミニバスが１団体です。

なお、両校とも屋外グラウンドの利用はありません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、４、都市計画区域の見直しについてのうち、都市計画の見直しに至った経緯と理由について回答いたします。

都市計画については、合併協議会で、合併後、新市の総合計画などに基づき、計画や区域の設定を検討するとされておりまして、平成22年３月に市の上位計画であります旭市総合計画に即した旭市都市計画マスタープランを作成しました。その中で、総合的な土地利用のコントロールや様々なまちづくり事業を実施するために、現在旭地域のみに指定されている都市計画区域を市域全域に拡大するとしています。

このマスタープランを受けまして都市計画の見直しに向けて準備を行っておりましたが、平成23年３月の東日本大震災で甚大な被害を受けたことから、まずは復興を優先するとして、見直しを中断していました。その後、平成28年度から業務を再開いたしまして、都市計画制度のパンフレット作成と説明会の開催、平成30年度、令和３年度、こちらには広報あさひに都市計画に関する記事を連載いたしまして、周知に取り組んでまいったところでございます。

また、令和２年度には都市計画に関する市民アンケート、こちらも実施しておりまして、都市計画区域の拡大に肯定的な回答が７割程度といった結果になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、４の（２）過疎地域も都市計画税の対象となるかにつきましてお答えいたします。

過疎地域を都市計画税の対象から除外する規定はございません。

なお、都市計画区域の見直しと併せまして、課税区域等につきましても調査研究しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、何点か再質問いたします。

大きな１番の（１）各小学校の進捗状況についてのご回答ありがとうございました。

他の地域については説明会やアンケート結果を取りまとめている状況とのことですが、市内全域のことも大変気になります。改めて、干潟地域以外ではどこから統合を進めていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　旭市学校再編基本方針では、2030年を目安に全校の再編に着手するとしております。児童数の減少には地域の偏りもありますので、児童数の推移や保護者アンケートの結果を十分に考慮しながら、次に着手する学校を決定していく予定でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　スピーディーな取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、（２）の再質問をいたします。今の推計を聞いて、将来的に干潟地区の３小学校はかなり生徒数が減少していくということが分かりました。では、この３校はいつ頃から複式学級、これが非常に危惧されていますけれども、複式学級となる見込みなのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　複式学級とは、異なる学年の児童が一つの教室で学習することですが、１年生を含む場合は二つ以上の学年の合計が８名以下、それ以外は16名以下の場合、この場合に複式学級となるものでございます。旭市住民基本台帳を基に推計しますと、中和小学校では令和８年度に２年生と３年生を合わせて17名となりまして、区域外通学や転出等

がありますと複式学級の可能性がございます。その後、令和９年度以降も複式学級の可能性があります。萬歳小学校につきましては、令和10年度に１年生を含まない２学年の合計が16名以下となる予想がされますので、令和10年度以降複式学級の可能性がございます。古城小学校におきましては、当面の間複式学級の予定はございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

それでは、（３）の再質問を行います。

統合に向けて様々な準備が必要であることが把握できました。校舎の改修には過疎債が当然使えると思いますが、その費用全体の何割くらいに充てることができるのか伺います。

また、検討会議の中でも随分心配になっていた体育館東側の土砂災害特別警戒区域の対策と、また通学時の問題点、通学路の安全性、安全対策などについてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　校舎の改修工事につきましては国庫補助金の学校施設改善交付金の対象となりまして、過疎債を充当することができます。全体事業費のうち55％が国庫補助金となりまして、残りの市の負担分45％については全て過疎債を充当することができます。

また、体育館東側の土砂災害警戒区域につきましては、現在千葉県北部林業事務所のほうと対策工事の内容について協議を進めているところでございます。それと、通学路の安全対策につきましては、今後の準備委員会などでご意見を伺いながら、危険箇所について必要な対策工事を検討していく予定でございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　では、統合小学校は、統合が決まった場合どのようなスケジュールで開校に向かうのかお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　代表者会議におきまして、学校の位置まで仮に決定しましたら、準備委員会を設置しまして、通学方法、学校運営及び事前交流などの協議に要する期間として約２年間、それと並行しまして校舎などの改修工事に伴う詳細設計や本工事の実施期間を

合わせますと、開校まで約３年から４年、そういったスケジュールを想定しております。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　いろいろ賛否両論ありました。代表者会議も２回終えて、残すところ１回となっているわけですけれども、その中で、不安に思う保護者もいますけれども、一部というか、私に話してくれた保護者の意見で、やはり新しい学校、子どもたちが心配だという中で、新設される小学校では子どもたちが楽しく学んで仲よく遊ぶすばらしい学校にしたいと、もう保護者の気持ちはだいぶそっちに傾いてきているんです。これはやっぱり干潟独自の地域性だと思います。反対の意見よりも、恐らく統合の気持ちが大きくなっていくと思います。

私思うんですけれども、この中で、先日教育長からも、準備委員会の中の保護者の意見として、地域に学校がなくなってしまうことを危惧する、これは、私も誇る地域なんですけれども、私は確信しているんですけれども、中和地区にある大原幽学、この大原幽学先生の教えが脈々とこの干潟地域には根づいているんだと思います。その干潟地域ですけれども、先生はもう亡くなって、いらっしゃいません。でも、その気持ちを受け継いで、地域を本当にすばらしい地域として今日までつくり上げたといいましょうか、導いてくれた、それは学校の先生方なんです。疑うことなく先生方の力、これにつきます。学校がなくなってしまうとその場が失われてしまうわけですね。多少干潟地域から離れることがあっても、干潟地域の子どもたちのための学校だということで、ひとつ大切につくっていただきたい、そういったふうな地域の人たちとのやり取りの中で痛切に今感じています。

本当に、他地区からもぜひ生徒・児童があの学校に行きたいなという学校をつくりたいよねというふうな方向に進んできていますので、期待しているところです。

学校の環境は、当然言うまでもなく、保護者と生徒、そして教師、また地域によってつくられるものだと思いますが、市としてはそのような学校にどのようなサポートが可能なのか、またどういうふうに考えているのか、改めてそのお考えをお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　干潟地域に限らず、現在の小・中学校は保護者や地域の方によって支えられております。統合が決定した場合は、引き続き保護者を含めた地域の方が一体となって学校を支援していただいて、魅力ある学校運営にご協力いただきたいと思っております。学校は子どもたちの教育施設だけに限らず、地域との結びつきの場でもあります。地

域の防災拠点といった、そういった役割も持っております。

市としましては、統合に向けた子どもたちの心のケアや教職員への指導支援、そして安全で安心な学校施設の整備など、魅力ある学校づくりへのサポートを様々な方向から行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

大きな２番に移ります。

（１）は、先ほど教育長から力強いご回答といいましょうか、お言葉をいただきました。私が一番心配しているのは、北中学校がどうも場所が決まっていないために本当にできるんだろうかと、この計画に変更はないんだろうかと。力強い変更はないというお答えをいただきましたので、それで結構です。

（２）の再質問を行います。

干潟中学校は試算によると令和12年から児童数が減少し、学校全体で３クラスになると試算されていますが、３クラスになると担任３人の教師と教科指導の教師４人が配置されると思いますが、この４人の配置に当たり、主要４教科の教師が必ず配置されるのか、保護者は将来を見据えて大変心配しています。学校基本方針では教育環境の公平性が明記されています。改めて、教師の配置についてお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校全体で仮に３クラスとなった場合、学校の教師の配置基準によりまして３人のクラス担任と４人の増置教員が配置され、７人となるかと思います。中学校は10教科ございますので、足りない教科につきましては非常勤講師等で対応することが考えられます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　心配しているのは学力の低下、やっぱり指導者である教師の先生方の力は大きいですから、その教科ごとの、先の話ですから今ここで確約できないのかもしれないですけれども、でもここで確約してもらえなくても、そういう気持ちで中学校に対してこれからも臨んでいくという気持ちは分かりますので、ぜひお願いしたいと思います。教員の配置ですね。私からも地域によく伝えますので、そういったところはよろしく今後も面倒見てください。お願いします。

それでは、次の３番の再質問をいたします。

（３）です。第２期旭市総合戦略では、子どもたちの個性や能力を引き出す学校教育、教育環境を整え、未来を担う子どもたちを育成するという大きな目標を達成していく上で、学校規模の適正化を図ることが喫緊の課題である。学校再編を実現していくことが必要となると記されていますが、今回の統合はこの考え方で進められるのかお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　第２期旭市総合戦略、こちらの基本施策の10番で「学校教育の充実」を掲げております。この中では、「子どもたちの個性や能力を引き出す学校教育、教育環境を整え、未来を担う子どもたちを育成します」という目標を達成していく上で、学校規模の適正化を図ることが喫緊の課題であると示しております。そのようなことから、それを受けまして、学校再編基本方針においては児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡を解決していくとしておりまして、学校再編を進めていくというものでございます。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　しっかりとしたそういう戦略に基づいて進めていただきたいと思います。

それでは、再々質問を行います。

干潟地域小学校の統合については、これは複式学級を避けるという大前提の下に速やかに着手しましたが、中学校の生徒数の推移を考えると、中学校の統合についても、干潟中学校の話ですけれども、これはやはり速やかに着手すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　先ほど、（仮称）北統合中学校の進捗状況を回答いたしましたが、北統合中学校の今後の予定につきましては、保護者アンケートの結果や今後の生徒数の推移及び（仮称）南統合中学校との関連性を含めて検討してまいります。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　最後の４回目の質問です。

旭市学校再編基本方針では、小中一貫教育に向けた検討が記されています。「小中一貫教育を導入することにより、児童生徒がより多様な環境で学習することや、多くの考え方に触

れる機会を持てる環境づくりが可能となります」と記されています。今後の市内全域の学校統合に向けては様々なケースが想定されます。今日の人口減少に伴う少子化問題は深刻な状態です。一方では、やはり人口減少による税収の減収により、公共施設の維持管理が大変困難になっていくことも懸念されます。旭市にあっても、公共施設の50％が教育施設です。様々なケースを鑑みて、そして将来の旭市を担う子どもたちのためにすばらしい環境を整えていただきたいと思います。改めて市のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　小中一貫教育につきましては、学校再編計画策定委員会、こちらのほうでも検討されましたが、メリット、デメリットを踏まえて、より深い議論と地域の合意が必要と判断されております。学校再編基本方針では、最大の課題が児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡と捉えており、この課題を解決することを最優先としておりますので、現時点では小中一貫校の設置は予定しておりません。

ただし、将来的には義務教育学校や小中一貫教育も検討すべきものですので、今回の再編で学校の新設を検討する統合校については、その視点も踏まえて、場所や、施設内容を決定していく必要もあると考えております。

いずれにしましても、地域の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございました。そういった方向でぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、大きな３番、干潟地域のこれからのまちづくりについてのうち、（１）の再質問をいたします。

小学校２校の廃校といいましょうか、様々な面で地域に影響が出るんですけれども、今非常にスポーツが盛んな時代です。そんな中で学校開放ということで２校は利用されていますけれども、廃校になってしまえば残念ながら使うことができないわけであります。

そこで、廃校になった場合の、これまでの利用者の対応、先ほど利用者の数はお聞きしました。団体もお聞きしました。この人たちの対応といいましょうか、今後どのようにどこで練習したらいいのかというお考えは検討されているのかどうか、まだ廃校になると決まったわけではありませんので、統合が決まった後、この学校が閉校になるまでにはまだ、先ほど三、四年かかるということですので、その先のことはお考えがあればお聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　まず、今後の利用状況を見ながら他の施設に活動場所を移転していただくことになると思いますが、現在他の学校においてもそれぞれ利用団体がいる状況でございます。そういったことから、跡地利用を検討する際には、施設の集約も含め、活動場所を確保できるよう、学校体育館の利用について検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ぜひお願いしたいと思います。

３回目の質問になりますけれども、中学校の跡地に対して、できれば地域としては、今現状の小学校も中学校も実はその地域地域の真ん中にほとんど位置しているので、干潟地域が、小学校が一つになるんであれば、やはり中心にある中学校の近くに小学校が欲しいんですけれども、残念ながらその次の統合を見据えて、小学校のですね、古城小で今後40年、50年もつんであれば別ですけれども、校舎はもつらしいですけれども、残念ながら生徒数がもたない。

本来であれば、中学校の辺りにそういった教育施設を集約したいんですけれども、先のことを考えるとなかなかそれは難しいのかなということで、今回干潟地域が令和３年度に過疎地域認定という、国から、この名前はちょっと本当にいただけないんですけれども、私たちちょっと驚いてびっくりしたんですけれども、中学校に関して、管理棟の耐用年数があと19年ということで、残念ながら管理棟は壊すしかないと思うんですね、19年後には。それ以外の建物、体育館とか特別管理棟ですか、そっちはまだ40年から50年利用可能なので、その跡地利用、中学校は建て替えるということが明記されているので跡地利用のことなんですけれども、本来そこまで待って、そこの時点で地域でいろいろと検討しながら、行政ももちろん先頭に立って検討していくべきだと思うんですけれども、残念ながら過疎債というのが非常に有利な、不名誉な名前なんですけれども、私たちにとっては過疎債が使える。

市としても幾つか例を示してくれているんですけれども、当然地域の意向が優先されると思うんですけれども、やっぱり過疎債７年しか使えないので、これは一案なんですけれども、過疎債を利用して大きなものを造れというんじゃないんですけれども、本来であれば地域で集まって協議する場があればそれでいいんですけれども、さっきも言ったとおり小学校２校

の練習会場がなくなってしまう。そういった意味で、中学校にやはりスポーツ施設あるいは、できれば武道場としての役割を果たす施設をどうにか工夫して過疎債を利用してできないものかどうか、ひとつ意見をお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　廃校となった学校跡地の活用につきましては、学校再編基本方針では、地域コミュニティ施設、学童施設、集会所、福祉施設や民間活用の推進を想定しております。そのほか、スポーツ、文化活動が行える教育施設などの活用も考えられます。また、各小学校で開催しました地域検討会議の際に近隣市町の跡地活用の事例を紹介させていただいた中で、スポーツ合宿所として活用されている事例もありますので、これから行われる準備委員会等の中でご意見を伺いながら、有効活用できるよう考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。

私も、前回、令和４年でしたでしょうか、一般質問で跡地利用の質問をさせてもらったんですね。そのときに、やはり近くに記念館も含めて大原幽学の施設があったり、あるいは東総運動場があったりするんですけれども、宿泊施設がないんですね。だから、ぜひ宿泊施設に改修できないだろうかというんですけれども、残念ながら校舎は取り壊さなければならないので使えないわけですよね。非常に難しいなということを記憶しているところであります。ありがとうございます。

４回目の質問ですけれども、過疎地域に認定されて本当にショックだったんですけれども、その後、過疎地域には認定されたんだけれども、実は非常によく理解すると、過疎債というものがあって、これを利用して地域を活性化することができるということを私たち知ったんです。限られた期間なんですね。あと７年しかもうない。何ができるかは、今地元の私たちが様々な意見を出し合っているところです。小さい意見から本当にすごく大きな話もある。残念ながら、私も含めてまだ地域の理解が足りなくて、過疎債というのは使えるものと使えないものがあって、皆さん考えているのは、民間に対しても過疎債は使える、そんな誤解もあったりして、非常に今迷走しているところなんですけれども、間違いなく、今みんなでいろいろ意見を出し合っているところです。

学校が廃校になるという本当に残念なこの時期に、やはり一抹の本当の少しでも希望を持

てるような何かいい施設、みんなが、ちょっと干潟のほうは北の外れのほうですけれども、旭のほうからも、干潟の中学校跡地でやっているあれがいいからそっち行ってみたいよねというようなものをいずれ造りたいんですけれども、過疎債が利用できるのは７年ですから、ちょっとその前に体育施設、スポーツ施設、武道場という提案をさせてもらいました。もうなくなってしまうので、そういったことを思いました。

今言ったとおり、私たちも落ち込んでいるだけではなくて、そんないい過疎債というものがあるなら、それを使ってすばらしいものを造りましょうよという気持ちに変わってきていますので、これは当然市が先導してもらわないと、先導というか市が前面に出てもらわないと、私たちだけではできない話ですので、市としてどういうふうにお考えになっているのか、その考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校跡地の活用につきましては、先ほど申し上げましたが、準備委員会等の中で委員の皆様より幅広いご意見を伺いながら、干潟地域のよりよいまちづくりに資するような有効利用ができるよう検討していきたいと考えております。また、市としましても、教育委員会だけでなく、他の関係部署と横断的に話合いをしながら、地域の皆様の意見を反映できるよう工夫していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

それでは、大きな４番目の再質問に移りたいと思います。

都市計画区域が市全体に広がることにより、市民への影響がいろいろあると思われますけれども、都市計画区域を見直す必要性について改めて伺います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、市民への影響、その点について回答いたします。

都市計画区域の見直しに伴う市民への影響で、大きなものとしてやっぱり建築基準法の適用がございます。都市計画区域全域に適用されます建築のルールであります接道義務、建蔽率、容積率、そういったことによって、道路幅や日当たり、風通しの確保などによる良好な住環境が形成されることとなります。建築基準法の適用が一番大きい影響であって、見直す理由、必要性として考えております。

また、あわせて干潟地域のさくら台の工業団地、こちらには用途地域として工業専用地域を指定する予定でございます。そうしまして、工業団地としての環境を保全しまして、工業振興を推進していく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　私は立場上いろいろと説明を聞く機会はあるんですけれども、今度旧３町が都市計画区域に入る、令和８年からですかね、県の認可が下りればということですけれども、あまりにもその内容を知らないんです。次の質問でも言いますけれども、内容をあまりにも知らないので、一番もう言葉に出てくるのは税金幾らくらいかかるのかと、その話が先行してしまって、本当にいい面の話が伝わらない。ですから、本当に期間がもうないですから、十分にいろいろな場面で広報していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、（２）の再質問を行います。

最近、都市計画が決まった頃から随分この話を聞くんですよ。過疎地域も都市計画かかるのかい、そういう話なんですけれども、そういった中で、干潟地域だけ固定資産税高いよなと、そういう話が私のところに来るんですけれども、３年に１回見直すのではないかとか、いろんな意見が来るんですけれども、この場で改めてもう一度干潟地域の固定資産税の算定方法について教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　まず、固定資産の算定方法でございますけれども、評価額ですけれども、これにつきましては地方税法の第388条の規定によりまして、総務大臣が示す固定資産評価基準に基づきまして実施しております。

今、干潟地域ということがございました。干潟地域に限らず、土地の固定資産税の算定方法につきましては、今言いました評価方法によって評価しているところですけれども、具体的には、市内を住宅地、商業地などの利用状況に応じまして300地区に区分し、そのうち干潟地域におきましては42地区に区分しております。それで、３年ごとに評価替えがあるわけですけれども、３年ごとに不動産鑑定士へ標準宅地の鑑定業務を委託しまして、適正な価格を算定し、評価を行っております。

また、近隣市町との協議を行いまして、価格に大きな乖離が生じないよう調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　先ほどの都市計画のほうもそうなんですけれども、分からないから誤解をしている方が大勢いらっしゃるんですね。ですから、今の説明よく分かりましたので、もっと短めに市民に広報する機会を設けていただければ、何でもいいですから、分からないままいくとどんどんそれが大きな不信になっていくので、ぜひ機会があればその辺のところで説明をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　房　代

○議長（飯嶋正利）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和６年第１回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、このたびの能登半島で発生した地震によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を心から願っております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく分けて５点の質問をさせていただきます。

１点目、物価高騰対策について、２点目、防災対策について、３点目、学校施設の安全対策について、４点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について、５点目、スマートフォンについて質問いたします。

まず、１点目、物価高騰対策について。

（１）住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況について質問いたします。

11月29日に成立した2023年度補正予算と閣議決定する2024年度当初予算（案）、税制改革（案）には、物価高騰に苦しむ国民の暮らしや中小企業等の賃上げ、子育てなどを支援する具体策が盛り込まれました。2023年補正予算は、地方自治体の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金が大きく拡充されました。これにより、低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に１世帯当たり７万円の給付が実現いたしました。旭市でも給付が開始されていますが、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況について質問いたします。

（２）生活者への支援として、電気、ガス（ＬＰガス）をはじめ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための対策についてお伺いいたします。

（３）医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する支援策についてお伺いいたします。

（４）中小企業への支援策についてお伺いいたします。

（５）子育て世帯への支援策についてお伺いいたします。

２点目、防災対策について。

（１）災害備蓄品はどの程度確保されているのか。また、品目が不足しているものはないか質問いたします。

（２）市では、どのような内容の災害連携協定を結んでいるのか質問いたします。

（３）自力の避難が難しい障害者や高齢者など、災害弱者の命を守る個別避難計画の作成について、市はどの程度進んでいるのか質問いたします。

（４）避難所の環境整備について、女性の視点が生かされているのか質問いたします。

能登半島地震から２か月が過ぎました。インフラなどの復旧が遅れる中、避難の長期化が予想されています。こうした中、女性の視点を生かした避難所運営などが求められています。避難所生活では、女性と男性の安全・安心を確保することが求められます。ガイドラインによると、まず避難所運営に参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。具体的には、責任者や副責任者など、役員の少なくとも３割以上を女性にすることや、避難所での生活のルールを行う際には女性の意見を反映させるよう促すことなどが挙げられます。

続いて、重要なのが避難所の環境整備です。具体的には、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫をしたり、異性の視線が気にならないよう、更衣室や物干し場、入浴設備は男女別に設けたりすることです。ほかにも、女性用品の備蓄や配布場所の設営とともに、女性用トイレの数は男性用に比べ多くするなど、配慮も必要です。また、子どもや女性は、避難所や仮設住宅などにおいて性暴力に巻き込まれるリスクもあります。女性に対する暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が相談できる環境整備も行っていくことが大切です。

避難所運営や備蓄品の選定など、女性の視点を反映させる鍵となるのが地方防災会議に占める女性委員の割合です。同会議は、都道府県や市町村が災害発生時の避難方法や備蓄品などを定める地域防災計画を作成します。女性委員の割合の差は避難所運営の差にもつながります。内閣府の調査2022年によると、女性委員の割合が10％以上の自治体598市町村では、生理用品を備蓄している割合は85.5％でしたが、女性委員がいない自治体273市町村では65.9％にとどまっています。粉ミルクや液体ミルク、紙おむつといった乳幼児用品、大人用の紙おむつなど、介護用品も、女性委員が10％以上の自治体より、いない自治体では備蓄している割合が約20ポイントも低くなっています。避難所運営の環境整備について、旭市では女性の視点が生かされているのか質問いたします。

（５）土のう専用のステーションを設置できないか。台風や大雨などの災害に備えて、日頃から土のう専用のステーションの設置はできないか質問いたします。

３点目、学校施設の安全対策について。

（１）災害時に避難所となる学校施設の安全対策は重要な課題です。小・中学校の体育館にエアコンの設置はできないか、また非常用電源の確保はできないか質問いたします。

４点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について。

（１）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の公共施設への設置状況についてお伺いいたします。

（２）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についてお伺いいたします。

５点目、スマートフォンについて。

（１）スマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、スマホの操作方法を分かりやすく手ほどきするコールセンターが開設できないか質問いたします。

神奈川県座間市では現在、スマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）の解消に向け、スマホの操作方法を

分かりやすく手ほどきするコールセンターを設けています。コールセンターは通話料無料で、休日を含め、午前９時から午後６時まで利用できる。スマホに関することならアプリのインストールや各種操作方法など、何でも相談できる。相談内容は、ＬＩＮＥの電話応答や写真の送付、友だち追加のほか、ショートメールの送信方法、操作が簡単なスマホの機種は何かといった質問まで多岐にわたる。市の担当者によると、ＬＩＮＥに関する問合せが最も多いという。

実際にコールセンターを利用した住民からの評判は上々。また、友人から送られてきた２次元コードを読み込む方法について問い合わせた、使用しているスマホの機種から調べてくれ、自分に合った説明を細かくしてくれたと評価する。一方、アプリが消えてしまった際の対応について相談した方は、時間をかけて丁寧に教えてくれた。周りの友人にもコールセンターを紹介したいと語っていた。

座間市は、デジタル・トランスフォーメーション、ＤＸを着実に推進するため、2023年６月、26年度までのＤＸ推進計画を策定。市民、職員、地域それぞれのＤＸに関する戦術を示している。市民の分野では、デジタル・ディバイド対策としてデジタル技術に不慣れな人へのサポートの充実などを挙げ、この推進計画に基づきコールセンターが開設された。ぜひ旭市でもコールセンターの開設ができないか質問いたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私からは、大きな１の（１）住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の支給状況につきましてお答えいたします。

１世帯当たり７万円の給付金を支給します住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（追加給付分）の支給状況につきましては、３月１日時点で支給件数が5,803件、支給額は４億621万円となっております。

また、給付金の対象と見込まれる世帯に対しましては１月19日付で確認書を送付しておりますが、確認書の対象である6,313世帯のうち5,660世帯、89.8％が支給済ということになってございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは、１の（２）生活者への支援策、（３）医療・介護・

保育施設・学校施設・公衆浴場への支援策、（４）中小企業への支援策、（５）子育て世帯への支援策についてお答えをいたします。

この（２）から（５）までのご質問は、国からの重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして、物価高騰対策、医療、介護、保育、学校などの各施設、中小企業、子育て世帯などを対象とした事業に交付金を充てることができると示されており、関連しておりますので、一括して回答させていただきます。

物価高騰の影響は所得層に関係なく全世帯が受けていることから、本市では、国が実施する低所得世帯等への給付金対象世帯を除く世帯に対しても、家計を応援するため１世帯当たり１万円分の商品券を配布することとし、本定例会に令和５年度の補正予算を上程したところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは、大きな２、防災対策についての全般と、大きな５、スマートフォンについてお答えいたします。

まず、大きな２、防災対策についての（１）ですけれども、災害備蓄品の状況でございます。飲料水と食料に関しましては、避難者5,000人を見込み、３日分を備蓄しております。また、5,000人分とは別に、乳児用の粉ミルクや液体ミルクの備えもございます。備品に関しましては様々ありますが、主なものを申し上げますと、移動可能な発電機をはじめ、個別のテントや生理用品なども準備はしております。

なお、災害時に必要なものは、規模や起きた季節、避難期間などで変わってくるものとなります。全てに対応するために多種多様なものをストックすることは現実的ではないため、これを補うために様々な企業や団体と供給協定を締結しております。

（２）で、どのようなそういった災害連携協定を結んでいるのかということですけれども、災害協定は様々あるところですけれども、互いに人材や資機材などを提供する包括協定をはじめ、各分野に特化した物資供給、医療救護、輸送物流、応急復旧などがあり、現在49の協定を結んでおります。

（３）の自力の避難が難しい障害者や高齢者などの個別避難計画の作成についてですけれども、現在旭市では対象者約4,000名に対し、作成しているのは約1,400名となっております。作成率ですと約35％となります。

（４）の避難所の環境整備について女性の視点が生かされているかという点でございます

けれども、避難所に個別のテントの用意があるほか、一般スペースとは別の部屋もありますので、状況に応じて女性専用にすることも想定しています。また、可能な限り避難所への女性職員の配備を行っているところです。

なお、現在旭市防災会議は委員27名中３名が女性ということで、議員のおっしゃった10％はクリアしているかと思うんですが、それにしてもまだまだ少ないのかなということは感じております。27名中３名が女性で、旭市地域防災計画の修正に当たっては、構成委員だけではなく、男女共同参画の担当課からも意見をいただいているところです。

次に、（５）の土のう専用のステーションはできないかとのことですけれども、ステーションについて設置の予定はございません。

なお、自由に持ち出せるわけではありませんが、市では台風などの接近が見込まれる際、必要に応じて土のうの配布を行っていますので、その際はご相談願えればと思います。

次に、大きな５番、スマートフォンについてで、スマートフォンに関するコールセンターが開設できないかということですけれども、デジタル技術の活用に関しましては、デジタル戦略室を設置するとともに、国の制度を利用して民間企業からデジタル専門人材を受け入れ、ＤＸ推進計画を策定するなど、新年度予算において自治体ＤＸを推進していく予定です。

ご提案のコールセンターの開設に関しましては次年度開設の予定はございませんが、ＤＸ推進計画を策定していく中で、現在実施しておりますスマホ教室の拡充など、デジタル・ディバイド解消に向けた対策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、３の（１）学校の体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。

現在、市内の小・中学校20校の体育館にはエアコンは設置されておりませんが、普通教室、特別教室については全ての学校で設置されております。学校の体育館に設置するには、エアコン工事のほかに、断熱工事や受電設備の改修を含めて多額の導入コストが必要となります。現状では、有利な財源や大空間での効率的な空調の方法について、非常用電源の確保も含め、先進事例を研究するとともに、今後の学校再編の進捗状況も見極めながら引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、質問内容の４、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）についてのうち、（１）（２）についてお答えいたします。

最初に、（１）公共施設への設置状況について。

旭市内のＡＥＤの設置施設をインターネットで調べますと、約120の施設にＡＥＤが設置されております。そのうち旭市で管理する公共施設に設置しているＡＥＤは、46施設に設置してございます。地域ごとの設置につきましては、旭地域15か所、海上地域10か所、飯岡地域10か所、干潟地域11か所となります。主な施設としましては、市庁舎、スポーツ施設、健康・福祉施設、公民館などの文化施設、各小・中学校に設置しています。

また、消防本部では、庁舎設置のほかに現場の活動用としまして、消防署、分署の救急車と水槽付消防ポンプ自動車に積載がございます。そのほかの公共施設につきましては、千葉県の管理する施設に設置されています。

続きまして、（２）ＡＥＤの講習会の実施状況ですが、ＡＥＤの講習会につきましては、救命講習のプログラムの中で、心肺蘇生法の手順の一つとして項目に含まれて実施しております。講習会の開催につきましては、令和２年度はゼロ回、令和３年度は４回、令和４年度は53回、令和５年度は２月までで67回、こちらの救命講習を行っております。令和２年度、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救命講習の中止または延期したことから、講習回数が少なくなっております。現在、感染防止対策の徹底を図り、救命講習を再開しておりますので、徐々に申込件数が増えてきている状況です。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　では、再質問させていただきます。

１点目の物価高騰対策についての（１）の住民税非課税世帯等に１世帯当たり７万円の給付について、最後まで一人も漏れることがないように周知徹底ができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　給付金申請の周知徹底についてでございますが、お答えします。

確認書等の提出期限は３月29日までとなっております。申請していない世帯に対する対応といたしましては、まず１月11日には区長回覧を行っております。また、確認書が返送されていない世帯に対して期限までに申請を促す通知を送付したほか、市のホームページや３月15日号の広報、それから公式ＬＩＮＥなどを通じて、申請漏れのないよう周知徹底をしてま

いりたいと考えております。

それと、議員、すみません、先ほど１回目の答弁のほうで、確認書の対象である6,313世帯のうち5,660世帯と私申してしまったんですけれども、大変申し訳ございません。正しくは、6,313世帯のうち5,666世帯ということで、申し訳ございません。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。前回、住民税非課税世帯等に、１世帯７万円ではないときだったんですけれども、期限が過ぎてから問合せがあって、もうちょっと遅かったということがあったので、また最後までお願いできればと思います。

次に、（３）のほうに移ります。

（３）の医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場等に対する支援策についての再質問をさせていただきます。

介護、障害福祉の現場で働く職員や医療機関の看護補助者については、他産業と比べて賃金水準が低く、人材不足も深刻です。こうした人たちの賃金を2024年２月から月額平均6,000円引き上げるために必要な経費が補正予算に盛り込まれましたとあります。介護人材等の確保に必要な処遇改善に旭市ではどのように取り組まれているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　伊藤議員おっしゃるように、国ではデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づきまして、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を２％程度引き上げるための措置、介護職員処遇改善支援補助金を令和６年２月分の賃金から遡って実施を予定しております。この措置の対象期間は令和６年２月から５月分の賃金引上げ分で、千葉県が直接、介護事業所に補助金として交付するものであります。また、令和６年６月以降については、介護保険法に基づく介護報酬改定により、今回の補助金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしております。

ご質問の介護人材等の確保に必要な処遇改善の市の取り組みでありますけれども、市では介護職への賃金改善に関する取り組みは行っておりませんが、介護人材等の確保の観点から、介護職員初任者研修受講費用や介護福祉士実務者研修受講費用の助成などの事業を実施しているところであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

次に、（４）の中小企業への支援策についての再質問をさせていただきます。

2023年の補正予算には、深刻な人手不足に悩む中小企業に向けて、ＩｏＴ機器やロボットなど、人手不足解消に効果がある汎用製品機器などのカタログを提供し、簡単に選択して導入できる仕組みができる中小企業省力化投資補助制度や、最低賃金の引上げに伴い、賃上げと生産性向上に取り組む中小企業を支援する業務改善助成金も拡充しましたとあります。

また、物価高に負けない賃上げの流れをつくるため、賃上げ促進税制の抜本強化をしました。中小企業には、賃上げに取り組む企業の裾野を広げるため、現在の賃上げ率の要件1.5%、2.5%を維持しつつ、赤字企業にもインセンティブとなるよう、黒字化後に控除を認める繰越控除制度を５年間創設しました。さらに、教育訓練費を増やしたり子育てとの両立や女性活躍支援に取り組む場合には控除率を上乗せしますとあります。旭市の中小企業への支援策についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課よりお答えいたします。

物価高騰に対する中小企業への支援でございますが、まず県の支援策として、ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金、千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業などがありまして、チラシの配架や市ホームページへの掲載、ＬＩＮＥでのお知らせなど、市として周知を図っているところでございます。また、県においても新聞折り込みなども行っていたというふうに伺っております。

また、市の支援策としまして、こちらは物価高騰対策に限ったものではございませんが、従前より行っておりますが、商工業の振興支援策としまして、中小企業金融対策支援事業、制度融資利子補給事業を行っております。中小企業金融対策支援事業につきましては、中小企業資金融資制度に基づき、市内の金融機関を通じて中小企業者へ融資するもので、中小企業振興を図っているところでございます。また、制度融資利子補給事業につきましては、利子補給を行うことで中小企業の育成振興を図っているものでございます。

また、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づきまして、一定額以上の設備投資を対象に、５年間の固定資産税の課税免除、雇用等に対する奨励金を交付することで、企業

の設備投資、雇用の創出を図っているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございました。

次に２点目、防災対策について再質問させていただきます。

能登半島地震を踏まえ、改めてどのような災害備蓄が必要か、被災地では劣悪な排せつ環境の改善が喫緊の課題となっています。今後の災害に向けた個人の備えという点で、水と食料はもちろんとして、携帯トイレの備蓄が非常に重要だと実感しています。市としての対策について質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市では、備蓄品として非常用の簡易トイレ約１万回分を保管しております。今後も、買い足して増やしていく予定としています。また、水道の断水によりトイレが使えなくなった場合を想定しまして、生活用水用に防災井戸を13か所設置しているところです。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

次に、防災対策について（１）の３回目の質問をさせていただきます。

先日、千葉市美浜区の町内会で防災資料館に視察に来られた方から、避難タワーに登られ、そのときにその上があまりに寒くて５分いるのがやっとだった、風を防ぐのに風防をやるとか羽織るものとか、何か寒くならないようなものを常備、備えておくことはできないかとのお話がありました。市としての対策について質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　旭市では、全ての避難タワーに寒さ対策としましてアルミシート100枚をそれぞれに設置してございます。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

あと、例えば風を防ぐのに風防みたいな、そういうものとかはできるのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　津波避難タワーに関しましては、その構造上、水を逃がすということで、いわゆる骨組みだけの構造になっております。したがって、風防等を設置することは逆に難しいのではないかと思います。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございました。

それでは、（２）の市ではどのような内容の災害連携協定を結んでいるかの再質問をさせていただきます。

埼玉県本庄市は、このほど災害対策の強化を目的にコンテナ型ホテルを運営する株式会社デベロップと災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定を締結した。同社は、市内にユニットバスや冷蔵庫、電子レンジが配備されているコンテナ型ホテルを34室展開、ふだんはビジネスホテルとして運用しているが、災害時には市が協定に基づいて支援を要請し、優先的に避難所として提供される。旭市では、コンテナ型ホテルを運営する業者との災害協定締結はされているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　埼玉県本庄市の例でお話がありましたけれども、同じように、株式会社デベロップとはコンテナ型ホテルの提供ということで、市では令和３年１月に災害協定を締結しております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

それでは、（３）自力の避難が難しい障害者や高齢者など、災害弱者の命を守る個別避難計画の作成についての再質問をさせていただきます。

静岡県富士見市は先頃、各種防災情報を発信するアプリ、「防災ふじ」を市民向けに公開した。高齢者ら災害時に助けが必要な人、避難行動要支援者がスマートフォン（スマホ）で支援を要請できる機能があるのが特徴だ。逃げ遅れを防ぐための仕組みで、市によると全国的にも珍しい。同アプリでは、このほかマイ・タイムライン、個別避難行動計画の作成や避難施設の場所、混雑状況、ハザードマップの確認もできる。

アプリの最大の特徴は、避難行動要支援者とその近くにいて避難をサポートできる人を結ぶ防災ヘルプ機能だ。要支援者は、避難指示が発令された際にアプリ画面に出るＳＯＳ支援

要請のボタンを押し、助けを求めると、事前に登録した支援者のうち、近くにいる人のスマホに通知が届き、助けを求めている人の位置が地図で表示される仕組みになっています。旭市でも活用できないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お話にございましたＳＯＳ機能のようなものはございませんけれども、現在旭市では避難場所や各種ハザードマップなどを掲載しているアプリ、「旭市防災マップ」があります。議員ご指摘の避難行動要支援者に対する支援につきましては、アプリも含め、引き続き調査研究をしてまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、（５）の土のう専用のステーションは設置できないかの、これは質問ではなく、ぜひこれは、日頃大雨だとか、また災害、また台風があったときにそのステーションから常に持っていかれるようにすると、大きな被害にならないうちに対処できるのではないかと思いますので、もしできたら土のう専用のステーションも設置できたらと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇　松　木　源太郎

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党旭市議会議員の松木源太郎です。

2024年、令和６年第１回定例会に当たり、市政について一般質問をいたします。

まず初めに、今年の元旦に石川県能登半島北部の海底活断層がマグニチュード7.6の地震を引き起こしました。多くの方々がお亡くなりになりました。本当にご冥福をお祈りいたします。

２か月後の現在でも、多くの皆さんが避難生活をしていらっしゃいます。この地震の発生と、その後に国や自治体の対処を見てまいりましたけれども、１番目の質問をしようと決意したのがこの地震でありました。

能登半島の珠洲市は白い石灰石が産出する地域で、プロパンカセットコンロがない時代には七輪で有名でした。1970年代に珠洲市に２か所の原子力発電所を関西電力と中部電力が計画しましたが、住民の反対で2003年に計画が凍結されました。この原子力発電所ができていたら、2011年の東電福島第一原発事故以上の被害が発生していたでしょう。能登半島の付け根の志賀原発では原発が運転していませんでしたけれども、大変な事態が今起こっているわけです。

13年前、東日本大震災で津波に襲われた旭市において、津波や豪雨災害の際の対策はどうなっているか、令和４年３月修正版の旭市地域防災計画の該当項目で調べてみました。そこで、以下の提案をする次第ですので、ご検討ください。

１、危機管理対策担当部署の設置と危機管理担当者の専任についてであります。

（１）地域防災計画に基づく防災対策を担当する担当部署の設置と担当者を育成する考えはありませんか。

（２）銚子市、成田市、その他県内の市におきましては、独立した課を設置している自治体の対応策に学び、その運用方法を参考にした危機管理対策の日常化と専任職員の育成計画などはどのようになっているかお答えいただきたいと思います。

３番目、災害が発生した場合の集中管理体制の中心はどこでしょうか。

４番目、危機管理等の専門職員を養成していく方針はありませんか。

これらの点について、まず１点目であります。

次は、給食の問題です。２、学校給食の完全無償化についてです。

先日旭革新懇が集めた学校給食の無償化を求める署名595筆を市長に提出いたしました。そこで、次の２点をお聞きしたいと思います。

（１）完全給食の無償化はいつ実現するんでしょうか。2024年、令和６年度の当初予算では、給食費の18％の値上げと、値上げ後の半額の金額を給食費として徴収する予算だが、いつまでこの方式を続けることになるのでしょうか。

（２）給食費無償化の在り方についてであります。給食費無償化がなぜ必要かということを市長は考えたことはございますでしょうか。この問題では12月議会でも市長と議論しましたけれども、その続きの議論を今回したいと思っております。

３番目、都市計画区域の拡大についてであります。

（１）４回の説明会を開催しましたが、市の考え方と住民の意向に大きなずれがあったというふうに感じております。

（２）旧旭市地域の用途地域の変更などの経緯を見ると、旧３町の方々の不信感がよく分かるのであります。特に、海上地域の会場では、飯岡駅周辺の排水問題について次のような発言がありました。この地域の排水問題を解決していただけるのであれば、都市計画税を払ってでもやっていただきたいという住民の発言です。これについては出席していた担当課長も十分覚えていると思いますけれども、この点について市長や担当課がどのように感じたか、ぜひ意見を聞きたいと思います。

４番目です。農業用水路の更新に関わる地元負担金についてであります。

アスベスト処理対策のため、農業用水路の更新について、実施年度による補助率の違いと農家の負担額をお伺いいたします。聞くところによりますと、この事業は、今回私がお話を聞いた以外にも何か所か市内であるそうです。アスベスト対策ですので、国が半分、県が35％、地元が15％の負担であります。この15％のうち、市が10％、水利組合が５％、そして農家の負担が５％と聞いております。アスベスト対策なのに、なぜ農家の負担が５％なんでしょうか。そして、この金額は、実際に農家に対して10アール当たりどの程度の金額になると見込んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

５番目は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方についてであります。この在り方については、私は２回目の質問であります。

（１）市の評価委員会の開催を積極的に通知してこなかった理由をぜひお聞かせいただきたいと思います。

２番目、中期目標及び中期計画などの議案提出の在り方についてです。12月議会の中期目標については、その前月、前々月にこの問題についての評価委員会がありましたけれども、その評価委員会について全く触れておりませんでした。しかし、年が明けて１月になりましたらば、私は実は議事録を情報公開したわけです。そうしたらば、その明くる日に担当課から、１月10日から開示してありますという話がありまして、見ましたら確かに10月と11月の評価委員会が載っておりました。議事録も資料も載っておりました。このことを事前に知っていれば、もっと十分な中期目標についての議論ができたと思います。

そして、２月の中旬になりましたらば、２月16日、中期計画を検討する評価委員会が開会されるという告知が掲示板にありました。問合せしたらば、連休前の３日か４日ほど前に掲示したというんですが、とうとうホームページには載らないままでした。今まで評価委員会がこういう形でもって、住民の傍聴を認める、こういうような在り方があったのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

３番目は、養護老人ホーム東総園など、福祉施設の廃止について、市長と独立行政法人との間でどのような対応が話され、そして文書でもってその廃止について決める、そういうような証拠は残っているのでしょうか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは、１番目の危機管理対策担当課の設置と危機管理担当者の専任について、順次お答えいたします。

まず、防災対策を担当する担当部署の設置と担当者を育成する考えはあるかということですが、現在防災対策は総務課地域安全班が担っておりまして、研修の受講や情報収集などにより、担当職員の育成に努めているところでございます。

また、定期的な異動で多くの経験者を輩出することで、その経験者がほかの課へ、ほかの班へ散っていった場合にも、災害時には招集がかかるような体制を整えてございます。要するに、経験者が災害時には多数集まってくるような体制を取っております。

それと、成田市や銚子市などのように独立した課を設置しているところがあるんですが、そういった危機管理対策の日常化と専任職員の育成についてどのようになっているかということですけれども、日常の対策は、先ほど申し上げましたとおり総務課地域安全班を中心に関係各課と連携し、行っております。先ほども申し上げましたとおり、市では危機管理対策に限らず、研修の受講や情報収集などにより職員の育成に努めているところで、専任職員の育成ということにつきましては今後の課題と捉えております。

次に、災害が発生した場合の集中管理体制の中心はどこかということですけれども、これは場所のことでよろしいでしょうか。

（「体制ですから、考えていること、やっていること」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　災害対策本部の設置場所は本庁舎３階の政策決定室となっております。インターネット環境を整えておりまして、例えばですが、ドローンからの映像を流したりウェブ会議が行われたりするなど、様々な情報収集が行えるようになっております。また、インターネットや電話が使えない状況でも、衛星回線を通じて関係機関とのテレビ会議や通話が行えるような場所となっております。

それと、危機管理等の専門職を養成していく方針はあるかということですけれども、先ほどと重複してしまいますけれども、市では危機管理対策に限らず、研修の受講や情報収集な

どにより職員の育成に努めているところですが、専任職員の育成につきましては今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２の（１）学校給食費の無償化についてお答えいたします。

本市では、平成29年度より３人目以降の児童・生徒の学校給食費の免除を旭市独自の事業で行い、令和５年１月からは千葉県の学校給食費無償化支援事業補助金制度を利用して、第３子以降減免制度の対象者の拡充を行いました。また、令和２年度、３年度及び５年度には、国の交付金を活用し、児童・生徒の学校給食費をそれぞれ６か月から８か月間の無償化を実施しております。さらに、令和６年度は、第１子、第２子の学校給食費を半額免除する、この予算案を上程しております。

以上のように、給食費については本市では段階を踏みつつ進めてきておりますので、今後も給食費無償化の在り方、さらなる子育て世帯の負担軽減のため検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、３、都市計画区域の拡大についてのうち、市の考えと住民の意向に大きなずれはなかったのかという点と、広原地区の排水ですね、そういうことについてご回答いたします。

まず、ずれなんですけれども、都市計画税と都市計画区域のことの関係でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（飯島和則）　都市計画税についての質問が説明会でもございました。今回の都市計画区域の見直し、説明会でやった見直しのうち、都市計画区域の拡大につきましては、市域全体に建築のルールであります建築基準法を適用することによりまして、市民の住環境を守っていくこと、災害リスクの低減、そういったことを目的にしているものでございます。そういったことで、実際の見直しの予定は令和８年度、まだ２年くらい先でございますし、都市計画税についても市内部で調査検討している段階でございましたが、将来にわたって良好な住環境を確保していくために必ず必要なものでありますので、早い段階からの周知が重要であると考えているため、都市計画見直しの素案についての説明会を開催した次第でございます。

それと、広原地区の排水のお話です。説明会の中で、50年来全然解決されない、一体どうなっているんだということで、ご不満のほうをいただきました。それにつきましては、説明会の中でもちょっと触れたんですけれども、都市計画事業で直接できるわけではございませんが、市としてはやはりやっていかなくてはいけないところであると。あと、説明会の用途地域の中でも、広原エリアは住居が密集している地域でございますので、そういったことから考えても解決していかなければならない、排水整備をやっていかなければならない箇所だという認識はございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から大きな４番目、農業用排水路の関係についてお答えいたします。

まず最初に、事業の説明からということになります。現在、県営事業で特定農業用管水路等特別対策事業として、新川東部地区ですが、計画されておりますアスベストが使用されている管の更新事業は、豊畑地区の新川と仁玉川に挟まれた、ここの旭市役所から西側になります約62.4ヘクタールの区域になります。更新の対象となるアスベスト管は7,786メートルで、概算事業費は約６億円ということで聞いております。旭市ではアスベスト管の改修工事は今回初めてになります。

それから、アスベスト管の置き換えを目的とした事業の補助率、さっき松木議員のほうからもご紹介ありましたが、国、それから千葉県が作成しているガイドラインに基づいて、土地改良区などと協議して決定しています。年度による補助率の違いという話もあったんですけれども、基本的には実施年度による補助率というのは変わることはないんですが、例えば国・県のガイドラインが万が一変わっただとか事業の改廃とか、そういった部分があった場合には補助率が変わる可能性がゼロではないということです。

補助率は、先ほど松木議員がおっしゃった国が50％、県が35％、それから市、土地改良区を含めた地元として15％がガイドラインになっています。この15％は県のガイドラインです。国のガイドラインになりますと、この地元の部分ではなくて、国50％、県35％、自治体、市が10％というガイドラインになっております。そこで、松木議員、農家の負担が残りの５％多いのではないかという話だったんですけれども、このうち、農家の５％のうち大利根土地改良区と農家の負担を半分半分ということで、2.5％を負担するということで今協議されているということで、実際農家の負担は５％ではなくて2.5％となる今予定になっております。

農家の負担額については、概算ですけれども６億円、こういったところから2.5％の負担ということで、全体として農家が2.5％負担で1,500万円ということなんですが……

（「10アール当たり」の声あり）

○農水産課長（池田勝紀）　10アール当たりというご質問があったんですが、10アール当たりをその金額から換算しますと、1,500万円の見込みで事業区域が62.4ヘクタールあるというところから、10アール当たりで試算しますと約２万4,000円という試算になります。これはまだ概算事業費なので、これが独り歩きしてしまうとあれなんですけれども、今のところの概算による金額ということです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（５）について順次お答えいたします。

まず、評価委員会の開催を積極的に周知してこなかったという部分と、ホームページに載せたという話がありましたので、その部分をまず最初に回答します。

まず、評価委員会の開催の周知になりますが、これは旭市審議会等の会議の公開に関する要綱第４条の規定によりまして、会議開催の１週間程度前に市庁舎の電子掲示板と掲示場にて行っております。ホームページの公表でありますが、以前は、評価委員会の公表ですが、各年地方独立法人旭中央病院の業務実績に関する評価に関する部分を公表しておりました。今まではその……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　やっておりました。

今回、評価委員会、計画の関連も公表に至った経緯なんですが、昨年第４回定例会の総務常任委員会において委員から、この目標は市の担当課がつくるもので、これは明らかに病院がつくったものだというお話がありました。それに対して副市長は、これは病院と連携して評価委員会の意見を受けてつくっているものですという回答があったと思うんですけれども、あくまでこの目標をつくるに当たっては、担当者、国・県の医療政策、国であれば公立病院の経営改革プラン、県であれば千葉県保健医療計画、これを踏まえて案をつくり、病院と協議をし、それを評価委員会で委員の意見を聞き、市の考えを述べて策定したものです。そういったやり取りがありましたので、こういったやり取りを知っていただく必要があるなということで、開催から遅れましたが公開をしたという流れになっております。

あと、中期目標、中期計画の議案提出の在り方になりますが、まず中期目標は、改めての

説明になりますが、市が病院運営に対して達成すべき目標を策定して病院に指示するものです。中期計画については、病院はその目標を達成するための具体的な計画を示すものとなっております。中期目標、中期計画、これを策定するに当たっては、地方独立行政法人法と評価委員会条例の規定によりまして、評価委員会にて委員の意見を伺った後に議会へ議案として提出し、審議をお願いする流れとなっております。

養護老人ホーム東総園と特別養護老人ホーム東総園の廃止の方針ということになります。この両施設につきましては、やはり施設の老朽化、これは地方独立行政法人移行前からの課題でありまして、事業の継続についてはずっと検討を行ってまいりました。現在の施設での長期事業継続は困難であること、同事業の民間事業者の参入状況、また入所者の推移等を考慮しまして、旭中央病院で同事業を継続する必要が低いと、協議の結果そう判断をしまして旭市、中央病院、それぞれ判断したものになります。文書のやり取りは特にございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　２分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１回目の再質問をさせていただきます。

１番目の危機管理関係の担当課の設置の問題ですけれども、私は部署というふうに変えたんですけれども、実は旭市の課の体制というのは、課が少なくて、そこにいろんなものを集めてしまっているという、すごく一つのところでもっていろんなところにセクションを持っているという複雑な課の体制をつくっているので、これも不思議なんですよね。

それはちょっと置いておいて、先ほど総務課長からお話があった何年か防災関係のところにいた人が、市のセクションであっちこっちに行っていればそれが危機対策でもってできる、大間違いです。つまり、危機対策というのは一貫して、市の今の動いている状態、それから消防やそれから住民の方々の、こういうところを見る、常時監視している施設が必要なんで

す。これがなければ、大学で、銚子市にもありますけれども、危機管理部という、そういう勉強はしないんですよ。だから、そこのところをしっかり見て、これからぜひやっていただきたいと思うんです。

だから、県内でも幾つかの大きい市では、そういうところには専門家も配置して、それでもって、例えばここにありますね、こんな膨大な、私は令和４年度の分をもらいましたけれども、こういうような中身の内容を常に、この問題が起きたと言えばここに書いてあって、これでこうするんだということを回答できる人が何人もいるんです。場合によったら、24時間と思うけれども、それは無理だから、そういうような体制を旭市においてもつくっていただきたいんです。

これは、すぐできるとは限りません。そういう専門の技術を持った人を入れるか、そういう大学を出た人を入れて養成していくかということがありますけれども、旭市ではご存じのように3.11の津波も経験しているし、1971年、昭和46年の大雨も経験しているし、いろんな災害についてやっぱり経験しているわけです。江戸時代に遡れば元禄津波もあったし、そういうように、今でも千葉県の東方沖は震源地の一つになっているわけですから、ぜひそういう面で早くそういうようなことを始めていただきたい、こういうことなんです。

それについて、市長に答弁していただくのはあれなので、ぜひ総務課長としてこれからの方針について市に提起していただけないかということをご質問いたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　議員おっしゃるように、旭市は様々な災害に見舞われてきた歴史がございます。しかも近年は、災害はいつ起きても、災害は忘れた頃ということではなく、いつ起きても、いつ起きるか分からないというような形になってきております。

おっしゃるように、危機管理、災害だけでなく様々な危機管理ということで部署をつくっていくということは、これからの課題になると考えております。しっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこでですけれども、今、防災のというか、いろんな危機問題があります。防災だけではないでしょうけれども、そういう問題が起こったときには実動部隊が必要なんですね、一定の。

ところが、今の旭市の状態は、私は昨年質問いたしましたけれども、消防本部の中に消防団がいて、どういう形でもってこの防災計画になっているかというと、結局二重になっているんです。消防本部の消防長に全てを任せるという形には、組織的にはなっていないんです、実はね。市長がいるわけですから、最高責任者の。市長が、消防本部の消防長を指揮すれば全部できるかといったら、そうではないわけです。そこのところは、常備消防と非常備消防だけが動くような形。じゃ、旭市の緊急課題はどこがやるんだといったら、そういうセクションが、それは総務課の防災関係の担当者はいるでしょうけれども、できないんです。そこのところを、きちっと整理しておかないと駄目です。

私は、合併後の旭市がどうであったかということは、議員をやっていませんでしたから知りませんけれども、しかし、市長直属の消防団を含めた、常備的でない緊急対策組織、それには例えば総務課に所属するそういう危機対策室、そこが連携していく。それから、実際の常備消防というのは、救急も含めたそういう実動部隊そのままですから、それはきちっとしていく、それを統括して市長が指示していくと、こういういろんな問題が起こったときに対処できるような組織に、ぜひ検討の上、変えていただきたい。そのことが、やはり住民の方々の命を救ったり、いろんな被害から旭市を守る、そういうことになっていくと思うので、そこら辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　先ほどと重なりますけれども、将来的な課題であるとは考えておりますので、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　今回はこれで終わります。

次に、２番目の学校給食の問題についていきたいと思います。

この問題については、市長と何回も議論して、いろいろ私も学ばせていただくところもあって、実は12月の議会の議事録を持ってきてじっくりともう１回見直してみたんです。市長の言っていることも、話が分かるところもあるんです。特に、11月の朝日新聞の記事、このときお見せしなかったんですけれども、大変いい記事だと思います。

学校給食、国が一律で無償化をと、東京大学山口先生が書いた。これの話をしましたよね。なぜ、私が今回わざわざ給食を取り上げるかというと、市長が考えている、つまり先ほど教

育総務課長が、あれもやった、これもやったとおっしゃってくれましたけれども、市長の考えはそうではないんですよね。やはり、給食というのは、確かにそういう事業としてやったほうがいい。ただ一挙にやるということについては、これは財政的な問題だけではなくて、ステップを踏んでやったほうがいいというのが去年の考え方でしたよね。私もそう思います。

しかし、考えてください。来年の７月には市長は住民の支持を得て次の期に移らなければならないですね。ここまで来て、何で半分なんですかということを住民から問われてしまいます。これは、私、大変重要な問題だと思うんですよ。ですから、令和５年度に７か月ないし８か月の補助金をもらった制度をやりましたけれども、それが水の泡になってしまいますよ。

ここのところをやっぱり考えて、今回は半分だけれども令和７年度からは無償にするというのは、そういうところもあると思うんですけれども、しかしやっぱりちょっと中途半端な段階論ではなかったかと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほど松木議員の発言にもございましたように、議員をはじめとする方々から給食費無償化を願う595筆の署名を頂戴いたしました。関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

この595筆という数字につきましては、先日行われました津波避難訓練、自らの命は自らが守るという考えで雨の中参加してくださった610人に匹敵する、大変大きな数字でございます。これはもう単なる数字ということではなくて、将来を担う子どもたち、あるいはそれを支える子育て世帯に対する市民の皆様の思いや願い、希望であると深く受け止めているところでございます。

その上でお答え申し上げますが、学校給食費の無償化は物価高騰が続く中、保護者の負担軽減を図ることが子育て支援策としても大変有効であると考えております。今後も、財政的なシミュレーション等を行いながら、持続可能な財政運営のため、将来的な財源の確保に問題等がないか検証をし、また市予算全体のバランス、他の事業への影響も考慮した上で進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。だから、私、よく分かりました。

ただ、市長、ちょっと去年の議論をもう１回思い出していただきたいんですよ。というのは、国が確かにやるべき、私もそう思います。ところが、この県の３人目の無償の問題でも分かったでしょう、国が無償でやるなんて言ったって、結局全額は出しません。県にも負担を求め、市にも負担を求め、つまり、仮に旭市の２億円強の無償化の費用については、恐らく半分の１億円は結局旭市が持たなければ無償化できないという、そういうようなシステムになってしまうわけですよ。これは、そうなったときは、市長が今回無償化にします。国も補助しましたからと言ったって、何だ市長、結局国が出すまで待っていたのかということになってしまうわけですよ。

だから、やっぱりこの令和６年の１年間で、次の年にどうするかということを、真剣に財政的な面からも考えていただきたい。これがやっぱりよく考えていただいて、それでもって年の途中でもって全部にしようとかというのもあり得るので、そういうことを期待して、この問題については市長にお願いしておいて、終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、３番目の都市計画区域の拡大の問題について質問いたします。

実はこの問題、私は大変難しい問題を含んでいると同時に、今まで旭市がやってきた都市計画区域内の用途地域の決め方、この問題について反省がないと住民の支持は得られないと思います。

どういうことかといいますと、実は、最近1,000円出しまして、都市整備課からこういう地図、これは一部なんですけれども、これは何かというと令和２年２月に用途区域を変更した後の地図なんです。どこが変更されたかというと、一つは今イオンタウンがあるところが第２種住居地域に、つまり田んぼから第２種住居地域になっているわけです。それから、駅の南側が高い建物が建てられる地域になっている。

こういうようなことを、都市計画審議会でもって、それは県とも打合せをしながら決めてしまっているんです。つまり用途地域というものを、勝手にとは言いませんよ、しかし、一定の手順を踏んで決めているんですよ。それでもって、その後に今のイオンタウンが５億円のお金をイオンに上げて造られ、そういうところです。その部分は結局3.6ヘクタールの優良な田んぼがあれに変わってしまったわけです。

そういうことをやっていながら、先ほどお話ししたように、長い間水害、雨が降ったときは困っている地域が、何回か市の方々にお願いして現地を見てもらったりしているのに、その近くの蛇園だとか後草だとかって、その周りの地域は排水の工事が行われているのに、旧

海上中学校の跡地、あそこは雨が降ればみんな流れてしまいますから、そういうところの対策はやられていなかった。ここに大変な差があるということでもって、住民の方から不安の、先ほどのお話ししたような発言が出たわけです。ここのところを十分に考えていただかないと、私はこの問題は解決していかないと思うんです。

私も、説明会に参加して聞いたのは３回とも１点だけです。都市計画の区域指定をして、都市計画税はどうしますかということを聞きました、私は。同じことしか聞いていない。それで、干潟のときはこういうことを聞きました。干潟の地域は、新しくはさくら台の工業団地は工専地域になりますねと、それを説明しましたかと、事業主に。説明しました。都市計画税を取るんですかという質問はありませんでしたかと言ったら、話がありました。

つまり、市が都市計画税をかけるか、かけないか決めるのは令和８年に告示でもって都市計画区域が決まった後に市が議論しますということを言っていたんでは、住民は納得しません。ここのところの違いがあるんですよ。私はそういうふうに感じたので、ぜひ市長並びに担当課の方の見識をお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、まず用途地域の変更、そちらの経過についてご回答いたします。

今、ご指摘ございました中央病院東側エリア、こちらの用途地域の変更につきましては、市の総合戦略に位置づけられた生涯活躍のまち・あさひ形成事業、ご存じだと思うんですが、そちらとして事業が計画されておりまして、そちらの中で農用地区域から除外されるタイミング、農振除外に合わせて事業区域の約3.6ヘクタールを第二種住居地域に指定したものでございます。最初に用途地域を指定してそこから除外したわけではなくて、農振の除外ができるということで指定したものでございます。

目的としましては、一旦除外してしまいますと、宅地化してしまいますと、その後の土地利用に制限がなくなるおそれがあるので、将来的な土地利用のコントロールといたしまして、住環境の保護を図る目的から、大規模施設の立地を許容する区域、例えば工場とか望まないものができないような区域として指定したものでございます。

それと、あと干潟のさくら台の工業団地の工業専用地域の指定なんですが、こちらについては、確かに事業者の方とヒアリングをいたしました。その中で、税の話もちょっとあったんですが、基本的には工業専用地域になるということで、今後の工業としての事業を推進し

ていく中で設備投資するにしても、工業専用であれば隣地に住宅が建つわけでもないので、事業をやっていく上では非常にありがたいというお言葉もいただいております。

ということで、専用地域の指定については、工業を推進するほうとしては望ましいというおおむねの回答だと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　２回目の再質問をします。

工専地域のことは事業者のあれですけれども、私はこう感じるんです。今、３か所の旧町であったところの説明会をやったときに、集まってきた方が何人もいないわけです。じゃ、どう広く皆さん方にお知らせしていくかということの工夫が必要だということが一つあると思います。

それから、もう一つは何で海上地域でもってああいう発言が出てしまうのか。これは、やっぱり私、普通に考えれば分かることだと思うんですよ。周りで何億円もかけて、いろんな理由でもって排水事業をやっているわけでしょう。蛇園にしても後草にしても。すぐ隣ですよ。ところが、何回も大水が出ているところは手がつけられない、何でなんでしょうということですね。だからああいう発言が出てくるわけです。

これは、市の行う都市計画事業だとか、それからいろんなことに住民の方が不信を持っているからなんです。だから、確かに都市整備課長の言うとおり、排水事業は都市計画事業ではありませんよね、当然。そういうようなこととは関係なく、そういうことが出てきてしまうような形での今回の拡大、私も、１億6,500万円ですか、かけて調査やっているでしょう、来年まで。そういうお金かけるのは、なるほどなと、１回都市計画事業のことでもって一般質問をしましたよね。なるほどなと思って、皆さん方が言っているのはそうだよなと思ったんです。しかし、あの説明会に出て、何だこれはと思ったんです。そこのところを解決しないと、これはやっぱり住民から不満が出ますよ。

最初に、旭市が都市計画区域を拡大しても、当面というか、今後も都市計画税は取る気はありませんという宣言をすれば、これはすんなりいくんですよ。そういう不信感が住民の中にあるということなんです。市長、そう思いませんか。ちょっと課長から振って悪いですけれども。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　すみません。広原交差点の排水問題について建設課のほうからお答えいたしたいと思います。

市では広原交差点の排水に関して、流末の整備として一部排水経路の高生川の改修を後草地区の冠水対策排水整備事業として進めているところです。

また、あわせまして同地区から……

（「高生川といったら北側じゃないの」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一）　北側で、一部排水のほうがそちらに向かっているということで、あわせまして同地区、旧海上中付近から大間手川に向かう排水路についても、現在流下能力の向上に向けて計画を進めているところでございます。

日頃の冠水対策なんですけれども、これは県道なので、県と連絡を取り合いながら側溝等の清掃または点検等、大雨に備えているところでございます。また、近年、一、二年の間なんですけれども、大雨時にパトロールしたときには冠水は見られなかったというところでした。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ちょっと都市計画のことと離れてしまったんですが、課長にお聞きしますけれども、私、今思い出したんですけれども、1971年、昭和46年、私は旧旭市に就職したのは昭和41年でしたから５年後ですね。大雨がありました。それで、秋に私は金石舎研究所というところに就職したんですけれども、そこで人工水晶を作るための高いピットがあるんです。そこが全部浸って、全部駄目になったんです。そのときの雨量が六十数ミリです、１時間当たり。それでもってあれだけの水が出てしまったんです。それで、12月に質問した仁玉川の改修工事が始まって、それでまたもう１回あった。

今、線状降水帯でもって１時間当たり何ミリ雨が降ると思いますか。100ミリを超えるんですよ。当時最高は、私も当時調べました。銚子市で。それまで１時間45ミリちょっとが最高でした。ところが、そのときは60ミリを超えた雨が降ったので、ああいう状態になった。

ですから、今、建設課長のお答え、大変努力されているのは分かりますけれども、そういう感覚でいたらば、あの昭和46年、1971年と同じような状態が起こります。これははっきりしています。ですから、ぜひ、この問題でちょっと質問したわけではないんですけれども、十分な調査がぜひ必要だと思います。その点をお考えの上、また検討していただきたいと思います。

次に移ります。

農業用の用水路のアスベストの問題、課長の親切なあれで分かりました。

なぜ、アスベストを使っていてはいけないというのに、国や県がこれを除去しなければいけないというのに、地元民のお金を取るんですかね。その分、だって10アール当たり２万円といったら大変ですよ。今、お米も安くなってしまっているときに。こういうことについてこそ、市が何らかの努力をして、住民の方が、いわゆる農家の方の負担が少ないようにする努力をしてもらいたいと同時に、聞くところによると、銚子連絡道の堤防がその上を通るんだそうですね。そこが、何年後だか分かりませんけれども、そういうときに、仮にやっていなかった場合にはお金が随分かかるという話も聞いていますので、そこら辺のことを十分注意していっていただきたいと思います。これは回答は結構です。

最後の５番目に移りますけれども、私は、企画政策課長、私は独立行政法人になって、平成27年から評価委員会が開かれて、28年の４月からでしょう、正式になったのは。

この間ちょっとどうだったか聞いておきたいんですけれども、全ての評価委員会は公開でやられていたんですか。掲示板に貼ったから公開だったというのは、これはちょっと筋が通らないとないと思うんです、私は。やっぱり、こういうことがありますよということをきちっと住民に知らせて、それでホームページも当時あったでしょうから、そういうので知らせて、それでもって議論の様子を見ていただく。できれば、４年に一遍ですから、４年に一遍、目標と計画がつくられるわけでしょう。それを議会に諮るわけでしょう。議会に諮って通らなければ事業ができないわけでしょう。それなのに、そういう場面がないし、どんな議論がされたかということも議員が分からないまま議案が出てくるわけです。

こんなことはあるかと思って、私、山武市がやっているということで、わざわざ１月10日に行きました。あまりいい議論ではなかったです。ただし、やっていた。ところが、２月16日の評価委員会は、私、感心しました。１時間四十何分にわたって６人の委員が、これから旭中央病院が財政的にかなり苦しくなるなと、98万人だったこの県の人口が89万になってしまう。はっきりしている。それで５年度の決算は赤になるかもしれない。４年間だけれども３年目ぐらいで回復するかもしれない、こういう議論をしていたでしょう。課長とかも聞いていたでしょう。

だから、そういうところを私はよく知りたいんですよ。それを知って、それで我々が議案として提案されたものを議論して、これが本来の中期目標、中期計画の議論でしょう。もう４年後じゃなきゃできませんけれども。だから、２月16日の評価委員会のことがいつホーム

ページに載るかと思ったら、今日まで載りません。こういうものを早く出して、議員、こういう議論したんですよということを示して議決をもらうのが執行部の当然の仕事じゃないですか。これをなぜやらなかったのか。ここのところに一番私は意見を持っているわけです。それについてお答えください。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、順にお答えします。

評価委員会の、今まで公開されていたのかということですけれども、これは評価委員会設立以来ずっと公開しております。公開の周知は行ってきております。

手段としては、先ほど言いました古い庁舎のときはやっぱり掲示する場所がありましたので、そこを活用していました。今は、やっぱり庁舎の中のやつをやっております。

公開をスムーズにということですが、すみません、これは実際会議が終わって、できればうちのほうもスムーズに、今、公開したいなというふうに思っております。

あと、事前の説明ということでありましたが、うちのほうの場合は中期目標のときに事前に説明がありました。計画はありませんでした。それが前回も同じような形になっています。

県内で、やはり地方独立行政法人を設立している団体に、その辺を確認というか、どんなふうにやっているか聞いたところ、やはりそこを聞いた団体は、特に事前に説明はなく議案として提出して、そこで議論をしてもらっているという回答でした。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　これはおかしいでしょう、最後のところ。

ほかでは、ただ掲示して、来ても来なくてもいいやということでやっているからそれに倣いましたなんていうのは。だから、あなた方のやっていることに、私がこれだけ口を挟まなければならないんです。

２月16日のやつをまとめて、この３月の定例会が、ちょっと短いですけれども、28日からあるわけですけれども、そういうようなことをして十分に分かった上で議論してください。議会議長の努力で、この間来てくれましたよね、参考人。大変私ありがたかったと思います。ただ、何か事務局長の独壇場みたいな話だったので、ばかじゃないかと思って聞いていましたけれどもね。

ただそれは、私はポイントのところは質問しました。なぜかというと、中期目標ないし中

期計画というのが、中に、旭市が設立団体でありながら、旭市の市民が抱えている医療的な問題を解決する手段が全くないと同じだったんです。小児科の問題、産婦人科の問題、事務局長も言っていましたよね、産婦人科は７割４分も旭中央病院がやってしまう、こんなところは異常だと自分でも言っているんです。それを解決する方法を、それこそ理事長をはじめ、院長をはじめ、努力してこうしたいという方向を出さないんですか。

小児科の問題だってそうですよ。小児科がどんどん減っている、何件も減っているのは私も知っています。だから、零歳から見るというこの間の﨑山華英議員の調査、すばらしいと思いますよ。そういうのを出させた。知っています。

でも、そういうところに目が行って、それでもって旭市の、設置者の団体の住民がなるほどな、いい病院だと思えるようにしていくのが病院の仕事ですよね。技術的にこういうすばらしいことをやっている、こういうことをやりたいというのをいっぱい掲げるのは結構ですけれども、一番もとのところが外れているんです。そこのところを十分に検討していただかないと、もう目標も計画もあと４年後しかないですから、途中、毎年報告はありますけれども。

そういうようなことで、ぜひその点について市長からちょっとお聞きしたいですね、ご回答を。どういうふうにしたらいいのか。あなたが最高の責任者なんですから、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今、小児科であったり、産婦人科であったり、病院が少ないので中央病院に集中している、それに対する対策がないのではないかというご質問でした。

それについては、せんだっての議案質疑でもあったと思いますが、中央病院がそれらを解決するのではなくて、それはあくまでも２次医療圏内の医療全体で機能分担、医療連携をしていきましょうと、それを国が進めていますし、県も進めています。

そういったことでありますので、中期目標はあくまでも中央病院が何をしていくという単独の考えではなくて、あくまでも医療圏全体を考えた目標、計画になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　医療圏全体なんですか、独立行政法人は。医療圏全体に、独立行政法人は責任を持たなければいけないんですか。どうしてそういうことことが言えるんですか。

我々の旭市が借金の負担についても、何かあったときはかからなければいけないし、年間交付税の中から22億円もお金を出しているんですよ。

それなのに、そういう医療に関係する改善をするという方向、目標も計画も持たない、そういうところがありますか。独立行政法人というのは、設置団体、これは地方独立行政法人であって、国の独立行政法人の国立病院とは違うんですよ。その違いというのは分かるでしょう。旭市が設置団体なんです。ここのところを忘れているのではないですか。旭市の病院ですよ。

これは、ほかからいっぱいお客さんが来てくれるのは結構です。ただ、いろんなことで、救急もやる。救急についてだって、何であの5,500円は取らなければならないんですか。お金が足らないからですか、それとも来るお客を減らすためですか。それだって、私は議論があるところだと思いますよ。

そういうことを、きちんともっとあなた方は二つ身分を持って病院とも接触しているんでしょうから、本当に住民のためになる病院をつくっていきたいと思うんだったら、そういうところをきちんとやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、旭中央病院になりますが、中央病院につきましては、地域医療の確保、先ほど言いました機能分担を図って地域の医療を確保するための地域医療支援病院に指定されております。あくまでも単独というわけではなくて、県内の地域、自分のところ、中央病院もそうですし、ほかの医療も一緒になって地域医療を支えていきましょうと、その中心となる病院であります。

ですので、単独でどうこうというものではなくて、これはもうあくまでも国の考え、県の考えに沿った中での病院でありますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　こういうことがあったとしても、旭市が設置団体だから、旭市がもっと自分の意見を出したっていいでしょう。何か、国や県が言ってくることをやっていればいいみたいな考えじゃないですか。違いますよ。

昭和28年に小さい自治体が集まってつくった精神というのは、この地域の皆さん方の、いつでも病気や何かを受け入れる病院になりたいということでつくった精神が、まるきりすっ飛んでいるじゃないですか。国や県の言いなりでもってやっていればいいみたいな。私は、

それは許しません。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時55分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時４０分

再開　午後　１時５５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　春　美

○議長（飯嶋正利）　続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。令和６年第１回定例会において、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。今回、大きく分けて３項目、７点について質問させていただきます。

１項目め、ヤングケアラーの支援体制強化について。

これまでもヤングケアラーについて一般質問があり、ほとんど知られていなかったヤングケアラーという認知度を広めていただきました。本来は大人がやるべき家事や家族の世話、ケアを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。もちろん、家事の手伝いやきょうだいの面倒を見ることは悪いことではありませんが、ここで問題なのは、本来子どもができる範囲を超えて心身に大きな負担がかかっていることです。ヤングケアラーが担う世話で多いのが、１位、家事、２位、感情面のケア、３位、買物などです。

ヤングケアラーの問題の一つには、児童虐待とつながっているケースもあります。ネグレクトなどの育児放棄によって食事が与えられない場合、自分やきょうだいの料理を作らなければなりません。また、言葉の暴力など心理的虐待を受け続けることで大事なことが話せず、周りに相談するという気力も失っている場合もあります。

国は、2022年度から2024年度を集中取組期間と定め、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の３本柱から成る推進に各自治体の取り組みを後押しするために、国の制度を利用し、実態調査に乗り出した自治体は、去年２月時点ですが、250を超えました。

そこで、以下３点について伺います。

（１）本市のヤングケアラーの実態調査方法と結果について伺う。

（２）先進市であるのは、兵庫県であります。現状の支援策で、配食サービスで信頼関係を築きスムーズにいっているところでございます。旭市においても、こういうことがあった場合は、配食支援や家事支援に予算はつけられないか伺います。

（３）適切な支援体制構築と継続的な関わりの観点から、ヤングケアラー・コーディネーターの設置が必要と思うが、見解を伺います。

２項目め、骨髄移植ドナー等への助成制度について。

骨髄移植ドナー登録ができるのは、18歳から54歳です。全国の登録者の58％が40歳以上を占める現状とのことです。10年以内には、22万人以上の登録者が年齢制限から取消しになります。継続的に、若い方の登録者を増やすことは重要課題であります。

そこで、最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により骨髄等の提供に至らなかった方についても、通院等による負担が生じている現状があります。公益財団法人日本骨髄バンクの2022年度の事業報告によれば、最終同意後に術前検診を行っても骨髄等の提供に至らなかった方は約14％、およそ７人に１人との報告でした。マッチングしている方は何度も通知が来るようですが、最終同意後、中断となっても支援があれば、次への骨髄移植のモチベーションが後押しされると思います。若い方に、命をつなぐボランティアである骨髄ドナー登録をしていただいているのです。さらなる骨髄移植の推進、ドナー登録の増加を図るために、支援金の対象拡大は必要です。

そこで質問いたします。

（１）市内で骨髄等移植を必要とする方は、現在いるのかどうか。

（２）骨髄移植ドナーの最終同意後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方について、県の補助要件を伺う。

３項目め、廃棄物減量化について。

私たちの暮らしは、とても便利で、豊かさを手に入れた反面、地球には大きな負担をかけ続け、気候変動に伴う地球温暖化の影響から夏のゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨などの水害、季節外れの台風など、私たちの日常の生活を脅かすようになりました。気候変動に無

関心であっても、無関係ではいられません。

本市は、2017年10月１日に「ごみ減量化と３Ｒ推進のまち宣言」をしました。大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から資源循環型の社会へ移行するための重要な取り組み宣言です。地球環境問題への対応や脱炭素社会の実現にも寄与します。

そこで、本市のこれまでの廃棄物減量化の取り組み成果はどうだったのか。また、総合戦略、ＳＤＧｓの推進やまちづくりのデジタル技術の活用を含め、幅広く市民への意見を取り入れてまいりますとありましたが、様々デジタル化に進む中、不安を持たれる方は多いと思います。しかし、情報の共有の安易さや便利さに慣れていく努力も、これからの時代、必要なのかもしれません。

忙しい子育て世代や高齢世帯から、ごみの問題の相談を受けることがあります。解決策の一つには、先進市で取り入れられて大変好評のスマートフォンやｉＰａｄによる資源ごみ分別アプリ「さんあ～る」がございます。ごみの出し方や、収集日、詳細な分別方法など簡単に確認でき、収集日の前日に通知機能もあることから、ごみの出し忘れ防止に役立つというアプリです。これだけではごみの問題の解決にはなりませんが、若い方には非常に好評であります。

そこで、以下２点を質問いたします。

（１）本市のごみ排出量と資源化率の推移について伺います。

（２）ごみの分別方法の効果的な、先ほど申しました周知にごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入はできないか伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは、項目の１、ヤングケアラーの支援体制強化について、（１）（２）（３）について回答いたします。

初めに、（１）本市のヤングケアラーの実態調査方法と結果についてということでございます。

現在、本市ではヤングケアラーに特化した実態調査は実施しておりません。実施しておりませんが、家庭児童相談室を設置するとともに、虐待を受けている子どもをはじめ、支援を必要とする児童の早期発見や支援、適切な保護を図るため、児童相談所、警察、医療機関、教育委員会などで構成される要保護児童対策地域協議会を設置しており、支援対策を協議し

ております。この中で、ヤングケアラーの問題についても関係機関と連携して対応しているところでございます。

続きまして、（２）現状の支援策について、配食サービスや家事支援に予算はつけられないかということですが、国は来年度、ヤングケアラー支援事業といたしまして、市町村がフォローアップする体制を整備するための費用やヤングケアラー支援体制強化事業といたしまして、コーディネーターの配置やオンラインサロンの設置、運営等に対する費用の補助メニューを公表しているところでございます。

本市では現状、ヤングケアラーに対する配食サービスや家事支援などの支援策はございませんが、個々の相談内容に合った支援につなげられるよう関係機関と連携を取っております。配食サービスや家事支援につきましては、今後の相談ケースに応じて先進地の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、（３）になります。適切な支援体制構築と継続的な関わりの観点から、ヤングケアラー・コーディネーターの配置が必要と思うがということですが、現在、子育て支援課内に設置しております家庭児童相談室では、家庭相談員及び保健師が様々な相談業務に当たっているところでございます。また、千葉県がヤングケアラー・コーディネーターを設置しておりまして、誰でも電話やメール、ＬＩＮＥなどで相談ができるようになっており、この利用につきましては、現在、各学校の児童・生徒にも周知がされているところです。

ヤングケアラー・コーディネーターについては、今後相談ケースの状況に応じまして、先進地の事例を参考にしながら、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課からは大きな２番の骨髄移植ドナー等への助成制度について回答を申し上げます。

初めに、（１）の骨髄等の移植を必要とする方はどれくらいかということにつきまして、日本骨髄バンクの資料によりますと、令和６年１月末現在1,658人の登録がありまして、うち千葉県の登録者は67人となっております。市内でのということでございましたが、市町村ごとの移植希望者人数は公表されておりませんので、よろしくお願いいたします。

続いて、（２）の骨髄移植ドナーの方への県の補助金要件ということでございました。市では現在、千葉県の骨髄移植におけるドナー支援事業に基づきまして、骨髄移植ドナーとして骨髄等の提供を完了した方を対象に、通院及び入院１日につき２万円の助成を、７日間を

上限として行っております。

市は、助成した金額の２分の１を県から補助金として交付を受けております。県では、この対象者につきまして、令和６年度からは骨髄等の提供が完了した方だけではなくて、骨髄等の提供の最終同意後に、提供者の自己都合以外、例えば患者の方の都合などによって移植が中止された場合でも市町村への助成対象とするよう、現在、県議会にて予算の審議中でございます。

市としましても、骨髄バンクへのドナー登録が少しでも安心して行えますよう、県の補助要件に合わせ助成対象者の拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは大きな３番、廃棄物の減量化についての（１）と（２）についてお答えいたします。

まず、（１）ですが、ごみの排出量と資源化率の推移というご質問でございます。市のごみ排出量と資源化率について直近３か年の実績をお答えいたします。ごみの排出量につきましては、令和２年度が２万9,162トン、令和３年度２万6,013トン、令和４年度が２万3,187トンと毎年度減少傾向となっております。

資源化率につきましては、現在、東総地区広域市町村圏事務組合で処理をしておりますので、各市ごとの資源化率は出していないため、資源物として取り扱う資源ごみの回収実績によります概算でのお答えとなります。過去３か年で申し上げますと、令和２年度が11.3％、令和３年度が9.6％、令和４年度が8.8％となっております。

資源化率が下がってきておりますが、その要因としましては、スーパー等に設置してある新聞、雑誌、段ボール等の紙類やペットボトルなどの資源ごみの回収ボックス、これらの利用が普及しまして、ごみとして捨てる量が減少したものと想定しております。

続きまして、（２）ごみの分別アプリの「さんあ～る」を導入できないかとのご質問でございます。

市では、ごみ分別や収集日の案内に特化しましたスマートフォン用のアプリケーションというのは導入しておりませんが、旭市の公式ＬＩＮＥを活用したご案内をしております。このアプリの導入につきましては、コストと有用性を比較しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

ヤングケアラー、１項目の（１）でありますが、一般的にはヤングケアラーは18歳までと言われていますが、それ以降も家族の障害や病気で介護を継続して、また新たに担わざるを得ない状況もあると思います。18歳以上、どのような支援を想定、また実施していますか、教えてください。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課内の家庭児童相談室では、対象者を18歳までとしております。しかしながら、年齢にかかわらず、相談があった場合には、介護サービスや障害のサービスなど内容に合った支援ができるように関係各課や関係機関につなげていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

介護により、ケアにより、支援により、進学を諦める、希望する仕事に就けないなどならないよう、周囲の協力、支援は必須です。過去に献身的介護をしていた20代のお孫さんが、祖母を殺害した事件を思い出します。一人で抱えている場合、孤独、孤立感を感じやすいものです。表面化しにくいことですので、継続した相談支援体制を構築する、早期発見、把握、切れ目のない継続支援をお願いしたいと思います。

それでは、３回目の質問です。自分自身がヤングケアラーだと気づくことや、自分から発信できるシステム、体制はどのようになっていますか。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　自分自身がヤングケアラーだと気づくシステム、体制、学校現場のほうではヤングケアラーについてのポスター掲示や、児童・生徒向けの啓発資料を１人１台端末、タブレットのほうから閲覧できるよう、データ配信をしております。また、教職員のヤングケアラーに対する理解を図るとともに、教育相談週間を設けて児童・生徒との面談を通して状況を把握し、対応に努めております。

啓発資料のリーフレットでは、ヤングケアラーとはどういうことかをイラストを交えて分

かりやすく説明するとともに、ＳＮＳや電話相談の窓口を紹介し、児童・生徒自らの気づきや相談しやすい環境づくりに努めております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　一例ですが、ヤングケアラーだったという方からお話を伺う機会がありました。母一人子一人、外国人の母は日本語があまり話せない上、病気で半身不随の完全車椅子状態。そのため、学校の書類、家事を含めた全てのことを小学校低学年から１人で行っていました。

一番つらかったのは、間髪入れずにお友達や学校に知れてしまったこと。職員室に呼ばれ、おまえの家大変なんだってなと大勢の先生のところで呼ばれ、知られてしまったことがショックで、その場で号泣、家では大変でも学校の中では普通に過ごしたかった。先生も悪気があって声をかけられたわけではないと思いますが、その後不登校に。どんな思いで頑張ってきたのか、また、そんな思いの子もいるんだと知らなければならないと思いました。

学校で気づいても、学校で支援するのではなく、そっと支援する管轄を、連携を取ってうまく支援につなげていく必要があります。日頃から、学校と福祉や子育ての管轄などが密に連携を取る機会はあると思います。さりげなく手を差し伸べるための連携は、日頃から管轄同士の信頼関係がないとできないと思います。どうか、学校をはじめとする各関係所管がよりよい連携ができる体制の構築を、引き続きお願いしたいと思います。

そこで、４回目の質問です。ヤングケアラーの支援の要は、先ほどから何度も繰り返しますが連携であると思います。適切に連携していくための調整は始まっているのでしょうか。また、できているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

令和６年２月に開催いたしました、先ほども申し上げました要保護児童対策地域協議会代表者会議におきまして、千葉県の委託を受けておりますヤングケアラー・コーディネーターの方をお招きいたしまして、講演を行っていただいております。その際には、関係各課担当者にも参加してもらっております。

ヤングケアラーの支援につきましては、共通認識を得るための研修や講習に積極的に参加していただきまして、理解を深め連携して取り組んでいくことが重要でありますので、早期の発見や支援につながるよう、今後も研修等の機会を増やしていきたいと考えております。

また、学校の先生方やスクールソーシャルワーカー、介護ヘルパー、ケアマネジャー、民生委員など、子どもたちの家庭の事情をよく知る機関からの情報提供が大変重要となりますので、今後も関係機関へ周知を図りまして、対象者の早期発見、支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。本当に、そっと手を差し伸べるような形でしっかりと支えていただきたいなと思います。

子どもが子どもらしく安心して暮らしていくためには、ヤングケアラーの背景にある生活のしづらさを理解、改善していく必要があります。

残っている課題として、高校生へのケアラーのアクセスが難しい問題があります。チラシを配布する、ポスターを目の届くところに貼る、また相談窓口を明確化する工夫など、県としての相談方法にアンテナを広げていかなければならないと感じます。

次に、３項目めの廃棄物減量化について再質問させていただきます。

○議長（飯嶋正利）　２項目めはいいですか。

○２番（伊藤春美）　はい、２項目めはありません。

生ごみ排出削減の取り組みについて伺います。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しておりまして、ごみ全般の減量化に取り組んでおります。

生ごみの減量化としては、食品は使い切る、または食べ切るなど、食品ロスを減らすことで生ごみの発生抑制を推進しております。また、生ごみを堆肥化して家庭菜園などで有効活用していただけるように、生ごみ処理機等購入補助金により電動生ごみ処理機や容量100リットル以上のコンポストを購入した方に助成をしており、生ごみの排出量削減、再資源化に取り組んでおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　３回目の質問をさせていただきます。

生ごみ処理機等の購入補助制度の利用の人数はどのくらいか教えてください。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　生ごみ処理機等購入補助金ですが、電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器、この２種類に対して交付をしております。

交付状況ですが、過去５年間の推移で申し上げますと、平成30年度は電動処理機が８人、堆肥化容器が22人、合計30人でございます。令和元年度は、電動処理機が５人、堆肥化容器が24人、合計29人。令和２年度は、電動処理機が13人、堆肥化容器が22人、合計35人。令和３年度ですが、電動処理機が11人、堆肥化容器が34人、合計45人です。最後に令和４年度ですが、電動処理機が３人、堆肥化容器が21人、合計24人となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

特に、生ごみ処理機を使用するとごみ出し袋が軽くなり、生ごみ量が減り、捨てる回数も減ります。これにより運搬時の汁垂れもなくなります。クリーンセンターでの焼却時間にも影響するのではないでしょうか。忙しい生活や重いものを持つことが大変な方は非常に助かると思います。

現在、旭市では、助成金制度の対象は市内での購入となっております。市内での購入はとても大事だと思います。しかし、希望の大きさや種類の関係から、どうしても市内では購入できない商品もあります。インターネットでの購入の助成制度の対象も今後検討していただきたいと思います。回答は結構です。

４回目の質問をさせていただきます。食品ロス削減推進法が施行され、民間業者に行っている取り組みと今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　食品ロス削減推進法に関連しまして、千葉県ではちば食品ロス削減パートナーを募集しており、民間事業者が登録することにより、県のホームページによる紹介や専用のロゴマークを使用したＰＲができる取り組みを行っております。

市では、食品ロス削減推進法に関連した民間事業者への独自の取り組みにつきましては、現在のところはございません。しかしながら市では、食品ロスに限るものではございませんが、ごみ減量化と３Ｒの推進のまち宣言事業によりまして、市民または事業者から宣言を受け付けており、事業者の方には認定書の交付などを実施してＰＲができるものとなっており

ます。今後は、市でも食品ロスを削減するための取り組みを検討しまして、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご回答ありがとうございます。

ごみ減量化は、持続可能な生活スタイルや消費行動についても意識を高める機会となり、同時に健康的な環境をつくり出すことにもなります。個々の行動から地球規模の課題まで、多くの問題を解決するための重要な一歩となると思います。

私からの質問は以上となります。

○議長（飯嶋正利）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇　伊　場　哲　也

○議長（飯嶋正利）　続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　皆さんこんにちは。議席番号５番、令和６年３月旭市議会第１回定例会、一般質問３日目、最終、大トリを務めさせていただきます伊場哲也です。

傍聴席並びにインターネット中継でご声援、ご視聴いただいている皆様方、ありがとうございます。感謝申し上げます。

市政に関する質問、再質問並びに答弁でございます。時間はたっぷりかかります。関心を持たれている皆様方、ぜひともご自身の考えと照らし合わせる場にしていただき、早く終わりにしろよということなく、どうぞ温かく見守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従い、第２期総合戦略の基本施策30のうち、六つの質問事項11点につきまして、市民に寄り添い、市民の声を聞き、その声を反映したガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒ、 一般質問させていただきます。

質問事項１、施策27の消防・防災力の強化について、３点質問いたします。

一つ、旭市の防災対策について、現状と課題。

一つ、１月６日に開催された令和６年旭市消防出初式を総括しての課題。

一つ、旭市防災行政用無線局管理運用規程並びに運用細則にのっとった防災行政無線の在

り方、役割、運用についてお伺いいたします。

質問事項２、施策20の居住環境の充実について２点質問いたします。

一つ、都市計画見直しの素案説明会、開催しての課題。

一つ、都市計画区域の見直しに伴う都市計画税についての市の見解をお伺いいたします。

質問事項３、施策１の農業の振興について１点、海上地域の農業をみんなで考える地域計画の策定に向けた協議の場、開催の成果と課題についてお伺いいたします。

質問事項４、施策10の学校再編計画の策定について１点、（仮称）干潟地域小学校の学校再編代表者会議を通して、市教育委員会としてどのように総括されたのか、今後の再編計画の課題についてお伺いいたします。

質問事項５、施策９の障害者福祉の充実について２点。

一つ、第６期旭市障害福祉計画・第２期旭市障害児福祉計画の成果と課題。

一つ、第７期旭市障がい福祉計画・第３期旭市障がい児福祉計画の基本理念についての市の見解をお伺いいたします。

最後、質問事項６、施策14の互いに認め合う社会の形成について２点。

一つ、第２次旭市男女共同参画計画の成果と課題。

一つ、第３次旭市男女共同参画計画の基本理念について、市の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。なお、再質問、再々質問、４回目の質問につきましては質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは大きな項目の１、消防・防災力の強化についての（１）と（３）についてお答えいたします。

まず、（１）旭市の防災対策についての現状と課題です。

現状といたしまして、旭市では東日本大震災で被害を受けて以降、津波避難タワーや避難道路の建設などの津波対策をメインに行ったほか、各種ハザードマップの修正・作成などを適宜行っています。また、水や食料は避難者5,000人を見込み、３日分を市内５か所の倉庫に分散保管しています。

課題ですけれども、今回の能登半島地震の例を見ても、公助だけでは対応し切れない面が多々あり、自助・共助の充実を図っていくことが重要であると考えております。

次に、（３）の旭市防災行政用無線局管理運用規程及び運用細則に基づいた防災無線の運

用の在り方についてですけれども、防災行政無線は災害対策に係ることや行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置しているものです。発信する情報は、災害情報、人命その他の緊急事項に関すること、行政の普及・啓発、市民の協力を必要とする事項などとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、質問内容の１番、消防・防災力の強化について、令和６年旭市消防出初式についての課題を伺うについて回答いたします。

令和６年旭市消防出初式は、４年ぶりに屋外でコロナ禍以前と同規模で開催いたしました。開催方法としまして、出初式当日のリハーサルの廃止をはじめ、一斉放水や分列行進の披露を省略することにより、これらに係る事前訓練も省略でき、出初式に係る拘束時間の短縮を図ったところでございます。しかしながら、表彰式の際、体調不良者が現れるといった事案が発生したため、次第や時間配分等の検討をしていかなければならないと考えております。

今回の変更点も含めての検討、こちらが課題と捉えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、２、居住環境の充実についての（１）説明会開催の課題について回答いたします。

説明会では、都市計画見直しの素案の内容について説明させていただきました。都市計画区域の拡大や用途地域の指定、そちらに関しては目的や効果などを説明させていただき、参加者からは様々な質問や意見がございまして、説明会としては有益な話合いができたのかなとは感じております。

ただし、説明会を開催するに当たりまして、広報あさひだけではなくＳＮＳ、そういったものを活用して周知を行ってまいりましたが、やはり参加人数が少なかったというのが課題であるかなと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、税務課からは大きな項目の２の（２）都市計画区域の見直しに伴う都市計画税の考え方をご回答いたします。

都市計画税は、市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税

です。現在、都市計画区域の見直しと併せまして、課税区域等についても調査研究しているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課からは、大きな項目の３番、農業の振興についてお答えいたします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和６年度末までに地域農業の将来について、地域農業者や関係機関との話合いにより、市内全域を各小学校区単位、15地区でそれぞれ策定するものです。

昨年の８月から、多面的機能支払交付金の活動組織や農事組合法人、地元農業委員が参集した農業者などに対して説明会を実施し、計画策定への理解とご協力をお願いしてまいりました。計画策定に係る協議の場は、各小学校区単位で行うことを検討しておりましたが、このたび滝郷、嚶鳴、鶴巻地区、いわゆる嚶鳴地域の説明会の中で、海上地域全体で、三つ合同で話合いを行ってはどうかと農業者から意見が挙がったというところから、３小学校区単位の合同で協議の場というのを、１月19日に嚶鳴小学校で開催することといたしました、体育館になりますが。

当日の内容ですが、これまでの実施した説明会などでいただいた意見や、関係機関から提供いただいた情報を基に策定した地域計画の案について参加者へ説明し、地域計画案に対する質疑応答や意見交換を行いました。

成果につきましては、提案した計画案について大きく見直しをしてくれというような反対意見はなかったことから、計画の内容についておおむね了承していただいたのかなと思っています。これからも今後の話合いを行っていくべき地域の課題を認識、共有できたことが成果の一つなのかなと。

課題としましては、当日、伊場議員も参加していただいたんですが、こちらが想定したほど参加者が集まることができなかったと、これが課題だと感じています。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、大きな項目４番の学校再編の課題についてでございます。

干潟地域の小学校再編につきましては、各小学校の地域検討会議での意見を踏まえ、現在

は代表者会議で改めて統合についての諮問に対し調査審議をしていただいておりますが、第２回目の会議で、統合の可否については全員賛成という結論になっております。今後は、統合の場所や統合の時期、学校名等を審議していただきますが、まずは統合校の位置が決定しないとその先に進みませんので、当面の課題としては、統合校の位置について最終的な合意形成を図ることであると思っております。

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　私のほうからは、大きい５の障害者福祉の充実についての（１）と（２）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）第６期旭市障害福祉計画・第２期旭市障害児福祉計画の成果と課題についてということでお答えします。

本計画に掲げられた国の指針に基づきました目標については、おおむね目標値を達成しているものと考えております。また、成果の一例を挙げますと、令和４年７月からピアサポーターの派遣事業の開始により、利用者と同じ目線での相談・助言等の支援体制がより強化されたと考えております。

それと、評価の結果、課題としまして、地域生活移行者数につきましては目標値を下回っていることから、さらに検証を行い、次期計画におきましても国の指針にも盛り込まれている重要な事項でございますので、引き続き推進してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の第７期旭市障がい福祉計画・第３期旭市障がい児福祉計画の基本理念について市の見解はということでご質問いただきました。お答え申し上げます。

第４次旭市障害者計画を受け、前回計画と同様に「ともに生きるまち、あさひ」を基本理念に掲げており、障害のある人もない人もそれぞれの尊厳が保たれ、一人の旭市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合いながら安心して生活できる共生社会の実現を念頭に置いたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　市民生活課からは、６の互いに認め合う社会の形成についてです。回答させていただきます。

初めに、（１）第２次旭市男女共同参画計画の成果と課題についてです。

本市では、平成31年３月に第２次旭市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を展開してまいりました。コロナ禍で実施が難しい事業もあり、指標の目標達成は約６割にとどまりま

したが、育児休業取得率が向上するなど一定の成果が見られました。

課題といたしましては、第２次計画で指標に関する目標が達成されていない事業があったこと、また昨年度実施しました市民意識調査では、全体的に男女平等に関する意識について平成29年度に実施した結果とあまり変化がなく、男女共同参画という考え方や意識が浸透していないことと考えております。

続きまして、（２）第３次旭市男女共同参画計画の基本理念についてです。

男女共同参画社会を実現するためには、男女のどちらか一方が社会生活や家庭生活において過度な負担を強いられたり、優遇されたりする状況を改めることが重要と考え、第１次計画、第２次計画を引継ぎつつ、国や県の方針、理念を基に基本理念「互いを認め合い自分らしく活躍できるまち　あさひ」を策定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それでは、大きい項目の１番、消防・防災力の強化について再質問させていただきます。

課長、課題解決の方策、おありかと思います。お聞かせください。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　課題であります自助・共助、こちらを進めるに当たりましては、避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進、また自主防災組織の育成等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　せんだって、海岸地区を対象に津波を想定した避難訓練、今回の一般質問でも話題になっております。610名の参加者があったというお話がありましたけれども、私、伊場哲也、個人的には非常に少ないのではないかなというふうに考えております。

私も、矢指地区、まずは避難タワー、乗りました。雨が降っていましたので滑りそうになりました、気をつけないとというふうに思いました。その後、矢指地区におかれましては、矢指小学校の体育館２階、これが避難場所になっております。そういったことで行ったんですけれども、大変だなというふうに思ったのです。高齢者の方が大息しながら、30分かかっただよというふうにして避難訓練に参加されました。頭が下がりました。それに加えて、一

番大切であろう子育て世帯のパパ、ママたちの避難訓練の参加者が非常に少なかったのではないかなというふうに思ったんです。

私、教え子に電話しました。もしもし、何やってんの。あ、先生、忙しかっただよって、寝ているって。娘も２人とも起きないんだもん。そうかそうか、いいよいいよ、ごめんごめんと。

さあ、そこで、津波避難訓練に対しての市民の関心を、やはり私は高める必要があるのではないかなと。いつやってくるか分からないじゃないですか。常に緊張感を持って、ましてや目的を持って避難訓練をやるよということで、市職員のスタッフの皆様、大がかりで皆さん、非常に首尾よく準備されたじゃないですか。残念ながら市民の関心が非常に少ないなと、低いなと、申し訳ないですけれども。関心を高めるための方策をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　２月25日に行われた津波避難訓練、こちら本格的には４年ぶり、コロナの関係で４年ぶり、それからまた天候がちょっと優れなかったということがありますので、人数のほうが少なかったということはあるかと思います。

津波避難訓練についてですが、参加者を増やすように、これからはまずは周知方法ということがあるかと思います。それから、訓練内容に工夫を加えて、より皆さんが参加したくなるような形に、今年の訓練を教訓としまして、来年度以降考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。

相当工夫はされていたと思うんですよ、市民の関心を高めるための方策。

課長、世界津波の日、いつかご存じですよね。分からないですか。津波防災の日、課長、ご存じでありませんか。11月５日なんですよ。これは東日本大震災で策定された法律なんです。きちんと明示されています。こういったパンフレットを事前に市民に配って興味関心を高めて、お休みのところ恐縮だけれども、津波避難訓練、津波を想定しての訓練、緊張感を持って市民の皆さん参加してくださいと市当局からお願いする。そういうことが大事かなと思って今お伝えしたんです。

旭中央病院との連携は、課長、いかがになっていますでしょうか。災害拠点病院ですよね。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　旭中央病院は、議員おっしゃるように災害の拠点病院ということとなっております。必要に応じて敷地内に救護所を設けることとしております。

なお、旭市は旭中央病院の設置者でもありますので、通常時から災害時の連携について協議し、また訓練なども通じて、医療体制の確保について努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　一般質問は途中ですが、午後３時まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５０分

再開　午後　３時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　先ほどの総務課長に対しての補足説明をさせていただきますけれども、時間の関係もありますので口早に行きますけれども、内閣府が発行している防災情報ページ、令和５年度広報誌「ぼうさい」という情報誌があります。ＤＭＮ、ディザスター・マネジメント・ニューズ、特にナンバー106、107、108号については、昨年、関東大震災100年でありましたよ。それについての膨大な貴重な記事が載っております。

例えば、館山市の北条小学校、９月１日始業式でした。新校舎落成式で、僅か２時間で新校舎が消滅してしまった等々の記事です。ですから、防災力の強化ということで本市でもうたっているわけです。リスクマネジメント27が総合戦略にしっかり記載されています。緊張感を持って、市民も、この議場にいらっしゃる全員が、やはり訓練でできないことは本番でもできませんから、ＡＥＤなんかは本番になると泡食っちゃって使えないんですよ。といったことを想定した、今後は、訓練充実させていただければなというふうに思います。

質問事項の２番目にいきます。

出初め式ですけれども、４年ぶりということで、前日の５日ですけれども、私、教え子が、テントを、天幕張りませんでした、当日。骨組みを組み立てていると、先生、俺消防士にな

ったんだよと、非常に誇らしげに話をしてくれました。あした頑張ってなと、そういうことで、私も初めて、出初め式に招待していただきましたので、感謝の気持ちはいっぱいなんですけれども、けれどもですね。市民の生命と財産を守るための日夜の訓練、消防士の方ですとか団員ですとか、消火活動の尽力に感謝を申し上げると同時に、消防殉職者への黙禱ですとか、表彰者に対しての功労に対しての敬意、そのための賞状授与だと思いますので。

しかしながら、先ほどありましたように、休日、若者団員が、ボランティアで土曜日、中には朝方まで酒飲んでいた連中もいるんですね。しかしながら、ボランティアで一生懸命２時間立ちっ放し、若くて気力があってもぶっ倒れてしまいますよ。２人いたはずですよ、倒れた団員が。

やはりそういうことを考えると、式、出初め式で表彰式ではないですので、この時代にマッチした、若手消防団員が意気揚々とまでいかなくても嬉々として出初め式に参加できるようなアップデートをお願いしたいと、そんなふうに思います。

さて、消防長、４年ぶりの出初め式の成果について再度お伺いいたします。成果です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　出初め式を行うことによって、消防職員、消防団員の姿、各地区に配備されている消防車両を市民に見ていただくことで、市民へ市の消防力をＰＲでき、消防職員、消防団員の士気高揚につながったものと考えております。

また、４年ぶり、屋外での開催に当たり、出初め式当日のリハーサルの廃止をはじめ、一斉放水や分列行進の披露を省略することにより、これらに係る事前訓練も不要となり、出初め式に係る拘束時間の短縮を図ることができたものです。これにより団員の負担軽減につながったものとは考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　２点お伺いいたします、消防長。

出初め式の趣旨、一つ、来年度に向けての改善策。

いや、市長、笑ってないで、私は聞きたいから質問しているんですよ。申し訳ないですけれども、消防長、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　出初め式において、旭市の消防力を市民にＰＲするとともに、消防功労者に対する表彰を行い、団員の士気高揚を図ります。

また、日頃から地域の防災リーダーとして熱心に活動されている消防団員の姿を披露することにより、市民に対する防火思想の普及、火災予防を目的として行っております。

改善点といたしましては、今回、体調不良者が出たことから、事前の健康チェック、健康管理、これをしっかりしていただくように周知、指導を行ってまいります。

また、式典の内容や時間の配分についても、消防団と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。

参加された団員にアンケートを取るなどして、次年度に向けての改善策、これいかがでしょうか、消防長。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　出初め式について、アンケートなどは現在行っておりません。

消防団は、団長の下、各役員が団員からの意見を集約する体制ができております。これまでも、寄せられた意見等を参考に、消防団運営に生かしてきたところでございます。このようなことから、アンケートなどを行う予定はございません。

現在、団員確保の観点からも、負担軽減の取り組みを行っていますので、今後も団員の意見を集約、調整し、必要に応じ見直しを図ってまいります。しかしながら、火災等の災害現場で団員が安全に活動するためには訓練は必要であり、訓練不足は消防防災力の低下にもつながることになります。見直しを図りつつ、必要な行事、訓練は継続してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　アンケートを取る、取らない、決して余分な仕事をしてくださいということではなくて、やはり、参加する団員が納得いくような出初め式の在り方、これを、声を消防長にお伝えさせていただいたということでご理解ください。

（３）に移ります。防災無線の運用の在り方ですね。

これの再質問ですけれども、制約はいろいろあろうかと思うんですけれども、どうも防災無線の放送内容はマンネリ化しているなと思われるところもありますし、こういった場合については、防災無線を積極的に活用すればと思われるところもあるのですけれども、さらなる有効利用を図るにはという視点で、総務課長、答弁いただけませんか。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　マンネリ化しているというようなことだと思うんですが、例えば、学校警察連絡委員会の帰宅と見守りを促す放送がございます。このような放送につきましては、ある意味、毎日同じ呼びかけをすることにより、行動を習慣づける意味もあるのではないかと考えています。

しかしながら、そのほかイベントの告知などにつきましては、より大勢の方々の参加を促すよう、工夫を重ねていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　総務課長あるいは消防長、この広報あさひ、昨日で、基本的にはこれ終わったという表記があるんですけれども、春の全国火災予防運動がございましたね。テーマ「火を消して　不安を消して　つなぐ未来」３月１日金曜日から昨日７日木曜日まででした。

これなんかは２月月末あたりに、「ピンポンポンポン。春の全国火災予防運動が実施されます。春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。就寝前や出かける前には、火の元を確かめましょう。ピンポンポンポン。消防本部予防課からお知らせです」なんて、これなんかはかなり有効ではないかと思いますけれども、総務課長、いかがですか。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今回の春の火災予防運動に関しましては、一応防災無線は流しております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　総務課長、大変失礼しました。

聞こえなかったですね。耳は決して悪いと思いませんけれども、分かりました。いずれにしましても、有効である、効果ある防災無線をという意味からの提言、質問ということでさせていただきました。

なぜかといいますと、この後の農水産課長あるいは都市整備課長に共通する内容だからな

んですね。ご理解ください。失礼しました。

防災無線は、機能しているか、非常にいい感じか、アンケートやパブリックコメントを取られたらいかがですか。

総務課長、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市民の皆さんからのご意見というのは、不定期ながらもこちらに届いております。

現在のところ、アンケートやパブリックコメントを行う予定はありませんが、特に今、防災無線の更新を行っておりますので、それについての放送などは小まめにやっていきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　もう４回終わったかと思いますけれども、うち防災無線、取替えまだなもので、よく聞こえないということは今判明しました。

それでは、２番の居住環境の充実について、再質問させていただきます。都市整備課長、よろしくお願いします。

課題解決の方策、非常に少なかったじゃないですか。防災無線、駄目ですか。課題解決の方策、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　ご質問のとおり、説明会、大変少なかったでございます。説明会の参加人数の増加、これを図っていくことは常に課題と考えております。

また、説明会自体は、参加者の主体性に委ねられているため、なかなか難しいところではあるんですが、またライフスタイルがちょっと変わってきたりとか、今回都市計画だったんですけれども、都市計画にそもそも関心が少ないという傾向もやっぱりございまして、そういったことで、説明会に参加していただけない理由は様々あるかと思います。

今後は、行政が今何を行っているのか、どういうことをやっているのかというのをまず知っていただくことから始めなければならないと思います。都市計画見直しをやっていますよと、そういったところからまず始めると。

説明会ということもありますけれども、説明会だけではなくて、ＳＮＳであるとか、その

他様々な方法を研究しまして、活用して説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　21日の日曜日の海上地区、25日干潟地区、28日飯岡地区、31日旭地区、全て４回私は参加させていただきました。併せて出前講座で勉強会も個人的に行っております。

しかしながら、やはり都市計画区域の拡大、課長、広報あさひに載せるのは１月15日なんですよね。やっぱり１週間前では人が集まらないぞと。傍聴席にいらっしゃるＯＢの方も共通認識、共通理解をいただいておりますけれども、したがって、趣旨、都市計画の見直しに伴い皆さんからの意見を反映し、よりよい計画とするため説明会を開催しますと、ましてや、今、課長からライフスタイルの変化であるならば、なおさら説明していかなければいけないというふうに私は思うのですけれども、そういったことで、周知の仕方に問題はなかったか、趣旨に基づいた説明会になったのか、意見を吸い上げることができたのか、この点については、大変申し訳ないですけれども、つぶさに反省していただき、まだ６年度、７年度、８年度にゴーですから２年間ありますので、その辺を今後の開催に向けての改善点ということで生かしていただければと、かように思いました。

防災無線を流すのは駄目ですよね。お伺いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　まず、広報あさひ１月15日号から説明会開催までの期間が短かったということについて、我々も反省はしてございます。

１月１日号が、毎年記事が大量にあって埋もれてしまうという懸念もちょっとありまして１月15日号にしたこともございます。そのあたりは、反省している。１月の下旬に設定したこともあるんですけれども、反省しているところもございます。

防災無線については、適宜必要なことはやっていかなければならないと思います。やるタイミングとか、説明会を30分前にやって、来てくださる人が何人いるかといういろんな問題はございますが、やるタイミングであるとか、効果的なタイミングで、できれば実施は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　そうしますと、もう一度確認しますけれども、市民周知のために、防災行政無線や、あるいは区長にお願いする等々について、手段活用したらどうでしょうかということについて、質問は、課長、どのように答弁いただけますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　今、区長というお話が出ましたが、説明会に来てくださいというのももちろんあるんですが、区長会のみならず、市政に協力していただいている団体というのは市には結構ございます。そういった方々が集まる場に出向いてやっていくことが大事かなと考えてございます。

説明会という形で、来てくださいと、市のほうからお願いすることも大事なんですが、既にある会に出向く、区長会以外に農業委員とかいろんな団体がございますので、そちらへ行って積極的に周知を図っていくことも、実際に有効的な活用かなと考えておりますので、以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　税務課長、お願いいたします。

課税、都市計画税、目的税であると、勉強した都市計画税とは一体何ぞやと。

道路や下水道など都市基盤整備に関わる都市計画事業等に要する費用に充てるために、市街化区域内の土地及び家屋の所有者に目的税として課税するものであると。これは平成22年以降、議長の飯嶋議長がずっと都市計画のことについて質問等々されていますね、前市長の答弁等も私、議事録を全てにわたって確認させていただいておりますけれども。

課税するかしないか。何かするかもしれないよというううわさといいますか。でも、先ほど検討しているとありました。進捗状況をお伺いできますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　先ほども申し上げましたが、都市計画区域の見直しと併せまして、都市計画税の他市の状況等につきましても調査研究しているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　税務課長、もうちょっとはっきりお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利）　税務課長、もう一度答弁をお願いします。

○税務課長（向後秀敬）　都市計画区域の見直しと併せまして、都市計画税の他市の状況等、これにつきましても調査研究しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　傍聴してくださっている方、マイクに近づけて答弁してくださるということをご理解いただき、私語を慎んでいただきたいと思いますけれども、すみません。

ということは、検討ということですから、今、都市計画事業をまだ進捗中だと思います。進めている最中、ということは、都市計画税については年間２億5,000万円ですか、税の公平、不公平で、旧旭市だけがかかっているという。これ廃止する予定なんていうのは全然ありませんか。お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　過去の市長答弁にもございましたが、都市計画区域の見直しを進めておりまして、都市計画税につきましても、今後の都市計画事業また財政面の計画等を含め、全体を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　全体を考えて、都市計画事業が区域を市全体に広げて、事業が展開されれば、当然目的税ですから、都市計画税をかけなければいけないというふうになるのですよね。

逆に、説明会では、都市計画事業は今現在、この説明会のときの段階ですけれども、考えていないので、都市計画税と区域の展開は全く別物であるという説明の中で、課税するということではないというふうに説明会では認識したんですけれども、それでよろしいですかね。今現在の段階でお伺いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　伊場議員の今のその都市計画税の考え方ですけれども、区域を決めたらかけるではなくて、かけられるということでございます。

（「かけることができると」の声あり）

○税務課長（向後秀敬）　はい。都市計画事業に対してかけることができるということでござ

います。必ずしもかけるものではないということでございます。

今後の話でございますけれども、繰り返しになりますけれども、今後の都市計画事業また財政面の計画等も含めまして、全体的にやはり考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。税については、課せられる人間は、はああっということがありますので、これはこれで大変かというふうに考えております。ですので、質問をさせていただきました。

質問事項３番、農業の振興についてということで、再質問させていただきます。

課題についてのご答弁もいただきました。課長、成果についてはいかがでしたか。併せて課題解決の方策についてもお伺いいたします。成果、課題解決、２点お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　成果につきましては、先ほどもご回答いたしました。もう一度、聞き漏らしたということであればお答えいたします。

成果につきましては、提案した計画案について大きく見直しを要するような反対意見はなかったことから、計画の内容についておおむね定まったこと、今後の話合いを行っていくべき地域の課題を認識、共有できたことです。

それから、課題解決の方策ということでよろしいですかね。

まず、当日人数が少なかったということで、周知の仕方が不十分だったのかなというところは考えているところでございます。あと、市ホームページ、広報のほか、海上地域の農家組合に対して参加の呼びかけを行ったものの、あまりそれが効果的ではなかったのかなと考えられます。

また、開催方法につきましても、嚶鳴小学校の体育館で今回開催させていただきました。その結果、参加された方が会場のあった嚶鳴地区の農家に偏っていたというところから、もともとの鶴巻、滝郷、嚶鳴のそれぞれの小学校区ごとでの開催のほうが人が集まりやすかったのかなと考えています。

解決策としましては、これまでの周知の方法に加え、区長回覧や地元農業委員の呼びかけによる周知を行うとともに、地元の集会所などを利用した小さい単位での話合いを重ねていきたいと考えています。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　参加者が少なかったから駄目ということではないのですけれども、皆さん努力されて、全ての事業についても努力されてやっている割には、労多くして功少なし感が私は見受けて取れたので、次回何か開催するときには、防災無線１本入れるとまた違うのではないかなと。何か防災無線ばかりにこだわっているようですけれども、そういうふうにおっしゃる方がいらっしゃるものでということが一つ。それから、これ、地域計画を話し合うとパンフレットあったじゃないですか。これは配られましたか。配られたかどうかお願いします。市民にとか。

（発言する人あり）

○５番（伊場哲也）　うまく伝わらなければ、どのような形で市民に周知されたのかと、このパンフレットは使用されましたか。お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　パンフレットにつきましては、当日参加した農家に対して周知ということで、農家以外の市民に対しては、それもらっても何のこっちゃという話になってしまうので、それは農業者が取り組む、これから地域計画ということで、自分たちのこととして考えながら策定していく計画ですので、農業者のほうには配らせていただいております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　これもう４回目終わりましたね。

○議長（飯嶋正利）　はい、４回です。

○５番（伊場哲也）　確認といいますか、やはり、基幹産業という、私、農業のことについては本当に分からないので、自ら勉強しようということで、傍聴もさせていただいたということをご理解いただきたいと思いますし、今年度の県内の公立高校の入試問題、農業に関することが設問として出ているんです、課長。しまいに農業は消えてしまうだろうと。だから推進しなきゃしょうがないよということで、農業従事者が下がっていると。英語で書かせる、ダウンという問題が出ているんですね。

ですから、これらも見ると、どういうふうに時事問題を取り扱っているかというのも分かりますので、基幹産業である農業の推進のためのこんなものも、一翼を担っているんだということでご理解いただければということで提示させていただきました。ありがとうございました。

次、学校再編計画の策定についてということで答弁いただきました。ありがとうございました。

ずっと言っていることですけれども、代表者会議、過日行われました。合併の合意も形成されました。やむを得ずですよね。もろ手を挙げて大賛成ではありませんでしたよね、課長、教育長。

あの雰囲気といいますかね、次回は、古城小でいいのかどうかが話題になりますよね。課題として残っていますけれども、その辺について課題をクリアしていくための市教育委員会としての考え、お聞かせ願いたいと思います。課題解決の方法。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校の位置の合意形成を図るという課題につきましては、まず旭市学校再編基本方針、これは平成28年の旭市学校のあり方検討委員会、さらには令和元年に旭市学校再編計画策定委員会を設置して、５年の歳月をかけて、市民の代表者を含めて、官民協働で議論を重ねて策定したものでございます。

今後の代表者会議では、この基本方針での統合校の候補地となった経緯、これを改めて認識していただくとともに、より具体的な整備内容について丁寧な説明を行いまして、代表者会議の委員相互の深い議論の上で合意形成が図られるよう努めてまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　一気に読ませていただきます。

新聞紙上で皆さんご存じかと思いますけれども、この時代において、流山市については、小学校２校開校する、中学校を新たに１校開校すると。教室は1.3倍だと。民間企業とも連携して壁一面にホワイトボードを設置、アバターを活用して、不登校児童も授業に参加、ＩＣＴの最先端技術と、何か羨ましいですね。

先ほど、今朝一番で宮澤議員のほうからありましたけれども、過疎地に指定されたと。何か暗くなってしまうというか内向きというか、何か夢を与えられるような、再編ができないものかということを当然考えられていると思いますけれども、ただ、やはり市当局として、あるいは行政並びに市教育委員会としては、これまで積み重ねてきた学校のあり方検討委員会、策定委員会等々を受けて、再編計画ができていますもので、それに沿って粛々と３校統合に向けてということかと思いますけれども、伊場哲也の勝手な政策提言、提案での質問ということになろうかと思いますけれども、お聞きください。

私は、勝手に新しい３校統合校の名前も考えております。三つありますよ。旭市立、萬歳の歳、中和の和、古城の城、なくなってしまうと寂しいという声もありますので、三つ取って、千葉県旭市立歳和城小学校。受け入れられないかもしれません。

じゃ、旭市立大原幽学、干潟幽学小学校、これも駄目か。旭市立椿の海学園、これも駄目か。じゃ、歳和城エレメンタリー学園なんてのはどうかななんて勝手にね、要は何を言いたいかというと、やっぱり３校合併して、そこに通う児童が、親御さんが、やっぱりよかったなとわくわくどきどきするような、そういう学校再編にしていただけないものかなということを勝手に考えているんですよ。勝手にというか真剣に。

どうやったらよりよい３校統合が可能かなと。これはやっぱり、次の世代に夢を与え勇気づけると教育長も言われていますよね。「ず～っと大好きなまち旭」。

大谷翔平選手はいい例かなと思いますよ。日本全国２万2,000校の小学校にグローブ３個、これが届きましたよ。

ということは、もしかしたら、３校合併すれば、日本全国で大谷翔平選手が、大スターが、日本国内の小学校にプレゼントした、一番、干潟の新しくできる小学校が、グローブあるよと、９ですよ、１チームできますよ。これはもしかしたら、日本で一番大谷翔平選手がプレゼントしてくれた、希望のグローブがある学校だよと。さあ、みんなで、ドジャーズスタジアムに行って歌を歌いましょうよ。テイク　ミー　アウト　トゥ　ザ　ボール　ゲーム　テイク　ミー　アウト　ウィズ　ザ　クラウド。実際に行って、あの臨場感とか、鳥肌が立つんですよね。そういう経験をすれば、干潟の３校合併について、何か世界に通用するような、グローバル化を図れるような小学校がこれからできるんじゃないかと、わくわくどきどき、伊場はしたんですね。

子どもたちが目をきらきら輝かせて、希望の登校、満足の下校と、平和小、玄関に貼ってありますよね。きらきら輝く目で登校し、いきいき学習はつらつ行動と、うきうきと充実した心で、満足感を持って下校する、そんな学校つくれませんかね。

いや、頑張ればつくれると思いますよ。私は勝手に、首長が教育長と国へ申し出るんです。交流教育を推進したいんだと、学校再編に伴って。学校再編特区、文部科学省に申請をして、現実的には相当物理的に無理があるんですけれども。

令和７年度２学期からやるぞ。小学校１・２年生は萬歳小学校全員な。小学校１・２年生の先生方も萬歳小学校ね。３・４年生は中和小学校だよ。５・６年生古城小学校だよ。再編に伴っての事前準備ですよ。何だ、先生らの通勤手当どうするんだと、学年の指導体制どう

するんだと。すったもんだ起きるよ。

でも、先生たちはプロなんですよ。何でこういうことをやるかということが分かれば、地域住民も協力してくれると思いますよ。スクールバスはないのにどうするんだ、あっちまで送っていくのかと、ぜひお願いしますよと。複式が解消できるじゃないですか。そして、いずれ３校合同になるんですよと、事前に試し運転と言っちゃ失礼だけれどもやってみましょうよと。

２学期になったら、今度は１・２年生は中和小学校、ローテーションすればいいじゃないですか。親は、人数が少なくてしょうがない、何とか複式回避したいと、複式授業なんてできませんからね。誰もこの辺経験した人間いませんよ、僕以外は。大変ですから、実際やったら。

だから複式解消もできるし、お互いに切磋琢磨していって、学年七、八人じゃと、だから一緒にやってみましょうと。一つの案ですけれどもね、無理だと思いますけれども、そういう、俗に言うフレキシブルな考え方も採用していけなくないなと。

これは市長にお伺いいたしますけれども、市長は、昨日もありました、市のトップですから、１万人以上の支援者がいらっしゃるんです、市長。自信を持って学校再編なり、給食はさておいて、一番大事な教育の中身の充実を図るという視点で、本当にトップセールスですよ、これ、教育界においての。果たしていただければなと。

東総文化会館大ホール15棟分の支援者がいらっしゃるんですよ。旭市好きじゃないですか。ＰＤＣＡ、Ｐ、Ｄ、ディシジョン、決断ですよ、市長。Ａ、言うまでもなく、アクション、行動ですよね。昨日示されましたよ。豊かな旭を次世代へ、ストップ少子化大作戦、パワーアップ英語教育プロジェクト、言われているじゃないですか。チーム旭、オール旭、チーム市役所、皆さんのお力をお借りして、推進して、力強く、わくわくどきどきするような、だって、ず～っと旭、何をするのも、ちょうどいいまち旭ですよ。しっかり、昨日もありましたけれども、広報あさひに書かれていますよ。ただ、これ私に言わせれば駄目ですよ。開けて、「このまちでずっと暮らそう」と。教育が書いていないじゃないですか。一番でかい丸は、紙おむつ購入券、月3,000円分ですよ。何で教育とか、このまち、生活は衣食住ですよね、衣食住を旭市としてはこういうふうに支援しているよと、仕事、就職、残念ながらというところがあると思うんですけれどもね、やっぱり教育だとか、仕事も、いい仕事先あるよみたいになると、相当食いついてくるなというふうに伊場哲也は勝手に考えたんですね。

そして、明日、市長、海上中学校卒業式行かれますよ。ぜひぜひ、92名卒業生の目を見て

くださいよ。壇上から祝辞を述べられますよね。子どもたちのきらきら輝く目を見ながら、バインダーじゃ駄目ですよ。目を見ながら、壇上から祝辞を述べてくださいよ。そうしますと子どもたちに気持ちが伝わります。できれば、卒業式に参加できない中学生もいるはずです。午後校長室で大目校長が卒業証書を渡します。その辺も見ていただきますと、教育現場の問題というものがより鮮明に認識できると思います。

いずれにしましても、明日、感動をぜひしていただき、学校再編がスムーズにしていただけるようにご尽力いただきたいなと、そんなふうに思います。

べらべらしゃべりましたけれども、市長の学校再編に対してのビジョン、ここでお聞かせ願えますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　人口減少、少子高齢化は、国全体の大きな課題となっております。

本市も重要課題として様々な施策に取り組んでいますが、人口の減少が続いており、市内各地域の人口の偏りも見られることから、児童・生徒数も学校によって大きな差が生じております。

このような中で、旭市の子どもたち全員が公平な教育を受けられる環境を整えることは、私たちにとって大きな使命だと考えております。

学校再編という大きな命題については、官民協働で策定した旭市学校再編基本方針を軸として、学校の再編を進めていきたいと考えております。

また、学校再編に当たっては、保護者や地域の方々に対して十分な説明を行い、合意形成を図るとともに、学校再編を契機に、地域の方々が学校運営に参画して、学校を支えていただき、持続可能で地域に根づいた新しい学校を、議員おっしゃるように、夢のある学校をつくっていくことが私の目指す学校づくりでございます。

また、この基本方針を礎として、刻々と変化する厳しい時代の中で、将来の旭市を担う子どもたちに、生きる力、郷土を愛する心を育める教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　声を大にして、決意ありがとうございます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

教育長、教育長のビジョン、小中一貫校義務教育、これを推進していきたいなんていう気持ちはございませんかね。一例として、大阪府の豊中市です。庄内さくら学園というのが、2023年、昨年の４月に、豊中市初の施設一体型小中一貫の義務教育学校、開校されています。すばらしい施設でありますし、参考になろうかと思いますけれども、旭市内において、そういうお考え、あるいはビジョンなり、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　伊場議員のほうから、様々な参考になるご意見をいただき、ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきます。

義務教育学校というようなこともございましたが、実は旭市の学校再編基本方針の中にも、小中一貫教育に向けた検討を記載してございます。特に将来的に小中一貫校を考える学校として、（仮称）北統合中学校、もう一つ（仮称）東統合中学校ということで、これらが例として挙げているところでございます。

ただ、今回の再編でございますが、最大の課題は、児童・生徒数の減少と規模の縮小による教育環境や学校運営の不均衡と捉えております。この課題を解決することが最優先となっております。

この小中一貫教育校につきましては、特に小学校の複式学級、中学校の単学級が心配されるような状況で、小学校と中学校を統合してしまいますと、義務教育学校あるいは小中一貫校を設置しても十分なメリットを得ることができません。ある程度の学級数を確保できた場合でないと十分なメリットができないと、そのように認識をしております。

今回、この基本方針の中では、新設を検討する統合校についてはその観点も踏まえて、場所や施設内容を決定していくものと、このように捉えておりますので、そういった場合が生じた場合に、十分地域の方々と協議を重ねながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　懇切丁寧な説明ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

大きい質問５番、障害者福祉の充実についてということで再質問させていただきます。

課長、リーフレット、事業者に配布されたのかという点、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

（「（１）でございます」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　伊場哲也議員からの、リーフレットでございますが、ちょっと障害者差別解消法改正に伴うリーフレットということでよろしいですか。ありがとうございます。そちらのほうは事業者へ配布したかということでお答えいたします。

今のところ、市としまして、内閣府が作成しましたこの冊子になっているリーフレットでございますが、そちらの配布は行っておりませんが、広報あさひ、それとホームページのほうへ掲載しまして、こちらの制度の周知を図っているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ホームページを見ない人が多々いらっしゃるので、障害者差別解消法というのが４月１日からスタートしますので、その点、合理的配慮の提供が義務化されるということを、もしかしたら事業者の方はご存じかと思いますけれども、この間ちょっとお話しさせていただいた中で、市役所課内においても、十分な情報共有がされていなかったということがありましたので、今ご確認させていただきました。

それでは、時間の関係もございますので先に進ませていただきますけれども、旭市における、（１）です。計画実現に向けてです。

理念を推進する上で何が大切か、実現するための具体的な方策を、課長、お答えいただきたいと思います。（２）です。令和６年度から新たにスタートする第７期、第３期についてです。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　旭市における計画実現に向けまして、理念のほうを推進する上で何が大切か、実現するための具体的な方策ということでお答えさせていただきます。

本計画につきましては、障害者計画の実現に向けた実施計画としての性格を有しております。したがいまして、本計画にある事業一つ一つを着実に推進していくことによって、理念の実現につなげていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　あっさりと回答いただきました。

課長、ノーマライゼーションとリハビリテーションをうたっていますね。新しい計画のそ

の二つの整合性、お願いします。理念だから大事なんですよ、ここね。数字だけ聞くだけではなくて。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　ノーマライゼーションとリハビリテーションとの整合性ということでございます。

あらゆる人が共に暮らしていける社会こそ正常な社会であるとしておりますノーマライゼーション、それから、障害のある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を営めるよう社会全体の改善を進めていくというリハビリテーションの二つは、こちら計画の基本理念の「ともに生きるまち、あさひ」の実現に向けての核となる考え方でございます。どちらも基本のともに生きるまち、あさひを支える重要なものであると考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　最後４点目の質問ですけれども、地域生活支援事業というのは、課長、ございますね。これは必須事業ですね。具体的にどのようなことを事業として計画をしているのか、予定しているのかお聞かせ願えますでしょうか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　本計画におきまして、地域生活支援事業の中でも、こちらで特に力を入れようとしていることでございますが、相談支援事業につきましてはとりわけ重要な事業と考えております。

障害のある方が住み慣れた地域で安心した暮らしができますよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの支援に円滑につなぐためにも、より一層のこちらの相談支援事業につきまして推進を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。よく理解させていただきました。

質問の６、施策14の互いに認め合う社会の形成について、（１）の再質問をさせていただきます。

成果と課題、答弁いただきました。出た課題について、どのように今年の３月からの新し

い３次計画に結びつけていくのか、これも大事ですよね、ＰＤＣＡのサイクル。課長、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　第３次旭市男女共同参画計画の策定に当たり、先ほど申し上げた課題の改善に向けて、三つの基本目標と八つの主要課題を設定した上で、市としてどのように施策を進めるべきか、施策の方向性について、市の担当職員による専門部会と協議をしながら、事業内容の精査をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　後でまた勉強します。

課長、（２）の再質問よろしいですか。

第３次旭市男女共同参画計画の基本理念、これは参画計画の根底に流れるもの、これも大事じゃないですか。でも基本理念、今回変わっていますよね。基本理念が変わった理由、根拠を教えていただけますか。お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　第３次計画では、男女共同参画社会基本法第３条から第７条を基本理念の根拠として、第２次計画の基本理念「男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成」を引継ぎつつ、文言としてより分かりやすくまとめたものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質問をさせていただきます。

しかしながら、課長、３ページの計画の概要の基本理念には「互いを認め合い　自分らしく活躍できるまち　あさひ」と、何かキャッチコピーが変わっていますよ。この点についてはどうなんですか。あわせて、これでもう時間がないので終わりにしますけれども、４回目の質問と受け取ってよろしいです。

この基本理念と、難しいんですよ。だって、アンコンシャス・バイアスと、この間話をしたじゃないですか。うち、親が単身赴任しているのと言ったら、恐らく皆さん、ここにいら

っしゃる方、パパというふうにお思いになられるかもしれませんよね。お父さんかと。そうじゃないんだよという、その社会形成も目指されているじゃないですか、理念の中で。

課長、よろしいですよね。難しいかもしれませんけれども、専門で施策を推進されているわけですから、ご答弁願いたいことは、その基本理念と、本当にＳＤＧｓなんです、やっぱり今の動きは。その辺との整合性とか、理念とのその関係、雑駁でいいですからご説明いただければと思いますよ。３番、４番一緒で結構です。申し訳ございません。ご理解いただけない方もいらっしゃるかと思いますけれども、私は一般質問で通告をさせていただいておりますので、そういう観点から、課長に答弁を求めます。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　第３次計画で具体的な方策、理念変わっていますよというところでした。

第３次計画では、三つの基本目標及び八つの主要課題に伴い、74の事業を設定し、毎年度進捗状況を確認しながら、指標の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

第３次で基本理念が、文言ちょっと変わったというのは、一般的に分かりやすく捉えていただけるような文言ということで考えたつもりではあります。その中に自分らしくという言葉が入っていると思います。

（発言する人あり）

○市民生活課長（江波戸政和）　アンコンシャス・バイアスという言葉も先ほどありましたけれども、障害のある人もない人も、性別、年齢に関係なく、全ての人が自分らしく、周りの目を気にせずやりたいことが選択でき、自分の気持ちに素直に生きられるように、そういうまちづくり、そういうまちになるようにという思いで、ちょっと文言を整理しているところであります。

また、ＳＤＧｓとの関係ですけれども、旭市総合戦略ではＳＤＧｓの理念を取り入れておりまして、全施策にＳＤＧｓにおける17のゴールを関連づけております。第３次計画の基本理念では、５のジェンダー平等を実現しようを目標とし、施策体系ごとにＳＤＧｓのゴールを関連づけております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。５ということで指定されましたけれども、あ

ながちそれだけではなくて、８、10、11、16、これも関連目標と合致しているものもございます。ありがとうございました。

いつもいつもそうなんですけれども、足早で、私の質問の意図が十分伝わらなかったところもあろうかと思いますけれども、これまで、自分自身が市の施策に対して、おやっと思うようなところを一般質問という形でさせていただいた次第です。

長くなりましたけれども、ご理解いただき、この質問が、やはり市民がこれどうなっているんだと言ったことです。分からないんだけれども教えてくれよといったら、自分が勉強しなければ教えられないじゃないですか。ということで、提言も含めまして、一般質問をさせていただきましたということで、ありがとうございました。

今後はさらに磨きをかけて、旭市の市民のために、その疑問に答えたりだとか、あるいはこういうふうに、執行部の皆様方に、やはり市長、副市長、そして教育長、トップの皆様方をはじめ各課長の皆様方が、目線は市民のほうを向いて、かじ取りをしていただけることを切にお願いいたしまして、大トリを務めさせていただきました伊場哲也の一般質問、令和６年３月議会、予算議会、第１回定例会の一般質問を終わらせていただきます。

途中、失礼なこともありましたけれども、答えているのに何だと、また言わせるのかと、農水産課長にも声を大にして、怒られはしませんけれども、再度答弁をいただきましたことをお許しいただき、また今後ともよろしくお願いします。誠にありがとうございました。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

ここで午後４時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　０分

再開　午後　４時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第32号、財産の処分についての１議案であります。

ここで、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　林　晴道　登壇）

○議会運営委員長（林　晴道）　大変お疲れさまでございます。

それでは、追加議案の提出に伴う議事日程について申し上げます。

お手元に配付してございます令和６年旭市議会第１回定例会議事日程（その２）、本日３月８日金曜日。この後、追加日程第１、議案上程、追加日程第２、提案理由の説明、追加日程第３、議案の補足説明、補足説明については、行政改革推進課長を予定しております。追加日程第４、議案質疑、追加日程第５、常任委員会議案付託。

以上、追加日程について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第32号の１議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号の１議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　議案上程

○議長（飯嶋正利）　追加日程第１、議案上程。

議案第32号の１議案を上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（飯嶋正利）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、議案１件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第32号は、財産の処分についてでありまして、旧神西住宅跡地の売却に関し、落札者と仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　議案の補足説明

○議長（飯嶋正利）　追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第32号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長　榎澤　茂　登壇）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　議案第32号、財産の処分について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の裏面と参考資料をご覧ください。タブレットは２ページ、３ページとなります。

今回処分する財産は、旧神西住宅跡地の土地で、所在地は旭市鎌数字川西一番10951番１ほか２筆で、面積は合わせて7,085.46平方メートルであります。

処分方法は、公有財産売却システム、いわゆる官公庁オークションを利用した一般競争入札による売却となります。

入札の経過を申し上げます。令和６年１月17日に入札の公告を行い、２月５日まで入札参加申込受付を行いました。その後、入札期間を２月19日から２月26日までとし、２月26日に開札した結果、落札者は辻愼司、落札額は8,901万円でありました。

なお、入札件数は３件、予定価格は6,900万円、仮契約締結日は３月４日であります。

資料といたしまして、入札結果と位置図を添付してございます。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利）　議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第４　議案質疑

○議長（飯嶋正利）　追加日程第４、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第32号について、質疑はありませんか。

井田議員の発言を許可いたします。

井田議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、第32号議案につきまして、３点ほど質疑させていただきます。

今回の敷地、7,085.46平米、これについて小数点まで出ているということは、確定測量まで終わっているということでよろしいんでしょうか。

２点目、予定価格6,900万円、坪に直すと2,147坪で、坪当たり３万2,000円、これの積算根拠を伺います。

３点目、辻さんという個人の方が落札されておりますが、これの入札要件があれば、それも教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　３点ご質問がありましたので、順次お答えいたします。

１点目、測量は終わっているのかということで、これは終わってございます。

２点目、積算根拠でございますが、これにつきましては不動産鑑定を行っておりまして、これを基に予定価格を設定させていただいております。

３点目で入札要件でございますが、この官公庁オークションにつきましては、インターネットで入札のほうを執行しておりまして、いわゆる市内ですとか、県内ですとか、そういった縛りはありませんので、個人でも会社でもどなたでも入札のほうに参加ができるようになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再質疑させていただきます。

これは旧神西住宅跡地ということで、整地もされており、多分水道も入っていると思われますが、だいたいこの辺の相場で分譲すると、多分坪８万円か10万円くらいで売買される場所だと思うんですが、この坪３万2,000円はちょっと安く見過ぎではないかという点と、入札に参加した業者のほか２者と、ほか２者の金額が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　相場がちょっと安いのではないかなというお話でございました。先ほど不動産鑑定を行ったというところでございますが、旧神西住宅跡地につきましては、一応水道管が入っておりました。ただ、市営住宅ということで、水道管の規模といいますか、そういったものが、小さい口径等でございますので、新たに宅地開発を行おうとすると、現状その水道管の撤去というものが必要になろうかと思います。そういった理由から、標準の価格というものよりは若干減額要素というものがございまして、不動産鑑定価格を参考にさせていただいたものでございます。

３者応札があったということで、ほか２者ということでございます。

少々お待ちください。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２７分

再開　午後　４時２８分

○議長（飯嶋正利）　会議を再開いたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　大変失礼いたしました。

落札者の金額以外の金額でございますが、8,518万円と7,580万円となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　参加者氏名までは教えられないということでしょうか。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　個人情報の関係がありまして、名前のほうはちょっと控えさせていただいております。

○議長（飯嶋正利）　井田孝議員の質疑を終わります。

質疑はほかにありませんか。

戸村ひとみ議員の発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　まず最初に、市長のほうから提案理由がございましたが、最後の一文、「詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので」とあるんですけれども、「ご賛同賜りますようお願い申し上げます」と。議案として提案された場合は、私たちは、ちょっと聞いてみたいからお答えしてねというんではないんです、本会議場では。質疑になりますので、疑義をただしますので、聞いてみたいわけではないんです。疑義をただしたいので、この質問という言葉は不的確でございます。最後の一文は蛇足でございます。ご賛同賜りますようというのは、質疑に対してのきちんとした答弁が返ってきて、我々議員が判断することですので、この文章は、私は提案理由の中の文章にはそぐわないと思います。それをちょっとご指摘したいと思います。

質疑に入ります。

前者のほうから、個人の方の入札ということでの参加要件というのがあったのか、なかったのかということとか、価格のことがございました。では、私のほうからは、市はこの土地をどのように開発してほしいと思っていたのか、あるいは思っているのか。今ちょうど都市計画云々かんぬんという話が出ております。やっぱり町全体として、特に市の持ち物であったわけですから、今も仮契約ですから現在もまだ市のものだと思いますけれども、そういった中で、市はここの土地をどのように開発したい、あるいはしてほしいと思っているのかということをお願いします。

それと、ここのこんな大きい土地ですけれども、開発許可というのは個人でもできるものですか。

あと、この土地は現実的には仮契約を結んだ方は日本人でいらっしゃると思うんですけれども、このお名前からして。外国人でも買えますか。

あと、井田議員のほうから、ほかの２者の方の落札金額が分かりましたけれども、この２者の方は個人なのか法人なのか、会社なのか、その形態をお願いします。それと、会社でし

たら、その業種ですね。お願いします。

それと、あと先ほど井田議員のほうからもございましたけれども、価格的にかなり安いのではないかという、坪単価が。という話がやっぱりあります。予定価格としては坪３万2,000円、そこのところを坪で４万1,450円、でもだいたいには相場的にその辺が、坪８万円するのではないかという話がございましたけれども、これ個人の方にしても会社にしても、ちょっと考えようによっては、安く購入してちょっとだけ乗せて転売するということもできるわけですよ。そのときに、こういう土地転がしと昔言われてましたけれども、その可能性を排除しなければいけないと思うんです。契約自体に買戻特約、これはつけていますか。仮契約の中でつけていますか、本契約でつけるつもりですか。これは解除権を留保するためです。

ここの土地は、先ほど水道管が、口径が小さいものということなんですか。それのみが、要するにここの土地の評価を下げる要因ですか。ほかに造成とか必要な土地ですか。つまり、坪単価が、整合性が取れているものかどうかというのを聞きたいんです。

ちょっと前後しますけれども、計画的なまちづくりというののために、市が保有していた土地ですから、それを生かしていかなければいけないと思うんですけれども、これ計画的なまちの開発との整合性、土地計画との整合性を教えてください。

都市計画がかかっているのかな、用途地域かどうか。そこのところもお願いします。

○議長（飯嶋正利）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時３３分

再開　午後　４時３６分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　大変失礼いたしました。

質疑のほうが多岐にわたっておりますので、ちょっと漏れておりましたら、すみません、ご指摘いただければと思います。

まず、この土地の活用方法ということですけれども、これは市のほうは売却いたしますの

で、売却の相手方にそれは委ねられることとなろうかと思います。ただ、この地域は用途地域に入っておりまして、第１種住居地域でございますので、建築される建物に関しては、当然制限がかかっております。

それから、開発許可については、個人でも会社でもオーケーですかというお話ですけれども、これは個人でも当然オーケーにはなりますけれども、会社であればそれなりの資格も必要ですし、設計等においても資格が必要になるかと思います。

３点目、外国人でも買えるのかということでございますが、入札の条件としては、18歳以上で日本国内に住所を有していることが必要になります。ですので、外国人の方でも住所を有していれば可能ではあるんですが、この入札のインターネット公売のガイドラインで日本語を完全に理解していただける方という表記は一応してございます。

それから、入札があったほか２者は会社か個人かということですが、個人でございます。

坪単価が安いのではないかというお話がございました。先ほど井田議員のご質疑にもご回答させていただいたんですが、この土地の物件については古い水道管の撤去を一応条件としております。開発に際して、やはりその古い水道管の撤去が必要になるということで、そちらのほうを条件にしておりますので、土地の鑑定ですけれども、その価格を設定するに当たって減額の要素があるというところで、この金額にさせていただいているものでございます。

それから、買戻特約をつけているかということでございますが、買戻特約はございません。

あと、水道管以外にというところでの価格を下げる要素ということでございますが、再度その水道管を撤去して宅地開発をするということでございますので、当然、造成等を想定しておりますので、その辺が造成費用等がかかるだろうというところも加味してございます。

あと、不足分について都市整備課長のほうからご回答申し上げます。

○議長（飯嶋正利）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　先ほど都市計画の中での用途地域についてのどうなっているんだとご質疑ございましたので、そのあたりについて回答いたします。

まず、先ほどありましたように、第１種住居地域でございます。第１種住居地域ですと、結構なものはできるんですが、できないものが何個かありますので、そちらについてご回答いたします。

まず、3,000平方メートル以上の店舗、事業所、そちらはできません。それと、あと遊技施設であるとか、風俗施設、それと工場なんかは基本的にできないものになっております。それ以外のもの、住宅はもちろんなんですが、公共施設とかそういったものができる位置づ

けになっております。

それとあと開発行為のご質疑がございました。開発行為自体は個人でも申請は可能です。ただ、設計者として有資格、１級建築士であるとか、そういったものが必要になります。個人で開発行為できるんですが、その後の分譲売買とかする場合は宅建業の資格がまた必要になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

１種住居ということで、市がこの土地をどのように開発してほしいと思っているのかというところで、別に買う人の勝手ですみたいな答弁があったんですけれども、１種住居で法律のほうで網がかかっているから良好な住宅が建てられるというふうに、私のほうでも思います。というか、思いたいというか……。

ただ、先ほども言いましたように、一つだけ懸念があるわけですよ。坪１万円、この価格に、４万1,450円で手に入れた方が、そういう悪意はないとは思いますけれども、これがこの方にかかわらず、坪に１万円乗せて転売しただけで、この購入者には2,000万円が手に入るんですよ。ですから、ここのところで買戻特約とかつけるべきではないかなと私は思うわけです。そういう転売を何年以内しないこととか、そういうね。じゃないと、市民の税金で保有していた、血税で保有していた土地が１者の悪意のある、この方が悪意があるとは言っていませんよ。悪意のある方に利用されて、その人の利益のために転売されるのではないかという懸念があるのではないかということを、私は申し上げているんです。

では、古い水道管撤去、これ幾らかかると見積もってこの価格にしていますか。もう一つ、造成が必要とおっしゃったんですけれども、それも幾らかかるからこの坪単価にしましたか。想定していると思います。じゃないと、単に古い水道管を撤去しなければいけないからねとか、造成にもお金かかるよねで、もう計算もしないでこの坪単価が出ているとはちょっと思えないので、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　坪単価積算に際しましての減額の積算はどうしたかというご質疑だと思いますが、こちらについては市のほうで不動産鑑定をお願いしております。その鑑定者の方が、こういった開発が必要であろう、それから水道管の撤去が必要であるとい

うところの条件を出した中で積算をしていただいております。

この鑑定の内容については、もちろんこれは鑑定業務を委託契約している中で、その鑑定の内容については公表しないということで契約をしておりますので、その内容について、すみません、こちらでお答えすることはできません。

市で積算したわけではなくて、あくまでも不動産鑑定の方にお願いをした案件でございますので、その内容について金額が幾らだとかというところで、申し訳ございませんが、そちらは、すみません、ご回答は差し控えさせていただきたいと思います。

それから、先ほど２者の方、個人か法人かということで、私、個人ということでお答えさせていただきましたが、すみません、訂正させていただきます。２者は法人です。法人の方になります。そこはすみません、訂正させていただきます。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　では、この予定価格の坪３万2,000円が的確だったのかどうか、私たちはどうやって判断したらいいですか。不動産鑑定の内容も知らせてもらえない。そんなので、どうやりますか。評価額から計算して、それにプラスなんだかマイナスなんだか、それをどういう要因でプラスにしたか、マイナスにしたかというのを全部知らせてもらわないと、この予定価格が分からないじゃないですか、妥当かどうかというのが。どう考えたらいいのか、ちょっとよく分かりません。何で不動産鑑定の中身を議会で提示ができないのかというのが分からないです。

では、正確な数字まで教えてもらわなくていいですけれども、古い水道管撤去、幾らかかりますか。2,147坪で、どれぐらい水道管の長さがあるのか分からないですけれども、あと、そのほか造成が必要な金額、幾らだと市のほうで思いますか。不動産鑑定の中身をもうご存じでしょうから、金額を教えてください。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　すみません、先ほど来申し上げてございますが、その予定価格は、先ほど来申し上げていますとおり、不動産鑑定価格ということで参考です。これは、不動産鑑定士との契約上の関係です。この周囲の不動産取引の状況、それから鑑定士が調査を行って分析した情報が含まれておりますので、公開することによって、その鑑定士の利益を害するおそれがあるということで、その鑑定の詳細の内容は申し上げることができない、こういうことになっております。

では、その評価額というところでございますが、本件について予算編成時は固定資産評価額を参考に予算編成をさせていただきました。このときは平米１万3,900円ですので、坪単価にしますと４万5,870円、これがその予算編成時のときの見積もった価格でした。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　これは固定資産評価額になります。落札の実績でいきますと、坪単価にしますと４万1,454円ということになります。予定価格にしますと、これは割り返しますから、平米当たり9,740円ですので、坪単価にしますと３万2,142円という形になっております。

では、その水道管を撤去するのに幾らかかるのかというところでございますが、これは購入された方が、当然そこは見積もられると思います。そこは、民間と民間同士の業者間で決められる価格なのかなと。ですので、そこについて市で幾らですよというところで提示したこともございませんし、その入札の案件で撤去のほうは要件にさせていただいておりますけれども、金額を幾らでというところで提示したことはございません。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利）　ここでおはかりいたします。本日の会議は、会議の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（飯嶋正利）　引き続き質疑に入ります。

ほかに質疑はありませんか。

松木源太郎議員の発言を許可いたします。

松木源太郎議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　私は、この議案が１月17日から２月５日まで最初の官公庁オークションに出ていたときから関心を持っておりました。

神西の住宅が１戸だけがずっと残っていて、それが撤去されて、これからどうなるんだろうということを関心を持っていたらばこのことが分かったのですが、２月５日までには落札できなくて、その後、２月19日から26日までの締切りの間に今回の落札になったわけであります。そういうことで関心を持っていたので、議案が出るということを事前にどうなっているんだということを聞きたかったわけですが、これで今回分かりましたので、何点かご質疑申し上げたいと思います。

一つは、先ほど戸村議員もおっしゃっていましたけれども、貴重な市有財産です。旧旭市でも最初の頃にできた市営住宅で、長い間入居者がいるので撤去できなかったところでありますけれども、これについては、やはり自治体として何らかの活用方法を考えるべきではないかと、私はいつも思っていました。ただし、今回、こういう形で出てきましたので、２点だけ聞きたいと思います。

この落札者がどういう事業に使うかということについて、制限がなぜ設けられなかったのか。先ほども申し上げましたように、転売されたらば1,000万円単位のもうけが出てくる可能性もあるわけですね。そういうのをそのまま落札にしてしまったということ。これは今からでも、やはり条件をつける形のものに変えるべきです。つまり、7,000平米ですよ。すごく広いところで宅造されるだろうと思ったけれども、実は都市整備課長がおっしゃるに、条件があるから、それでできないものはあるだろうけれども、意に反して例えば近くの方の日照権が侵害されるだとか、そういうようなことも出てくる可能性があるわけですよ。普通の住宅地ができるんだったらそれはいいけれども、それは分からないでしょう。保証できますか、市として。だから、十分な条件をつけた売り方しかできないと思うんです。

次は、今、古い市営住宅でそろそろいろいろと更地になりそうなところが、双葉団地とか西野団地とかを抱えているわけです。双葉団地は少し狭いですけれども、西野団地なんかはすごく広いですよね。そういうようなところについて、これをどうするんだということをもっと庁内でもって議論して、公有地をどうするんだ、こういうことを議論しないでもって、売ればいいということを私はおかしいと思うんですけれども、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　まず、２点目のほうのご質疑でございます。市営住宅の古いものについての今後の活用というところでございますが、当然庁内でも、役所の組織の間でも、それは協議は行っております。市として、今後の活用の方法があるのかどうか、そういったところを協議した中で、それは進めていくということになろうかと思います。

旧神西住宅につきましては、昭和42年の建築ですし、だいぶ老朽化が進んでいて、１棟ごと壊していったような経過がありますけれども、そういう中で最後の１棟がなくなった中で、これについては、１棟なくなる前段階からだと思いますが、公共施設の総合管理計画を定めていく中で、活用していくものは活用していこう、それから、やはり地理的な部分ですとか場所ですとか、そういったものを考慮したときに、市として何か活用の見込みがないと、そういった土地に関しては、ずっと抱えていくとそれなりに維持費もかかりますので、そこについては処分をさせていただくという方向で、内部で協議をしているところでございます。

それから、なぜ事業に関して制限が設けられなかったのかというところでございますが、第１種住居地域という網がかかっているというところで、市としても住宅として開発してもらうのが一番いいんだろうなというふうには考えておりますが、公売の中で、申し訳ありません、そういった条件がつけられなかったのは反省しなければいけない点かなと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　仮に、契約上どうなっているか分かりませんけれども、議会で否決されて売らなかった場合には、どういうペナルティがあるんですか。そういう契約はないようになっていますか。つまり、議会の議決が前提、当然資産の場合は前提になっているんですけれども、それははっきりと契約上どういうふうになっていますか。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　この契約に関しては、仮契約の際にも、それから入札する際にも議会の議決の可決が必要ですよというところで入札のほうを開始しております。

もしこれが議会の可決が得られなかった場合にはどうなるのかということでございますが、これは当然契約が無効になりますので、ペナルティということで何かあるかというと、特にペナルティがあるわけではありませんが、業者に対して今まで入札保証金ですとか、契約保

証金等を入金していただいているのをそのまま返還するというような形になろうかと思います。特に何かが、ペナルティがその契約書にうたってあるかというと、そういうものはございません。

○議長（飯嶋正利）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　今の状況は分かりましたけれども、しかしあまりにも安易に売却の方向に走っていますよ。ですから、じっくり議会にも相談して、本当にここを売っていいのかどうかという広い意見を聞くことが必要ですよ。だから、私は採決に臨んでは反対せざるを得ないですね。

そういうような状態で持っていく市政の進め方が、どうも私にはしっくりこないんです。だから、そこのところを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（飯嶋正利）　答弁は結構ですか。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

伊場哲也議員の発言を許可いたします。

伊場哲也議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　それでは、議案第32号、財産の処分について議会の議決を求める、この点について５点質疑させていただきます。

１点目でございますけれども、この旧神西住宅跡地という名称なんですが、まず１点目、ちょうど１年前のこの３月議会だったというふうに記憶しているのですけれども、予算書をお持ちでないかもしれませんけれども、私はこれを準備する都合上、こういうふうに記載してあります。お読みしますので、ご理解いただければと思いますけれども、予算書33ページの16款２項１目１節、説明欄１の土地売払収入１億506万9,000円と予算計上した土地でよろしいのかお伺いいたします。１点目です。

２点目、一般競争入札による売買、官公庁オークションインターネット公売での入札というご説明がありました。そして、それぞれ３者の入札額についてもご答弁いただき、了解いたしました。

法人２者というご答弁もありましたけれども、なぜ入札した業者を公表できないのかと。個人情報保護条例ですか。法的根拠、個人情報保護条例第何条何項等々に従って公表はでき

ませんと、法的根拠をお伺いいたします。

３点目、行政改革、限られた市のお金ですから、行政改革は非常に大事だということを行政改革推進課長の過去の議会での答弁で、私はそのように認識しているのですけれども、不動産鑑定士は土地の条件を整理した上で不動産鑑定は取る予定だとご答弁されております。具体的にどのように土地の条件を市として整理したのか、土地の条件を具体的にどのように整理したのかお伺いいたします。

４点目でございますけれども、不動産鑑定士、記憶にありますけれども、ちょっと曖昧なもので、お尋ねいたします。どこの不動産鑑定士に依頼をしたのか。以前は佐倉市のほうとかとおっしゃって、八街市のほうとかおっしゃっていたと思うんですけれども、不動産鑑定士はどこに依頼したのか４点目としてお伺いいたします。

５点目でございますけれども、榎澤課長、５点目ですけれども、予算の見積計上は、平成26年に、隣接していた土地売却を参考に、ちょうど１年前の予算議会で１億506万9,000円という見積りを、予算書見ていただければ分かるかと思いますよ、されていたんですね。ところが、今回は8,901万円ですか。1,600万円ほど安かった。つまり、不動産売払収入としては24.7％減になってしまったというような説明がございました。今話題になっておりますけれども、1,600万円ほど安かった点についてどうお考えなのか質疑いたします。

以上５点、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　まず、今年の予算のときの科目ですけれども、土地の売払収入というところで計上したところで間違いございません。

（「幾ら」の声あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　１億506万9,000円。

ただ、すみません、そのときにちょっと回答が不足していたのかもしれませんが、この旧神西住宅跡地のほかにも幾つか小さい土地の払下げの部分も予定していたところがありますので、当初予算のときに、この物件で想定していたのは9,635万5,000円ほどになります。１億506万9,000円の中の旧神西住宅分としての売却で、当初予算で計上していたのは9,635万4,800円でございます。

それから、法人２者を公開できない法的根拠でございますが、こちらは情報公開条例第12条第２号、第３号により、個人または法人の利益を害するおそれがあるため公表を控えさせ

ていただいております。

３点目です。土地の条件をどのように整理したかということですけれども、先ほど来言っていますが、測量して、それから水道管等の撤去の話もございますし、それから不動産鑑定を行った上で売却に、入札に向かうというところで整理をさせていただいたところでございます。

どこの鑑定士ということでございます。株式会社総武不動産鑑定でございます。株式会社総武不動産鑑定、住所は千葉市中央区になります。

昨年のこの議会のときに、その１億円の多分算出の根拠として、平成26年のときに、隣接していたその土地を売却した経緯がありまして、それを参考にというところで予算計上していたところでございますが、下がってしまった理由というのは、先ほど来ご説明していますけれども、売却する土地の中に減額要因がちょっと存在していたと。その平成26年のときの売却については、さほど大きな土地でもございません。小さい面積のところですので、その減額の要因がなかったというところで、その辺の差なのかなというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　２回目の質疑をそれぞれさせていただきます。

まず１点目でございますけれども、当初の売却予定の面積は6,900平方メートルでしたか。私は坪数で質問したところ、前木内議長が、坪で聞いているんだからと、2,090坪というふうにおおよその坪数でお答えいただいたんですけれども、それでよろしいかということです。

なぜかといいますと、今回の所在地は字川西一番10951番のほか、10951番６と10952番、この２筆の土地も含めての売却だというふうに私は捉えたんですけれども、そうしますと、質疑しなければいけないのは、その２筆の土地の面積は、恐らく90平方メートル弱ぐらいではないかと推測するのですけれども、何平米ですか、質疑いたします。

それから、執行されたのが（２）のネットオークションの関係なんですけれども、執行日が示されていますよね。令和６年２月26日、ほんの数日前。だから、今回追加ということで議案上程されたということ。事前に間に合わなかったというふうに理解してよろしいか、質疑です。

（３）の不動産鑑定士に関する件ですけれども、再質疑です。土地物件調査、先ほどの土地の条件の整理との関係もあろうかと思いますけれども、どのように土地物件調査について行われたのか。なぜかといいますと、以前そういうふうに答弁されているんですね、行政改革推進課長が。土地物件調査を行っていく、そういう予定で売却を考えていると、そういう

答弁がありましたので、その議事録に沿って私は質疑させていただいているんです。

（４）不動産鑑定士、鑑定依頼料というのは、総武不動産、お幾らお支払いになられたのかということです。なられる予定なのかということですね。1,000万円ぐらい、分かりませんけれども、鑑定依頼料は幾らお支払いになりましたか、なりますか。

最後、５点目でございますけれども、当たっているかどうか、ですから質疑させていただきますけれども、落札者は有効な入札を行った者のうち、入札金額が、本市が定めた6,900万円という予定価格の根拠を伺うと、私記載しているんですけれども、お分かりになりますか、質疑内容。6,900万円という予定価格を設定されたじゃないですか。その根拠をお伺いしたいということです。理解される方、この中にいますから。

以上５点、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　まず１点目、面積の２筆の関係だと思います。具体的に全部で３筆になりますので、１筆ごとの面積を申し上げるでよろしいでしょうか。

10951番１、こちらが4,364.50平方メートル、10951番６、205.39平方メートル、10952番、2,515.57平方メートルでございます。

（「トータル」の声あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　7,085.46平方メートルになります。

開札が２月26日ということで、この後、仮契約等の手続きもありまして、当初提案にちょっと間に合わなかったということでございます。

土地物件調査の関係でございますが、資料作成をお願いするということで委託したものでございまして、その面積の関係もそうですし、接面の道路の関係ですとか、それから、当然建築基準法に基づく制限の関係ですとか、あとはインフラ関係、供給関係の施設、水道であったりガスであったり電気であったりとか、そういったものと、それから公共交通機関、いわゆる鉄道やバス、最寄りからどのぐらいの距離の位置であるですとか、周辺に公共施設、どのようなものがあるかですとか、そういったもの、いわゆるこの土地の状況を詳細に報告書として作るものとして物件調査をお願いしているものでございます。

それから、４点目が鑑定料お幾らでしょうかというお話かと思います。鑑定料は48万7,300円でございます。

予定価格6,900万円、市がどう定めたのかというところでございますが、これは先ほど来

申し上げているとおり、不動産鑑定価格を参考に予定価格を設定させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質疑です。

（３）につきましてさせていただきます。大変申し訳ございません。本物件調査の結果、坪単価を幾らと不動産鑑定士は見積もったのか、再度質疑いたします。

（４）ですけれども、不動産鑑定士の、先ほどありました7,085云々平方メートル、査定額は幾らになったのか。申し訳ございません、査定額。この土地に対しての査定額が幾らになったのか。

質疑の内容が分からなければ言ってください。私も質疑している内容が適切かどうかというのはちょっとクエスチョンがありますので。

（５）についてですけれども、これは今度、本年度予算書になりますかね。7,911万7,000円の売払収入とされていると思います、６年度の予算書。8,901万円で落札されたのに、売払収入として7,911万円ということは、1,000万円のずれがあるというのは手数料とか等々のお金を引いたということなのでしょうか、質疑いたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　１点目でございます。坪単価はということでございますので、予定価格6,900万円を売却の予定であります7,085.46平米で割りますと2,146坪になりますので、割り返しますと３万2,122円になろうかと思います。

この土地に対する査定額ということでございますが、これは市のほうで設定しました予定価格6,900万円というのが査定というか、という額が正しいのかどうかあれなんですけれども、6,900万円ということになろうかと思います。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　6,900万円でございます。

それから、本年度の予算ということでございますが、大変申し訳ありません、これは５年度予算の関係の議案でございますので、答弁のほうは差し控えさせていただければと思います。本案件と予算は、特に６年度予算はリンクしませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

向後悦世議員の発言を許可いたします。

向後悦世議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○１７番（向後悦世）　では、お尋ねします。

旭市は、基本理念として安全・安心で住みやすいまちを目指していますよね。今の説明を聞いていますと、日本に住んでいれば誰でも買えると。やっぱり、その土地が後々近隣に迷惑かからないか、そういうことも考慮して取引するのが、公の施設売却する場合、当然のことだと思います。それでもって私は質疑させていただきました。

旭市が今まで造成したりして非常に長い間トラブって、水中ポンプで家の中から水をくみ出したり、それでも謙虚に、ああ、いいですよ、何かもう地形がこうだから、でもあれは完全に造成して埋立てして、もう住宅の中、こんなに水がたまっていて、水中ポンプで年寄りが１人で水をくみ出している。もう病気になりそうな状態のようなところがありました。

そういうのを考えていくと、安全・安心で住みやすいまちを目指すには、私は、やっぱりそういうふだんの、造成したり、転売したり、何かされても悪影響が起きないようにと、細心の注意を払った上で売却したりするように心がけてほしいと、その一点でただ質疑しただけでありますので、それを考慮して今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　答弁は。

○１７番（向後悦世）　では、答弁を簡単にもらうか。

○議長（飯嶋正利）　向後悦世議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　貴重なご意見ありがとうございます。

今後のこういった土地の売却について、十分注意して対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　向後悦世議員の質疑を終わります。

向後悦世議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

宮澤芳雄議員の発言を許可いたします。

宮澤芳雄議員は質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○１５番（宮澤芳雄）　議案第32号について質疑をいたします。

１点だけ教えてください。

予定価格を決定するに当たった経緯をお尋ねしたいんですけれども、市有地の売却ですから、当然複数の鑑定士が入っていると思うんですけれども、最高額の額でこれを決定したのか、あるいは数者の価格を案分して決定したんではないんですか。そういったことを１点だけお尋ねします。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　不動産を購入する場合とちょっと異なりまして、今回売却になりまして、鑑定のほうは１者でやっております。

○議長（飯嶋正利）　宮澤芳雄議員の質疑を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　議案第32号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第５　常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利）　追加日程第５、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第32号の１議案を、配付してあります付託議案分担表（その２）、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終えるようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は19日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　５時２７分

令和６年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第６号）

令和６年３月１９日（火曜日）午前１０時開議

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　常任委員長陳情報告

第　４　質疑、討論、採決

第　５　事務報告

第　６　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　常任委員長報告

日程第　２　質疑、討論、採決

追加日程第１　常任委員長請願報告

追加日程第２　質疑、討論、採決

日程第　３　常任委員長陳情報告

日程第　４　質疑、討論、採決

追加日程第１　発議案上程

追加日程第２　提案理由の説明

追加日程第３　質疑、討論、採決

日程第　５　事務報告

日程第　６　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝

９番	島田　恒	１０番	片桐文夫
１１番	遠藤保明	１２番	林　晴道
１３番	宮内　保	１４番	飯嶋正利
１５番	宮澤芳雄	１６番	伊藤房代
１７番	向後悦世	１８番	景山岩三郎
１９番	木内欽市	２０番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（飯嶋正利）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利）　議案第１号から議案第14号までと議案第16号から議案第32号までの31議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案等の審査結果は、配付のとおりでございます。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れなしと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（飯嶋正利）　日程第１、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　片桐文夫　登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫）　おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、令和６

年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、市道路線の認定及び変更についての10議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました10議案については、別紙報告書のとおり、議案第１号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１号の主な質疑について、要約して申し上げます。

初めに、空き店舗活用事業補助金について、対象の地域と店舗はとの質疑では、対象地域は市内全域で、対象店舗は過去に商業または事務所、事業所として使用されていた建物で、３か月以上事業が行われていない建物との答弁がありました。

また、旭市特産品開発事業の内容と対象者数はとの質疑では、市の新たな魅力を発信するために、市にふさわしい特産品の開発や改良を行う事業者に対し事業費の一部を支援するもので、補助率は対象経費の２分の１以内で限度額は50万円、最長で３会計年度まで申請が可能との答弁がありました。

また、都市計画見直し支援業務委託料2,874万9,000円の事業内容は、また指定道路調査とはどのような調査なのかとの質疑では、令和４年度から令和６年度の継続事業であり、令和６年度の主な業務は指定道路調査、併せて国・県との協議を始めるため、法定協議用の図書の作成や千葉県が県内の各都市計画区域に目標や方針を定める都市計画区域マスタープランの旭地域における原案をつくり始める。なお、指定道路調査とは、建築基準法上の道路の調査で、都市計画区域内においては幅員４メートル未満の道路は家が建築できないが、現状旧３町には狭隘な道路が数多くあり、都市計画区域になる以前から使用している道路で家が建っていたことを証明するための図面作成の作業との答弁がありました。

また、住宅耐震改修補助金200万円と住宅耐震診断補助金８万円の算出根拠は、また能登の震災後に事業の見直しはあったかとの質疑では、住宅耐震改修補助金は100万円が２件の

200万円、補助金の補助率は３分の２で上限は100万円、設計、工事、施工管理を含めた補助金となっている。住宅耐震診断補助金は、耐震診断に関する補助金で、補助金額は４万円が２件の８万円。耐震改修の事業について、能登の地震を受けての見直しはないが、常に重要施策として位置づけているとの答弁がありました。

また、住宅リフォーム補助事業2,500万円の目的と積算根拠はとの質疑では、居住環境の向上や地域経済の活性化対策として実施している。国の補助もあり、積極的に事業を実施している。実施予定件数は125件で、１件当たり20万円で見積もっているとの答弁がありました。

また、道路の舗装や新設、冠水対策の事業について実施する、しないの基準はあるのかとの質疑では、道路改良の事業数は数多くあるが、飯岡海上連絡道三川蛇園線や南堀之内バイパス等は合併時の新市建設計画にのっとり事業を行っている。新設改良事業は、現在主なもので、農高南の歩道新設改良工事等を行っている。その他、区の要望等で重要な路線と思われる場所を計画、実施しているとの答弁がありました。

また、多面的機能発揮促進事業について、目的と活動団体16団体の市内の分布状況はとの質疑では、農業施設の地域資源を保全するための共同活動を推進するため、農家や自治会、子ども会などで構成する活動組織を立ち上げていただき、水路の管理や草刈りを行う団体に支援する事業、現在の活動団体は干潟地域が４団体、海上地域が３団体、飯岡地域が２団体、旭地域が７団体で、全部で16団体との答弁がありました。

また、農林水産業費全体の積算が大幅な減となっている理由はとの質疑では、農林水産業費は、過去においておおむね９億円から12億円の間で推移しているが、市が事業を推進していくものと農業者からの手挙げの事業等がある。昨年度より数字的に減少したもので、大きいものは土地改良事業が終了した箇所があるため、また畜産関係の補助の要望が昨年はあったものが今回はなかったなど、その他様々な要因があるとの答弁がありました。

次に、議案第６号の主な質疑について申し上げます。

イ・ロ地区の配水管布設替工事で、令和６年度工事分の距離が30メートルと短く、効率が悪いと思われるが、その理由はとの質疑では、排水のボックスカルバート等埋設物があり、それを迂回しての工事となっているためとの答弁がありました。

次に、議案第７号の主な質疑について申し上げます。

他会計補助金の算出方法はとの質疑では、施設の資本費に当たる減価償却費と支払い利息相当分を他会計補助金として一般会計から繰り入れているとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和６年３月19日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第10号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、専決処分の承認についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

障害児通所支援事業について、障害児相談支援専門員の人数は足りているのか、また対応

の人数を伺うとの質疑では、障害児相談支援を行っている事業所は市内で４事業所あり、相談支援専門員は合わせて10名、相談の実績は190人。事業所により対応頻度は異なり、時期によっては集中することもある。ニーズと相談支援事業所の状況を注視していくとの答弁がありました。

また、育英資金給付事業について、令和６年度の高校生と大学生の見込み人数はとの質疑では、高校生が45人、大学生が75人の合計120人を見込んでいるとの答弁がありました。

また、学校いきいきプラン事業1,060万円について、各学校への配分額と事業内容はとの質疑では、各小・中学校50万円配分しているが、大規模校の中央小学校と第二中学校については80万円。事業内容は、各学校の裁量において、主体的に特色ある教育活動を展開するもので、例えば音楽鑑賞や芸術鑑賞など、情操教育を育むものやサツマイモ栽培体験や稲作体験など、地域の農業や郷土愛を育む事業、そのほか書き初め教室や茶道教室などを行っているとの答弁がありました。

また、小学校スクールカウンセラー配置事業について、令和５年度と同額とのことだが、最近は不登校の児童・生徒が増えている中で問題はないのかとの質疑では、小学校スクールカウンセラーは市では３人分予算計上している。そのほか、令和５年度は県でも11人配置されている。昨年度に文部科学大臣から対策が必要とのことで、緊急対策パッケージを出しており、市でも力を入れていかなくてはならない。今後さらに充実していければと考えているとの答弁がありました。

また、実用英語技能検定料補助金が令和５年度の197万円から200万円に増額した根拠はとの質疑では、令和４年度から３級を１人２回まで受験できるようにしているため、２年生の受験数が増えたことや中学１年生から３年生までの全体人数のうち、これまで19％ぐらいの受験数であったが、５％アップの24％を目指し、合格率60％を目標とし200万円と算出しているとの答弁がありました。

また、地域学校協働活動推進事業について、令和６年度に計画している事業はとの質疑では、市内小・中学校に導入するコミュニティスクールに合わせて、地域学校協働活動の一体的な推進に取り組む予定。小学校20校に地域コーディネーターを配置し、それぞれの学校で地域学校協働活動を進める予定との答弁がありました。

また、地域包括支援センター運営事業について、現在の活動内容と直近の実績はとの質疑では、地域包括支援センターは介護、福祉、保健、医療など、様々な面で支援を行うための総合相談窓口で、市内で担当地域を中央、東部、北部地域と３分割し、三つの委託型の包括

支援センターを配置している。また、高齢者福祉課内に総合調整や後方支援を行う基幹型の包括支援センターがあり、全部で４か所ある。直近１年間の活動実績は、訪問、面談、電話相談など、約１万件を超える件数を取り扱っているとの答弁がありました。

次に、議案第３号の質疑について申し上げます。国保事業の被保険者数の推移を伺う。また、保険料の今後の傾向を伺うとの質疑では、平成30年度は被保険者数が年度平均で２万874人、令和元年度は１万9,982人、令和２年度は１万9,380人、令和３年度は１万8,848人、令和４年度は１万8,028人。保険料については、今後、県では水準を統一化する方向で進んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号と議案第17号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年３月19日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて、議案第28号、市の区域

内の字の区域及び名称の変更について、議案第31号、専決処分の承認について、議案第32号、財産の処分についての12議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等のほか、参考人として地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

庁舎管理費のＬＥＤ照明借上料について、公共施設のＬＥＤ照明の設置箇所と設置率はとの質疑では、市内に260近くある公共施設の中でＬＥＤ化により効率化が図れると思われる施設は39ある。そのうち、統廃合等が予定されている施設を除いた25施設のＬＥＤ化を行っており、来年度８施設を行い、合計25施設のＬＥＤ化が完了するとの答弁がありました。

また、消防費の共同指令センター負担金の大幅増の理由はとの質疑では、平成25年度からちば消防共同指令センターで運用が開始されているが、使用機器の老朽化に伴う更新を令和６年度から令和８年度で進めている。令和６年度分の全体更新負担金3,787万7,000円が増額の主な理由との答弁がありました。

また、生涯活躍のまち形成事業１億2,313万7,000円について、指定管理料と建物借上料があるが、その契約の状況を伺う。また、指定管理料の見直しはあるのかとの質疑では、指定管理の契約は、令和３年度から令和８年度までの６年間となっている。建物借上料は、令和４年度から令和33年度までの30年間の契約をしており、債務負担行為を設定している。指定管理料の見直しは、物価の変動、昨今では電気料の高騰等もあったので、そういった部分で見直しを行っているとの答弁がありました。

また、シティプロモーション推進事業1,596万4,000円の事業の目的と内容を伺うとの質疑では、旭市の農畜産物の生産は全国トップクラスであり、観光資源や地域資源等も豊富でありながら認知度が低い現状。そこで、イメージアップキャラクターあさピーの活用や映画やドラマなどの撮影誘致支援を行い、作品を通じて旭市の情報発信を行い、認知度の向上やイメージアップを図るものとの答弁がありました。

また、市民まちづくり活動支援事業178万9,000円の事業内容はとの質疑では、自主的に創意あふれる事業を行う市民団体に対し、補助金を交付するもので、補助金の内容は、スタート支援事業は、設立後２年以内の団体の事業開始時に助成するもので、上限は10万円。ステップアップ支援事業は、団体設立後の活動に対し１年間の上限額を30万円に設定し、５回を

限度として助成を行っているとの答弁がありました。

また、公用車管理費のうち備品購入費1,605万2,000円の内容はとの質疑では、備品購入費のうち事務用備品費は、公用車に乗る際にアルコールチェックするための検知器の購入費。車両購入費は、公用車の購入費で、内訳は電気自動車２台、ハイブリッド車３台の合計５台との答弁がありました。

次に、議案第９号の主な質疑について申し上げます。

物価高騰対策家計応援商品券配付事業の対象者と人数、商品券の配付方法はとの質疑では、住民税非課税世帯と住民税均等割課税世帯は別に支援があるため、その世帯を除いた２万1,000世帯を見込んでいる。配付方法は、おおむね６月から世帯に郵送し、使用期限は７月から12月を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第27号の主な質疑について申し上げます。

ＣＣＤプロジェクトについて、これまでの取り組みと今後の展開を伺うとの質疑では、旭中央病院から、旭市と千葉大学病院、ノボノルディスクファーマの３者の協定により旭市ＣＣＤプロジェクトとして推進されている。病院として、対応可能な部分について参加協力している。当院からは、医師や管理栄養士が旭市糖尿病対策地域連絡会に参加し、市と医療機関との連携体制などの検討に参加してきた。また、糖尿病発症予防対策の一つとして、ヘルシー弁当の開発に協力し、令和５年９月にイオンタウン旭のみらい広場で販売した。今後も病院として、対応が可能な部分について参加協力していく方針でありますとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、12議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年３月19日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算、反対の立場で討論します。

令和６年度の市政をどのように運営、経営していくのかを示す当初予算、私はこの予算編成が市民の生命、財産を守るための編成になっているかを本会議と委員会で質疑しました。その結果、質疑に対する答弁で判明した当局の予算編成のやり方に到底納得することができないので、反対いたします。

令和６年は、元旦の能登半島地震から始まったと言っても過言ではありません。報道で映し出される被災地は、倒壊した家屋の瓦礫が道路を埋め、緊急車両や物資運搬車両の通行をも阻むありさまでした。倒壊住家は、全壊したものが石川県だけで7,716棟、富山県と新潟県を合わせると8,010棟。半壊、一部損壊を含めた合計は８万4,976棟にも及びます。地震発生から日を追うごとに膨れ上がる人的被害、住家被害の報道に、全国の自治体は、能登への支援策とともに自分たちのまちの防災対策の見直しを余儀なくされました。旭市も例外ではありません。現に市長の施政方針では、そのことに触れています。

施政方針、読み上げます。

「本年は、令和６年能登半島地震による災害を教訓に諸情勢の変化等に対応するため、プログラムや指標の見直しなど必要な改定を行い、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります」とあります。

しかし、この方針とは真逆の予算編成が行われていることが判明しました。その最たる例が住宅・建築物耐震化促進事業です。これは、市民が生活する住宅、建築物の耐震化を進めるための補助事業です。今回、令和６年度当初予算では、住宅耐震改修補助金は２戸分、家２戸です。２戸分で１件上限100万円、総額200万円しか取られていません。旧耐震基準の住宅が市内に4,840戸あるというのに、その耐震化補助金は２戸分しか取られていないのです。

では、この市内4,840戸の旧耐震基準とはどのようなものでしょうか。

国土交通省は、阪神・淡路大震災において、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因であり、1980年以前の耐震性が不十分な建物に多くの被害が見られたと報告しています。1981年、昭和56年以前とは、新耐震基準以前ということです。新耐震基準が規定された背景は、1978年、昭和53年に発生した宮城県沖地震による建物の甚大な被害です。1995年に阪神・淡路大震災が発生し、2011年に東日本大震災が発生。さらに、2016年には熊本地震、この三つの大震災やそのほかの地震による建物の被害状況などを総合的に鑑みても、新耐震基準の建物は地震に強いという報告がされています。

逆に言えば、旧耐震基準の耐震強度しか有しない建物は、少なくとも40年以上経過しており、法定耐用年数を超過する建物も多い。老朽化による劣化、損傷も重なりますので、大規模な地震度、震度６強から７程度に対して旧耐震基準の建物は倒壊、崩壊する可能性が非常に高くなります。大事なところなので、もう一度読みます。旧耐震基準の建物は、倒壊、崩壊する可能性が非常に高くなります。

そこで、先日の建設経済常任委員会において、東日本大震災で被災した旭市としては、能登半島地震の被害状況を見て、我がまちの防災対策の見直しを当初予算に反映したのかという私の質疑に対して、検討のテーブルにものせなかったという答弁が返ってきました。つまり、昨年末までに旭市の旧耐震基準の住宅の耐震化補助に２件分の200万円を予算要求していたものを、元旦の能登半島地震後に耐震化をもっと進めていかないと駄目なんじゃないかと議案上程までに金額変更を検討しなかったのかという質疑です。

これに対して、副市長の答弁です。会議録から引用しますので、一言一句変えることなく、紹介いたします。「予算をもっと多くすべきといったようなことでありましたが、担当課というかこの予算編成については、今までの実績の中で２件見ておりますが、実際、市民の皆様から本当にご理解、心配されて、補助金の申請等あれば、これについては打切りではなくて、流用等でしっかり対応させていただきます」。

能登半島地震を受けて、予算の見直しを検討しなかったのかと聞いたのです。それに対して、今までの実績で予算を立てた。能登半島地震で倒壊住家の状況を見て、これは見直さないとと思いもしなかった。市民が本当に心配だったら、自分で言ってくれれば流用で対応するよということです。それがご答弁の、「実際、市民の皆様から本当にご理解、心配されて、補助金の申請等あれば、これについては打切りではなくて、流用等でしっかり対応させていただきます」という言葉になりました。施政方針とは全く逆の答弁です。

これが政策と呼べるのでしょうか。心配だったら市民から言ってこい。そうしたら、ほかの予算からでもお金を引っ張ってやるから。これが災害に強いまちづくりの政策なんでしょうか。本来、血税を使うのですから、政策誘導して、市民の生命、財産を守ることが行政の役割、責任ではないですか。しかも、当初予算の審査で流用でしっかり対応するという文言を、市の事務方のトップ、予算編成チームのトップが言うことでしょうか。言語道断。丼勘定で予算を立てていましたと言っているようなものです。今までも流用で対応する予算立てをやってきたのかと疑われても仕方がありません。

元旦に能登半島で大地震が起こったのですよ。これ、旭市だったらどうなっちゃうんだろう。旧耐震が4,800戸以上あるんだから、相当な割合で倒壊してしまうのではないだろうか。そういう話合いぐらいしてくださいよということなんですよ、当初予算に向けて。見直しをしてくださいということなんです。

そして、被害想定をしっかり積算して、それに責任を持って当たれる予算編成をするべきだと言っているんです。いいんです、見直しをしてみて、やっぱり能登半島地震前に積算したその２戸と同じだったというんだったら、予算見直しのテーブルにのせたということは評価します。そうではなくて、今までの実績が２戸だったからそのまま２戸でいいと胸張って言うところが問題だと言っているんです。

古い家だからもう直さなくていいよという市民がいる、そういったご答弁もございました。そういった市民がいらしたら、命を守るための必要性を説くのが行政の役割ではないですか。自分のまちの悲しい歴史からも、つい３か月前に起こった大きな犠牲を伴った大震災からも学ぼうとしない。市長、これで施政方針で述べられた、「引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります」と胸を張って言えますか。

市長の施政方針と実際の予算編成のやり方に乖離があり過ぎること、そして何より市民の生命と財産を守るという市の責務を忘れた予算編成であることから、令和６年度一般会計予算に反対いたします。

○議長（飯嶋正利）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　常世田です。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

防災力の強化について、前者よりお話がありましたが、先日行われました私の一般質問に

おいて、本市の防災力の強化に対する現在の取り組み、また東日本大震災、想定を超える被害、津波による尊い人命の喪失、そういったことを経験し、前明智市長の下、職員の皆様がこの旭市、被災地を一日も早い通常の状態に戻すために全力を傾けてきたことは、この市に住んでいる私はずっと見てきたことであります。なので、防災力の強化、今後も引き続き能登半島地震を受け、さらに市長は力を入れ全力を傾けていくことでしょう。そのことをまず申し上げたいと思います。

では、先行きが不透明な今般において、令和６年度旭市一般会計予算は、チーム旭でまちづくりの理念の下、市長をはじめとした執行部、職員方の予算編成への真摯な取り組みの姿勢が感じられる内容となっております。また、各事業の内容を見ますと、めり張りの利いた予算編成となるよう配慮されており、市民の皆さんが住み続けたいと思えるまちづくりを実現するために必要な内容となっております。

例えば農業においては、成り手不足の解消に効果的な新規就農総合支援事業をはじめとした、農家の皆さんが安定し持続的な農業経営を行うために必要な各種事業メニューを盛り込んでおります。私は農家ですから、実感しております。

商業においては、商業振興、まちのにぎわい、まちの活性化に有効な事業、中でも空き店舗活用事業補助金を利用して新規に事業を始める方がここ数年でかなり増えていることは、とても喜ばしいことであります。

子育て施策では、包括的な切れ目のない支援を推進しており、新規事業であるファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業は、共働き世帯が多い本市において、とてもありがたい事業です。学校給食費の第１子、第２子の半額免除と第３子以降全額無償化は、子育て世帯の皆さんに大歓迎される事業であり、移住・定住を検討されている方々への魅力的な判断材料となることでしょう。

障害のある方へのきめ細かい配慮を感じさせる障害児通所支援事業、本市の魅力を全国へ発信し続けているふるさと応援寄附推進事業、近年全国各地で頻発している短時間集中豪雨による冠水被害を解消するための排水整備事業等々、挙げれば切りはありませんが、以上のことから歳入の見通しが不透明な今般において、限られた財源を的確に配分し、未来ある子どもたち、今頑張っている子育て世代をはじめとした、全ての市民の方が住んでよかったと思えるまちづくりを推進している市長の下、職員の皆さんが一丸となって考え抜いた予算であります。

議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員、松木源太郎です。

2024年、令和６年第１回定例会に当たりまして、議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算について反対の討論をいたします。

今年の予算は、暮らしと平和、政治の在り方そのものが問われるような激動する内外情勢の下でつくられ、国会の審議がされています。

第１に、能登半島地震の発生です。政府は、震災対策のため、一旦閣議決定した予算を一部変更するという異例の事態となりました。

第２に、自民党派閥のパーティー券収入をめぐる裏金疑惑で、異例の予算編成。

第３に、国民の暮らしと営業が危機的になっている経済情勢です。昨年、2023年の消費者物価は、1982年以来の41年ぶりの上昇率。実質賃金は21か月間連続で前年同月割れ、暮らしが悲鳴を上げています。

第４に、平和を揺るがす世界情勢です。こうした中で、大軍拡に突き進む岸田内閣です。

このような中、私は一般質問で13年前の大地震と津波を思い出し、危機管理の対応を質問いたしました。現在の市の対応は、大災害が発生した場合に十分に対応できる状況でないことに驚きました。市長の施政方針では、国土強靭化地域計画の最終年度となる東日本大震災の被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してきたというのが、津波避難訓練では参加者は610人だったそうです。

私の家は、現在防災行政無線が聞こえず、訓練があるのを忘れていました。携帯電話の通報で気がつきました。このように、全市民に広く広報することさえ十分にできないのが現在の旭市の実情です。防災無線の改修中ですが、費用が多少かかっても文字放送可能な戸別受信機をと提案しましたが、そのままです。17億円もかけて改修して、今まで年200台も聞こえない受信機がある。用を足していないのであります。

さらに、広報あさひは６割の家庭にしか届いていません。月２回発行で年間750万円かけていますが、月に１回で郵便局のポスティングを利用すれば、世帯数２万6,489世帯で１回131万円、年間1,572万円で全世帯に配布できます。こういうような状態でありますが、私が驚いたのは、危機管理についての部署を設けなければいけないという一般質問をしましたらば、担当の課長が何と言ったかというと、総務課の防災担当の経験をした人が何年か経験して職場に戻れば、市内にそういう方が増えるから対応できる、こういう答弁をされました。

これが今の旭市の考え方です。

しかし、今、各大学に危機管理部があるように、危機管理というのは経験がある人が一定の部署でいつも監視していなければできないものなんです。そういうことの理解がまるっきり旭市の市役所にないわけです。

次の問題に移りますけれども、出産祝金の第１子からの支給、未就学児の国保均等割無料化など子育てしやすい市にするための施設が大変遅れています。人口減少の激しい自治体では、子どもを安心して育てられる環境をつくることです。市のストップ少子化大作戦は、メリットがほとんどない政策ではないでしょうか。第１子、第２子の給食費が値上げ後の価格の半分を無償化しました。旭市において、給食について大変関心が高まっています。年度途中でも全面的な無償化が必要ではないでしょうか。

干潟地域の小学校の統合問題は、大変厳しい問題を抱えました。昨日、３回目の代表者会議が古城小学校で開催されましたが、統合の小学校を決定する会議で、市長が「古城小学校に決定している」と取られる発言をして、北部中学校が小中一貫校の考えもあるような発言をされ、会議が混乱しました。市の責任者は、挨拶するとしても丁寧な発言が必要と感じました。そうでなければ、会議の最後まで参加してください。学校再編事業はこれからが本番で、今後何年にもわたって住民の皆さんの意見を聞いて実施される事業です。担当課の親切で慎重な対応が必要と感じました。

その他いろいろ言いたいことありますけれども、一つだけ聞きたいのは、畜産環境フレッシュ事業、これはもう３年か４年続いていますけれども、臭いの解消ができません。私は、畜産の臭いでもって大変困っている方の相談に乗りましたけれども、結局臭いは消えないわけです。都会からの移住者を呼ぶということを言っておりますけれども、本当に呼べるんですか。

遠くから来た人は、旭市に着くとふん尿の臭いがすると言います。こういうところをまず直さなければ、移住者を呼ぶ、今でも来ている人はいるでしょうけれども、そういう問題ではないと思うんです。畜産や農業を振興する、大事です。これをやりながら、市は責任を持ってそういう問題を解決していく、これこそ市政の役割ではないですか。

当市は、通常の行政事務については、少しずつですが着実に各種事業をこなしてきましたが、住民のあれこれの要望に対して、その意のあるところを酌み取って市民に奉仕する事業がどうも不得手です。そのように感じてしまいます。住民の皆さんの市に対するご要求はとても大切です。この点をしっかりと踏まえた行政を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　以上で議案第１号について、通告による討論は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　６分

再開　午前１１時１５分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

続いて、議案第２号から議案第14号までと議案第16号から議案第23号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第24号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

私は、議案について最終的に調べていたらば、この24号の内容がどうも理解できなかったわけです。この議案は、市の公園の管理を指定管理制度にするということです。指定管理制度にしたのは社会体育施設があります、12の施設。それがどのようになっているかということを聞いてみますと、利用者が増えましたということだけです。そういうような形の指定管理制度、市の職員が結局いなくなったわけですね。そういうような制度をどうして導入するのかということを今でも疑問に思っています。ですから、公園の管理が本当に指定管理制度でもって運営できるものなのか。

この事業化には大変疑念がありますので、反対いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　以上で、議案第24号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第25号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第26号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてであります。

この議案は、養護老人ホームと特別養護老人ホーム、ぴあハウスを廃止する議案であります。

ぴあハウスは、西足洗のところにある施設ですけれども、これは除きますけれども、養護老人ホームは入居していた方を周辺の養護老人ホームに移転していただき、廃止するとの報告であります。旭市の市民では、今でも19人の方が旭中央病院の中の養護老人ホームでなく、周辺の養護老人ホームに入居をされているそうです。地元でなく遠いところのホームに入居されていることになります。旭中央病院は、急性期の病院で、福祉の事業はやらないという意思表示でしょう。残念です。

介護保険の特別養護老人ホームも同じ扱いを受けました。これはイオンの南に新しい福祉法人の80床の特別養護老人ホームができるそうであります。民間がやればいいということでしょう。しかし、この議案につきましては、もう昨年の７月に閉鎖したそうですけれども、その１年前からもう職員はほかに移転し、入っている方は二つの施設ともいなかったんです。では、本当にこの福祉施設が旭中央病院の中に必要でなかったのかということをどのぐらい市と中央病院が話し合ったか。私の知る限りでは、評価委員会と話し合った、そういう記録はありますが、これも１年近く前です。

それで、第２期の中期計画でも、中期目標でもこういう問題は掲げられておりません。しかし、第１期の中期計画では、養護老人ホームや特別養護老人ホームをこれからやっていくし、何かあった場合には建て直す、更新するということが書いてありました。いつからこういうふうに変わったのか。本当に残念です。

言わせていただければ、前にもお話ししましたけれども、諸橋院長と話したことがありまして、諸橋院長が、シルバーケアセンターというのが今ありますが、介護保険ができる11年前に造られました。お年を取った方が退院しても、日常生活するまでの間、そこで暮らして出ていくという施設を造った。私は、諸橋院長にそういうものは要らないんじゃないですかということを言ったらば、いやこれが必要なんだと言われて、なるほど、それを建ててから11年後に介護保険制度が始まりまして、今では介護保険制度はここから始まったと言われる

ぐらいに貴重なものであります。

しかし、今の旭中央病院の考え方ですと、ケアハウスもシルバーケアセンターもいらない。将来的にそういう方向に今向いているということで、非常に残念です。しかし、これをちゃんとこういう方向で行ってくれと示すのが設置団体の旭市のやり方、考え方ではないかと思います。

長くなりますけれども、このことを皆さん方もぜひ覚えておいていただきたいということで、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　以上で、議案第26号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第27号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて、反対の討論をさせていただきます。

この地方独立行政法人は、旭市の年間の地方交付税約90億円の30％、22億円を旭市が毎年支出しています。第２号議案でありました、旭市病院事業債管理特別会計で、長期の債務、借金、融資ですね、の管理を旭市がしています。その現在高は174億円であります。長期の借金は、旭市が管理しているわけです。短期の借金、債権は独立行政法人が独自に借入します。第２期は30億円でしたが、第３期は60億円に増額します。

私は、12月に議決した中期目標並びにこの中期計画とも、地方独立行政法人の在り方を問いたいというふうに考えております。設置団体の旭市は、私の知る限り、平成17年から法に基づく方法で事業を進めてきましたが、地方独立法人の評価をする評価委員会の会議を公開してこなかったと思われます。評価委員会の会議の告示文書は、市の掲示板にだけ貼られるだけで、市のホームページには載せておりません。つまり、いつ会議が開かれ、何が議論されたかは、後日ホームページに掲載されて、つまり関係者以外は事前には分からない。こんな運営でされておりました。

第３期計画については、どんなことを私は反対するかといいますと、旭中央病院は70周年記念誌にも書いたとおりに、地域住民の健康を自らの手で守り、国の皆保険制度実現に協力するため、当時の旭町ほか８か町村、つまり現在の旭市の地域ですけれども、1953年、昭和28年に開設しました。つまり、地域の人々が自分たちの病院を造ったんです。大きくなった、

有名になったといったって、地域住民の病院であります。この点を外れた対応はありません。したがって、今の旭市の住民、つまり旭市の病院です。

この点から考察しますと、地元旭市に対する対応がとても少ないのが、目標であり、計画です。旭市に小児科医院が少ない、産婦人科が１件もないなど、医療の問題で困った事情がありますが、これらの問題とともに24時間救急対応はありがたいが、5,500円も請求されたなど、医療費の支払いの不満も出ています。これらの問題を正しく解決する責任が旭中央病院と旭市にあることを指摘して、反対討論としたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利）　以上で、議案第27号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第28号から議案第31号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第32号について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　令和６年旭市議会第１回定例会が開会して10日もたった３月８日に、追加議案として慌ただしく上程、当日の質疑となった議案第32号に反対の立場で討論します。

まず、この契約案件は、ばたばたと上程するところから非常に疑義があります。全く計画性がない。いや、ある意味別の計画性を疑う案件です。

以下、反対の根拠を述べます。

まず、予定価格6,900万円、仮契約売却価格8,901万円もの市民の財産を売り払おうというのに、追加議案で出してくることから大問題です。しかも、この予定価格決めの根拠を質疑したところ、平成26年の隣接した土地売買価格を参考にしたという答弁。平成26年は西暦2014年、東北と共に旭市も大変な被害を被った東日本大震災から３年がたとうとしている頃です。2,147坪の市民の財産を予定価格、坪単価３万2,000円で、2014年の坪単価を参考にして売り払おうとする。そして、実際に入札で落とされた価格は坪単価にして４万1,000円。

現在、その土地の近隣は、低く見積もって坪単価８万円とも10万円とも言われていると宅地建物取引業仲間から聞きました。そこで、2,147坪のこの価格の積算根拠として、不動産鑑定の内容を質疑しても、不動産鑑定士との約束で内容は極秘ということで、議会にも開示しない。これでは、価格の妥当性をどのように議員は審査すればいいのでしょうか。

もう一つの疑義について説明します。

旭市は、令和４年度から令和７年度まで予算を取って、都市計画の見直しをします。来年度、令和６年度は、都市計画総務事務費に3,000万円弱をかけて、都市計画見直し業務をコンサルに委託します。行政改革推進課は、2,000坪もの市民の財産を売り払うのに、旭市の都市計画と全くリンクしていないことが判明しました。この2,000坪超えが一個人に売り払われるからです。札を入れたのは３者。落札しなかったほかの２者も個人だという答弁がありましたが、その後訂正があり、２者とも法人だということでした。

この土地をどのように開発してほしいか説明しましたかの質疑にはノー、していません。土地転がしの可能性を避けるために、買戻し特約をつけて解除権を留保しないのかと聞いたところ、こちらもノー、つけていません。2,000坪超えを一個人に売り払って、その土地がどのように使われようが関心すらない。つまり、一個人が広いお庭つきの大豪邸を建てようが、そのまましばらく所有しておいて値上がりを待って売ってしまおうが全く関心がない。

都市計画を本当に考えるのなら、2,147坪の土地にきれいに区画された住宅を何戸建てたら何世帯の流入が見込めるか。そういう開発をしてくれる事業者を選ぶべきではなかったですか。貴重な市民の財産が、その地域では考えられない安価な売値で一個人の手に渡ってしまう。これを議員として看過することは到底できません。

さらに、この仮契約を絶対に本契約にしてはいけない理由を述べます。こちら、本会議場での質疑の答弁に対しての議事録から一語一句、こちらも拾わせていただきました。

「なぜ事業に関して制限が設けられなかったのかというところでございますが、第１種住居地域という網がかかっているというところで、市としても住宅として開発してもらうのが一番いいんだろうなというふうには考えておりますが、公売の中で、申し訳ありません、そういった条件がつけられなかったのは反省しなければいけない点かなと思います」。

反省しなければいけない点がある契約で、市民の財産を渡すわけにはいきません。市長の土地なら、私、何も口は出しません。大失敗して大損されようが、あるいは大もうけをされようが、これは全く一議員として口を出すことではございません。ただ、これは市民の土地です。市民の財産です。この反省しなければならない点をはらんだ契約を認めてしまえば、議員の良識を疑われることになるでしょう。私は、この反省しなければいけない点が悪い結果とならないよう、この土地契約に関しては今後も追跡していきます。

旭市議会は、こういう悪い例を決して認めてはいけません。市民の方から私はよく耳にするのですが、旭市は議会が何も反対しないからと言われる。反対することがいいとは言いません。せめて、議論をしてほしいのです。市が出したことに疑義をただすべきだと言ってい

るのです。議会は、言論の府と言われています。市民の負託を得ているわけです。市民を代表して議場で言論で闘うべきです。長いものに巻かれる議会を市民は望んではいません。

安芸高田市、今、日本全国からこの安芸高田市の市長と議会が大注目をされています。市長と議会が言論の府で闘っているからです。大方の国民が市長側に賛同し、議員はとんちんかんと思われながらも持論を述べて闘っています。結果、安芸高田市はとても有名になって、議会のユーチューブの収入ですね、全国１位になりました。市民と議員が脚本を書いた劇場かと思うほど面白いです。その結果、安芸高田市は本当に知らない人がいないぐらいのまちになりました。

議員の議論の内容のよしあしは置いておいても、安芸高田市の議会は議員の役割をしっかり果たしている議会だと言えると思います。議員の皆さん、ぜひともこの追加議案に対して良識のあるご判断を示していただけることを期待いたしまして、反対討論とします。

○議長（飯嶋正利）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　議案第32号、財産の処分について反対討論させていただきます。

私は、本年の１月半ばに官公庁オークションというのを見つけまして、それでこの土地が6,900万円で売りに出されていることを知りました。令和５年の予算書に約9,000万円の土地購入の丸がありましたので、これに該当するのではないかと思って注視していましたが、最初の２月５日までの間には落札者が出なくて、それで３月近くになって落札が出たようであります。

この問題が追加議案で出たときに、どうして神西の市営住宅をこんなに安く売ってしまうんだろうということを考えまして、それで調べてきたんですけれども、中身が分からない。常任委員会を拝聴している中でなるほどなと思って、あまりにも安過ぎるのではないかと思いました。私も４年前に今住んでいるところの土地を購入しましたけれども、あの土地で坪約11万円、つまり確かに駅に近くて中心街ですけれども、それがあの神西の住宅が４万円台ではとてもじゃないけれどもおかしいだろうと思いましたんで、反対討論の通告をしたわけです。

先ほど、戸村議員から詳しい内容が出ましたから、それにお任せして、ぜひこの土地は売らないで、市が持っている必要があるかなというふうに感じます。その点踏まえて、皆さん方もぜひ反対していただくことをお願いして、私の討論とさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　以上で、議案第32号について、通告による討論は終わりました。

これより、議案第１号から議案第14号までと議案第16号から議案第32号までの31議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、令和６年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、令和６年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、令和６年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、令和６年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、令和６年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、令和６年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、令和６年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案の

とおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期計画を定めることについて、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、市道路線の認定及び変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

議案第31号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号、財産の処分について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここでおはかりいたします。令和５年第４回定例会で建設経済常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査となっておりました請願第４号の審査結果報告書が本日提出されましたので、この後請願第４号について、常任委員長請願報告及び質疑、討論、採決を本日の日程に追加したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、請願第４号について、常任委員長請願報告及び質疑、討論、採決を本日の日程に追加するに決しました。

◎追加日程第１　常任委員長請願報告

○議長（飯嶋正利）　追加日程第１、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員長に付託いたしました請願審査の経過と結果について常任委員

長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　片桐文夫　登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫）　建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

昨年12月４日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第４号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、２月16日午後２時より議会委員会室で審査を行いました。

審査の中で、インターネット通販による犯罪やマルチ被害など増加しており、早期の法整備が必要との意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年３月19日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

◎追加日程第２　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　追加日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第４号の委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第４号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、請願第４号は採択と決しました。

◎日程第３　常任委員長陳情報告

○議長（飯嶋正利）　日程第３、常任委員長陳情報告。

これより、文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第１号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月13日、付託議案の審査終了後、審査を行いました。

審査の中で、国の問題ではあるが、年金制度における外国人への脱退一時金について不公平感がある等の意見がありました。

審査では別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和６年３月19日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第１号の委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第１号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第１号は採択と決しました。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　２分

再開　午後　１時　０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出された発議案は、発議第１号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について、発議第２号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についての２発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れなしと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　林　晴道　登壇）

○議会運営委員長（林　晴道）　皆様、お疲れさまでございます。

先ほどの休憩中に議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第１号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について。それから、発議第２号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について。この２発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付をしてございます令和６年旭市議会第１回定例会議事日程（その３）、本日３月19日火曜日であります。この後、追加日程第１、発議案上程、追加日程第２、提案理由の説明、追加日程第３、質疑、討論、採決。

以上、追加日程の協議について報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（飯嶋正利）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第１号、発議第２号の２発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（飯嶋正利）　追加日程第１、発議案上程。

発議第１号、発議第２号の２発議案を上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（飯嶋正利）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　片桐文夫　登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫）　それでは、発議第１号について提案理由を申し上げます。

発議第１号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる５年後見直しが定められた。令和４年12月に同改正法の施行から５年の経過を迎えた。

令和４年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7％にのぼる。そして、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4％、電話勧誘販売の割合が8.1％であり、65歳未満の割合の２倍を超えている。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6％を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4％と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

この他、マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和４年４月の成年年齢の引き下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

１．訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には、勧誘してはならない制度とすること、及び事業者の登録制を導入すること。

２．ＳＮＳ等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はＳＮＳ事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

３．連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること、及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛て、でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（飯嶋正利）　続いて、発議第２号について、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　それでは、発議第２号について、提案理由を申し上げます。

発議第２号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる可能性があります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は日本に再入国しない前提であるという制度の趣旨に立ち返り、地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官宛て、でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第１号、発議第２号の２発議案を議題といたします。

発議第１号、発議第２号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利）　討論なしと認めます。

これより発議第１号について採決いたします。

発議第１号、「特定商取引法平成28年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第２号について採決いたします。

発議第２号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　事務報告

○議長（飯嶋正利）　日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　それでは、篤志寄附を受納しておりますのでご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、グローブ45個を、大谷翔平様より、１月10日受納いたしました。

一つ、スカットボール２セット及び公式ワナゲ３セットを、旭市古城地区社会福祉協議会様より、１月31日受納いたしました。

一つ、ワイヤレスアンプ、チューナー及びマイク一式を、平野鐵三郎様より、３月11日受納いたしました。

一つ、バスケットボール６個ほか学校用備品一式を、平野鐵三郎様より、３月11日受納いたしました。

一つ、テント１張ほか学校用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、３月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利）　事務報告は終わりました。

◎日程第６　閉　　会

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて令和６年旭市議会第１回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　１時１６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　飯　嶋　正　利

議　　員　　伊　場　哲　也

議　　員　　﨑　山　華　英